

越前市都市計画審議会

報 告 書

日 時 : 平成29年2月17日(金) 午前10時～
会 場 : 福祉健康センター 4階 大会議室

目 次

- 1 越前市都市計画マスタープランの改定について
- 2 越前市立地適正化計画の策定について

【改定】越前市都市計画マスタープラン(案)

～持続可能な定住都市の形成～

市民が育む“風格のまち”越前

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2「市町村の都市計画に関する基本的な方針」に基づいて各市町村が定める計画です。

越前市では平成20年3月に策定し、目指すべきまちの将来像を実現していくための具体的な方策をハード・ソフトの両面から捉えた、まちづくりに関する総合的な指針としての役割を担ってきました。

今回の改定は、計画期間の中間年次を迎えるにあたり、本市を取り巻く状況の変化や、立地適正化計画の策定を踏まえ、平成20年3月に策定した計画の検証・見直しを行うものです。

越前市都市計画マスタープランの改定のポイント

平成20年3月に策定した都市計画マスタープランは、「持続可能」、「定住」、「コンパクトシティ」等を視点を置いており、中心市街地のまちづくり、総合的な土地利用の規制・誘導、多様性のある公共交通体系の形成等、本市が現在も抱えているまちづくりの課題に対応した内容となっており、今後とも長期的なまちづくりの指針として継承する必要があります。

今回の改定にあたっての主な視点（留意すべきポイント）は以下の通りです。

視点① コンパクトシティの更なる推進

立地適正化計画で設定する居住や都市機能を誘導するための具体的方針と連携を図りながら進めることにより、市全体でコンパクトシティを更に推進するための計画としての考え方を提示します。

- ①-1. ネットワーク型コンパクトシティの推進
- ①-2. 立地適正化計画の目指すべき都市の骨格構造及び誘導区域との整合

視点② 関連プロジェクトの反映

現行マスタープラン策定以降、本庁舎の現在地での建設および今立総合支所の複合施設としての整備の決定、北陸新幹線常越駅周辺整備基本計画の策定、中心市街地活性化に関連する主要プロジェクトの具体化などのまちづくりに大きな影響を与えるプロジェクトが進められたため、全体構想の関連する分野の方針について、都市計画マスタープランとしての考え方を提示します。

- ②-1. 第3期中心市街地活性化基本計画の反映
- ②-2. 北陸新幹線常越駅周辺整備基本計画の反映

1. まちづくりの基本理念とテーマ

まちづくりの基本理念

持続可能な定住都市の形成

土地利用や都市機能の配置等に関する適正な規制・誘導を行い、既存のストックを最大限に活用したコンパクトなまちを形成することを基本とします。
市民が誇りをもち、満足して暮らせるための住環境整備を積極的に推進することによってまち全体の価値を高め、「住」によって「人」と「産業」が集まるような魅力と活力あるまちを創造します。

まちづくりのテーマ

市民が育む“風格のまち”越前

豊かな自然と重厚な歴史・文化が融合した越前市には、ほかのまちには見られない“風格”があります。市民が主体的にまちづくりに取り組むことによって、誇りをもって住み続けられ、また、誰もが住みたいと思う、訪れたいと思うような魅力と風格の漂う越前市を創造していきます。

2. まちづくりの基本目標

基本目標① 持続可能なネットワーク型コンパクトシティの形成

地域コミュニティ等を一つの単位として捉えた生活圏を快適となるように整備し、これらの有機的・機能的なネットワーク化を図り、誰もが住みやすい都市構造を形成します。

中心市街地においては高次都市機能の、複合施設周辺においては地域都市機能の創造的再生を図り、歴史や文化と人々の生活が密接に結びついた、魅力ある「まちの顔」を形成します。

基本目標② 豊かな自然や歴史・文化の未来への継承

本市は、日野山に代表される緑豊かな山々、広々とした田園、市民交流の場としても親しまれている日野川等、美しい自然環境に恵まれています。これらは、四季を通じて様々な表情を見せ、本市固有の風景を形づくっています。

現代を生きる私たちの重要な責務として、先人たちが大切に守り・育んできた自然や歴史・文化を継承するとともに、未来に向けて残すべき美しいまちを創ります。

基本目標③ 丹南地域の中心都市にふさわしい産業・交流都市の創造

商業・業務等のサービス産業を適切に提供するとともに、伝統産業、越前国府や万葉の里、越前和紙の里等の地域固有の歴史・文化等を積極的に活用し、産業・交流都市としての魅力を総合的に高めます。

平成35年春の開業が予定されている北陸新幹線南越前駅(仮称)周辺においては、広域交通の結節点としての高い交通利便性を活かし、丹南地域の玄関口としてふさわしい、質の高いサービスが得られる広域高次都市機能の誘導を図ります。

基本目標④ 誇りをもって住み続けられる快適なまちの創造

安心して子どもを産み・育てられる環境を整備するとともに、単に利便性の高い都市的な住まい方だけでなく、新たな居住スタイルを提供し、多様な住まい方を楽しむことができる定住都市を創造します。

身近な生活の基盤となる施設の整備やバリアフリー化、総合的な安全・安心なまちづくり、個性あるまち並みづくりを進め、誰もが誇りをもち、安心して住み続けることのできる快適なまちを創造します。

基本目標⑤ 市民主体による越前市の創造

地域の個性を活かした特徴あるまちづくりに向けて、自治振興会を中心として、地域が主体となったまちづくりを推進します。

隣接する地域間で、日常生活に必要な生活サービス機能の相互補完や、継承されてきた地域固有の歴史や文化を活かした、人やモノの交流を推進することにより、地域コミュニティの維持及びネットワークの強化に努めます。

3. 都市の基本的構成

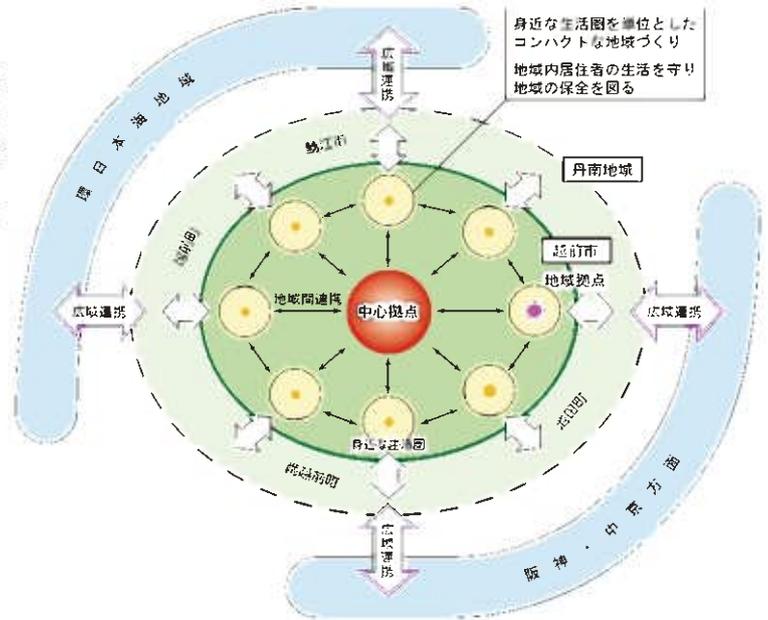
①越前市としてのコンパクトシティ

都市の構造や地形的条件等を勘案しつつ、地域コミュニティ等、日常的なつながりの強い地域を一つの生活圏として捉え、生活圏ごとに必要な都市・生活機能や都市基盤・都市環境の整備・充実を図るとともに、公共交通を中心にそれらをつなぐことによって、歩いて暮らせる利便性の高いまちを創造します。

②周辺都市との広域的な交流と連携

福井県一の産業都市、丹南地域における中心都市として、周辺都市との連携の強化を図ります。

また、都市間競争の時代に対応していくため、魅力があり住みよい本市を全国にPRしていくとともに、圏域を越えた広域的な交流と連携を推進します。



都市の基本的構成のイメージ

4. 越前市に求められる都市機能

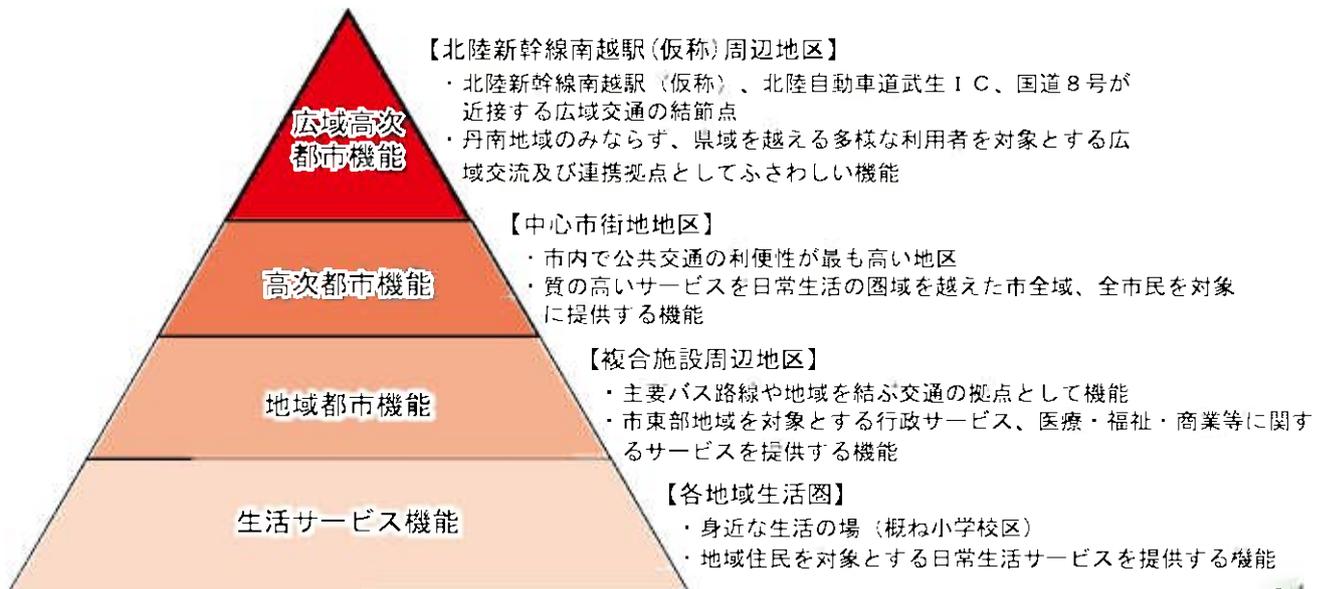
本市の将来都市構造に大きな影響を与えるプロジェクトとして、平成35年春に開業予定の北陸新幹線南越駅(仮称)周辺整備があります。北陸新幹線南越駅(仮称)周辺は、北陸自動車道武生ICや国道8号が近接する広域交通の結節点であり、丹南地域の広域交通の玄関口として、丹南地域のみならず、県域を越える多様な利用者を対象とする広域交流及び連携拠点としてふさわしい広域高次都市機能の誘導を図ることが期待される地区です。

中心市街地は、既存の都市機能を維持・活用しながら、その継承と創造的再生に向けた取組みを進めています。市内各方面からのアクセス性にも優れた公共交通の利便性が最も高い地区であり、日常生活の圏域を越えた、市全域、全市民を対象とする高次都市機能が集積する、市民の暮らしを守るための最も重要な拠点として位置付けられる地区です。

複合施設周辺は、主要バス路線や地域を結ぶ交通の拠点として機能する等、公共交通の利便性が高い地区であり、市東部地域を対象とする都市機能が集積し、伝統と文化、防災で結びつける拠点として位置付けられる地区です。

市街地外の各地区は、小学校や公民館等を中心として地域コミュニティが形成されており、地域住民を対象とする日常生活に必要な「生活サービス機能」を提供していることも本市の特徴としてあげられます。

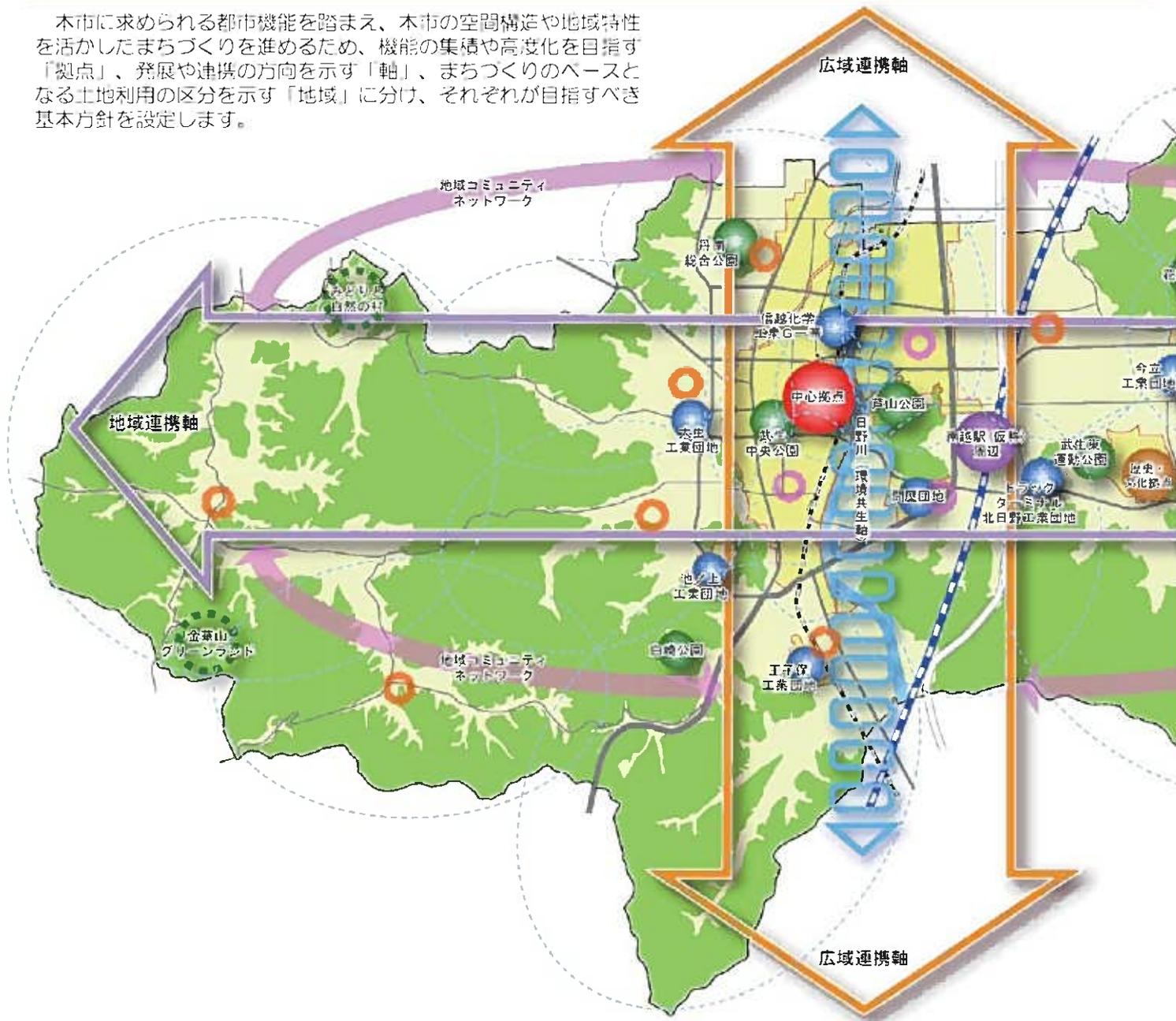
これらのことから、本市に求められる都市機能を、それぞれの位置と対象区域により、下図のように位置付けます。本市は、これらを貴重なまちの個性として磨きをかけるとともに、ネットワーク化を図ることで、住む人だけでなく訪れる人にとっての魅力を高め、基本理念やまちづくりのテーマの実現を目指します。



本市における都市機能

5. 将来都市像

本市に求められる都市機能を踏まえ、本市の空間構造や地域特性を活かしたまちづくりを進めるため、機能の集積や高度化を目指す「拠点」、発展や連携の方向を示す「軸」、まちづくりのベースとなる土地利用の区分を示す「地域」に分け、それぞれが目指すべき基本方針を設定します。



地域



広域連携軸

道路（北陸自動車道、国道8号等）、鉄道（北陸新幹線、JR北陸本線、福井鉄道福武線）など、本市の交通網は南北方向を中心に発達しています。

周辺都市圏との広域的な交流と連携を促進するため、広域交通網の利便性向上を図ります。JR北陸本線、福井鉄道福武線は、都市間を連絡する基幹的な公共交通軸であり、利便性の向上を目指します。



地域連携軸

東西に長い地形、日野川によって東西に分断される都市構造に対して、均等間の連携を維持し、さらに山間・里山地域との交流を深めるため、東西方向への移動性の向上を図ります。

路線バスは、主に拠点間を連絡する持続的な基幹交通手段として、公共交通ネットワークの維持、サービス水準の向上を図ります。

その他のバスは、日常生活を支える交通手段として、公共交通ネットワークの維持を図ります。



環境共生軸

市の中央を南北に貫貫する日野川は、まちに潤いを与える広大なオープンスペース、多様な動植物の生息・生育域として、自然環境の保全を図りながら、身近に自然に触れ合える場として活用します。



拠点



都市拠点

本市の顔となる場所として、日常生活の圏域を越えた市全域、全市民を対象とする質の高いサービス機能の提供、越前国府の重厚な歴史・文化を活かしたまち並みづくりなどにより、にぎわいや魅力づくりを推進します。



地域拠点

複合施設周辺は、市東部地域を対象とする行政サービス、医療・福祉・商業等に関するサービスを提供するとともに、地域固有の歴史・文化を活かしたまちづくりを推進します。



歴史・文化拠点

花蓮の里や越前和紙の里として知られる今立及び万葉の里として知られる味真野では、地域固有の歴史・文化を活かしたまちづくりを推進します。



広域交通拠点（広域交流起点）

北陸新幹線南越駅(仮称)周辺は、高速・広域交通網が近接し、幅広い交通手段の利用者が訪問しやすい立地特性を活かして、県域を越える多様な利用者を対象とする広域交流及び連携拠点としてふさわしい活用を検討します。



コミュニティ拠点

地域コミュニティ活動の中心となる公民館や小学校の周辺を位置づけ、地域生活圏における生活利便性を確保するため、既存の日常的なサービス機能を維持します。



産業拠点

産業都市越前を支える産業拠点として、既存の工業団地では、周辺の住環境や田園環境との調和に配慮しながら、工業団地としての維持・向上を図ります。



緑の拠点

市のセントラルパークとして再整備を図る武生中央公園や丹南総合公園、武生東運動公園などは、スポーツ・レクリエーションの場として位置付けるとともに、適正な維持管理、利便性の向上を図ります。

芦山公園や花笠公園など、周辺の山林の緑と一体となった公園は、良好な自然景観や環境の保全を図ります。



自然体験型レクリエーション拠点

みどりと自然の村、ハツ杉森林学習センター、金華山グリーンランドは、良好な自然環境を活かした体験型レクリエーション拠点として、周辺の自然環境を保全しながら活用を図ります。

軸

市街地地域

現在、用途地域に指定されている地域を市街地地域として位置付け、従来の宅地需要を的確に見極めるとともに、民間活力を導入しながら、適正に市街地の形成を図ります。

既存の住環境の維持・改善を図るとともに、生活圏などを考慮しながら、歩いて暮らせるコンパクトなまちの形成を図ります。まちづくりの資産として有効な利用が行われていない一団の区域は、住宅の取得やリフォーム等に関する支援制度との連携により、市民の様々なニーズに対応し、より自然な形で居住地選択を誘導する場としての活用を図ります。

田園・集落地域

「コウノトリが舞う里づくり戦略」に基づき、里地里山の自然環境と生物多様性の保全・再生を行い、持続可能な地域づくりを目指します。

既存の集落及び団地における地域内居住者の生活を守り、地域の保全に努めるとともに、白山・坂口地区や今立地域の里地里山集落では、古民家の再生・活用も含めて、自然体験・農業体験ができるグリーンツーリズムの場として活用を図ります。

森林地域

巨野山、大谷山、三里山、若須岳、矢良岳岳、ホノケ山など、本市を取り囲み、まちの背景となる森林地域では、環境保全や防災などの多面的な機能を有する森林資源の保全・適切な維持管理に努めながら、レクリエーションや環境学習の場などとして活用を図ります。

6. 全体構想

土地利用の方針

① 人と環境にやさしいネットワーク型コンパクトシティを形成します

都市計画マスタープランと立地適正化計画に基づいて、居住機能や医療・福祉・商業等の都市としての多様な機能を、生活圏を考慮しながら適正に配置し、人と環境にやさしく、歩いて暮らせるネットワーク型コンパクトシティを形成します。

② 総合的な土地利用の規制・誘導を行います

越前市総合計画をはじめとする「街の設計図」との相互調整を図るとともに、市内の関係部局が土地利用形成に関する方針を共有しながら、総合的に規制・誘導を行っていきます。

立地適正化計画における居住誘導区域の設定のもと、緩やかな居住の誘導が図られた際には、居住誘導区域と用途地域の整合が図られるように用途地域の見直しを検討します。

指定されている用途地域と、現況の土地利用または本計画に定める土地利用のゾーニングに乖離が生じている地域については用途地域の見直しを検討します。

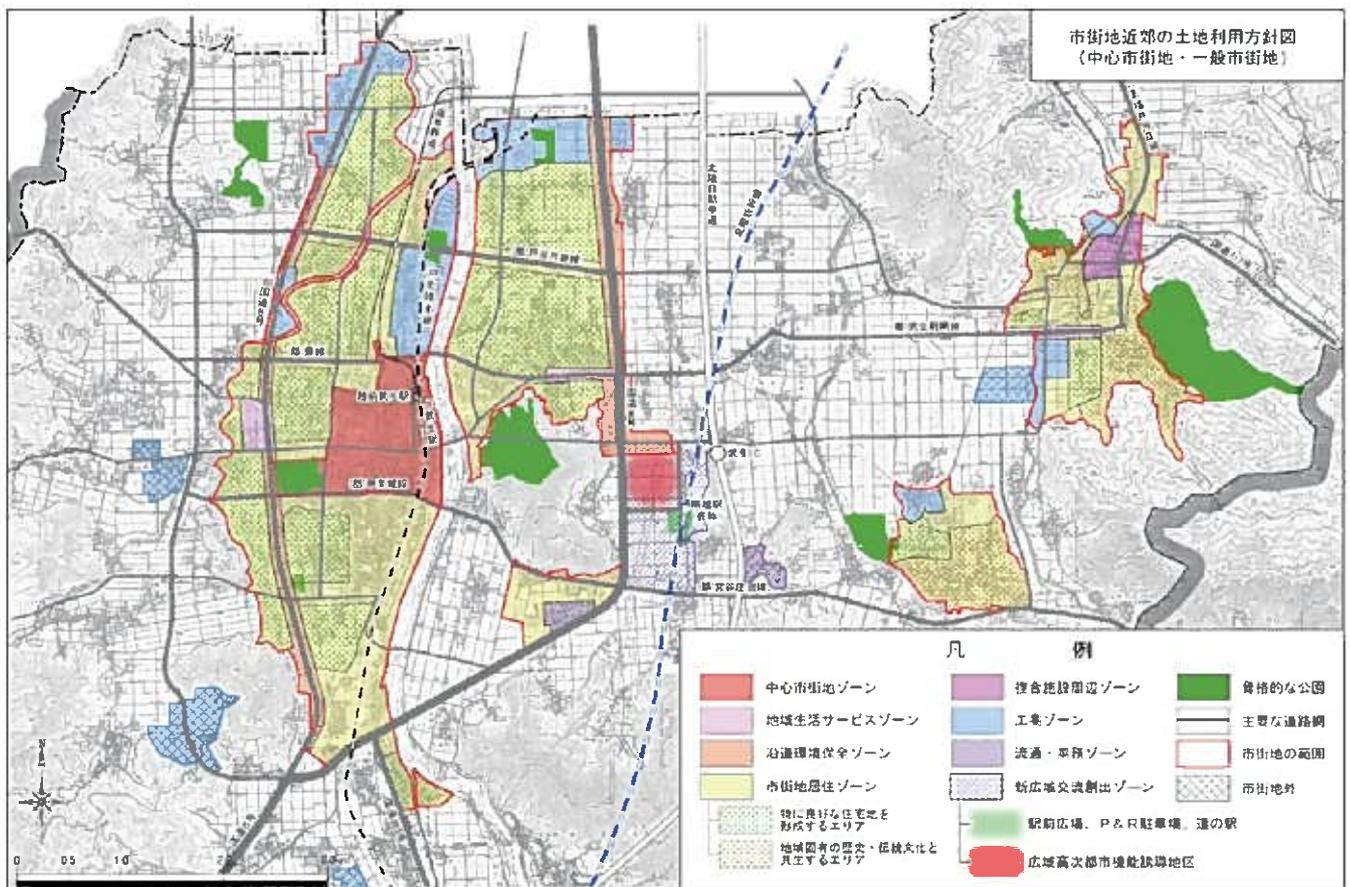
北陸新幹線南越駅（仮称）周辺については、新幹線開業によるインパクトを活かしたまちづくりを効率的に推進するための地域として、当面は宅地開発等を抑制し、駅周辺整備の具体化に併せて、丹南地域の新たな玄関口として、広域的な交流や地域間の連携を促進する機能の集積を図る用途地域の指定を検討します。

③ 地域特性を活かした多様性のある居住の場を創出します

交通利便性や恵まれた自然環境、全国に誇ることのできる歴史や文化等、本市が有している個性にさらに磨きをかけるとともに、身近な生活サービス機能の充実、公共交通を中心とするネットワークの構築により、多様化する居住形態に対応した、多様性のある居住の場を創出します。

④ 行政と市民、事業者が協力しながら、良好な市街地環境を形成します

一定の基準やルールに基づいた適正な民間開発の誘導や、新たな市街地居住のあり方を検討する等、行政と地域住民や事業者が協力しながら、良好な市街地環境の形成を図ります。



今回の改定のポイントとなる、中心市街地ゾーン、複合施設周辺ゾーン、新広域交流創出ゾーンの土地利用方針は次の通りです。

中心市街地ゾーン

東地区・西地区を中心とする中心市街地は、市内各方面からのアクセス性にも優れた公共交通の利便性が最も高い地区であり、日常生活の圏域を越えた、市全域、全市民を対象とする高次都市機能が集積する、市民の暮らしを守るための最も重要な拠点として位置付け、既存の都市機能を維持・活用しながら、その継承と創造的再生を図ります。

本庁舎周辺は、新庁舎の建設および交流施設の整備、シンボルロードと一体的利用が可能な広場の整備等により、「まちの顔」となる空間を形成します。



(本庁舎のイメージ)



(本庁舎前広場とシンボルロードのイメージ)

複合施設周辺ゾーン

市東部地域を対象とする行政サービス、医療・福祉・商業等に関するサービスを提供するとともに、地域固有の歴史・文化を活かしたまちづくりを推進します。

まちなか・今立の中心として、市民が多目的に利用し活動できる憩い、学び、交流する場所として、「人が集まる公園のような憩いの場」をイメージコンセプトに整備します。



(複合施設として建設する今立総合支所のイメージ)

新広域交流創出ゾーン

北陸新幹線南越駅(仮称)周辺は、北陸自動車道武生ICや国道8号が近接する広域交通の結節点という地理的特性を有しており、丹南地域における交通の拠点として、更に県域を越えた活発な交流の起点としての活用を図ります。

し型のアクセス道路により囲まれるエリアは、丹南地域のみならず、県域を越える多様な利用者を対象とする広域交流及び連携拠点としてふさわしい広域高次都市機能の誘導を先行的に図ります。



(南越駅鳥瞰パース)

交通ネットワークの方針

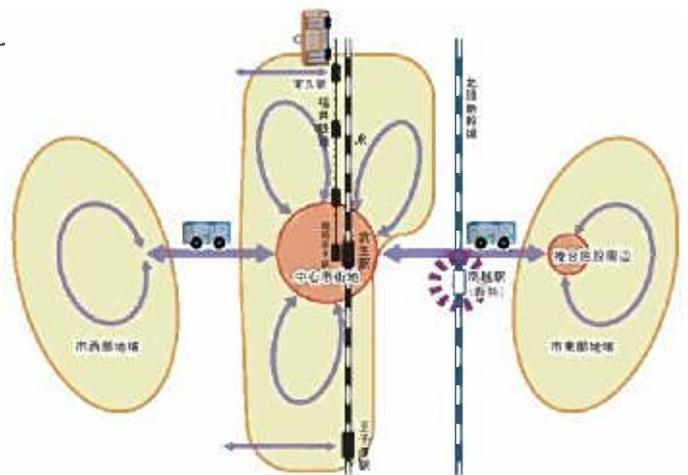
① 人とまちにやさしい

多様性のある公共交通体系を形成します

鉄道（JR北陸本線、福井鉄道）を基幹的な公共交通軸として路線バスや市民バス等によって公共交通ネットワークを形成し、これらを利用しやすい環境を整備及び充実することで、車に過度に依存しない多様な移動手段の選択ができる交通体系の確立を図ります。

南越駅(仮称)と、中心拠点や地域拠点を連絡する二次交通の確保を図ります。

具体的には、南越駅(仮称)へのバスやタクシーの停留所の設置、誰もがわかりやすい二次交通の情報発信、シャトルバスの運行等を検討します。



公共交通ネットワークと拠点形成のイメージ

② 安心して快適に歩ける歩行者重視の道づくりを進めます

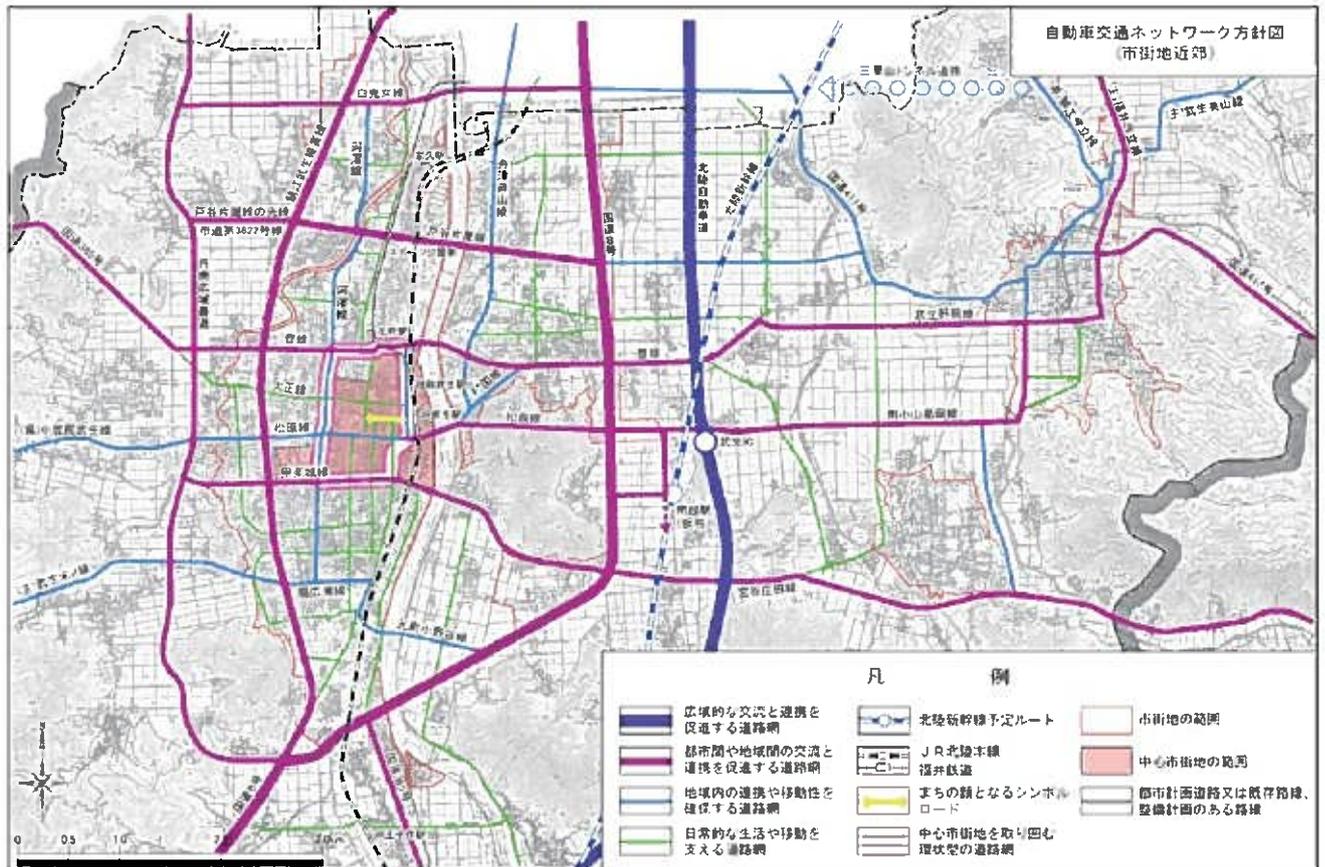
誰もが安全で安心して快適に利用することのできる歩行者・自転車空間のネットワークづくりを進めるとともに、中心市街地などでは歩行者を優先した道路空間利用へと転換を図ります。

③ 自動車交通を円滑に処理する道路ネットワークを形成します

自動車交通を円滑に処理するための道路網を東西・南北方向に適切に配置し、広域的・全市的に移動しやすい道路ネットワークを形成します。

北陸自動車道武生IC方面および国道8号方面から南越駅（仮称）へのアクセス道路を新設します。

これらの路線では、沿道環境の整備や交通安全対策の充実、迅速な緊急体制の確立などにより、快適で円滑な自動車交通の処理を図ります。



公園・緑地整備の方針

① まちの骨格を形成する緑を保全・活用します

緑豊かな越前市を印象づける山並みや良好な里地里山の緑、市街地を取り囲む広大な田園の緑を保全するとともに、自然環境を活かして個性豊かな緑の拠点づくりを進めます。

② 歴史と水と緑が融和したまちなみを保全・創出します

かつて越前国府として栄え重厚な歴史を有する中心市街地、万葉の里、越前和紙の里等、越前市固有の歴史・文化を活用して、まちや地域の顔となるような趣きのあるまちなみの創出を図ります。

③ 広がりのある緑のネットワークを形成します

多くの人が集まる公共施設では、都市緑化の先導役として積極的に緑化を推進します。
道路や歩行者空間、河川や用水路等の水辺空間を活用し、公園・緑地や公共的施設等を相互に結びつける全市的な水と緑のネットワークづくりを進めます。

④ 市民とともに身近な緑を創り・育てます

公園・緑地の適正な配置を行うとともに、市民のニーズに合った公園づくりに取り組みます。
緑に対する知識の普及や意識啓発を図りながら、市民等の主体による都市緑化を推進するとともに、市民との協働により緑を美しく維持管理します。

下水道整備の方針

① 公共下水道の計画的な整備を促進します

家久処理区、東部処理区、今立処理区においては、未普及地域の早期解消を図るための効率的な整備を進めます。
家久浄化センターは継続的に施設の改築更新を行います。
水循環センターは流入水量予測と整合を図り、効率的な増設を進めます。

② 地域の実情に応じた下水道整備を促進します

公共下水道や農林業集落排水事業の計画区域外においては、合併処理浄化槽設置事業を推進し、生活雑排水の混入による水質汚濁等の防止を図ります。

③ 水洗化の促進、施設の適正な維持管理に努めます

市民の意識啓発を図りながら下水道接続促進を働きかけます。
下水道施設(管路・処理場施設)については、ストックマネジメント計画を策定し、計画的に更新を実施します。

景観形成の方針

① 心に響く越前らしい景観づくりを進めます

自然風景と調和のとれた市街地の形成を図るとともに、地域の伝統文化資源を守り、育て、磨きをかけることにより、越前市らしい個性ある景観づくりを進めます。

② 潤いのある生活景観づくりを進めます

建築物や工作物、道路及び付帯施設、屋外広告物等は周辺環境との調和を図るとともに、身近な緑や水辺を生活空間の中に積極的に取り入れ、潤いのある、住みよい景観づくりを進めます。

③ 文化的に華やぐ都市景観づくりを進めます

住んでいる人だけでなく、本市を訪れた人も魅力を感じることができるよう、歩いて楽しめる、文化的で華やぐ都市景観づくりを進めます。

④ 市民が主体となって取り組む景観づくりを進めます

行政による規制(ルール)だけでなく、一人ひとりの自主的な行動(マナー、エチケット)や地域的な取組みが不可欠であるため、市民・事業者・行政の協働による景観づくりに取り組みます。

安全安心まちづくりの方針

① 防災機能を有する緑豊かな自然環境を保全します

森林の有する多面的機能の保全、沿山・砂防対策などを進めるとともに、災害の危険性の高い地域における宅地開発の抑制に努めます。
河川整備にあたっては、親水性の確保や景観に配慮した護岸整備を行うなど、多自然型の川づくりに努めます。

② 市民との協働による災害に強い都市づくりを進めます

密集市街地の防災性の向上、安全な避難路・避難地の整備、ライフラインの耐震化、空家等の適切な管理等、災害に強い都市基盤整備を進めるとともに、地域ぐるみによる防災体制の確立を図ります。

③ コミュニティを活かした犯罪の起こりにくい地域社会づくりを進めます

空家等の適切な管理や、道路や公園等の公共空間において、視線を遮る要因の排除に努めるとともに、地域のコミュニティの維持・向上を図りながら、市民とともに犯罪を寄せつけない地域社会づくりを進めます。

7. 地域別構想

地域別構想の位置付け・役割

地域別構想は、市全体のまちづくりの方向性と各地域が進めるまちづくりとの整合性を図るため、守るべき共通のルールとなる「土地利用の方針」を中心に示しています。

今後この地域別構想を出発点として、「市民自治」「市民と行政の協働」により、それぞれの資源や個性を活かした魅力ある地域づくりを推進していきます。

○吉野・大虫地域

- 〈吉野地区〉みんなで築こう、高めよう
ふるさと吉野の地域自治
- 〈大虫地区〉住みたくなる、
人にやさしい“おおむし”



○白山・坂口地域

- 〈白山地区〉水と緑に恵まれ、自然豊かな里地、
里山に囲まれた いきいきしらやま
- 〈坂口地区〉里山の自然と歴史に育まれた
エコミュージアム・さかのくち



○東・西・南地域

- 〈東地区〉自ら考え、清気あふれる
住みよい東をみんなの手で
- 〈西地区〉活気と魅力にあふれる
歴史文化のまちを自指して
- 〈南地区〉ホッととして、グッとくるまち
みなみ地区



○神山・王子保地域

- 〈神山地区〉めざせ！！ 神山らしく、
魅力ある神の里山！！
- 〈王子保地区〉花の咲く
ふれあいのまち王子保



地域区分の考え方

越前市には17の自治振興会があり、土地利用条件や地域性などの観点から大きく8つの地域に区分しています。



- | | | | |
|--|----------------------|--|--------------|
| | 中心市街地ゾーン | | 工業ゾーン |
| | 地域生活サービスゾーン | | 流通・業務ゾーン |
| | 沿道環境保全ゾーン | | 新広域交流創出ゾーン |
| | 市街地居住ゾーン | | 広域高次都市機能誘導地区 |
| | 特に良好な住宅地を形成するエリア | | 田園環境保全ゾーン |
| | 地域固有の歴史・伝統文化と共生するエリア | | 田園集落整備ゾーン |
| | 複合施設周辺ゾーン | | 森林環境保全ゾーン |

○国高・北日野・北新庄地域

- 〈国高地区〉 みんなでつくろう笑顔いっぱい・元気いっぱい 夢あるまちを
- 〈北日野地区〉 豊かな自然とあふれる希望 未来にはばたく 故郷 きだひの
- 〈北新庄地区〉 これからもこの地区に住もう、 どうせ住むなら豊かで楽しいこの地区がいい



○南中山・服間地域

- 〈南中山地区〉 笑顔でつながる 南中山
- 〈服間地区〉 みんなでささえ合う いきいき服間の里づくり



○粟田部・岡本地域

- 〈粟田部地区〉 花と緑と歴史の街 花匠
- 〈岡本地区〉 みんなの知恵と力で伝えよう!! ~豊かな自然と伝統~

○味真野地域

- 〈味真野地区〉 豊かな自然と歴史・文化がたよう 誇りと愛着がもてる味真野



※各地区のキャッチフレーズは、平成28年策定の自治振興計画より

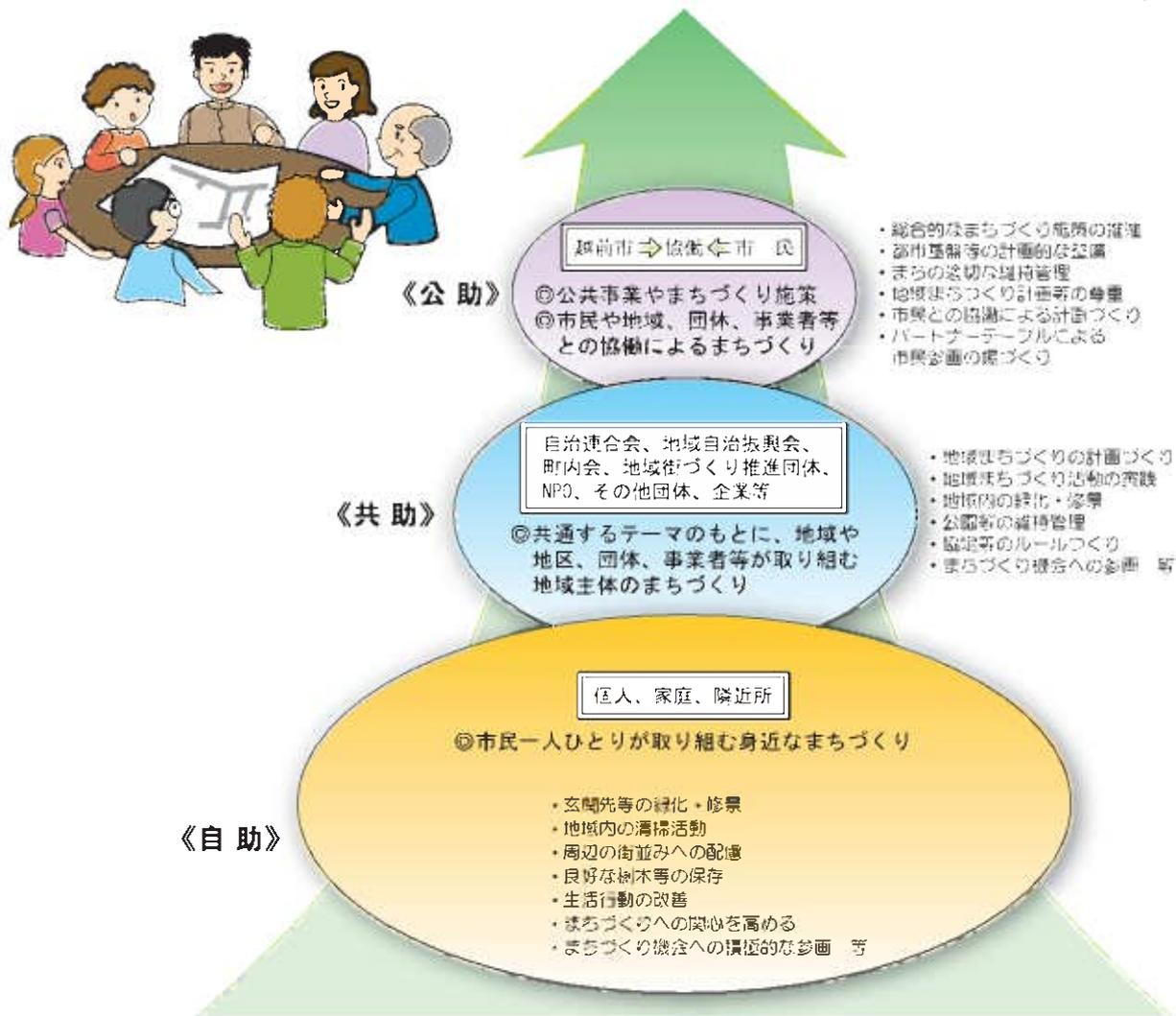
8. 実現に向けて

越前市が進めている市民自治によるまちづくりの原点は、個人や家族でできることは各々が行い(自助)、できないことを地域の協力で行う(共助)、それでもできないことを行政あるいは地域と行政が協働で行う(公助)という補完性の原則にあります。

越前市都市計画マスタープランの実現に向けても、自治振興会等を中心として、市民や地域が主体となったまちづくりを推進します。

このために、まちづくりに関する市民意識の高揚や次代のまちづくりを担う市民の育成、まちづくりに関する情報や技術の提供、補助制度の充実などを図ります。

持続可能な定住都市 市民が育む“風格のまち”越前



- 市民参画の制度
- ・自治振興会 (自治基本条例)
 - ・越前市自治連合会
 - ・市民自治推進委員会、市民協働推進会議 (自治基本条例)
 - ・地区街づくり推進団体 (住みよい街づくり推進条例)
 - ・市民提案制度 (都市計画法、申請法)

- 意識啓発、人づくり
- ・パンフレット、広紙、ホームページ
 - ・まちづくりセミナー
 - ・まち歩き等のイベント
 - ・学校教育、生涯教育
 - ・人的ネットワーク活用
 - ・世代間交流
 - ・姉妹都市交流

- 市民参画の支援制度
- ・情報提供、技術的支援
 - ・住みよい街づくり推進条例
 - ・表彰制度
 - ・住みよい街づくり推進条例
 - ・市民出前講座
 - ・市民協働推進事業による各種助成、補助事業

- 自主ルールの制度
- ・地域まちづくり協定 (住みよい街づくり推進条例)
 - ・地区計画
 - ・建替協定、緑地協定

問い合わせ先

越前市建設部都市計画課

〒915-8530 福井県越前市府中1丁目13-7
 電話 0778-22-3012(直通)
 Eメール keikaku@city.echizen.lg.jp
 ホームページ <http://www.city.echizen.lg.jp/index.jsp>

- ・このパンフレットは、「越前市都市計画マスタープラン」の概要をとりまとめたものです。
- ・詳しい内容につきましては、ホームページ、市役所にある計画書をご覧ください。

越前市都市計画マスタープラン (案)

【平成29年 月改定】

越 前 市

越前市都市計画マスタープラン 目次

第1章 越前市都市計画マスタープランとは	1
1. 計画の目的と役割	1
2. 計画の基本的事項	4
第2章 まちづくりの主要課題	7
1. 越前市の現況・特性	7
2. 上位・関連計画等の整理	28
3. まちづくりを取り巻く社会的潮流と越前市の状況	38
4. 越前市のまちづくりにおける主要課題	41
第3章 まちづくりの基本目標	51
1. まちづくりの基本理念とテーマ	51
2. 将来フレーム	55
3. 将来都市像	58
第4章 全体構想	63
1. 土地利用の方針	63
2. 交通ネットワークの方針	79
3. 公園・緑地整備の方針	92
4. 下水道整備の方針	102
5. 景観形成の方針	105
6. 安全安心まちづくりの方針	112
第5章 地域別構想	119
1. 地域別構想の位置付け・役割	119
2. 各地域のまちづくりのベース	121
第6章 実現に向けて	147
1. 市民が主体となったまちづくりの推進	147
2. 先導プロジェクト	154
3. アクションプログラム	160
4. マスタープランの進行管理と見直し	161

第1章 越前市都市計画マスタープランとは

1. 計画の目的と役割

(1) 越前市都市計画マスタープランの目的と役割

- ・都市計画マスタープラン¹（以下「本計画」という。）は、都市計画法第18条の2「市町村の都市計画に関する基本的な方針」に基づいて各市町村が定める計画です。
- ・越前市では平成20年3月に策定され、目指すべきまちの将来像を実現していくための具体的な方策をハード・ソフトの両面から捉えた、まちづくりに関する総合的な指針としての役割を担ってきました。
- ・しかし、平成22年国勢調査以降本市の人口は減少に転じており、現在の人口構造からも、今後、さらなる人口減少・少子高齢化が進むことが予想されています。一方で、まちづくりの根幹に関わるプロジェクトが進行しており、本市を取り巻く状況は大きく変化しつつあります。
- ・こうした中、平成26年8月には、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が施行され、住宅や医療・福祉・商業等の都市機能²の立地の適正化により、コンパクトシティ³の形成を図ることを目的とする立地適正化計画⁴を作成することができるようになりました。
- ・今回の改定は、平成20年度に中間年次を迎えるにあたり、本市を取り巻く状況の変化や、立地適正化計画の策定を踏まえ、平成20年3月に策定した計画の検証・見直しを行うものです。

(2) 越前市都市計画マスタープランの改定のポイント

- ・平成20年3月に策定した計画は、「持続可能」、「定住」、「コンパクトシティ」等を視座に置き、中心市街地のまちづくり、総合的な土地利用の規制・誘導、多様性のある公共交通体系の形成等、本市が現在も抱えているまちづくりの課題に対応した内容となっており、今後とも長期的なまちづくりの指針として継承する必要があります。
- ・今回の改定にあたっての主な視座（留意すべきポイント）は以下のように整理されます。

¹マスタープラン（基本的な方針として位置づけられる計画）。

²都市機能・機能とは、もののはたらきのこと。相互に関連し合って全体を構成しているものの各要素や部分が、それぞれが担っている互有の役割・作用。また、そうした役割を果たすこと。都市機能とは、市民や企業など、都市において活動する主体の多様なニーズに対応する機能。

³コンパクトシティ（従来のように拡散的に広がる低密度な都市構造ではなく、都市圏や生活圏等を勘案しながら密度の高い都市構造へと転換することで、集積によるメリットを活かした持続可能なまちの形成を目指す考え）。

⁴立地適正化計画（市町村が都市全体の観点から作成する、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープラン）。

視点①：コンパクトシティの更なる推進

・立地適正化計画で設定する居住や都市機能を誘導するための具体的方針と連携を図り、市全体でコンパクトシティを更に推進するための計画としての考え方を提示します。

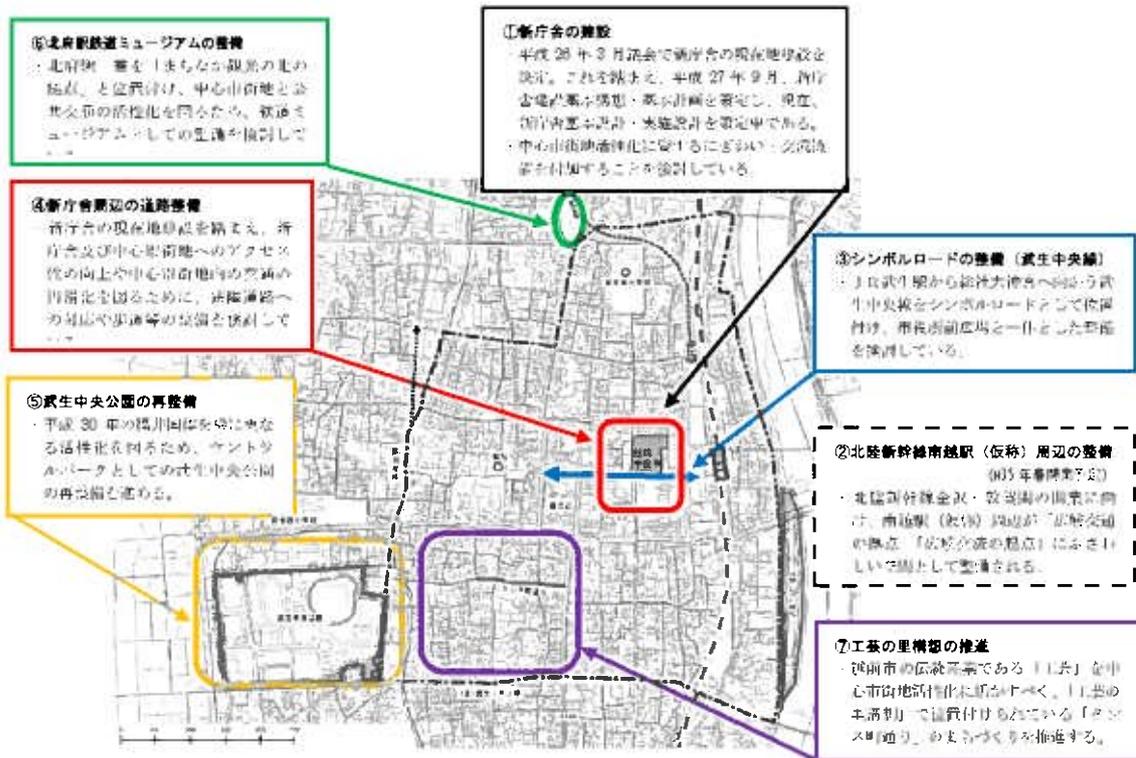
①-1. ネットワーク型コンパクトシティ⁵の推進

①-2. 立地適正化計画の目指すべき都市の骨格構造及び誘導区域との整合

視点②：関連プロジェクトの反映

・平成 20 年 3 月の計画策定以降、本庁会および今立総合支所建設基本計画の策定、北陸新幹線南越駅周辺整備基本計画の策定、第 3 期中心市街地活性化基本計画の策定等、まちづくりに大きな影響を与えるプロジェクトが進められたため、全体構想の関連する分野の方針について、都市計画マスタープランとしての考え方を提示します。

②-1. 第 3 期中心市街地活性化基本計画の反映



中心市街地活性化に関するプロジェクト
（出典：第 3 期越前市中心市街地活性化基本計画）

②-2. 北陸新幹線南越駅周辺整備基本計画の反映

■平成 27 年 12 月に策定された北陸新幹線南越駅周辺整備基本計画では、開業までに備えるべき施設（アクセス道路、駅前広場、パーク＆ライド駐車場、道の駅としての施設、修景施設）一帯を「先行的に整備する区域」、その他の区域を「社会情勢を見据えながら整備を検討する区域」として定めています。

⁵ネットワーク型コンパクトシティ：従来のコンパクトシティの考え方に「ネットワーク化」という概念をプラスしたものであり、無秩序な市街地の拡大を抑制するとともに、地域コミュニティを単位と捉えた生活圏を維持し、公共交通を中心としてそれらのネットワーク化を図ることにより、持続的に発展するまちの形成を目指す。

(3) 本計画の位置付け

- ・本計画は、上位計画にあたる越前市総合計画や福井県が策定する「丹南都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン⁶）」等の関連計画と整合を図るとともに、まちづくり懇話会や越前市総合戦略を反映し定めるものです。
- ・本計画は、まちづくりにおける総合的なマスタープランとしての役割を担っており、土地利用の方針や景観計画等の分野別の計画は、本計画の方針に即して定められるとともに、これらに基づいて都市計画事業等の個別具体的な事業や施策が実施されることとなります。



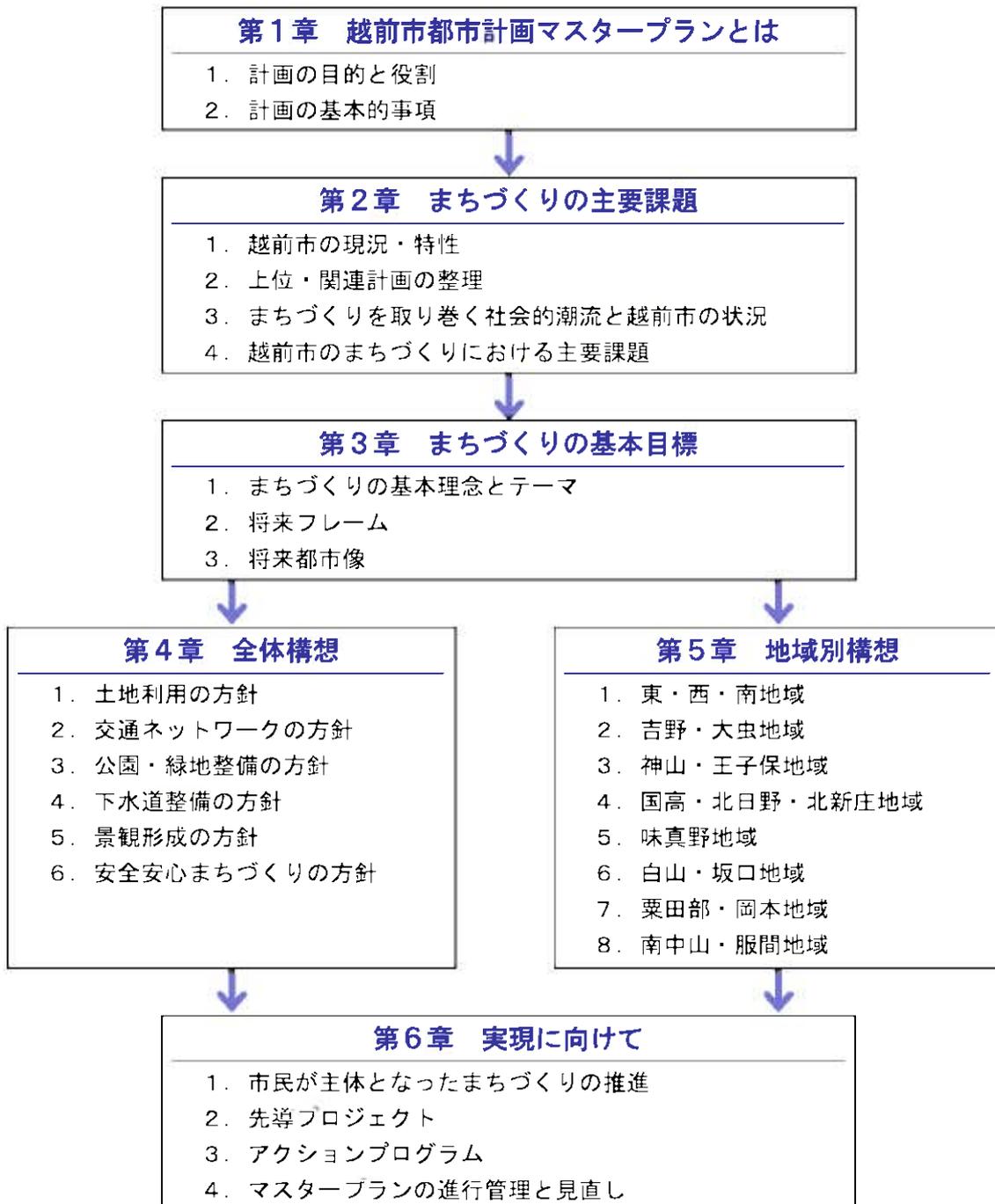
越前市都市計画マスタープランの位置付け

⁶都市計画区域マスタープラン…都市計画法に基づき、都道府県が都市計画区域を対象に広域的な見地から定める都市計画の基本的な方針。

2. 計画の基本的事項

(1) 計画の構成

・本計画は、以下のような内容で構成されています。



越前市都市計画マスタープランの構成

(2) 計画の基本的事項

①対象区域

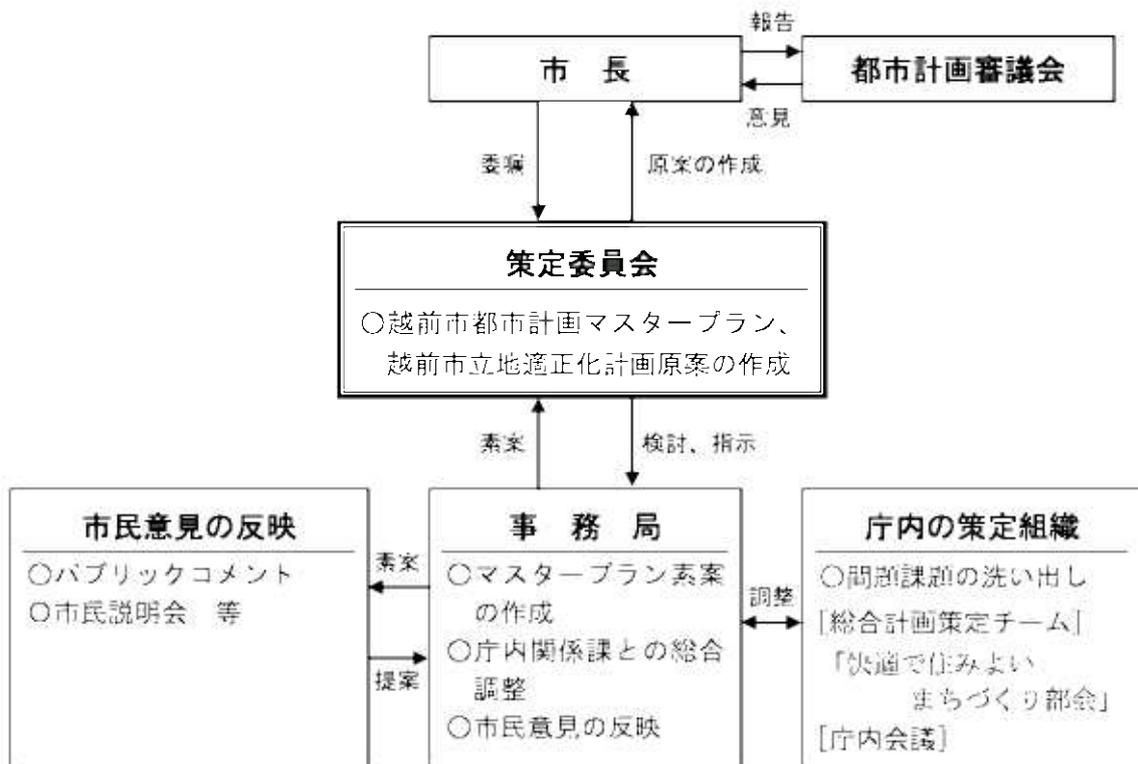
- ・本計画は、市民が主体となったまちづくり、魅力ある地域づくりを総合的に推進する観点から、市域全域を対象とします。

②目標年次

- ・本計画は、長期的な視点に立ち、概ね20年後の平成38年を目標年次として定めます。
- ・なお、本計画の策定後、社会情勢の大きな変化や本市の都市構造に大きな影響を与えるプロジェクト等が実施される場合は、本計画の適切な見直しを行います。

(3) 策定体制

- ・本計画は、以下の体制により立地適正化計画と並行して改定しました。



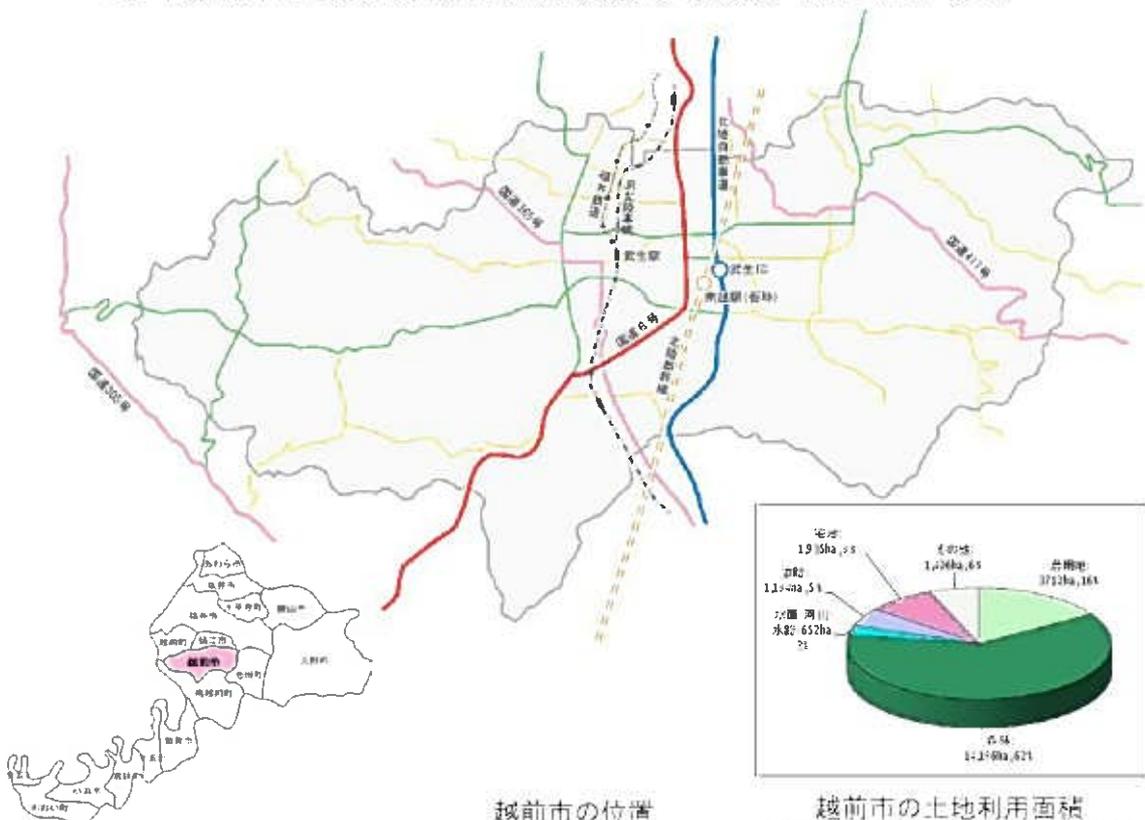
越前市都市計画マスタープランの策定体制

第2章 まちづくりの主要課題

1. 越前市の現況・特性

(1) 位置及び地勢

- ・本市は、福井県のほぼ中央に位置し、平成 17 年 10 月 1 日に旧武生市と旧今立町が合併して誕生しました。
- ・南北約 15.6km 東西約 28.5km におよぶ東西に長い市域で、その面積は約 231km²です。北は鯖江市及び越前町、東は池田町、西から南にかけては南越前町に接しています。
- ・地形は、東部の越前中央山脈、西部の丹生山地、南部の「越前富士」と呼ばれる日野山（795m）等、400～700m 級の山々に囲まれ、武生盆地をつくっています。
- ・土地利用を地目別にみると、田畑が約 16%、山林が約 62% を占めており、豊かな自然環境に包まれていることが分かります。
- ・道路網は、市の中央を北陸自動車道と国道 8 号が縦断し、関西・中京圏等の主要都市や福井市・敦賀市等の周辺都市を結ぶ交通の動脈となっており、これらに交差するように国道 417 号や国道 365 号、県道が横断しています。
- ・鉄道は、JR 北陸本線が市の中央を縦断し、武生駅及び王子保駅が開業されています。また、これに並行して福井鉄道が走り、終始発駅である越前武生駅のほか、北府駅、スポーツ公園駅、家久駅が開業されており、通勤・通学等の足として利用されています。平成 35 年春には、北陸新幹線南越前駅(仮称)の開業が予定されています。

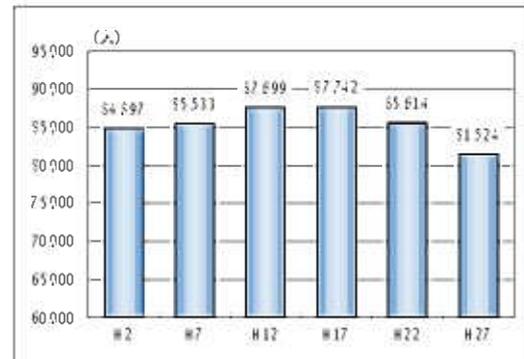


(2) 人口・世帯数

①人口の動向

人口は減少する傾向にあります

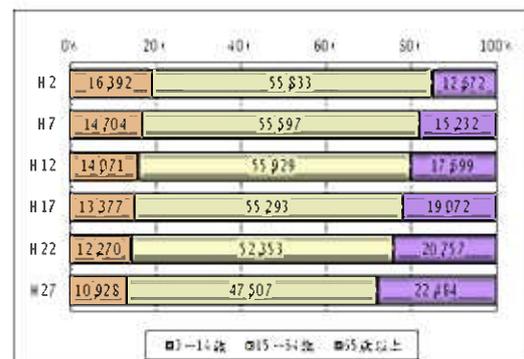
- ・平成 27 年の人口は 81,524 人で、平成 17 年をピークとして減少に転じています。
- ・特に平成 22 年から 27 年にかけては約 4,000 人の減少となっています。



人口の推移
(資料：各年国勢調査)

少子高齢化が急速に進んでいます

- ・年齢階層別には、0～14 歳が 10,928 人 (13.5%)、15～64 歳が 47,507 人 (58.7%)、65 歳以上は 22,484 人 (27.8%) で、約 4 人に 1 人が高齢者という状況です。
- ・経年変化をみても、少子高齢化が急速に進展していることがわかります。

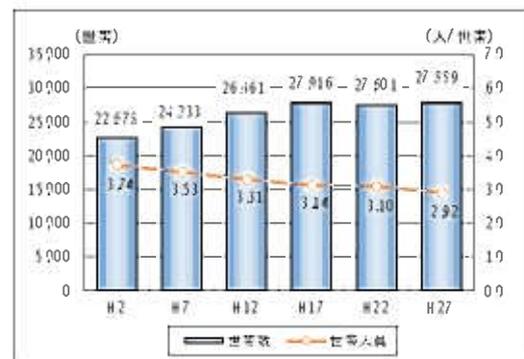


年齢階層別人口の推移
(資料：各年国勢調査)

②世帯数の動向

世帯数は増加傾向が続いています

- ・平成 27 年の世帯数は 27,889 世帯で、平成 22 年から 27 年にかけて再び増加に転じています。
- ・1 世帯当りの人員は 2.92 人で、年々減少する傾向にあります。

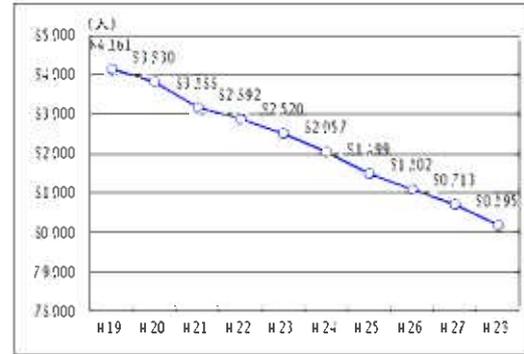


世帯数・世帯人員の推移
(資料：各年国勢調査)

③人口動態の内訳

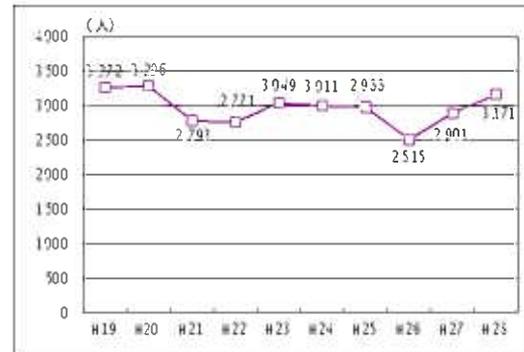
日本人は一貫した減少傾向が続いています

- ・近年の人口動向を日本人・外国人別にみると、日本人は減少傾向が続いており、平成19年から平成28年にかけては、約4,000人減少しています。



近年の日本人の推移
(資料：住民基本台帳 各年4.1現在)

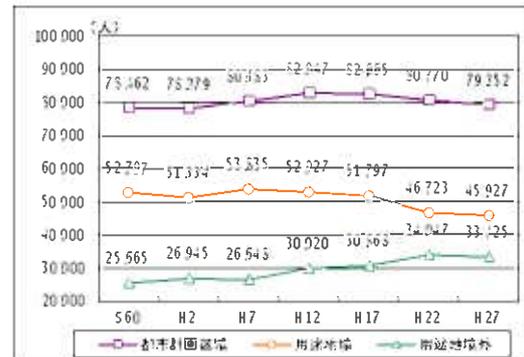
- ・一方、外国人登録者数は経年的に変動していますが、概ね3,000人前後で推移しています。



近年の外国人登録者の推移
(資料：住民基本台帳 各年4.1現在)

人口は郊外部でも減少に転じています

- ・人口増減の内訳を用途地域¹内外別にみると、用途地域内人口は平成7年をピークとして減少傾向にあるのに対し、郊外部（用途地域外）では増加傾向が続いていましたが、平成22年から27年にかけては減少に転じています。



用途地域内外別人口の推移
(資料：都市計画基礎調査(各年4.1現在))

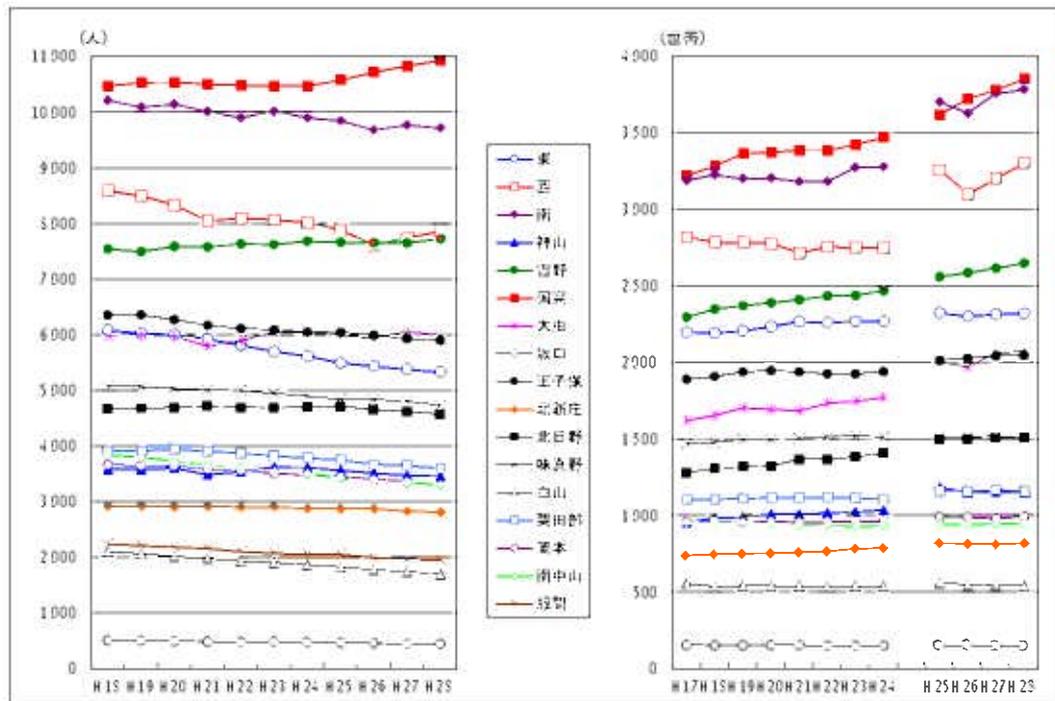
¹用途地域…都市計画法に基づく地域地区の一つで、住居系7地域、商業系2地域、工業系3地域の計12種類の地域の総称。それぞれの地域内で建てられる建築物又は建てられない建築物の用途は、建築基準法により規定。本市は、1,875haの市街地について、9種類の用途地域を指定。

第2章 まちづくりの主要課題

④地区別の人口・世帯数の推移

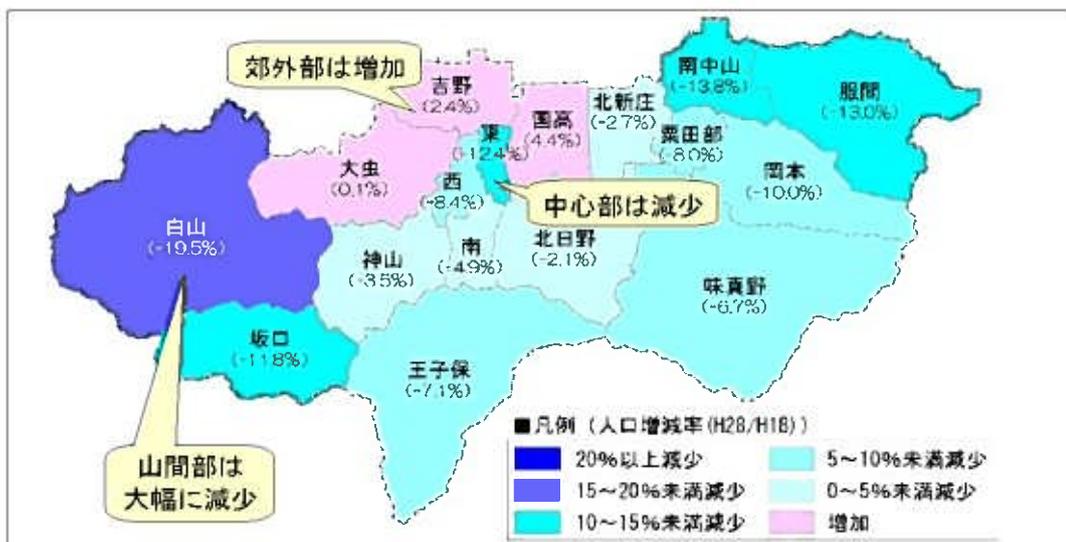
人口・世帯数は中心市街地で減少、これを取り囲む新市街地・郊外部で増加しています

- ・人口動向を地区別にみると、国高地区は増加傾向が続いており、吉野・大虫地区はほぼ横ばいで推移しています。
- ・西地区は、減少傾向が続いていましたが、平成27年以降増加に転じています。
- ・その他の地区では緩やかな人口減少が続いています。
- ・一方、世帯数は人口減少地区でも緩やかな増加、またはほぼ横ばいで推移しています。
- ・これらのことから、全体的に人口減少が進む中でも、中心市街地の空洞化と人口・世帯の郊外化という、いわゆるドーナツ化現象が進行していることがわかります。



地区別人口・世帯数の推移 (資料：住民基本台帳 各年4月現在)

注) 人口は住民基本台帳登録人口+外国人登録原票人口
世帯数はH24までは日本人のみで、H25以降は外国人を含む



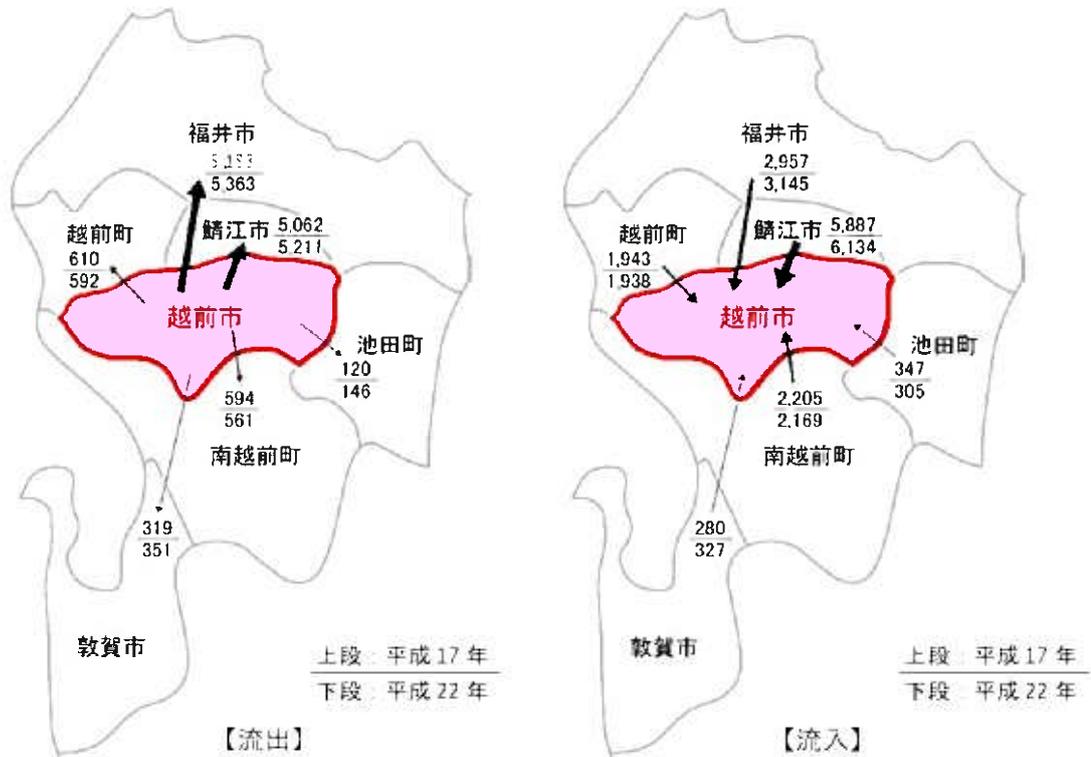
(資料：住民基本台帳登録人口+外国人登録原票人口)
過去10年間の人口増減率(平成28年/平成18年)

(3) 社会移動

① 通勤通学流動

丹南地域相互や福井市との社会的結びつきが強くなっています

- ・平成 22 年における流出者数は 13,252 人、流入者数は 14,930 人で、1,678 人の流入超過となっています。
- ・平成 17 年時点では 1,764 人の流入超過（流出者数：12,786 人、流入者数：14,550 人）であり、産業都市越前としての高い求心力がうかがえます。
- ・流出先では、福井市及び鯖江市で 5,000 人を超えており、流出者全体の約 8 割を占めています。
- ・流入先では、鯖江市が 6,134 人、福井市が 3,145 人で、流入者全体の約 6 割を占めているほか、越前町や南越前町等の丹南地域に加えて、敦賀市との社会的結びつきが強くなっています。



通勤通学流動の推移 (資料：各年国勢調査)

流出：通勤または通学目的で、越前市から市外へ通っている人
 流入：通勤または通学目的で、市外から越前市へ通っている人

(4) 産業

①各産業の動向

産業構造の高次化が進展しています

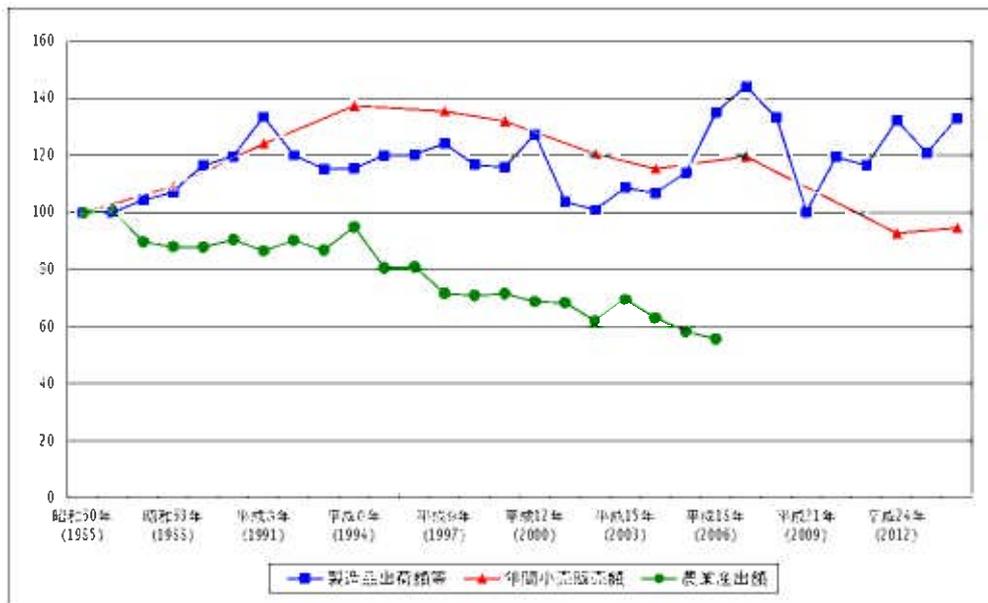
- ・産業大分類別の就業人口をみると、第1次産業は、昭和60年の3,442人以降減少傾向にあり、平成22年では1,185人と約1/3にまで減少しています。
- ・第2次産業は平成12年、第3次産業は平成17年をピークに減少に転じており、構成比としては、平成17年以降は第3次産業が第2次産業を上回っています。



産業大分類別就業人口の推移
(資料：各年国勢調査)

製造品出荷額等は安定していますが、農業産出額、小売販売額は減少傾向にあります

- ・長引く景気の低迷のもと、製造品出荷額等は平成3年以降停滞または減少傾向にありましたが、本市の重要な施策として産業振興を推進した結果、平成19年の製造品出荷額等は過去最高となりました。ただし、その後は増加と減少を繰り返しています。
- ・一方、農業産出額は一貫して減少傾向にあり、昭和60年を100とした指数では、平成18年には約60%に減少しています。
- ・また、年間小売販売額は、昭和60年から平成6年にかけて堅調に増加しましたが、それ以降は減少傾向が続いています。

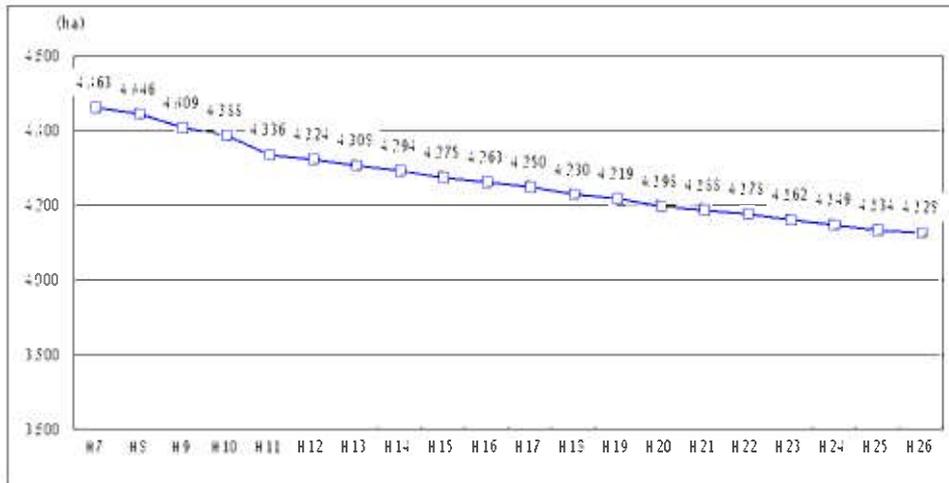


産業指標の推移 (昭和60年を100とした指数)
(資料：北陸農政局、工業統計調査、商業統計調査)

②農地面積等の推移

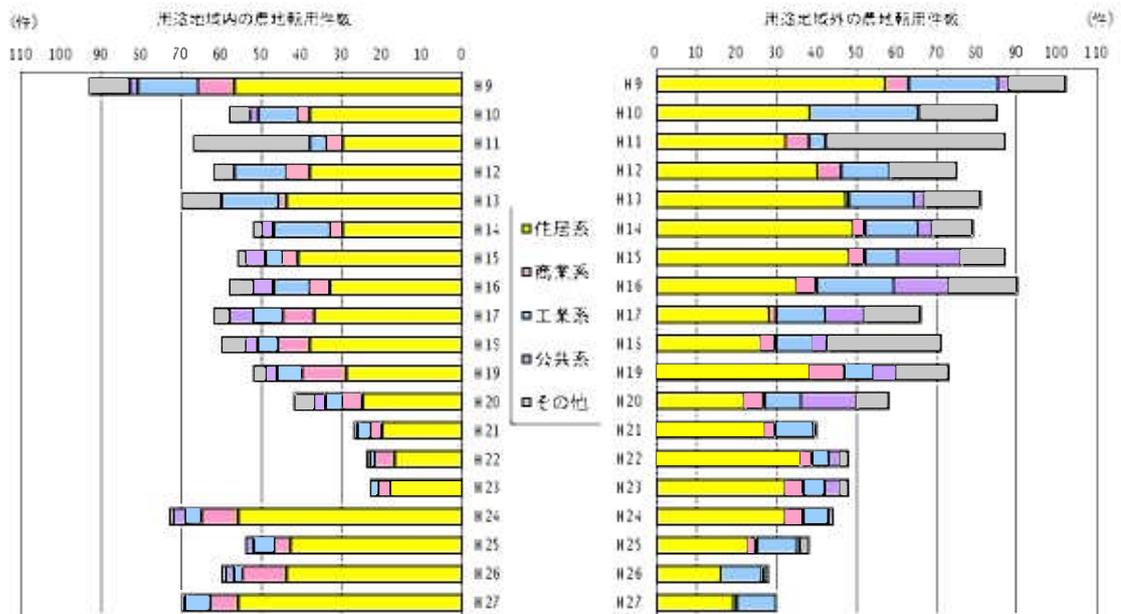
農地面積は年々減少しています

- ・地目別土地面積のうち、田・畑の面積は年々減少を続けています。
- ・特に、平成7年から平成11年頃にかけての減少が著しく、年平均で約32haの田・畑が減少していました。
- ・それ以降はやや落ち着いたものの、年平均で約13haの田・畑が減少しています。



田・畑面積の推移
(資料：総務省「固定資産調査」)

- ・農地転用の件数は、用途地域内、用途地域外とも減少傾向にありましたが、平成24年に用途地域内での件数が急増しています。
- ・転用内訳では、用途地域内、用途地域外とも住宅用地が最も多くなっています。



農地転用²状況の推移 (資料：都市計画基礎調査)

²農地転用：農地を住宅地や工業用地等の農地以外に転用すること。農地法により、転用には原則、国や都道府県等の自治体の許可が必要。

第2章 まちづくりの主要課題

③工業力の指標

産業都市・越前として、県内トップの工業力を有しています

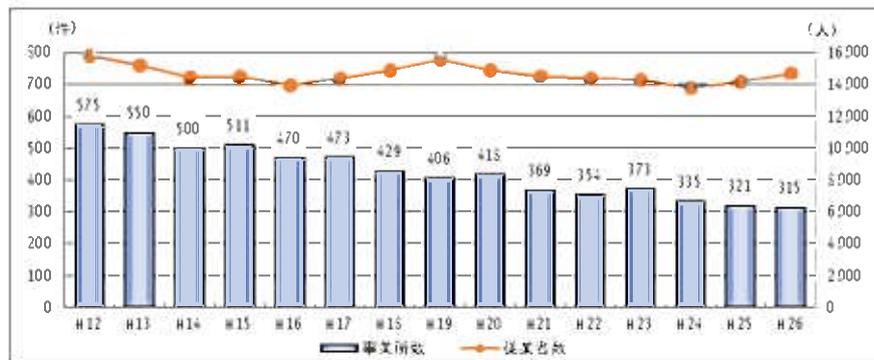
- ・平成 26 年における製造品出荷額等は 4,736 億円で、県内全体の約 25% を占め、県内第1位となっています。また、従業員4人以上の事業所数は 315 件で県内全体の約 14% を占め、福井市、鯖江市に次いで多く、従業員数は 14,726 人で福井市に次いで多くなっています。

製造品出荷額等の県内シェア

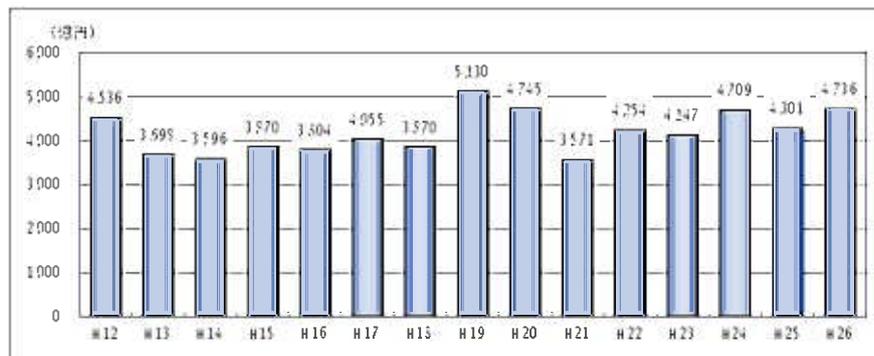
		越前市	鯖江市	福井市	福井県
事業所数	(件)	315	373	571	2,215
	県内シェア	(14.2)	(16.8)	(25.8)	(100.0)
従業員数	(人)	14,726	8,643	16,397	68,502
	県内シェア	(21.5)	(12.6)	(23.9)	(100.0)
製造品出荷額等	(億円)	4,736	1,578	3,627	18,918
	県内シェア	(25.0)	(8.3)	(19.2)	(100.0)

(資料：平成 26 年福井県工業統計調査)

- ・事業所数は減少傾向が続いており、平成 26 年には平成 12 年に比べて 230 件の減少となっています。
- ・従業員数は 14,000 人～16,000 人で緩やかな増減を繰り返しています。
- ・製造品出荷額等は、平成 19 年には 5,000 億円を超えましたが、その後は増減を繰り返しており、平成 26 年には 4,736 億円となっています。



事業所数、従業員数の推移 (資料：工業統計調査)



製造品出荷額等の推移 (資料：工業統計調査)

④商業力の指標

福井市、敦賀市に次ぐ商業力ですが、大規模店舗の占める割合が大きくなっています

- ・平成26年の事業所（卸売業・小売業者）数は972件で、福井市に次いで多く、県内全体の約11%を占めています。従業者数、売場面積ともに県内全体の約10%前後を占め、いずれも福井市に次いで第2位となっています。また、年間商品販売額は、福井市、敦賀市に次いで県内第3位となっています。

年間商品販売額等の県内シェア

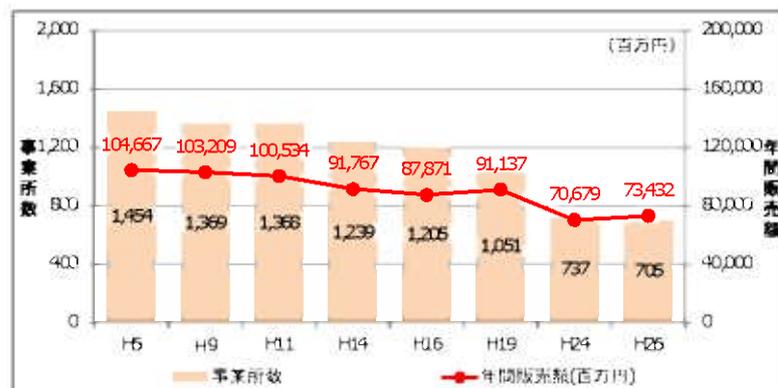
		越前市	福井市	敦賀市	福井県
事業所数	(件)	972	3,381	697	8,538
県内シェア	(%)	(11.3)	(39.5)	(8.1)	(100.0)
従業者数	(人)	5,542	26,727	4,795	57,297
県内シェア	(%)	(9.7)	(46.6)	(8.4)	(100.0)
年間商品販売額	(億円)	1,303	11,261	1,598	18,431
県内シェア	(%)	(7.1)	(61.1)	(8.7)	(100.0)
売場面積	(㎡)	127,471	442,817	90,549	1,092,797
県内シェア	(%)	(11.7)	(40.5)	(8.3)	(100.0)

(資料：平成26年福井県商業統計調査)

- ・経年的には、事業所数や従業者数、年間販売額は減少傾向にあります。



事業所数と従業者数の推移（資料：商業統計調査（H24は経済センサス））



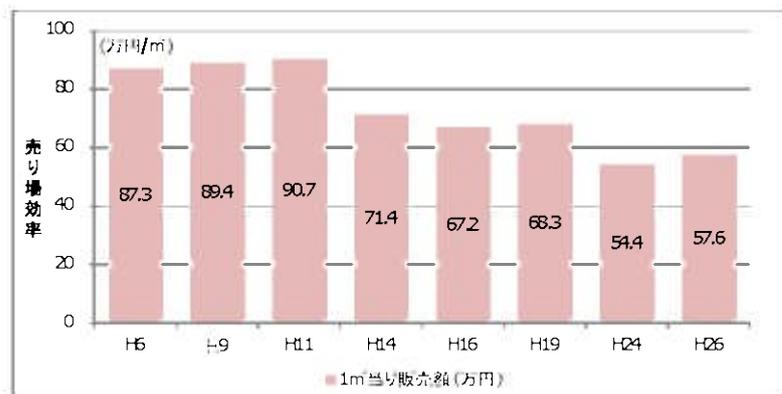
事業所数と年間販売額の推移（資料：商業統計調査（H24は経済センサス））

第2章 まちづくりの主要課題

- ・郊外型の大型店舗の進出を背景に売場面積は増加傾向にありましたが、平成19年をピークに緩やかな減少に転じています。
- ・店舗の大型化が進んだ結果、売場効率（売場面積当たりの年間販売額）は低下しています。



事業所数と売場面積の推移（資料：商業統計調査（H24は経済センサス））

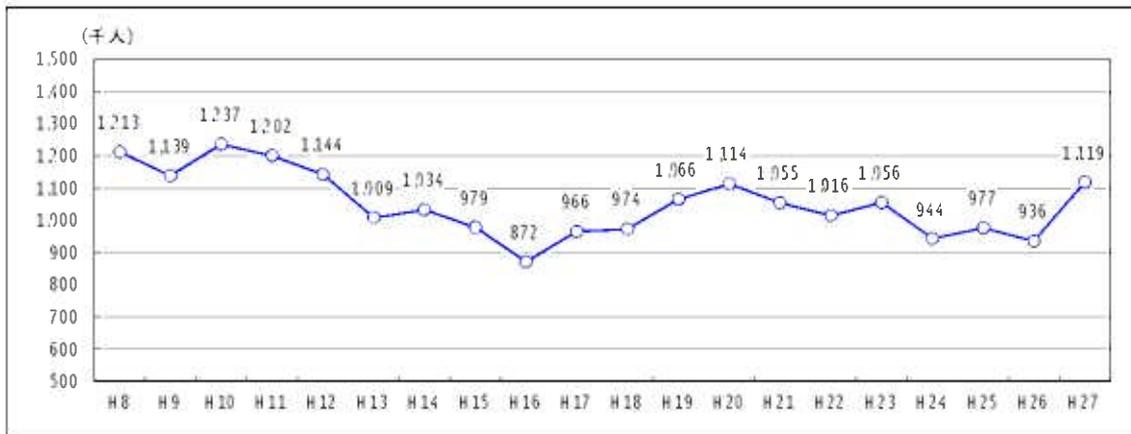


単位当りの販売額の推移（資料：商業統計調査（H24は経済センサス））

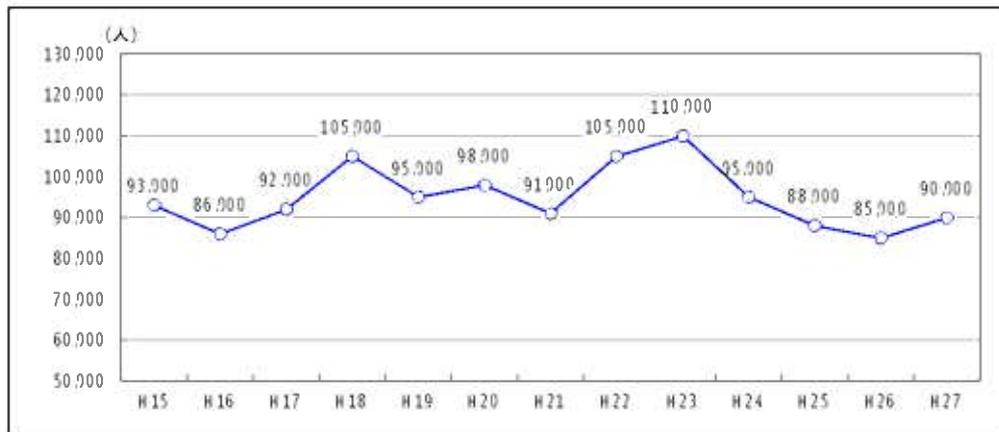
⑤観光の指標

観光入込み客数、たけふ菊人形入込み客数とも平成 27 年には増加に転じています

- ・平成 27 年の観光入込み客数は、1,119 千人で平成 26 年から大きく増加しています。経年的には、平成 10 年の 1,237 千人をピークに減少傾向を続け、平成 16 年には 872 千人と大きく減少しましたが、その後増加に転じ、近年は 1,000 千人前後で推移しています。
- ・本市を代表する観光資源の一つである「たけふ菊人形」の入込み客数は、平成 23 年の 110,000 人をピークに減少していましたが、平成 27 年には 90,000 人となり、増加に転じています。



観光入込み客数の推移 (資料：福井県観光客入込数 (推計))



たけふ菊人形入込み客数の推移 (資料：福井県観光客入込数 (推計))

(5) 開発の動向

① 開発行為³

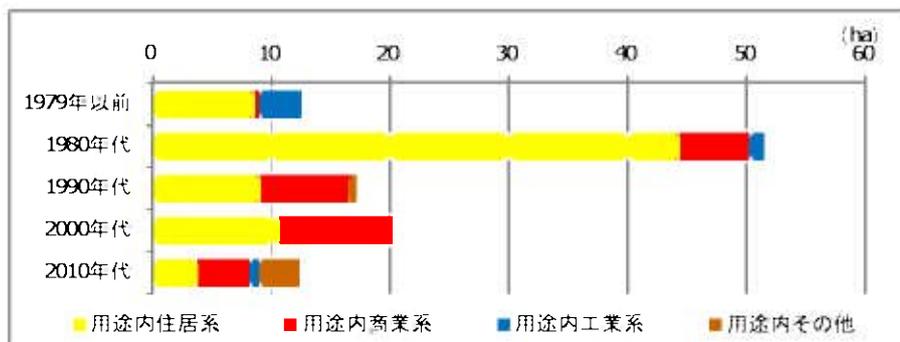
中心市街地を取り囲む市街地外縁部、郊外部で宅地開発が多く行われています

- ・昭和50年以降に行われている開発行為（開発面積3,000㎡以上）の件数は247件で、総面積は約281haに及んでおり、このうち、住宅地開発は148件で全体の約6割に相当しています。
- ・1980年代を除く各年代で、用途地域外の開発面積が用途地域内を上回っており、特に、1980年代、2000年代には用途地域外での開発が多く行われています。
- ・2010年代に入り、用途地域外での開発は沈静化しつつあります。

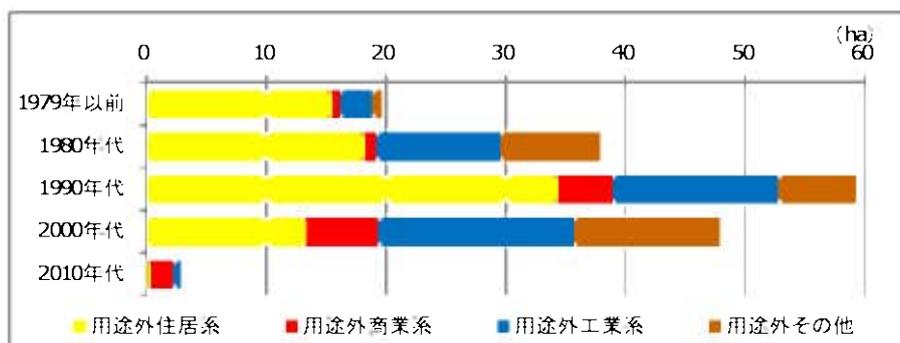
開発行為の状況 (上段：件数、下段：面積 (ha))

	用途地域内					用途地域外					合計				
	住居系	商業系	工業系	その他	合計	住居系	商業系	工業系	その他	合計	住居系	商業系	工業系	その他	合計
1979年以前	7	1	5	0	13	8	1	2	1	12	15	2	7	1	25
	8.6	0.3	3.6	0.0	12.5	15.5	0.6	2.7	0.8	19.6	24.0	0.9	6.3	0.8	32.1
1980年代	8	3	3	0	16	15	2	8	3	38	13	7	11	3	54
	44.4	5.7	1.3	0.0	51.4	18.2	0.9	10.4	8.4	37.9	62.6	6.6	11.7	8.4	89.3
1990年代	12	10	0	1	23	49	5	11	1	68	61	15	11	4	91
	6.0	7.3	0.0	0.7	17.1	34.4	4.5	19.3	5.5	59.3	43.5	11.8	13.2	7.2	76.4
2000年代	13	9	0	0	22	10	9	3	1	41	18	18	9	3	63
	10.7	6.6	0.0	0.0	20.2	13.3	6.1	15.3	13.2	47.9	24.0	19.9	11.3	13.2	68.1
2010年代	3	3	1	0	12	0	1	0	0	2	3	7	1	0	14
	3.3	4.3	0.8	3.4	12.3	0.0	1.2	0.7	0.0	2.8	4.1	6.1	1.5	3.4	15.1
合計	48	30	9	1	86	103	19	30	10	161	148	48	35	11	247
	78.4	17.2	5.7	4.3	113.5	83.7	13.9	44.0	17.9	167.5	159.3	48.1	49.7	13.0	281.0

(資料：庁内資料、3,000㎡以上の開発行為のみ)



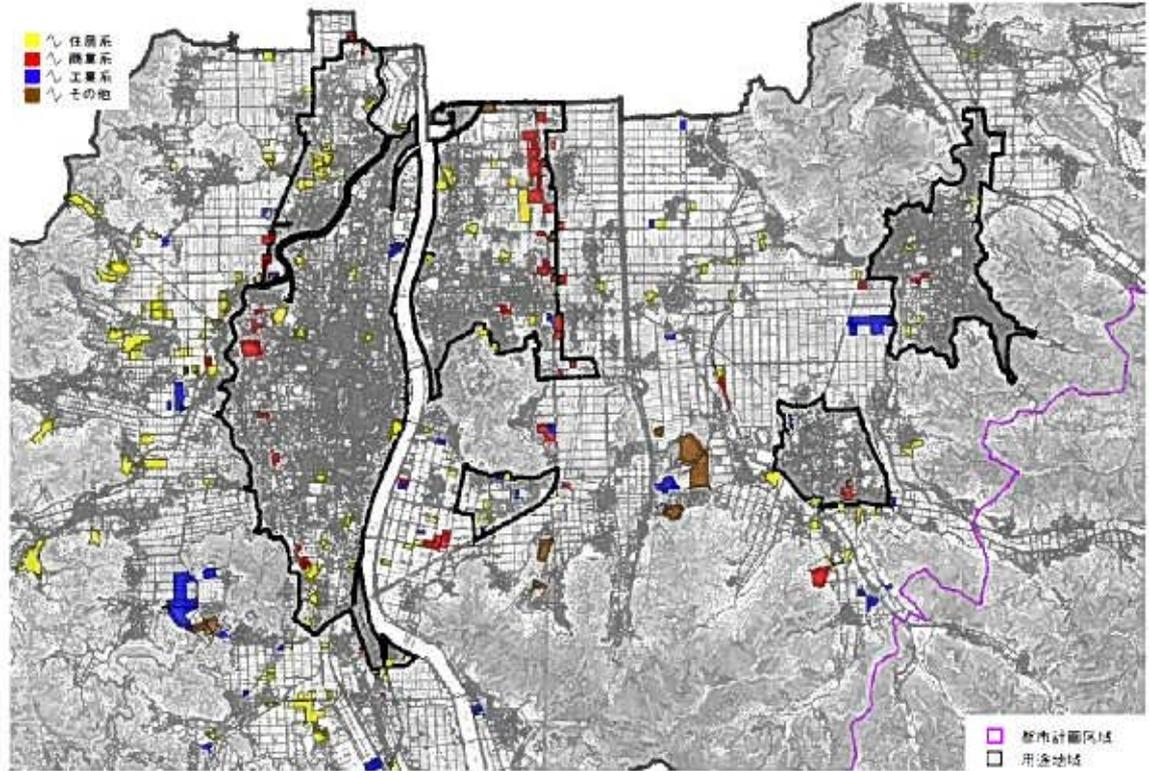
用途地域内の開発行為の面積 (資料：庁内資料)



用途地域外の開発行為の面積 (資料：庁内資料)

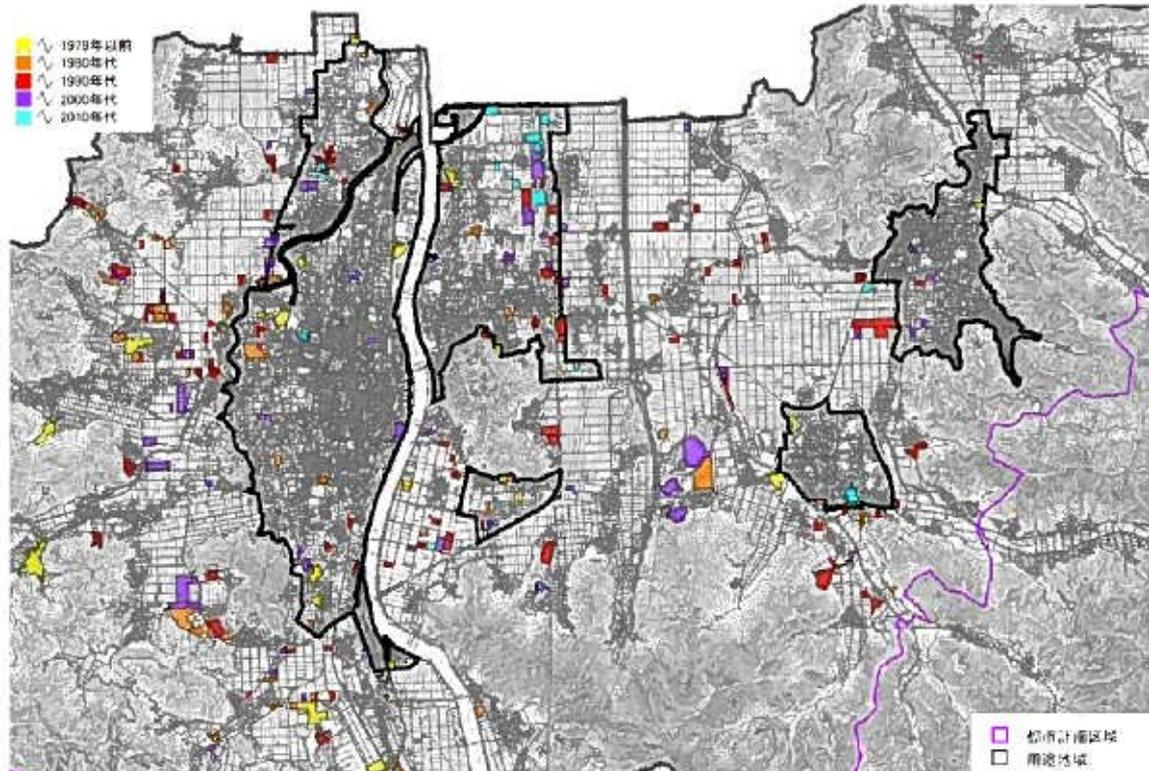
³開発行為：建物を建てるために、土地に新たな切土・盛土工を行ったり、土地の区画を道路・水路・よう壁等で分けたりすること。

- ・住居系の開発は、用途地域外の大虫地区、神山地区等で多く、商業系の開発は国道8号、旧国道8号等の幹線道路の沿道で多く行われています。



用途別開発行為の分布状況（資料：市内資料）

- ・1980年代までは、用途地域外の大虫地区、神山地区等での開発が多く、1990年代以降は国道8号沿道への集積がみられます。



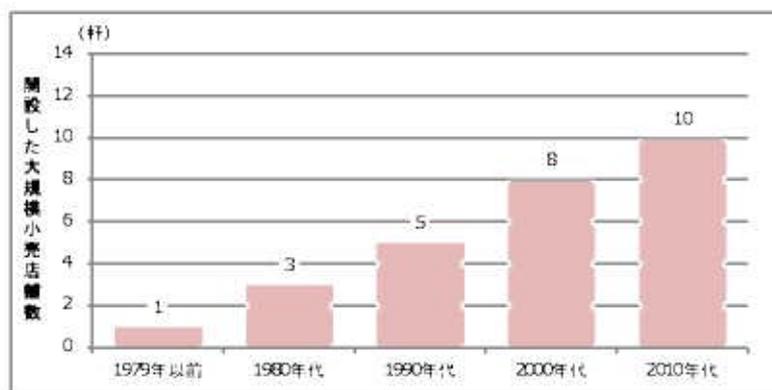
年代別別開発行為の分布状況（資料：市内資料）

第2章 まちづくりの主要課題

②大規模小売店舗*

2000年代以降、国道8号沿道等への大規模小売店舗の進出が多くみられます

- ・売場面積が1,000㎡以上の大規模小売店舗は27件あり、開設年代別には2000年代、2010年代がそれぞれ8件、10件であり、2000年代以降が3分の2を占めています。2000年代以降に開設された大規模小売店舗は、国道8号沿い瓜生町付近に集中しており、商業機能の郊外化が進んでいることがうかがえます。



開設年代別の大規模小売店舗数（資料：全国大型小売店総覧 2017年版）

*大規模小売店舗：大規模小売店舗立地法に基づく、店舗面積の合計が1,000㎡以上の小売店舗。

(6) 都市施設の整備状況

① 土地区画整理事業⁵

市街地内に都市基盤⁶未整備地区が多く、また、区画整理事業の宅地化率が低い状況です

- ・土地区画整理事業は、これまでに 35 地区において施行が完了しており、その面積は 442.9ha に及びます。
- ・全 35 地区のうち、28 地区（424.2ha）が用途地域内で行われていますが、用途地域面積（1,875ha）の 22.6%にとどまっており、中心市街地では狭隘な道路が介在する密集市街地が形成されている一方、市街地北部の吉野地区（家久地係）や東部の国高地区では、都市基盤の未整備な土地が一区で残っています。
- ・また、施行済の土地区画整理事業により、約 325ha の宅地が供給されていますが、平成 28 年都市計画基礎調査の土地利用現況調査結果によると、土地区画整理事業区域内にも、約 119ha が農地等の未利用地として残っており、宅地化率は約 63%にとどまっています。

② 都市計画道路

計画総延長の約 7 割が整備されていますが、長期未着手の路線が存在しています

- ・都市計画道路網は、用途地域を中心に概ね基盤目状に形成されているほか、柴真野地域や今立地域を結ぶ主要な幹線道路が都市計画決定されています。
- ・歩行者専用道路を除く都市計画道路は、38 路線、91.15km が計画決定されており、このうち 65.96km が改良済で、改良率は約 72%と比較的高くなっています。
- ・一方、整備未着手の区間が 13.98km（路線全体の約 15%）残っており、特に、武生市街地の中心部を走る路線等は、周辺の土地利用等の状況から整備に多大な費用を要する、整備に対する地元からの強い要請がないこと等から、長期間にわたり未着手となっています。
- ・このほか、歩行者専用道路が 4 路線、2.51km が計画決定されており、全て整備が完了しています。

③ 都市公園

市民一人あたり約 23.5 m²の公園緑地が供用されています（国の計画標準：20 m²/人）

- ・都市公園は 95 箇所が計画され、平成 27 年度末現在の供用面積は 191.95ha となっています。市民一人あたりの面積は 23.5 m²（191.95ha/81,524 人（H27 国勢調査））で、国の計画標準である 20 m²/人を満たしています。
- ・街区公園や近隣公園、地区公園の住区基幹公園は、土地区画整理事業等によって整備されており、供用開始は 86 箇所、その面積は 30.34ha となっています。
- ・また、芦山公園、白崎公園、和紙の里公園、丹南総合公園、口野川河川緑地、花塚公園等、地域の自然を取り込んだ特徴的な公園のほか、運動公園 3 箇所が整備及び計画されています。

⁵土地区画整理事業…土地区画整理法に基づいたもので、土地所有者等から土地の一部の提供を受け、道路や公園等の公共施設を整備することにより、宅地の利用促進、良好な市街地の整備を図る事業。

⁶都市基盤…都市のさまざまな活動を支える最も基本となる施設。道路・鉄道等基幹交通施設、上下水道、電気・ガス等エネルギー関連施設、ゴミ・汚水等処理施設等が該当。

第2章 まちづくりの主要課題

土地区画整理事業の実施状況と宅地化率

実施区分	事業地区名	施行主体	施行面積 (㎡)	計画宅地面積 (㎡) A	現況土地利用面積 (㎡)				
					未利用地	宅地化済 B	宅地化率 B/A		
旧武生市	1	錦町	市長	37,458	28,348	2,572	25,776	90.9	
	2	芝原	市長	90,551	62,843	3,473	59,370	94.5	
	3	武生西部第一	市	586,716	382,422	107,031	275,390	72.0	
	4	八王子座宅団地	市長	60,521	46,528	3,329	43,200	92.8	
	5	家久住宅団地	市長	28,362	17,264	2,249	15,015	87.0	
	6	武生行楽団地	個人	36,247	28,733	4,282	24,451	85.1	
	7	月見	組合	42,274	30,750	3,120	27,631	89.9	
	8	武生市御城新山	組合	96,388	70,971	32,429	38,541	54.3	
	9	武生南部	市	157,135	116,500	54,433	62,067	53.3	
	10	大虫住宅団地	共同	47,490	33,428	17,941	15,487	46.3	
	11	四郎丸	共同	15,697	11,929	2,816	9,113	76.4	
	12	村岡芦山	組合	116,126	90,543	25,710	64,833	71.6	
	13	妙法寺台第一	個人	12,261	9,518	1,972	7,547	79.3	
	14	妙法寺台	組合	55,311	40,073	12,698	27,374	68.3	
	15	八幡	組合	31,396	24,866	15,980	8,886	35.7	
	16	畑川	組合	12,078	8,932	4,269	4,663	52.2	
	17	国高南部	市	623,990	468,155	142,973	325,182	69.5	
	18	武生市平出	組合	75,401	55,390	43,536	11,854	21.4	
	19	武生市家久南部	組合	62,002	47,760	28,270	19,490	40.8	
	20	ライオンズの丘	組合	17,826	12,462	3,757	8,705	69.9	
	21	北府	組合	32,829	24,884	5,649	19,235	77.3	
	22	武生市塚町	組合	43,260	38,934	15,133	23,801	61.1	
	23	武生市高木	組合	37,251	29,741	18,667	11,074	37.2	
	24	神山	市	732,791	536,770	179,626	357,143	66.5	
	25	武生北部	市	302,045	224,540	111,759	112,781	50.2	
	26	武生駅北	市	20,531	10,438	0	10,438	100.0	
	27	ライオンズの丘第二	共同	19,065	15,932	1,922	14,010	87.9	
	28	武生市芝原	組合	71,929	53,695	14,062	39,633	73.8	
	29	神山南部第一	組合	201,689	149,089	83,268	65,821	44.1	
	30	北府北部	組合	21,108	14,522	9,938	4,584	31.6	
	31	武生本塚	組合	19,377	13,907	8,300	5,607	40.3	
	旧今立町	28	栗田部東部	組合	81,271	62,457	22,810	39,647	63.5
		29	今立南部	町	542,180	410,376	157,660	252,716	61.6
		30	不老	組合	90,981	73,631	45,869	27,762	37.7
		31	野間	組合	7,912	6,427	3,941	2,486	38.7
区画整理地区総合計				4,429,431	3,252,759	1,191,447	2,061,312	63.4	

注 1) 現況土地利用面積は、平成 28 年都市計画基礎調査における土地利用現況調査結果（未利用地面積は、基礎調査における「農地」、「都市的未利用地」の合計。宅地化済面積は、（計画宅地面積）－（未利用地面積）により算出）

注 2) 網掛けは用途地域外において施行されているもの（両地域にまたがる地区は、面積の多い方で集計）

都市計画道路の整備状況

番号	路線名	代表幅員(m)	計画延長(km) A	整備延長(km)			改良率(%) B/A	
				改良済 B	概成済	事業中		未着手
3・3・1	東縦貫線	26	8.40	8.40	-	-	-	100.0
3・4・4	舟津芦山線	16	3.22	3.14	-	-	0.08	97.5
3・4・5	白鬼女線	12	1.08	0.60	-	-	0.48	55.6
3・4・6	鯖江武生縦貫線	18	7.56	2.37	5.19	-	-	31.3
3・5・7	松原線	15	3.98	2.83	-	-	1.15	71.1
3・5・29	武生野岡線	16	4.10	3.77	-	-	0.33	92.0
3・4・31	戸谷片屋線	27	5.60	5.60	-	-	-	100.0
3・5・32	宮谷庄田線	15	2.64	1.63	-	-	1.01	61.7
3・6・33	武生縦貫線	11	2.08	1.63	0.13	-	0.32	78.4
3・5・34	甲楽城線	12	2.34	2.02	-	-	0.32	86.3
3・5・35	武生中央線	15	0.40	0.40	-	-	-	100.0
3・6・36	大正線	11	1.82	-	0.49	-	1.33	0.0
3・5・37	中新庄瓜生線	12	2.66	1.87	-	-	0.79	70.3
3・4・38	村岡中央線	18	2.03	0.57	-	-	1.46	28.1
3・5・39	南小山菟岡線	12	4.06	4.06	-	-	-	100.0
3・5・40	瀬川松原線	12	1.44	1.44	-	-	-	100.0
3・5・41	馬場線	12	3.02	0.90	1.71	-	0.41	29.8
3・5・42	元町小野谷線	12	3.48	1.45	1.28	-	0.75	41.7
3・5・43	河濱線	12	4.80	3.22	-	0.24	1.34	67.1
3・5・44	千福線	14	2.16	1.74	-	-	0.42	80.6
3・5・45	上市片屋線	12	3.63	2.11	-	-	1.52	58.1
3・4・46	武生駅前線	16	1.29	0.53	-	-	0.76	41.1
3・4・47	豊線	16	6.03	3.44	1.74	-	0.85	57.0
3・5・48	家久北府線	12	1.78	1.78	-	-	-	100.0
3・5・49	栗山郡定友線	16	2.87	2.73	0.14	-	-	95.1
3・5・53	栗田部岩本線	12	0.72	0.72	-	-	-	100.0
3・5・54	不老新在家線	12	0.50	0.50	-	-	-	100.0
3・4・55	暇広線	16	1.36	1.13	0.12	-	0.11	83.1
3・5・58	鯖江瓜生線	12	0.24	-	-	-	0.24	0.0
3・5・59	平出線	14	0.93	0.78	-	-	0.15	83.9
3・5・60	塚町八幡線	14	1.12	1.12	-	-	-	100.0
3・5・61	織市村岡線	14	1.30	1.30	-	-	-	100.0
3・4・63	家久1号線	16	0.32	0.32	-	-	-	100.0
3・5・64	北府1号線	14	0.14	0.14	-	-	-	100.0
3・4・65	北府2号線	16	0.23	0.23	-	-	-	100.0
3・5・66	神山南部線	12	0.32	0.32	-	-	-	100.0
7・6・5	本田線	8	0.81	0.51	-	0.14	0.16	63.0
7・5・7	村岡線	15	0.69	0.69	-	-	-	100.0
	小計		91.15	65.99	10.80	0.38	13.98	72.4
8・7・1	ふるさとを徳が散歩道	6	1.48	1.48	-	-	-	100.0
8・7・3	桜通り1号線	6	0.22	0.22	-	-	-	100.0
8・7・4	桜通り2号線	6	0.22	0.22	-	-	-	100.0
8・7・5	国高歩線	12	0.59	0.59	-	-	-	100.0
	小計		2.51	2.51	0	0	0	100.0
	合計		93.66	68.50	10.80	0.38	13.98	73.1

第2章 まちづくりの主要課題

都市公園の整備状況

都市計画 決定番号	公園 種別	名 称	計画決定 面積(ha)	供用面積 (ha)	備 考
2-2-1	街区	東公園	0.27	—	
2-2-2	"	羽衣公園	0.26	0.26	
2-2-3	"	唐松公園	0.67	0.67	
2-2-4	"	朝霞公園	0.32	0.32	
2-2-5	"	日の出公園	0.25	0.25	
2-2-31	"	家久公園	0.10	0.10	
2-2-32	"	国高公園	0.18	0.18	
2-2-33	"	栗田部児童公園	0.23	0.23	
2-2-34	"	柳原公園	1.20	1.20	
2-2-35	"	鉦川公園	0.10	0.10	
2-2-36	"	南元公園	0.28	0.28	
2-2-37	"	畷公園	0.10	0.10	
2-2-38	"	馬場公園	0.09	0.09	
2-2-39	"	芝原公園	0.22	0.22	
2-2-40	"	野上公園	0.10	0.10	
2-2-45	"	文京公園	0.10	0.10	
2-2-46	"	茶の木公園	0.07	0.07	
2-2-47	"	柳田公園	0.24	0.24	
2-2-48	"	芝原第一公園	0.11	0.11	H27.4 都市計画変更
2-2-49	"	芝原第二公園	0.07	0.07	
2-2-54	"	千福公園	0.10	0.10	
2-2-60	"	富永公園	0.11	0.11	
2-2-61	"	三ツロ公園	0.10	0.10	
2-2-62	"	不老公園	0.11	0.11	
2-2-63	"	村国芦山第一公園	0.20	0.20	
2-2-64	"	村国芦山第二公園	0.15	0.15	
2-2-65	"	岩本公園	0.11	0.11	
2-2-66	"	新在家公園	0.11	0.11	
2-2-67	"	高瀬公園	0.10	0.10	
2-2-68	"	梨ノ木公園	0.12	0.12	
2-2-69	"	城間田公園	0.13	0.13	
2-2-70	"	国高さくら公園	0.17	0.17	
2-2-71	"	国高フラスター公園	0.10	0.10	
2-2-72	"	八王子公園	0.12	0.12	
	"	月見公園	—	0.13	
	"	ひばりが丘第二公園	—	0.18	
	"	こまどり第二公園	—	0.12	
	"	向が丘公園	—	0.15	
	"	わかすぎ公園	—	0.06	
	"	ひばりが丘第一公園	—	0.05	
	"	陣屋第一公園	—	0.05	
	"	陣屋第二公園	—	0.05	
	"	風生公園	—	0.06	
	"	夕陽公園	—	0.20	
	"	加茂公園	—	0.10	
	"	西浦公園	—	0.08	
	"	石原公園	—	0.10	

都市計画 決定番号	公園 種別	名 称	計画決定 面積 (ha)	供用面積 (ha)	備 考
	街区	五郎公園	—	0.15	
	#	ライオンの丘公園	—	0.05	
	#	家久南部公園	—	0.19	
	#	北府ふれあい公園	—	0.13	
	#	接が丘公園	—	0.06	
	#	あかしや公園	—	0.06	
	#	こまどり第一公園	—	0.07	
	#	ひまわり公園	—	0.06	
	#	鐘公園	—	0.05	
	#	朝霞公園	—	0.05	
	#	西ノ宮公園	—	0.07	
	#	北山公園	—	0.07	
	#	全川公園	—	0.06	
	#	広瀬公園	—	0.05	
	#	千福第二公園	—	0.10	
	#	八幡公園	—	0.10	
	#	稲富第一公園	—	0.06	
	#	稲方公園	—	0.13	
	#	高木町池運動公園	—	0.30	
	#	長上島公園	—	0.08	
	#	西ノ郷第一公園	—	0.06	
	#	ライオンの丘第二公園	—	0.06	
	#	新小野ふれあい公園	—	0.09	
	#	片雲公園	—	0.43	
	#	武生芝原公園	—	0.22	
	#	武生きたご公園	—	0.10	
	#	上本保田地公園	—	0.06	
	#	神山南部公園	—	0.31	
	#	常久徳神遺跡公園	—	0.28	
	#	妙法寺公園	—	0.10	
街区公園小計		(77箇所)	6.59	11.55	
3.3.6	近隣	今立中央公園	1.40	1.40	
3.3.7	#	帆山公園	1.00	1.00	
3.3.8	#	崇武部公園	1.90	1.90	
3.3.9	#	今立南部公園	1.20	1.20	
3.3.10	#	村園公園	1.50	1.50	
3.3.11	#	桜井手公園	0.90	0.90	
3.3.12	#	佐山堂公園	1.90	1.90	
	#	小次郎公園	—	1.68	
近隣公園小計		(8箇所)	9.80	11.48	
4.4.1	地区	家久スポーツ公園	5.10	5.31	
4.4.2	#	瓜生永と緑公園	4.40	2.20	H20.11 都市計画変更
地区公園小計		(2箇所)	9.50	7.51	

第2章 まちづくりの主要課題

都市計画 決定番号	公園 種別	名 称	計画決定 面積 (ha)	供用面積 (ha)	備 考
5.5.1	総合	芦山公園	35.20	35.20	
5.5.7	"	白崎公園	11.20	10.60	
5.7.6	"	和紙の里公園	64.30	64.30	
5.5.8	"	月南総合公園	15.90	15.90	H24.12 都市計画変更
総合公園小計		(4箇所)	126.60	126.00	
6.5.1	運動	武生東運動公園	14.90	13.57	
6.5.2	"	武生中央公園	13.30	13.30	
運動公園小計		(2箇所)	28.20	26.87	
	緑地	口野川河川緑地	5.54	4.54	
7.4.1	景観	花壇公園	4.20	4.20	
その他計		(2箇所)	9.74	8.74	
都市公園計		(95箇所)		191.95	
都市計画公園計		(50箇所)	184.99	181.07	

(7) 都市環境

①下水道

汚水処理人口普及率は平成27年度末で87.9%です

- ・公共下水道は、家久処理区、東部処理区、今立処理区があり、公共下水道整備計画に基づき順次整備が進められています。
- ・平成27年度末現在の下水道普及率は約84%で、家久処理区と今立処理区は、概ね整備済となっています。
- ・公共下水道の計画区域以外では、地域の特性や効率性等に応じて、農林業集落排水事業や合併処理浄化槽設置事業の普及を進めています。

公共下水道の整備状況

		平成26年度末	平成27年度末
処理区域内面積	ha	1,707.64	1,754.41
処理区域内戸数	戸	21,692	22,644
処理区域内人口①	人	56,930	59,240
普及率	%	85.1	84.0
水洗化戸数	戸	17,350	18,508
水洗化人口②	人	44,874	48,702
水洗化率(人口比②/①)	%	80.2	82.5

(資料：下水道課)

下水道の整備状況

		平成26年度末	平成27年度末	
人口(日本人)	人	83,614	83,793	
汚水処理人口(日本人)	人	71,800	73,313	
汚水処理人口普及率	%	85.9	87.9	
内 訳	下 水 道	人	56,930	59,240
		%	68.1	71.1
	農業・林業集落 排水施設等	人	3,433	3,411
		%	4.1	4.1
	合併処理浄化槽 (個人設置)	人	9,874	9,101
		%	11.8	10.9
	合併処理浄化槽 (市設置)	人	1,533	1,561
		%	1.9	1.9

(資料：下水道課「市町村汚水処理人口普及状況」)

2. 上位・関連計画等の整理

(1) 上位・関連計画

①越前市総合計画

策定年度	平成 19 年（2007 年）3 月（平成 23 年 4 月基本計画改定（平成 26 年 7 月基本計画見直し））
計画期間	平成 19 年度から平成 28 年度までの 10 年間
重点目標	定住化の促進
将来像	<p>国府の文化と匠の技、白野の山川に育まれ ひとづくり、ものづくり、まちづくりの活力みなぎる 「元気な自立都市 越前」</p>
まちづくりの 5 本柱	<ul style="list-style-type: none"> ・元気な産業づくり ・元気な人づくり ・快適で住みよいまちづくり ・安全で安心なまちづくり ・市民が主役のまちづくり
計画人口	平成 28 年度：88,000 人

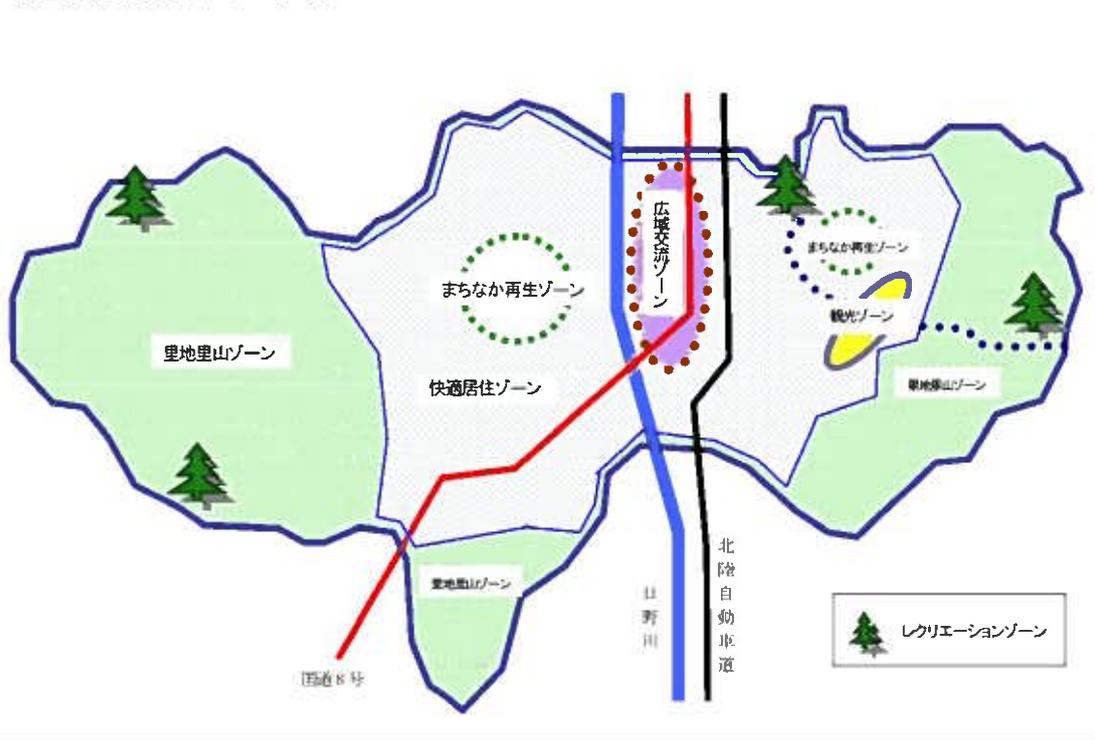
計画の体系



②新市建設計画

策定年度	平成16年(2004年)12月(平成26年3月変更)
目標年次	平成17年度(2005年)～平成32年度(2020年)
将来都市像	“北陸の新都”を目指す越前市 ～21世紀に人・地域が輝く、住民主体の自立都市～
まちづくりの目標	1. 交流拠点都市 ～にぎわいのある交流拠点機能と自立機能の向上～ 2. 生活快適都市 ～環境と共生した快適で安全安心な生活環境の整備～ 3. 伝統文化都市 ～豊かな心・郷土の心を育む生涯学習環境の充実～
目標人口	基準年(平成22年):85,614人 ⇒2020年(平成32年):80,449人 ⇒2040年(平成52年):66,651人 (国立社会保障・人口問題研究所による推計値(平成25年3月推計))

地区別整備方針イメージ図



第2章 まちづくりの主要課題

③越前市総合戦略

策定年度	平成 27 年 11 月
対象期間	平成 27 年度 (2015 年) ～平成 31 年度 (2019 年)
目指す姿	「女性が輝くモノづくりのまち」 ～子育て・教育環境日本一～
基本目標	I. 旺盛な求人を背景に、生産年齢人口を確保します II. 「I」リターン ⁷ する人を支援します III. 非婚・晩婚化を改善します IV. 子ども条例による子ども・子育て支援と教育の充実を図ります V. イメージアップ(情報発信)に取り組みます
将来展望人口 (越前市人口 ビジョン)	基準年(平成 22 年): 85,614 人 ⇒2040 年(平成 52 年): 72,000 人程度 ⇒2060 年(平成 72 年): 62,000 人程度
数値目標	■ 生産年齢人口における社会増減 5 年間で+350 人(70 人/年) ■ 「I」リターン者数 5 年間で+100 人(20 人/年)
目標実現に向 けて取り組む 施策(都市計画 マスタープラ ン、立地適正化 計画と特に関連 が強い施策を抜 粋)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 立地企業への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・企業の設備投資や市内運出等を支援 ■ 民間活力を活用した住宅の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者が行う住宅所在地の整備を支援 ・民間事業者が行う共同住宅の整備を支援 ・空家をリフォームして売買・貸出しする人を支援 ■ 不動産の流動化・建替えの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・まちなかでの空家の解体による流動化を支援 ■ 市内企業と連携した職住近接支援 <ul style="list-style-type: none"> ・企業の事業所近くでの従業員用住宅の整備を支援 ・企業に対して、市内不動産情報を積極的に提供 ■ 市内定住の奨励 <ul style="list-style-type: none"> ・賃貸住宅を借りる新婚夫婦に家賃の一部を支援 ・住宅を取得する人を支援 ・土地を購入し、住宅を新築する人を支援 ■ 働く世代の生活の安定の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関と連携し、勤労者に生活の安定のための資金を支援 ・家庭への支援による働く世代のワークライフバランスの充実を支援 ■ 「I」リターンの奨励 <ul style="list-style-type: none"> ・行政と民間企業の連携による「I」リターン就職の奨励 ・「I」リターンで就職や起業した人を支援 ・農社への「I」リターンを支援
重要業績評価 指数(KPI)	<ul style="list-style-type: none"> ・企業立地促進補助金利用による雇用増加数: 1,000 人増/5 年間 ・共同住宅供給戸数: 300 戸/5 年間 ・市内企業の新設又は増設による雇用増加数に占める市内居住者割合: 60%以上 ・従業員用住宅整備戸数: 150 戸/5 年間 ・新婚夫婦家賃補助での市外からの転入者数: 600 人/5 年間 ・空家リフォーム件数: 10 件/5 年間 ・まちなか開業支援件数: 20 件/5 年間 ・「I」リターン就職奨励金利用者数: 75 人/5 年間

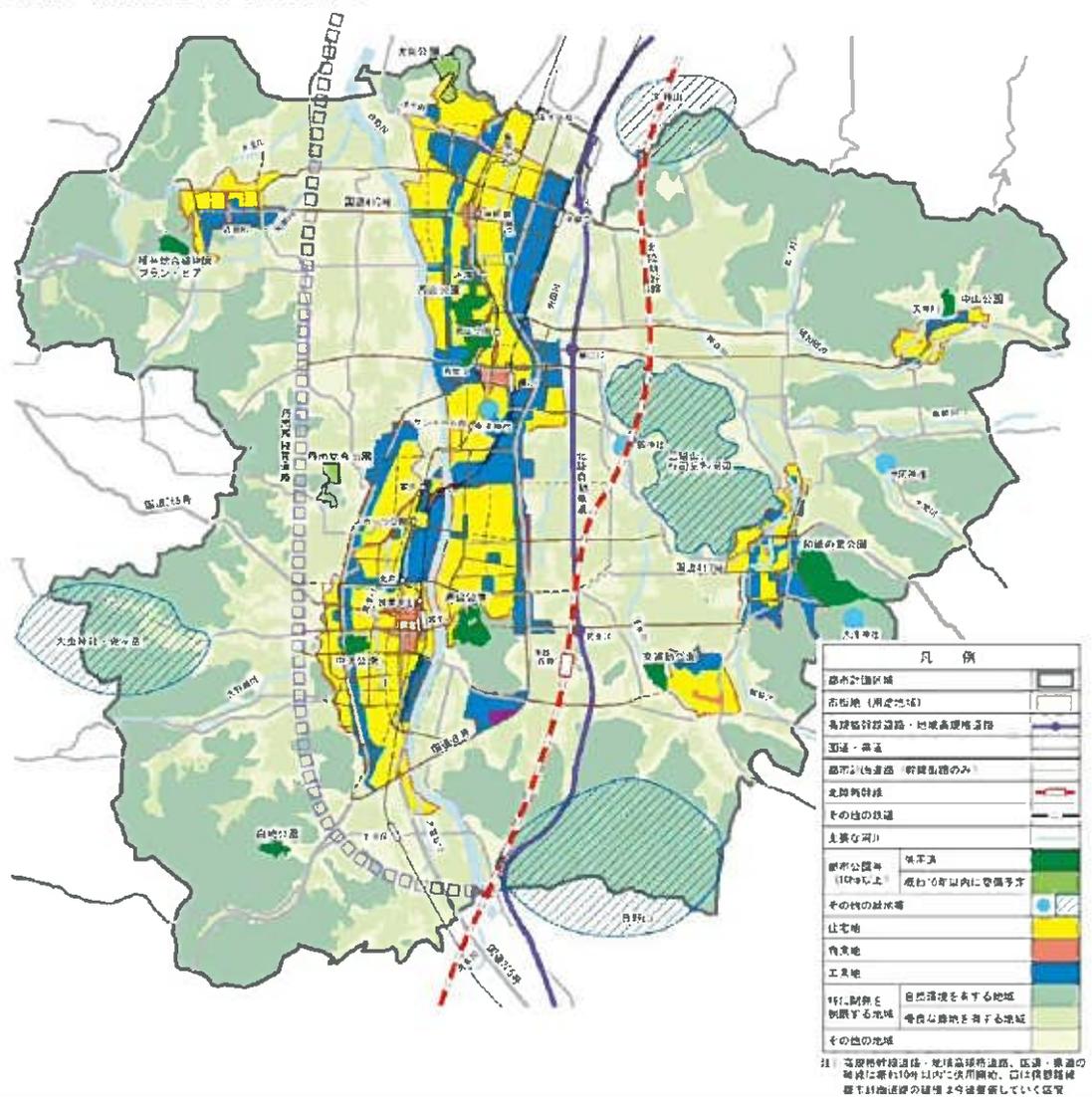
※数値目標以外については、都市計画マスタープラン、立地適正化計画と特に関連が強い施策を抜粋

⁷「I」リターン…Iターン: 福井県外から越前市へ移住すること。Uターン: 越前市から福井県外へ移住して再び越前市へ移住すること。「J」ターン: 越前市以外から福井県外へ移住した者が越前市へ移住すること。

④丹南都市計画の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

策定年度	平成 26 年（2014 年）2 月
目標年次	平成 32 年
都市づくりの基本理念	1. 伝統産業を活かし歴史や文化を育む都市づくり 2. 持続可能な都市づくり 3. 都市間の交流・連携を促進する都市づくり 4. 安全・安心に住み続けられる都市づくり
市街地に配置するおおむねの人口	越前市 基準年（平成 22 年）：46,700 人 ⇒ 目標年次（平成 32 年）：44,300 人 ⇒ （平成 37 年）：42,700 人

整備、開発及び保全の方針図



第2章 まちづくりの主要課題

⑤第3期越前市中心市街地活性化基本計画

策定年度	平成28年10月
対象期間	平成28年12月～平成31年3月（5年4ヵ月）
中心市街地活性化の課題	1-1 都市施設の機能減退に伴う中心市街地の求心力低下 1-2 歴史文化を活かした“まちの顔”としての美しい街への再生 2-1 若い世代等を中心とした定住促進 2-2 誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり 3-1 にぎわいの創出と商業の再生 3-2 広域からの来訪者を誘引するまちなか観光の推進
中心市街地活性化の将来像	越前国府1300年の歴史と文化が薫る安らぎのまち「武生」 ～全ての世代が共に支え合い、住み・働き・交流するまち～
3つのテーマと6つの基本方針、数値目標	<div style="text-align: center;"> <p>6つの基本方針</p> <p>数値目標</p> </div> <p>テーマ1 まちの顔づくり</p> <p>1-1 新庁舎建設等を契機とした市民との協働による“まちの顔づくり”の推進</p> <p>1-2 歴史、水、緑を大切にした“美しい景観”の形成</p> <p>数値目標: 市民交流施設の利用者数 基準値(H27年度) 64,541人 → 目標値(H33年度) 77,420人</p> <p>テーマ2 暮らしの再生</p> <p>2-1 若い世代等の定住を促進する総合的な“まちなか居住”の推進</p> <p>2-2 誰もが健康で安心して“いきいきと暮らせるまちづくり”の推進</p> <p>数値目標: 施策による移住者数 基準値(H27年度) 64人増 → 目標値(H33年度) 400人増 (H28～33年度) 66.7人/年</p> <p>テーマ3 にぎわいの再生</p> <p>3-1 多様な主体の活動と交流による“にぎわい”の創出と“魅力ある商業”の振興</p> <p>3-2 越前の歴史・文化やモノづくり、食を発信する“まちなか観光”の推進</p> <p>数値目標: 活性化に寄与する市民等の活動回数 基準値(H27年度) 56回 → 目標値(H33年度) 92回</p> <p>数値目標: 施策によるまちなか開業件数 基準値(H27年度) 5件 → 目標値(H33年度) 24件</p>

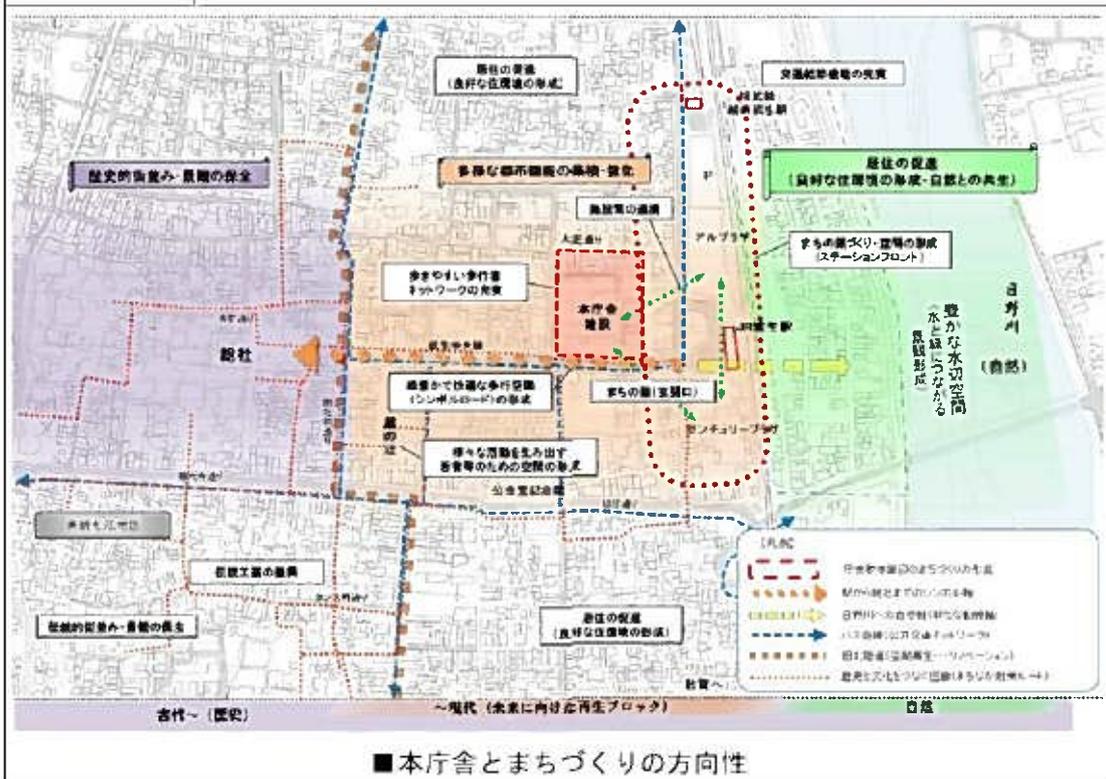
⑥北陸新幹線南越駅周辺整備基本計画

策定年度	平成27年12月
基本理念	交流促進の起点 南越駅周辺地域 ～丹南地域の人・自然・伝統・文化とのふれあいによる新たな出会い～
4つの展開	①「交流の起点 ～交通結節点と地域資源への誘導の場の創出～」 ②「伝統・文化とのふれあい ～伝統・文化、匠の技との出会いの場の創出～」 ③「人とのふれあい ～来訪者と地域住民の交流の場の創出～」 ④「自然とのふれあい ～豊かな自然を感じる、癒しの場の創出～」
駅周辺整備コンセプト	『伝統・文化を未来につなぐ癒しと交流の空間』
駅舎デザインコンセプト	『伝統・文化を未来につなぐシンボルとしての駅』
駅前広場整備コンセプト	交流促進の起点にふさわしい、駅周辺と一体となった交通結節空間
駅周辺整備	
土地利用計画	<p>〈時間軸〉〈民間の気運・熱度〉 低 → 高</p> <p>平成27年度 北陸新幹線南越駅周辺整備基本計画の策定</p> <p>平成28年度 市都市計画マスタープランの改定</p> <p>開駅 (平成35年度)</p> <p>開業までに備えるべき施設の整備</p> <p>南越駅周辺整備基本計画や市都市計画マスタープランに整合させようとして、民間活力を生かして整備</p> <p>長期</p> <p>規制・誘導手法</p> <p>○公共による整備 ○雇用地区区域の維持</p> <p>○進出施設の用途・規模等を踏まえた規制・誘導手法を適用し、民間活力を誘引(適用手法) ●用途地域の指定 ●特定用途制限 ●地区計画 ●協定(建築協定/緑地協定) ●まちづくり条例 等</p>

第2章 まちづくりの主要課題

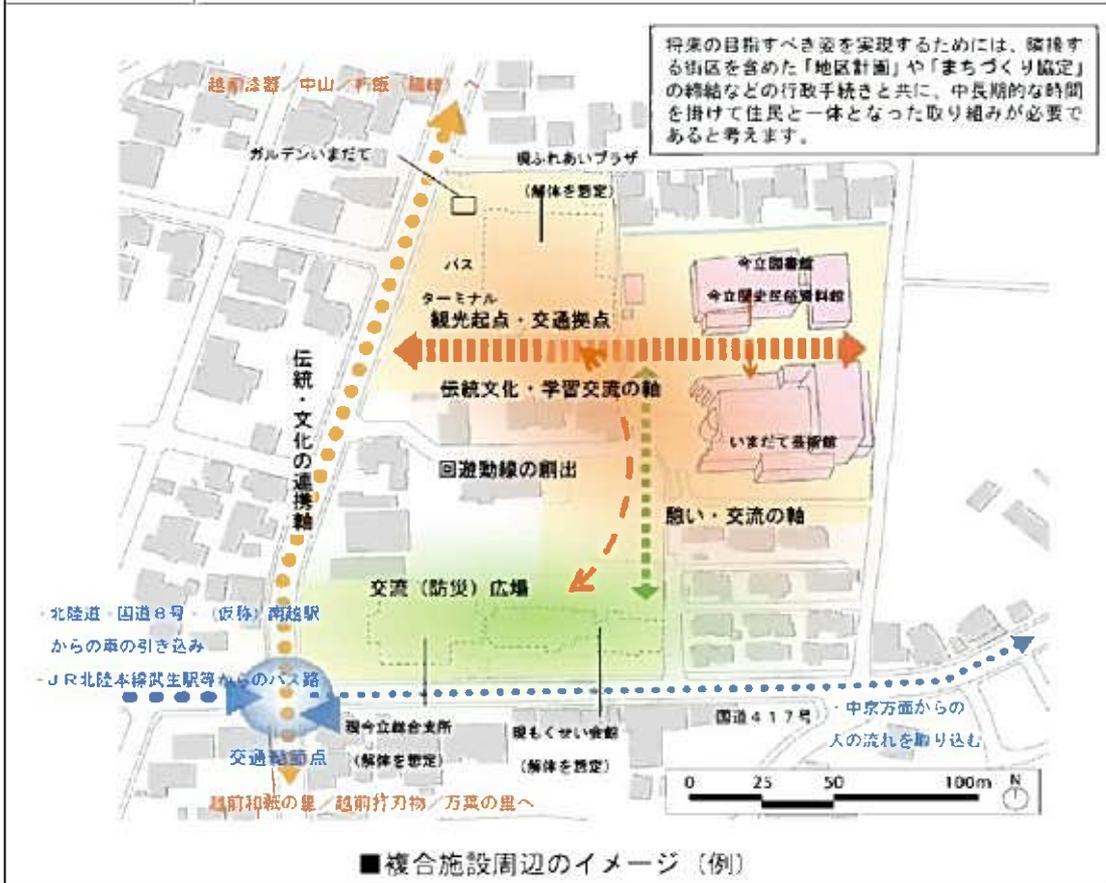
⑦本庁舎建設基本構想・基本計画

策定年度	平成 27 年 9 月
基本理念	『まちな活性化とまち空間再生の大きな契機とする』
基本的な整備方針	I. まちの顔となる庁舎 II. 市民に愛され、多様な市民の参画・協働の場となる庁舎 III. すべての人と地球環境にやさしい庁舎 IV. 効率的・機能的な庁舎 V. リスク管理機能を備えた庁舎
本庁舎のイメージコンセプト	『人をつなぎ歴史をつむぐ 賑わい・交流の場』



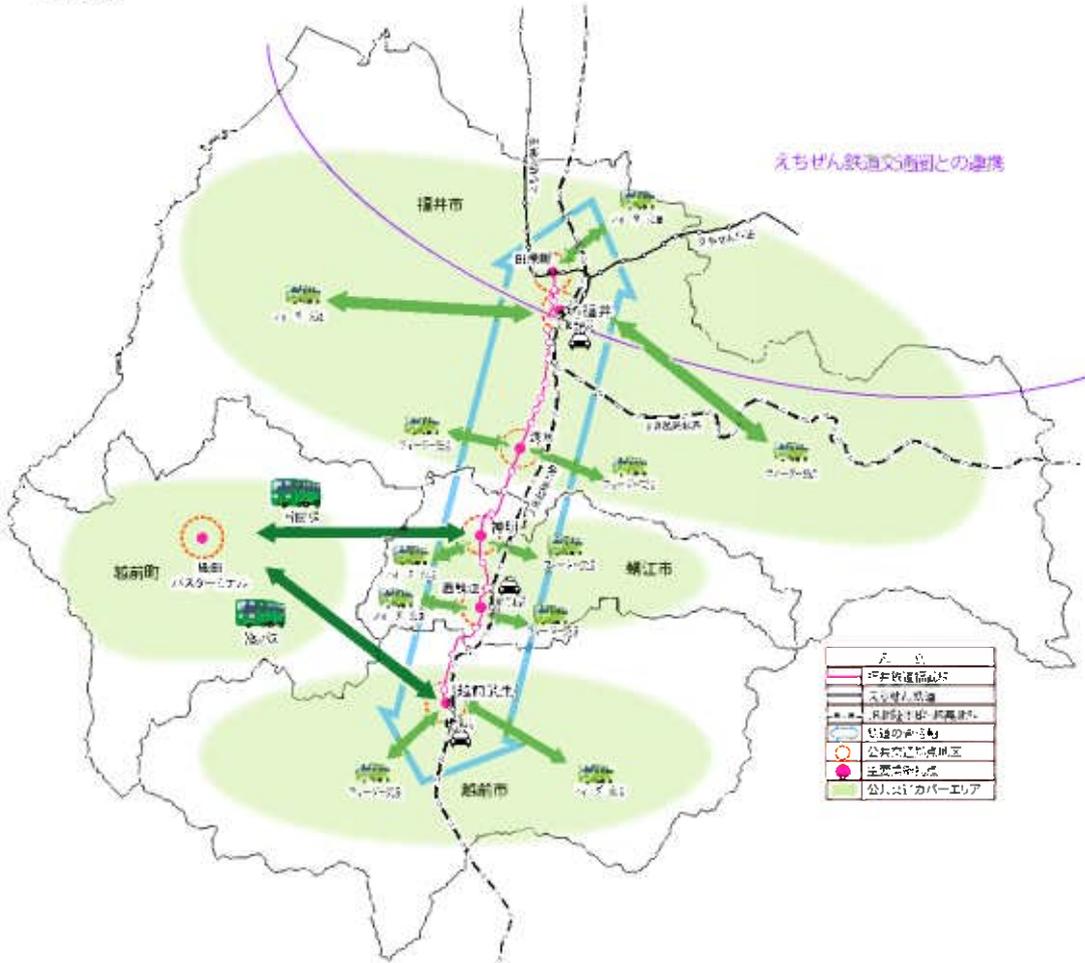
⑧今立総合支所建設基本構想・基本計画

策定年度	平成 27 年 9 月
基本理念	『まちなかの活性化とまち空間再生の大きな契機とする』
基本的な整備方針	I. まちなかの顔となる複合施設 II. 市民に愛され、多様な市民の参画・協働の場となる複合施設 III. すべての人と地球環境にやさしい複合施設 IV. 効率的・機能的な複合施設 V. リスク管理機能を備えた複合施設
複合施設周辺のイメージコンセプト	『人が集まる公園のような憩いの場』

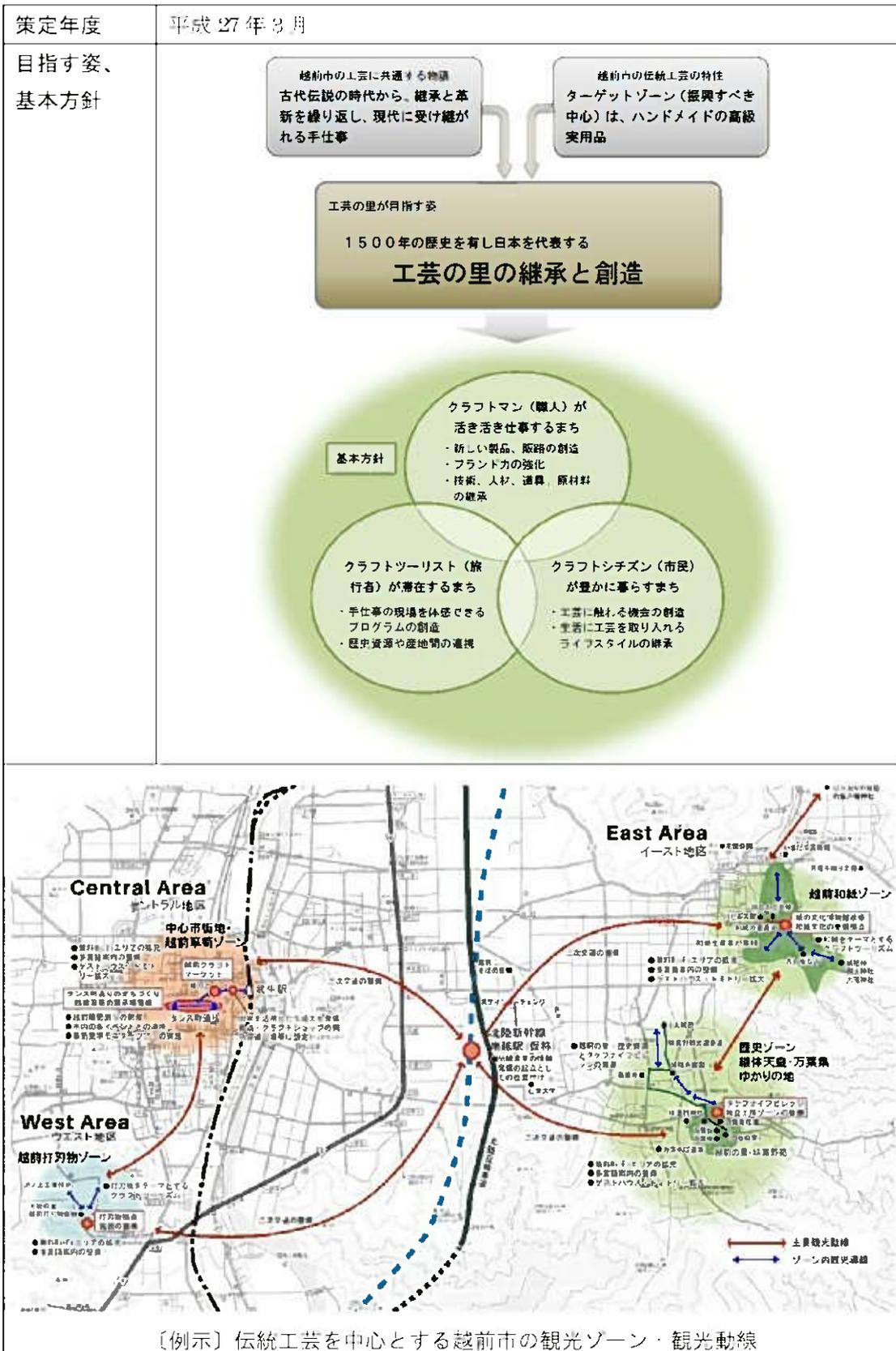


第2章 まちづくりの主要課題

⑨福井鉄道交通圏地域公共交通網形成計画

策定年度	平成 28 年 2 月
計画期間	平成 27 年度～平成 29 年度
基本方針	<p>・福井鉄道福武線を主軸に路線バス、コミュニティバス等によって公共交通ネットワークを形成</p>  <p style="text-align: center;">■公共交通ネットワーク方針図</p>
計画目標	<p>目指すべき公共交通の将来像 「地域に親しまれ共に育む公共交通」</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>目標 1 地域の交通として利用したくなる公共交通の実現</p> <p>目標 2 安全・安心に利用できる公共交通の実現</p> <p>目標 3 車に頼り過ぎない住みやすいまちづくりや広域観光と連携した公共交通の実現</p> <p>目標 4 住民・行政・事業者が協働で利用促進する公共交通の実現</p> </div>

⑩工芸の里構想



3. まちづくりを取り巻く社会的潮流と越前市の状況

(1) 自然破壊等の環境問題が地球規模で深刻化しています

社会環境の変化・社会的潮流	越前市における状況
<ul style="list-style-type: none"> 高度経済成長に伴う大量生産、大量消費、大量廃棄の社会システムの形成。 国土は開発の場として捉えられ、田園、山間、海浜部における都市開発により自然が減少。 モータリゼーション⁸の進展に伴う自動車依存型社会・都市構造⁹の形成。 地球本来が有している環境回復機能の限界を超えた汚染物質や温室効果ガス等の排出。 地球温暖化や異常気象等の環境問題が深刻化。 循環型社会形成推進基本法の制定（平成 12 年）、同基本計画の策定。（平成 15 年）。 自然再生推進法（平成 14 年）、生物多様性基本法（平成 20 年）の制定。 環境行動計画の策定（平成 20 年）、改定（平成 23 年）。 	<ul style="list-style-type: none"> 国道 8 号や旧国道 8 号等の幹線道路沿道において、沿道利用型の商業施設等の立地が進んでいます。 自動車への依存率が 76%と高くなっています。 平成 19 年に策定した越前市環境基本計画に基づく取組みを進めてきましたが、この 10 年間で環境に関する課題も変化しています。こうした変化に対応していくため、平成 20 年 3 月に環境基本計画を改定します。 平成 23 年に主に西部地域を対象とした「コウノトリが舞う里づくり構想」及び同「実施計画」を策定し、平成 24 年に「構想」と「実施計画」を統合し、「コウノトリが舞う里づくり戦略」としてとりまとめ、里地里山の保全再生に取り組んでいます。

(2) 少子化と人口減少、超高齢化が進行しています

社会環境の変化・社会的潮流	越前市における状況																					
<ul style="list-style-type: none"> 戦後、一貫して増加傾向にあった人口推移が減少に転じており、平成 60 年には 1 億人を割る見通し。（国立社会保障・人口問題研究所（平成 24 年 1 月推計）） 平成 27 年の合計特殊出生率は 1.46（福井県は 1.63 で全国 10 位）で、平成 17 年の 1.26 を最低値として緩やかに上昇中。 少子化の主な要因 ⇒経済的負担、地域社会や子育てへの不安、晩婚化から非婚化へ、等。 都市部への人口集中が進む一方で、山間地域等は過疎化が進展。 次代の社会システムや経済、地域の文化やコミュニティ¹⁰を担う人材の不足。 高齢化の進展 ⇒高齢化率は一貫した増加傾向が続き、平成 72 年には約 40%が高齢者となる見通し。 車に依存して拡散した都市構造、コミュニティの希薄な地域社会では、高齢者への対応が困難。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年の国勢調査による人口は 81,524 人で平成 17 年に減少に転じて以降、減少傾向にあります。 人口推移を元にした人口推計 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">【総人口(人)】</th> </tr> <tr> <th>H27</th> <th>H27</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>81,524</td> <td>77,357</td> <td>63,351</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 【15歳未満の人口割合】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>H27</th> <th>H27</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13.3%</td> <td>11.5%</td> <td>10.3%</td> </tr> </tbody> </table> 【65歳以上の人口割合】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>H27</th> <th>H27</th> <th>H22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>27.8%</td> <td>32.3%</td> <td>37.5%</td> </tr> </tbody> </table> 郊外部の地区で人口が増加する一方、中心市街地や山間に位置する地区では人口が減少しています。 	【総人口(人)】			H27	H27	H22	81,524	77,357	63,351	H27	H27	H22	13.3%	11.5%	10.3%	H27	H27	H22	27.8%	32.3%	37.5%
【総人口(人)】																						
H27	H27	H22																				
81,524	77,357	63,351																				
H27	H27	H22																				
13.3%	11.5%	10.3%																				
H27	H27	H22																				
27.8%	32.3%	37.5%																				

⁸モータリゼーション…人々の利用する交通機関のなかで、自動車利用が普及する状態。

⁹都市構造…人やモノや都市機能が集積する拠点の位置と、主要な人や物の流れによって形成されるネットワークなどから捉えた都市の性格のこと。

¹⁰コミュニティ…人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域及びその人々の集団。地域社会、共同体。

(3) 美しい国土形成への転換期を迎えています

社会環境の変化・社会的潮流	越前市における状況
<ul style="list-style-type: none"> ・無秩序な国土開発、都市化の進展等により、我が国が有していた自然の美が消失。 ・全国的に行われた画一的な都市づくりにより、都市や地域の個性が喪失。 ・周辺環境への配慮やデザイン性に欠け、利益のみを追求した都市づくりや建築活動。 ・グローバル社会の進展により多くの外国人が日本を訪れ、住民のまちを見る目が変わる。 ・余暇ニーズの多様化に伴い、地域間競争の激化。 ・観光立国行動計画の決定（平成 15 年） ⇒観光立国の推進：ピジットジャパン。 ・美しい国づくり政策大綱の決定（平成 15 年）、景観法の制定・公布（平成 16 年）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・郊外の田園地域において宅地開発が進行しており、山園や山並みの景観が悪化しています。 ・一部の幹線道路沿道では、景観を損ねるようなデザインや色彩の建築物や屋外広告物が見られます。 ・京町や蓬萊地区、五箇地区等には、越前市固有のまちなみが残っています。 ・平成 20 年 3 月に、南越駅（仮称）開業までの取組みをまとめた観光振興プランを改定します。 ・観光入込み客数は 100 万人/年程度で推移していますが、「立寄型」の観光客が多くなっています。 ・平成 21 年に越前市景観条例を制定し、越前市景観計画を策定しています。

(4) 安全・安心な社会づくりが急務となっています

社会環境の変化・社会的潮流	越前市における状況
<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年の東日本大震災、平成 28 年の熊本地震をはじめ、国内外を問わず大規模な自然災害が発生。 ・山園や山林の減少等による自然本来の保水機能の低下 ⇒新たな都市型災害の発生。 ・木造密集市街地の存在による防火上の問題。 ・大規模集客施設等の郊外立地に伴う予期しない交通渋滞の発生や生活環境の悪化。 ・高度経済成長期に大量に整備されてきた社会資本の老朽化（道路陥没、水道管の漏洩等）。 ・少子化・人口減少に伴う過疎化や地域コミュニティの衰退 ⇒犯罪発生の危険性が高まる。 ・高齢者を対象とした犯罪の急増、災害時等における要支援者の増加。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 16 年の福井豪雨では今立地域、平成 24 年の越前市東部集中豪雨では、今立地域及び味真野地域において多くの家屋が損壊や床上・床下浸水の被害を受けました。 ・中心市街地や今立市街地の一部では、道路幅員が狭く、木造家屋が密集する状況にあります。 ・幹線道路を中心に、朝夕に渋滞が発生しています。 ・窃盗等の犯罪や不審者等の問題が発生しています。

(5) 自治体の財政状況が悪化しており、効率的なまちづくりが必要です

社会環境の変化・社会的潮流	越前市における状況
<ul style="list-style-type: none"> ・拡大型都市政策による過大な都市開発、地方交付税の大幅削減 ⇒財政破綻した都市も生じる。 ・グローバル化¹¹やIT化¹²の進展により、生産や販売の拠点や場所を選ばない ⇒税収の減少。 ・地域間競争・自由競争の激化。 ⇒対応が遅れた都市はとり残される。 一方、マーケティング主導型の都市開発が活発化。 ・拡散・分散型の都市化に伴う社会資本の後追いの整備 ⇒公共施設等の維持管理費が増大。 ・都市の中核を担っていた中心市街地の衰退。 ⇒これまでの財政投資が無駄になる。 ・居住や産業を含めた多様な都市の機能がストックとして蓄積 ⇒有効に活用されていない。 ・広くて地価の安い郊外部での安易な開発、広域的調整を欠いた予期せぬ郊外開発。 ・社会保障費等の医療・福祉関連費を含めた総社会コスト¹³の増大。 ・持続可能な都市経営 ⇒コンパクトシティ・プラス・ネットワーク 	<ul style="list-style-type: none"> ・県全体に占める製造品出荷額の割合は約25%で、第1位です。 ・県全体に占める商品販売額の割合は約7%で、福井市、敦賀市に次いで第3位です。 ・幹線道路沿道において、店舗立地が進展しています。 ・民間による住宅地開発が郊外へと拡散しています。 ・越前市空き家等実態調査では約1,400軒の空き家が確認されており、東・西・南の3地区に約40%が集中しています。 ・市街地内には農地が多く、土地区画整理施行区域では約36%が未利用地です。 ・平成26年度市債残高は約416億円で増加傾向にあります。 ・平成25年3月に第2期中心市街地活性化基本計画を策定し、より具体的な実効性を確保した計画とするため、平成28年11月に第3期中心市街地活性化基本計画が国の認定を受けました。

(6) まちづくりへの住民参画、住民主体のまちづくりが不可欠です

社会環境の変化・社会的潮流	越前市における状況
<ul style="list-style-type: none"> ・成熟社会¹⁴への到達、地域間交流、住民ニーズの多様化、少子・超高齢社会の進展、自治体の財政の悪化。 ⇒地域が育んできた歴史や文化の喪失、コミュニティ崩壊のおそれ。 ⇒行政施策がハード事業からソフト事業重視へ転換。 ・大規模商業開発や高層マンション問題等の顕在化。 ・地域で取り組むべきことは地域が責任をもつ時代へ ⇒維持管理を含めたまちづくり活動を継続するためには、楽しみながら取り組むことが不可欠。 ・インターネット等の普及による情報入手の容易性。 ・全国各地でまちづくり関連の住民活動・団体活動が活発化。 ・都市計画等におけるまちづくりへの提案制度の創設。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内17の地区毎に地域自治振興計画を策定し、地域自治振興に取り組んでいます。 ・地区計画や建築協定、緑地協定等のルールに基づいた良好なまちなみの誘導が行われています。 ・少子・高齢化が進行しており、地域が育んできた歴史や文化、自治振興会等の地域コミュニティの継承者不足が懸念されています。

¹¹グローバル化：政治・経済・文化等、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。

¹²IT化：ITとは、情報技術（Information Technology）のことで、コンピュータやデータ通信に関する技術の総称。IT化とは、コンピュータやデータ通信に関する技術を駆使して、情報を上手く扱えるようにすること。

¹³社会コスト：行政サービスにかかる費用。

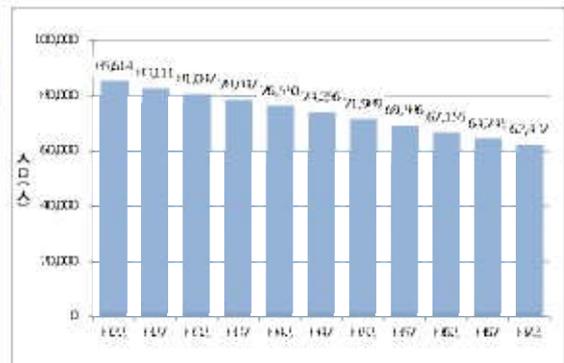
¹⁴成熟社会：量的拡大のみを追求する経済成長が終息に向かう中で、精神的豊かさや生活の質の向上を望む社会。

4. 越前市のまちづくりにおける主要課題

主要課題1：拡大成長型都市構造からの転換が必要です

①少子化等に伴う人口減少、高齢化の一層の進展が予測されています

- ・平成27年の人口は81,524人で、出生率の低下等に伴い、今後、人口が減少すると予測されています。
- ・少子・高齢化の人口構成が急速に進んでおり、特に高齢者に関しては、概ね30年後の平成52年には、高齢化率が37.5%となることが予測されています。(国立社会保障・人口問題研究所(平成25年3月推計))
- ・越前市人口ビジョンにおいては、平成72年(2030年)で62,500人程度の人口維持を目指しています。



総人口・年齢階層別人口の見直し
(国立社会保障・人口問題研究所(平成25年3月))

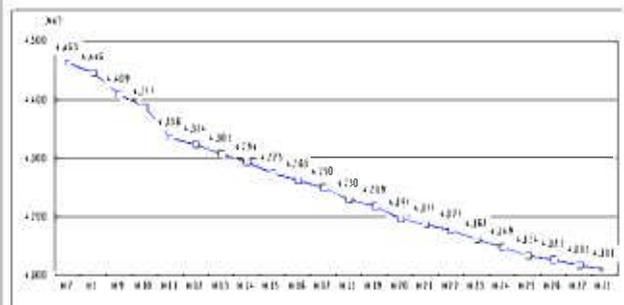
越前市人口ビジョンでの将来目標人口

②人口・世帯数や宅地開発等が郊外へ拡散し、中心市街地が空洞化しています

- ・人口・世帯数は、中心市街地に位置する東地区・西地区や山間地域で減少し、中心市街地を取り囲む市街地外縁部から郊外部に位置する地区で増加しています。
- ・中心市街地を取り囲む地区では、住宅地開発等の開発行為や建築行為が活発に行われており、人口・世帯が郊外部へと拡散していることが分かります。



(資料：住民基本台帳登録人口+外国人登録原票人口)
過去10年間の人口増減率(平成28年/平成18年)

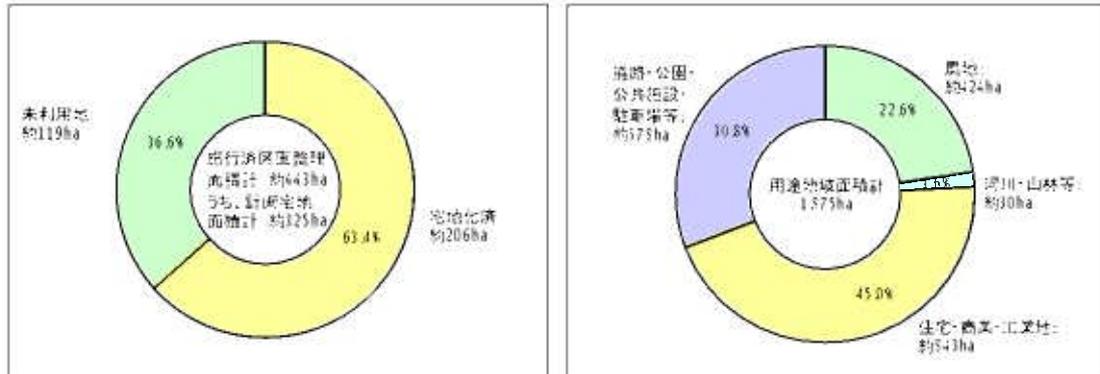


田・畑面積の推移
※農務課「固定資産概要調査」より

第2章 まちづくりの主要課題

③既存の都市基盤等が有効に利用されておらず、又、市街地の土地利用が進んでいません

- ・用途地域内外を含め 35 箇所において土地区画整理事業による居住基盤等の整備を行っていますが、計画宅地面積約 325ha に対する宅地化率は約 63%にとどまっており、市街地内の宅地化が進んでいません。
- ・また、用途地域内（面積 1,875ha）には、その約 23%にあたる 424ha の農地があり、特に、市街地北部の吉野地区（家久地係）や国高地区等には一団の未利用地が広がっています。



施行済土地区画整理事業区域内の宅地化率
※平成 28 年都市計画基礎調査の土地利用現況調査より

用途地域内の土地利用現況の内訳
※平成 22 年都市計画基礎調査より

④維持管理等の都市経営コストが増大する中、市の財政状況は悪化しています

- ・道路網や公園、下水道整備等は、それぞれの整備計画に基づいて進められていますが、宅地開発の拡散・郊外化等に伴い、後追いの整備が必要となっているとともに、今後、これらに対する維持管理費が確実に増大します。
- ・旧市街地等では、整備コストの増大等により、長期未着手の都市計画道路が存在しています。
- ・景気の低迷や産業界の低下等を受けて市の財政が悪化しており、平成 26 年度の市債（市の借金）の残高は約 416 億円に達しています。
- ・建築系公共施設¹⁵の多くは、1970 年代から 1980 年代に建築されており、2000 年代から 2010 年代に改修時期を迎えており、建替えの時期は 2030 年代から 2040 年代に集中する見通しとなっています。

《まちづくりにおける主要課題》

- 将来的な人口減少が予測されており、都市としての活力や地域コミュニティを維持するためには、多様な住まい方を楽しむことができる環境を創出することが必要です。
- 今後の超高齢社会や地球温暖化等の環境問題に適切に対応するためには、過度に自動車に依存しない都市構造や土地利用の形成、ライフスタイルへの転換が必要です。
- 拡散的な郊外開発を抑制する等、都市の成長管理を適切に行うとともに、社会資本や建築物等の既存ストックを有効に活用していくことが重要です。
- 一方で、都市としての機能や魅力を高めるために必要な場所については、重点的・集中的な政策を展開するという、「選択と集中」のまちづくりが必要となっています。
- 市民の日常生活を支える交通手段としての公共交通ネットワークの維持が必要です。
- 居住や都市機能の立地を誘導する区域の設定により、コンパクトシティを形成することが必要です。

¹⁵ 運動系公共施設・屋根及び住むもしくは壁を有する公共建築物。

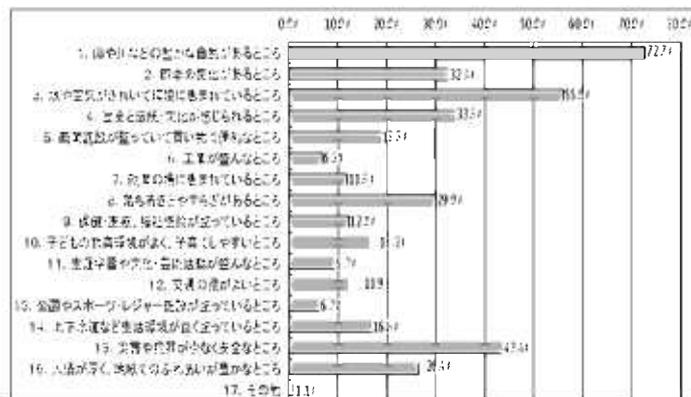
主要課題2：誇りのもてる美しい越前市の創造が必要です

①美しく豊かな自然に包まれています

- ・越前市は、東部を越前中央山地、西部を丹生山地、南部は「越前富上」と呼ばれる日野山に囲まれた武生盆地に位置しており、緑豊かな美しいまちです。
- ・また、村園山や妙法寺山、茶白山、三里山等の独立丘陵地が景観的なシンボルとしても存在しており、特に、村園山からは武生市街地が一望でき、夜景スポットとしても知られています。
- ・市の中央を南北に流れる日野川、今立市街地の中央を流れる鞍谷川等が重要な水辺空間となっています。
- ・総合計画策定にあたり実施された市民アンケートにおいて、「越前市の好きなどころ、良いところ」の問に対し、「山や川等の豊かな自然」、「水や空気がきれいで環境に恵まれている」と答えた人が多いことから、誇るべき美しい自然を有しているまちであることが分かります。



村園山から望む市街地の夜景



「越前市の好きなどころ、良いところ」
総合計画策定のための市民意識調査より

②宅地開発等の郊外化により、美しい自然が失われています

- ・武生盆地には、優良な農地が市街地を取り囲むように広がっていますが、郊外部における民間の住宅地開発や都市施設等の整備等により農地面積が縮小し、田園風景や山並みへの眺望等が阻害されています。
- ・また、美しい景観が損なわれるだけでなく、自然環境への負荷も高くなっています。

③けばけばしい色の建築物等や屋外広告物により、一部の地域で景観が損なわれています

- ・地域の特性を活かした景観づくりを総合的かつ計画的に推進するため、旧武生市、旧今立町において景観づくり基本計画を策定しました。
- ・しかし、市民や事業者等に対する周知が不十分だったこと、美しい景観を誘導するための基準や仕組みが整備されなかったこと等により、実行性のある計画として機能していませんでした。
- ・この結果、特に市街地外縁部の幹線道路沿道の一部等ではけばけばしい色の建築物や屋外広告物が立地し、また、周辺景観と調和しない意匠の建築物が立地する等、良好な景観が損なわれる恐れがありました。
- ・このため、平成 21 年に越前市景観計画を策定するとともに景観条例を制定し、景観の保全誘導、地域特性に応じた建築や開発等の行為のルール化を図っています。
- ・また、平成 28 年 10 月には、「福井県屋外広告物条例」が改正され、新たな地域区分や設置基準のもと、良好な景観づくりを進めています。

第2章 まちづくりの主要課題

④まちなかにも自然があふれています

- ・周囲を田園や山々に囲まれるとともに、武生市街地の中央を流れる日野川、今立市街地の中央を流れる鞍谷川等がまちなかにうるおいを与えています。
- ・まちなかには数多くの神社・寺院が点在しており、これらの社寺林が地域のランドマーク¹⁶⁾的な緑となっています。
- ・国道8号等の幹線道路や区画整理が行われた地区の一部等では街路樹が整備されていますが、まち全体としてのネットワーク性に欠けています。
- ・街区公園をはじめ、市民に身近な公園や広場は数多く整備されていますが、水辺への親水性を含め、身近に自然に触れ合うことのできる場は少ない状況です。



まちを縦貫して流れる日野川

⑤先人たちに培われてきた歴史や文化が地域に根付いています

- ・本市は、越前国府の中心地でもあり、中心市街地には、約80箇所にあふ神社・寺院や江戸期以降のまちづくりの区制りが残る等、本市の歴史を物語るうえで重要な場所となっています。
- ・市では、これらの歴史的な環境を活かしたまちづくりを進めるため、街並み環境整備事業の実施（京町地区）や地区計画¹⁷⁾の指定（蓬菜地区）に取り組んできました。
- ・このほか、今立地域においても、岡太神社周辺で整備された参道のまちなみ等、地域固有のまちなみや優れた景観が形成されています。



岡太神社へ続く参道のまちなみ

《まちづくりにおける主要課題》

- 地球温暖化対策としても、市民の誇りとなる美しい自然環境を保全することが重要です。
- このためには、民間主導で行われてきた郊外型の都市開発を市街地内へ適切に誘導する等、土地利用を適正にコントロールしていくことが重要です。
- 都市基盤整備を行う際には、周辺の田園や山並み等への眺望を意識する等、機能面からだけでなく、景観面・環境面にも配慮してデザインすることが重要です。
- 明確な基準に基づいて良好な景観を損ねるような建築等の行為を規制しながら、誇りをもって住み続けることのできる定住環境を形成することが重要です。
- 市民や来訪者、事業者に対しては、ゴミ捨てや落書き、不法投棄等のまちを汚さないための意識啓発を図ることが重要です。

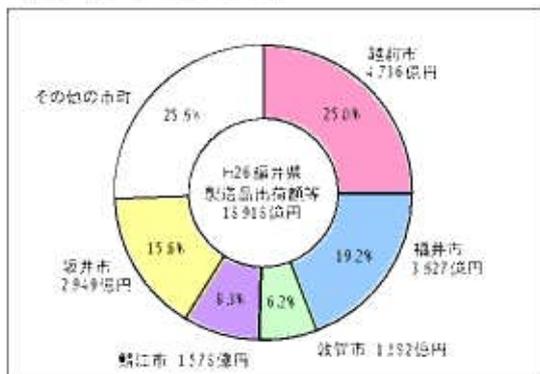
¹⁶⁾ランドマーク…都市景観や田園風景において目印や象徴となる対象物。歴史的・文化的な建造物、記念物、まちなみ等。

¹⁷⁾地区計画…当該地区にふさわしい土地利用を実現するため、地区住民等の合意形成を図り、区画道路、公園緑地等の都市施設の配置とその規模、建築物等の位置、用途および形態等に関する制限等の必要な事項を定める。

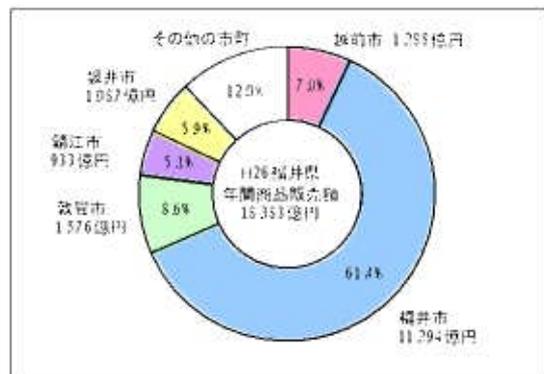
主要課題3：産業都市越前を支える基盤の強化・受け皿づくりが必要です

①県内トップの産業・技術都市、第3位の商業都市を誇っています

- ・自立可能な都市として、本市では特に産業振興を施策の重要な柱として掲げています。この中で、福井県全体に占める製造品出荷額等のシェアは約 25%を占めており、県内第1の工業都市です。
- ・一方、越前打刃物や越前和紙等、「越前」ブランドが全国的に定着していますが、製造業全体に占めるシェアは低く、工業力は大規模事業所に依存している状況です。
- ・また、年間商品販売額は福井市、敦賀市に次いで多くなっていますが、販売額そのものは減少傾向にあります。



平成26年度における製造品出荷額等の都市別シェア



平成26年度における年間商品販売額の都市別シェア

②ロードサイド型の店舗立地が進んでいます

- ・売場面積が 1,000 ㎡以上の大規模小売店舗は 27 件あり、開設年代別には 2000 年代以降が 3分の2を占めています。それらの多くは、国道8号沿い瓜生町付近に集中しており、商業機能の郊外化が進んでいることがうかがえます。



国道8号沿道の大規模店舗

③中心市街地の活力が低下しています

- ・本市は、越前国府の中心地でもあり、中心市街地には、約 80 箇所にあふ神社・寺院や江戸期以降のまちづくりの区割りが残る等、本市の歴史を物語らうえで重要な場所となっています。
- ・また、中心商業地としても賑わう場所でしたが、モータリゼーションの進展に伴い、ロードサイド型の大型店が郊外に進出したことを契機に、商業地としての活力は衰退しています。
- ・さらに、居住者の多くも郊外部等へ流出し、越前市空き家等実態調査（平成 25 年度）では東・西・南地区で約 570 軒が空き家となっており、居住の場としても衰退しつつあります。



歴史性を活かした京町のまちなみ整備

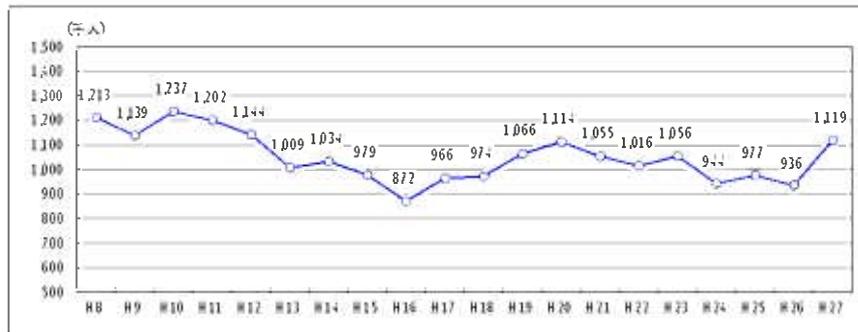
第2章 まちづくりの主要課題

④近年における観光入込み客数は1,000千人前後で推移しています

- ・観光入込み客数は、平成10年の1,237千人をピークに減少傾向を続け、平成16年には872千人まで減少しましたが、その後増加に転じ、平成27年には1,119千人となっています。
- ・現在は、「立寄型」の観光客が多いため、北陸新幹線南越駅（仮称）の開業を契機として、「目的型」の観光への移行が求められています。



たけふ菊人形のようなす



観光入込み客数の推移（資料：福井県観光客入込数（推計））

⑤広域交通網の整備によるポテンシャルの高まりが期待されます

- ・広域的な交通網である北陸自動車道及び国道8号が縦断しており、周辺都市からのアクセス性に優れる反面、福井市や金沢市、京都市方面等への買い物客や観光客等の流出も多く見られます。
- ・JＲ北陸本線が市の中央を縦断しており、武生駅が広域的な玄関口として機能しています。平成35年春には北陸新幹線南越駅（仮称）の開業が予定されており、広域交通や交流の利便性、産業都市としてのポテンシャルの飛躍的な向上が期待されています。

《まちづくりにおける主要課題》

- 産業都市越前として多様な企業の誘致を図るためには、これらの受け皿となる基盤の整備とともに、企業が進出したくなるような都市環境の創造が必要です。
- 全国に誇ることのできる伝統産業の活性化を図るとともに、観光等とも結びついた総合的な越前ブランドの確立による個性あるまちづくりが必要です。
- 丹南地域の中心都市として、近隣の市町を対象とした商業・業務等のサービス産業の機能強化を図ることが必要です。
- 中心市街地は、商業や行政機能だけでなく、地域固有の歴史・文化やまちなみ、居住や福祉等を活かし、「まちの顔」となる美しいまちへの再生を図ることが必要です。
- 中心市街地や産業拠点等の相互の結びつきを強め、産業都市・越前としての多様な都市活動を支えるため、公共交通を含めた総合的な交通体系の確立が必要です。
- 北陸新幹線南越駅（仮称）周辺においては、導入する都市機能の位置付けを明確にし、土地利用の規制・誘導方策を検討していくことが必要です。
- 中心市街地地区、複合施設周辺地区に比較的コンパクトに集積している既存の都市機能の流出を抑制し、適正に集約化を図ることが必要です。

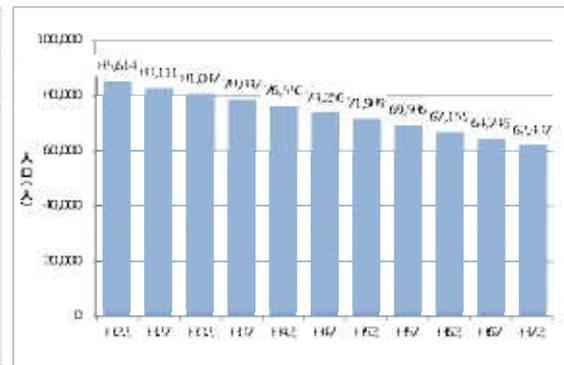
主要課題4：全ての人にやさしい安全で快適なまちづくりが必要です

①少子化等に伴う人口減少、高齢化の一層の進展が予測されています（再掲）

- ・平成27年の人口は81,524人で、出生率の低下等に伴い、今後、人口が減少すると予測されています。
- ・越前市人口ビジョンにおいては、平成72年（2030年）で62,500人程度の人口維持を目指しています。
- ・少子・高齢化の人口構造が急速に進んでおり、特に高齢者に関しては、概ね30年後の平成52年には、高齢化率が37.5%となることが予測されています。（国立社会保障・人口問題研究所（平成25年3月推計））

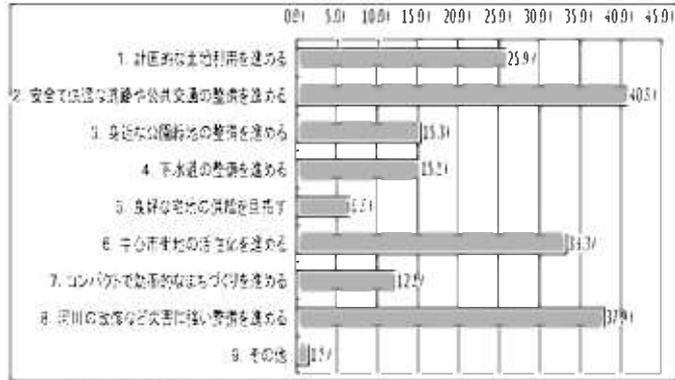


総人口・年齢階層別人口の見通し
(国立社会保障・人口問題研究所（平成25年3月）)



④特に近年は、自然災害が多く発生しています

- ・平成16年の福井豪雨では今立地域、平成24年の越前市東部集中豪雨では今立地域及び味真野地域において多くの家屋が損壊や床上・床下浸水の被害を受ける等、特に近年は大規模な自然災害発生危険性が高まっています。
- ・一方、中心市街地や今立地域の既成市街地等においては、道路幅員が狭く、木造家屋が密集する市街地が形成されており、防災面での危険性が高まっています。
- ・総合計画策定にあたり実施された市民アンケートにおいて、「都市計画や都市整備について力を入れるべきこと」の問に対し、「安全で快適な道路や公共交通の整備」、「河川の改修など災害に強い整備」と答えた人が多いことから、安全・安心なまちづくりに対する市民の要望が強いことが分かります。



「都市計画や都市整備について力を入れるべきこと」
総合計画策定のための市民意識調査より

⑤高齢者等を対象とした犯罪が増えています

- ・高齢者世帯や一人暮らしの増加等に伴い、高齢者等を対象とした犯罪発生が全国的にも増えています。
- ・また、郊外部に拡散した住宅地や、転入者の多い新興住宅地等、地域コミュニティとの関わりの少ない住宅地等では、窃盗等の犯罪発生危険性が高まります。

《まちづくりにおける主要課題》

- 人口減少が予測される中、目標人口を達成するためには、安心して子供を産み・育てられる環境を整備するとともに、質の高いまちなか居住の促進、職住が近接した利便性の高い都市環境の創出、田園や山間等の豊かな自然に包まれた多様性のある居住環境の整備等、定住を促進するための総合的な取り組みが不可欠です。
- 高齢者等の交通弱者が確実に増加する状況にあっては、公共的施設等の都市機能を集約的に配置するとともに、ユニバーサルデザイン¹⁸の考えを取り入れた都市環境の整備や移動性の確保が必要です。
- 通院・買物等の市民の日常生活を支援するとともに、訪れる人が越前市を隅々まで楽しむことができるよう、公共交通を含めたきめ細かな移動性の確保が重要です。
- 自然災害や火災等の災害に強い防災まちづくりを進めるとともに、死角の少ないまちづくりや地域コミュニティの活用による犯罪の起こりにくい地域社会づくり等、総合的な安全・安心なまちづくりの推進が必要です。
- 公共交通ネットワークの維持、サービス水準の向上を図ることが必要です。
- 本庁舎、今立総合支所の建設および周辺整備により、市民の日常生活の利便性向上、中心部での回遊性向上が必要です。

¹⁸ユニバーサルデザイン：年齢や性別、障害の有無等に関わらず、多くの人が利用しやすいように、製品、建物、空間等をデザインすること。

主要課題5：市民主体によるまちづくりの推進が必要です

①地域が主役となった地域自治振興事業等に取り組んでいます

- ・本市では、市民がまちづくりに積極的に参画し、個性豊かな魅力ある地域づくりを推進するため、自治基本条例を制定し、地域自治振興事業に取り組んでいます。
- ・市内 17 の自治振興会ごとに、地区の個性を活かし、創意工夫を凝らした地域自治振興計画が策定され、地域自らがまちづくり活動に取り組んでいます。
- ・各自治振興会では、地区自治振興会の連合組織である自治連合会と連携し、地区共通の課題解決に取り組む等、お互いが対等な立場で協働しながら地域自治に取り組んでいます。
- ・また、市民活動に対する補助金の交付やNPO¹⁹活動の支援等にも取り組んでいます。

②地域住民による主体的なルールづくりが進められています

- ・市街地における土地利用計画の最も基本となるのは、都市計画法に基づく用途地域制度であり、それぞれの用途地域ごとに建築可能な建築物の用途等が定められています。
- ・しかし、用途地域による制限は全国一律であり、その許容される幅も広いことから、地域特性に応じたより良好なまちなみを形成するための手法として、地区計画や建築協定²⁰、緑地協定²¹等の制度が整備されています。



地区計画が指定されている蓮葉地区

- ・これらの制度によるまちなみの誘導基準は、関係する地域住民自らが考え、住民の合意のもとに定められるものであり、本市においては、次の地区において指定が行われています。

地区計画	<ul style="list-style-type: none"> ○蓮葉地区地区計画 (伝統的木造建築の風情を活かしたまちなみ景観の再生) ○国高南部地区地区計画 (職住地区としての合理的な土地利用の形成) ○瓜生東部・高木地区地区計画 (快適で活力に満ちた潤いある産業業務地の形成) ○家久(宮)字等地區地区計画 (住宅地と住環境に悪影響を与えることの無い機能との共存)
建築協定	<ul style="list-style-type: none"> ○武生問屋団地建築協定 (利便性の維持・発展、都市景観の美化を促進、環境保全) ○口野見台自治会建築協定 (住宅地としての環境を高度に維持増進)
緑地協定	<ul style="list-style-type: none"> ○八幡地区緑地協定 (緑地の保全または緑化の推進) ○北府地区緑地協定 (" ")

¹⁹NPO…Non Profit Organization の略語で、民間非営利組織を意味する。営利を目的とせず公益的な市民活動を行う民間団体の総称。

²⁰建築協定…建築基準法に基づくもので、建築基準法で定められた基準に上乗せする形で地域の特性等に基づく一定の制限を地域住民等が自ら設けることのできる制度。

²¹緑地協定…都市緑地法に基づくもので、地域住民が地域の良好な環境を確保するため、緑地の保全または緑化の推進に関する事項について自ら設けることのできる制度。

第2章 まちづくりの主要課題

③都市計画等のまちづくりに対して市民が提案できる制度が整備されています

- ・都市計画法や景観法では、地域に住む市民や団体等が地域の個性を活かしたまちづくりや景観形成のあり方等を考え、それを実現するための具体的方策を行政に対して提案することができる制度が整備されています。
- ・また、越前市住みよい街づくり推進条例においても、地域が策定した地域街づくり計画に配慮した政策を進めるより、市に計画を提案することができます。

④豊富な人的ネットワークを有しています

- ・越前ブランドである越前打刃物や越前筆簞、越前和紙をはじめとする伝統や匠の技を伝える職人、農林業を活かしたまちづくり活動に取り組んでいる人等、本市には、優れた知識や技術を有し、まちづくりの資産となる「人」が数多くいます。
- ・中心市街地内のセンチュリープラザには、市内の市民活動団体が日頃の市民参加活動、社会貢献活動を行うときに利用できる場所として、市民活動交流室があります。平成 28 年 6 月現在で 41 の団体が登録されており、管理運営は、登録団体で構成される「NPO えちぜん」に委託しています。
- ・また、市内には仁愛大学が開校しており、仁愛大学、市民グループ、福井大学等が連携して、中心市街地活性化に向けた調査やイベント開催に取り組む等、豊富な人的ネットワークを活かしたまちづくりが進められています。
- ・平成 27 年には、「地域の新しいつながりをつくり、まちの魅力を高め、次世代に“まち”を継承していく」ことを理念に、「まちづくり武生(株)」が設立しました。また、中心市街地に仁愛大学アンテナショップ駅前サテライトがオープンしています。



仁愛大学アンテナショップ
駅前サテライト

⑤地域コミュニティの存続が危惧されている面もあります

- ・若年層を中心としたアパート生活者や登録外国人の増加等、地域コミュニティとの関わりをもたない世帯や階層が増加しつつあります。
- ・特に、中心市街地等では若い世代が市街地外縁部又は郊外部へと流出し、高齢者世帯や一人暮らしの高齢者が増えています。
- ・地域自治振興事業に取り組んでいますが、自治振興会に参画している人は中高年層が中心で、次代を担う若い世代が少ないのが実状です。

《まちづくりにおける主要課題》

- 地域自治振興事業を推進し、地域と行政が協働で、あるいは、地域が主体となって、地域に根ざした個性的なまちづくりを進めていくことが重要です。
- 永年にわたり培われてきた歴史や文化を未来に継承するため、定住の促進による地域コミュニティの存続や次代のまちづくりを担う人材を育成することが重要となっています。
- 大学をはじめとする豊かな人的・技術的ネットワークを積極的に活用し、産業都市・越前にふさわしい新たな活力を創造することが必要です。
- 市民がまちづくりに主体的に参画することができるよう、情報提供や啓発活動に積極的に取り組むとともに、様々な参画の場を提供することが必要です。

第3章 まちづくりの基本目標

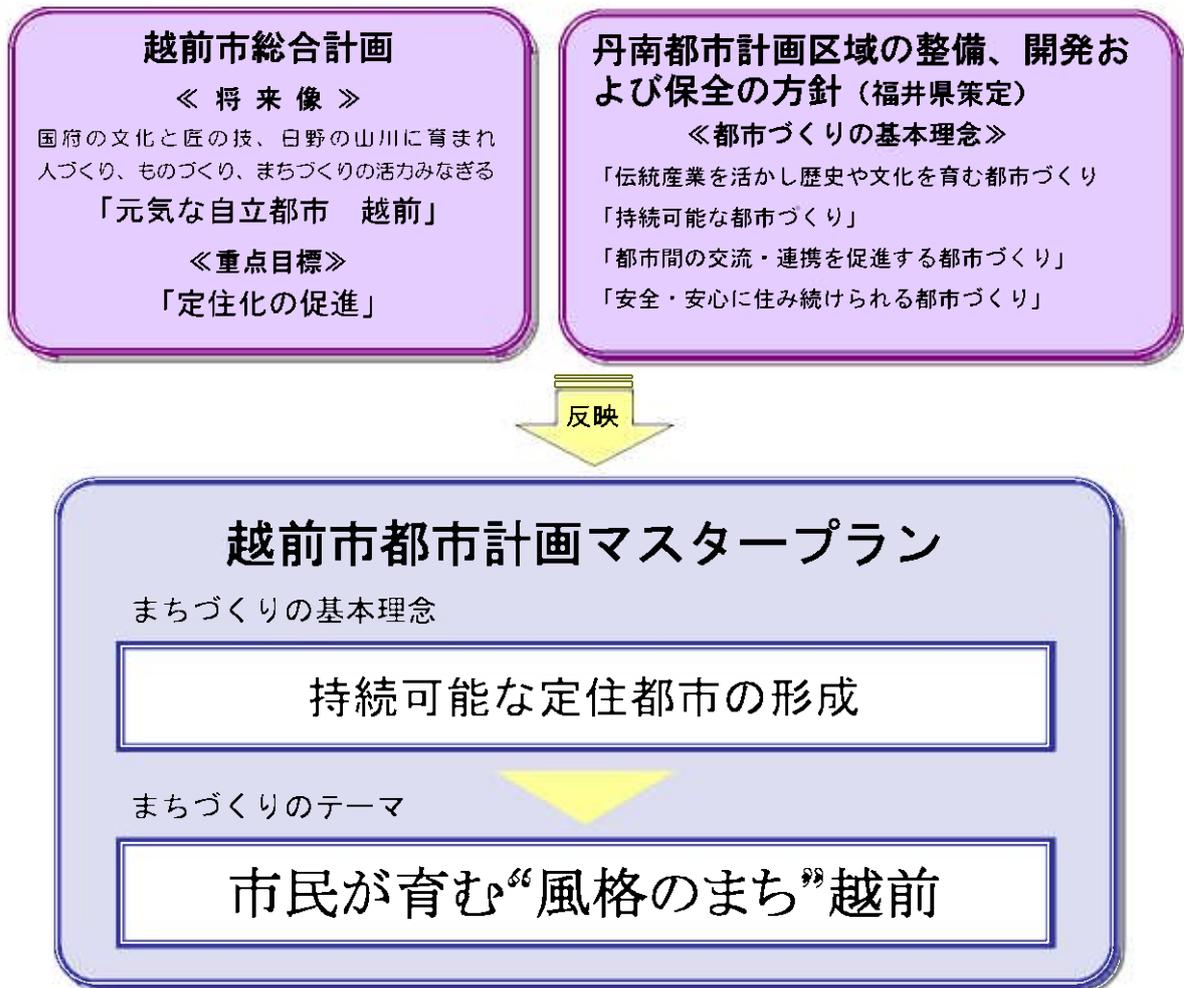
1. まちづくりの基本理念とテーマ

(1) まちづくりの基本理念

～ 持続可能な定住都市の形成 ～

- ・本市は、越前富士と呼ばれるH野山をはじめ、緑豊かな山々を取り囲み、肥沃な田園が広がる中に、村岡山や三里山等の丘陵地が浮島のように点在しており、さらに、H野川等の水辺によって、本市らしい風景が形成されています。
- ・かつて越前国府が置かれ、1300年以上におよぶ歴史を有する中心市街地では、江戸期以降の歴史的な面影を垣間見ることができるほか、万葉の里や越前和紙の里等といった本市固有の歴史・文化が育まれてきました。
- ・明治以降の殖産興業、近代の機械・製造業の振興、鉄道や交通網の整備等により、本市は福井県一の産業都市に成長しました。人口も増加を続け、丹南地域における中心都市として大きく発展しました。
- ・成熟社会へと成長を遂げた現在、改めて振り返ってみると、モータリゼーションの進展に伴い工場や店舗、宅地は郊外部へと拡散し、生活や就業の場の広域化・郊外化が進んだ都市構造となり、かつてのまちの中心は衰退しています。
- ・加えて、全国的な人口減少・少子高齢社会の中で、本市の人口も平成17年をピークに減少へと転じており、中心市街地や農村部等では、これまで築いてきた地域のコミュニティの崩壊も危惧されています。
- ・今後、ますます厳しくなると予想される社会・経済情勢にあつては、これまでのような拡散型の都市構造では都市の持続性そのものに大きな負荷を与えることがもはや確実となっています。
- ・産業都市としてだけでなく、丹南地域における中心都市としての求心性をもち、かつ、環境負荷の小さい持続可能な都市を形成するためには、まちづくりの基本的な考え方を方向転換する必要があります。
- ・これからのまちづくりにおいては、土地利用や都市機能の配置等に関する適正な規制・誘導を行い、既存のストックを最大限に活用したコンパクトなまちを形成することを基本とします。
- ・そして、市民が誇りをもち、満足して暮らせるための住環境整備を積極的に推進することによってまち全体の価値を高め、「住」によって「人」と「産業」が集まるような魅力と活力あるまちを創造します。

(2) まちづくりのテーマ



市民が育む“風格のまち”越前

- ・ふるさとの原風景となる美しい自然の上に、千数百年もの永い年月をかけて育み、継承されてきた地域固有の歴史や文化。豊かな自然と重厚な歴史・文化が融和した本市には、ほかのまちには見られない“風格”があります。
- ・これからのまちづくりにおいては、地域が育んできた歴史や文化等、まちの個性を共有し、互いに尊重しあいながらそれぞれの魅力向上を図ることで、まちの風格を相乗的に高めていきます。
- ・また、まちの風格は、自然に生まれるもの、誰かがつくるものではなく、市民一人ひとりの意識がなければ育ちません。
- ・これからのまちづくりにおいては、市民が主体的にまちづくりに取り組むことによって、誇りをもって住み続けられ、また、誰もが住みたいと思う、訪れたいと思うような魅力と風格の漂う越前市を創造していきます。
- ・そして、支援制度や体制づくり等、市民が取り組みやすい環境整備に努めます。

(3) まちづくりの基本目標

基本目標①：持続可能なネットワーク型コンパクトシティの形成

人口減少・少子高齢時代への対応や社会総コストの増大、住民ニーズの多様化や地域間競争の激化、都市の個性化等が求められる社会にあって、越前市というまちが埋もれることなく、将来にわたり丹南地域の中心都市として持続していくことができる創性的なまちを目指します。

そのために、無秩序な市街地の拡大を抑制するとともに、地域コミュニティ等を一つの単位として捉えた生活圏を快適となるように整備し、これらの有機的¹・機能的²なネットワーク化を図り、誰もが住みやすい都市構造を形成します。

中心市街地においては高次都市機能³の、複合施設周辺においては地域都市機能⁴の創造的再生を図り、歴史や文化と人々の生活が密接に結びついた、魅力ある「まちの顔」を形成します。

基本目標②：豊かな自然や歴史・文化の未来への継承

本市は、日野山に代表される緑豊かな山々、広々とした田園、市民交流の場としても親しまれている日野川等、美しい自然環境に恵まれています。これらは、四季を通じて様々な表情を見せ、本市固有の風景を形づくっています。

古来より自然の恩恵を受けながら人々が生活し、自然と共生しながらまちを創ってきました。越前国府が置かれてから1300年以上の歴史を有し、江戸期以降の面影が残る中心市街地や万葉の出、越前和紙の出等の歴史・文化資源やまち並み等は、本市を語るうえで欠かすことのできない重要な歴史・文化資源です。

現代を生きる私たちの重要な責務として、先人たちが大切に守り・育んできた自然や歴史・文化を継承するとともに、未来に向けて残すべき美しいまちを創ります。

¹有機的…多くの部分が集まって一つの全体を構成し、その各部分が互いに結びついて互いに影響を及ぼし合っている様子。

²機能的…機能が有効に発揮されている様子。

³高次都市機能…質の高いサービスを日常生活の圏域を超えた市全域、全市民を対象に提供する機能。

⁴地域都市機能…市中部地域を対象とする行政サービス、医療・福祉・商業等に関するサービスを提供する機能。

基本目標③：丹南地域の中心都市にふさわしい産業・交流都市の創造

県内一の産業都市から北陸一の産業・技術都市へとさらに発展するため、美しい自然に囲まれた都市環境や広域交通網による優れた立地条件を活かすとともに、居住や商業、余暇活動等を含めた総合的なアメニティの向上を図り、企業が立地したくなる都市環境を創造します。

丹南地域の中心都市として、市内や都市圏内の居住者に対する商業・業務等のサービス産業を適切に提供するとともに、越前打刃物・越前和紙・越前箆笥といった伝統産業、越前国府や万葉の里、越前和紙の里等の地域固有の歴史・文化等を積極的に活用し、産業・交流都市としての魅力を総合的に高めます。

平成35年春の開業が予定されている北陸新幹線南越駅(仮称)周辺においては、広域交通の結節点としての高い交通利便性を活かし、丹南地域の玄関口としてふさわしい、質の高いサービスが得られる広域高次都市機能^⑤の誘導を図ります。

基本目標④：誇りをもって住み続けられる快適なまちの創造

安心して子どもを生み・育てられる環境を整備するとともに、単に利便性の高い都市的な住まい方だけでなく、美しい自然や固有の歴史・文化に囲まれた癒しのある住まい方、さらには二地域居住^⑥や週末居住^⑦等の新たな居住スタイルを提供し、多様な住まい方を楽しむことができる定住都市を創造します。

道路や公園等、身近な生活の基盤となる施設の整備やバリアフリー化、総合的な安全・安心なまちづくりを進めるとともに、美しい景観形成や緑化、歴史・文化等を活かした個性あるまち並みづくりを進め、誰もが誇りを持ち、安心して住み続けることのできる快適なまちを創造します。

基本目標⑤：市民主体による越前市の創造

地域固有の課題にきめ細かく対応するとともに、地域の個性を活かした特徴あるまちづくりに向けて、自治振興会を中心として、地域が主体となったまちづくりを推進します。

また、隣接する地域間で、日常生活に必要な生活サービス機能^⑧の相互補完や、継承されてきた地域固有の歴史や文化を活かした、人やモノの交流を推進することにより、地域コミュニティの維持及びネットワークの強化に努めます。

積極的なPRや啓発活動により、まちづくりに対する市民意識の高揚や次代のまちづくりを担う人材の育成を図るとともに、市民が主体的にまちづくりに取り組むことのできる環境整備に努めます。

^⑤広域高次都市機能…丹南地域のみならず、県域を越える多様な利用者を対象とする広域交流及び連携拠点としてふさわしい機能。

^⑥二地域居住…1箇所固定して住居的ではなく、もう1箇所生活の本拠地を設けて、2つの地域で生活を送るライフスタイル。

^⑦週末居住…丹南地域のみならず、県域を越える多様な利用者を対象とする広域交流及び連携拠点としてふさわしい機能

^⑧生活サービス機能…地域住民を対象とする日常生活サービスを提供する機能。

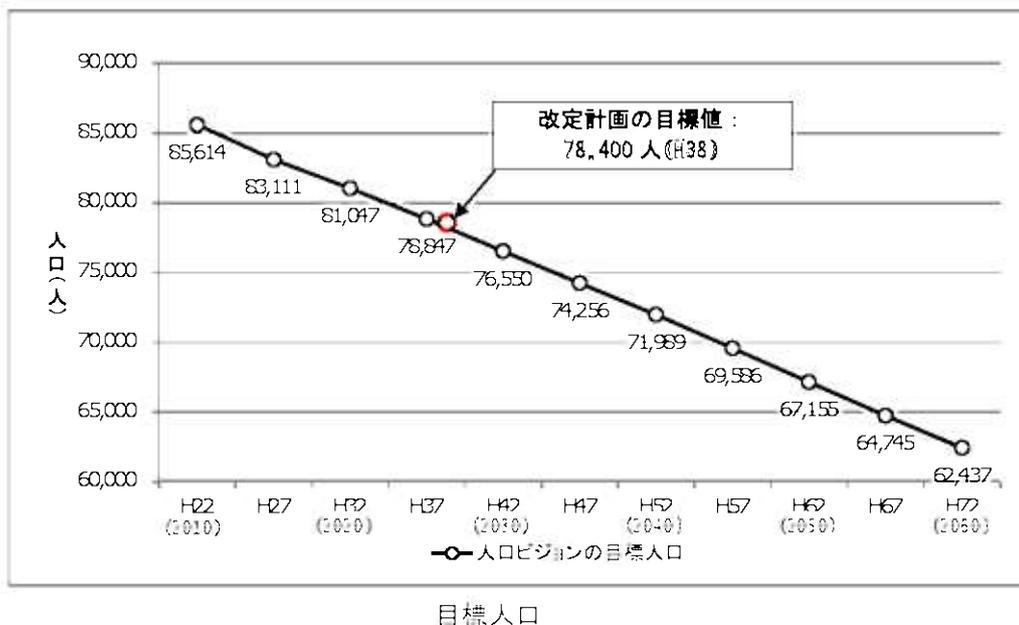
2. 将来フレーム

(1) 人口フレーム

- ・女性、男性の非婚化・晩婚化に伴い、合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に生む子どもの平均の数）は低下を続け、わが国は人口減少・少子高齢時代へと突入しました。
- ・このことは本市においても同様であり、将来人口を推計すると、大幅に減少する結果となります。
- ・平成 27 年 11 月に策定した越前市人口ビジョンでは、以下に示す将来展望人口を満たすための 4 つの方針を速やかに実行し、地域一体となった取組みを進めていくことにより平成 72 年（2030 年）で 62,000 人程度の人口維持を見込んでいます。

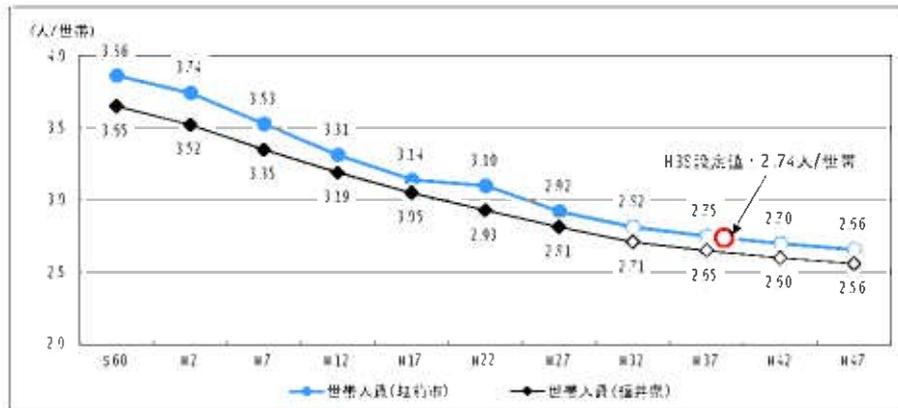
- ①転入人口を5年間で現状見通しより 350 人以上増やし、社会増減を改善することで生産年齢人口を再び上昇傾向へ
- ②適齢期の女性人口増、非婚・晩婚化対策、子育て支援を強化することで、2040 年に合計特殊出生率を 2.07 まで上昇させる
- ③魅力あるまちづくりにより、定住化を促進し転出人口の抑制を実現、かつ、市内経済活性化を実現
- ④市民、外部に向けた市の取組みや市の魅力・長所等を知ってもらうための情報発信活動の強化

- ・本計画においては、「持続可能な定住都市の形成」に向けて、産業政策だけでなく、住みよい都市環境づくり等を総合的に進めることにより、目標年次における人口は越前市人口ビジョンの目標人口と整合を図るものとし、78,400 人と設定します。



(2) 世帯フレーム

- ・目標年次における新規の宅地需要を算出するため、将来の世帯数を以下のように推計します。
- ・1世帯当りの人員は、世帯分離や少子化の進展等により一貫した減少傾向にあり、今後ともこの傾向が続くものと考えられます。
- ・将来の世帯人員については、福井県全体の減少率と同程度で推移するものと仮定して推計します。

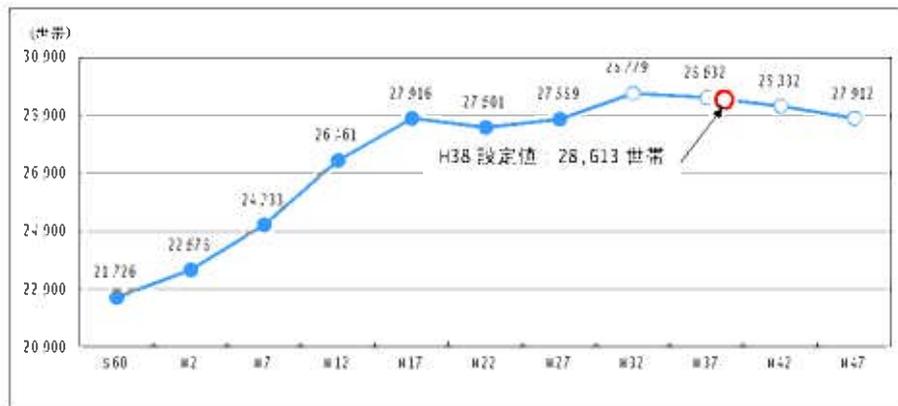


1世帯当り人員の推移と設定値

※実績値は国勢調査

※福井県の推計値は国立社会保障・人口問題研究所（平成26年4月推計）によるもの

- ・将来の世帯数は、目標人口と将来の世帯人員の推計値から算出し、目標年次（平成38年）においては約28,600世帯になるものと設定します。



越前市の世帯数の推移と設定値

※実績値は国勢調査

※推計値は目標人口と1世帯当り人員の推計値により算出

(3) 土地利用フレーム

- ・「持続可能な定住都市」として、郊外部への拡散を抑えたコンパクトシティを形成するため、将来において必要となる住宅地のフレームを算出します。

○目標年次における人口・世帯数

	基準年 (平成 22 年)	国勢調査確定値 (平成 27 年)	目標年次 (平成 38 年)	参 考
人口	85,614 人	81,524 人 (-4,090 人)	78,400 人 (-3,124 人)	人口ビジョンの目標人口 H27: 83,111 人、H27-78: 84,7 人
世帯数	27,601 世帯	27,889 世帯 (+288 世帯)	28,613 世帯 (+724 世帯)	

○目標年次における新規宅地需要

H22 ⇒ H28: 1,012 世帯 × 1 世帯当りの平均敷地規模: 200 m ² = 約 20.2ha
(注1: 緑化スペースの確保を考慮したゆとりある住宅地の形成を基本)
(注2: 全て戸建住宅としての換算)

○土地区画整理施行地区内における未利用地面積 (ha)

		施行面積	計画宅地面積	宅地化済面積	未利用地面積
旧武生市	用途内	352.0	266.3	165.1	91.2
	用途外	18.7	13.7	8.8	4.9
	小 計	370.7	270.0	173.9	96.1
旧今立町	用途内	72.2	55.3	32.3	23.0
	用途外	—	—	—	—
	小 計	72.2	55.3	32.3	23.0
区画整理地区合計		442.9	325.3	206.1	119.1

施行面積、計画宅地面積は庁内資料

未利用地面積は、平成 28 年都市計画基礎調査での「農地」、「都市的未利用地⁹⁾」の合計

宅地化済面積は、(計画宅地面積) - (未利用地面積) により算出

- ・平成 22 年から平成 38 年の間に発生する新規宅地需要 20.2ha に対して、現行の土地区画整理区域内における未利用地面積の合計は 119.1ha であり、新規宅地需要に対しては、これまで行ってきた土地区画整理地区内で確保することが可能と判断されます。
- ・このほか、市街地内には有効な土地利用が行われていない一部の区域が見られることから、今後、ネットワーク型コンパクトシティの形成を推進する必要があることが分かります。

⁹⁾ 都市的未利用地（仮設工事中の土地及び建物跡地等、都市的状態の未利用地）

3. 将来都市像

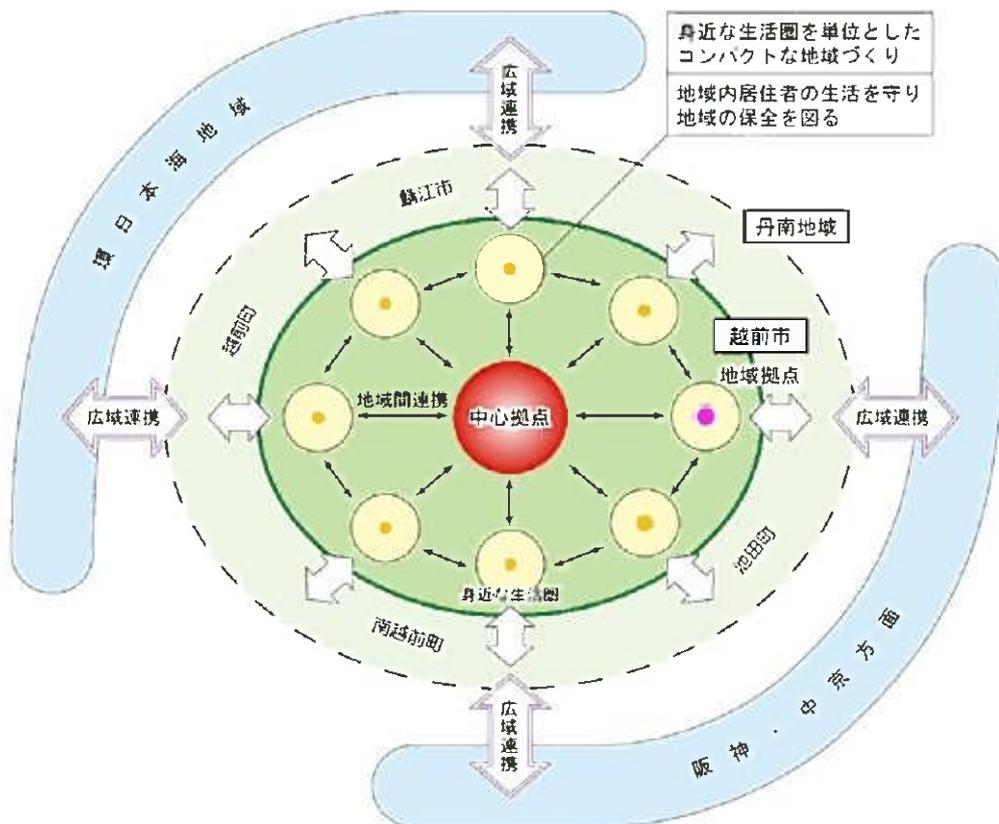
(1) 都市の基本的構成

①越前市としてのコンパクトシティ

- ・丹南地域における中心都市として、魅力あるまちの「顔」をしっかり形成していくことは最も重要なことです。
- ・まちづくりの基本目標の一つに掲げる「コンパクトシティの形成」とは、拡散的に広がった都市構造・土地利用形態そのものを取戻させるということではありません。
- ・本市における「コンパクトシティ」とは、都市の構造や地形的条件等を勘案しつつ、地域コミュニティ等、日常的なつながりの強い地域を一つの生活圏として捉え、生活圏ごとに必要な都市・生活機能や都市基盤・都市環境の整備・充実を図るとともに、公共交通を中心にしてそれらを結ぶことによって、歩いて暮らせる利便性の高いまちを創造していこうとするものです。

②周辺都市との広域的な交流と連携

- ・福井県一の産業都市、丹南地域における中心都市として、周辺都市との連携の強化を図ります。
- ・また、都市間競争の時代に対応していくため、魅力があり住みよい本市を全国にPRしていくとともに、圏域を越えた広域的な交流と連携を推進します。

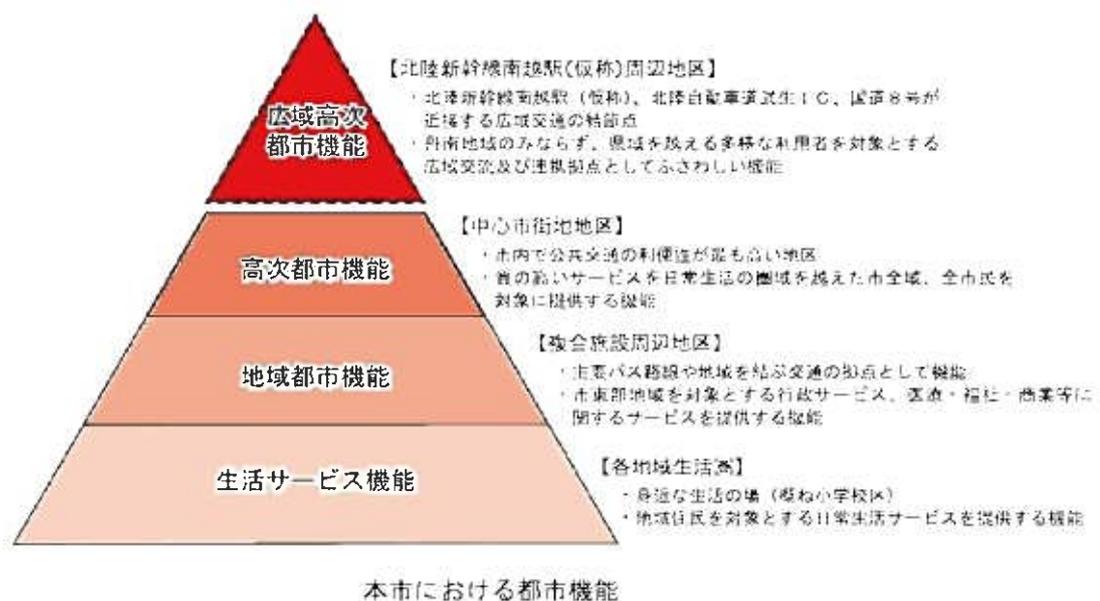


都市の基本的構成の概念図

(2) 将来都市像

①越前市に求められる都市機能

- ・本市の将来都市構造に大きな影響を与えるプロジェクトとして、高速交通体系の変化、交流人口の拡大に大きな効果をもたらす、平成35年春に開業予定の北陸新幹線南越駅(仮称)周辺整備があります。北陸新幹線南越駅(仮称)周辺は、北陸自動車道武生ICや国道8号が近接する広域交通の結節点であり、丹南地域の広域交通の玄関口として、丹南地域のみならず、県域を越える多様な利用者を対象とする広域交流及び連携拠点としてふさわしい広域高次都市機能の誘導を図ることが期待される地区です。
- ・中心市街地は、既存の都市機能を維持・活用しながら、その継承と創造的再生に向けた取組みを進めています。市内各方面からのアクセス性にも優れた公共交通の利便性が最も高い地区であり、日常生活の圏域を越えた、市全域、全市民を対象とする高次都市機能が集積する、市民の暮らしを守るための最も重要な拠点として位置付けられる地区です。
- ・複合施設周辺は、主要バス路線や地域を結ぶ交通の拠点として機能する等、公共交通の利便性が高い地区であり、市東部地域を対象とする都市機能が集積し、伝統と文化、防災で結びつける拠点として位置付けられる地区です。
- ・市街地外の各地区は、小学校や公民館等を中心として地域コミュニティが形成されており、地域住民を対象とする日常生活に必要な「生活サービス機能」を提供していることも本市の特徴としてあげられます。
- ・これらのことから、本市に求められる都市機能を、それぞれの位置と対象圏域により、下図のように位置付けます。本市は、これらを貴重なまちなみの個性として磨きをかけるとともに、ネットワーク化を図ることで、住む人だけでなく訪れる人にとっての魅力を高め、基本理念やまちづくりのテーマの実現を目指します。



第3章 まちづくりの基本目標

②拠点、軸、地域の設定

- ・本市に求められる都市機能を踏まえ、本市の空間構造や地域特性を活かしたまちづくりを進めるため、機能の集積や高度化を口指す「拠点」、発展や連携の方向を示す「軸」、まちづくりのベースとなる土地利用の区分を示す「地域」に分け、それぞれが目指すべき基本方針を設定します。

拠 点	基本方針
中心拠点	・本市の顔となる場所として、日常生活の圏域を越えた市全域、全市民を対象とする質の高いサービス機能の提供、越前国府の重厚な歴史・文化を活かしたまち並みづくり等により、にぎわいや魅力づくりを推進します。
地域拠点	・複合施設周辺は、市東部地域を対象とする行政サービス、医療・福祉・商業等に関するサービスを提供するとともに、地域固有の歴史・文化を活かしたまちづくりを推進します。
歴史・文化拠点	・花笹 ^{ハナササ} の里や越前和紙の里として知られる今立及び万葉の里として知られる味真野では、地域固有の歴史・文化を活かしたまちづくりを推進します。
広域交通拠点 (広域交流起点)	・北陸新幹線南越駅(仮称)周辺は、高速・広域交通網が近接し、幅広い交通手段の利用者が訪問しやすい立地特性を活かして、県域を越える多様な利用者を対象とする広域交流及び連携拠点としてふさわしい活用を検討します。
コミュニティ拠点	・地域コミュニティ活動の中心となる公民館や小学校の周辺を位置付け、地域生活圏における生活利便性を確保するため、既存の日常的なサービス機能を維持します。
産業拠点	・産業都市越前を支える産業拠点として、既存の工業団地では、周辺の住環境や田園環境との調和に配慮しながら、工業所地としての維持・向上を図ります。
緑の拠点	・市のセントラルパークとして再整備を図る武生中央公園や丹南総合公園、武生東運動公園等は、スポーツ・レクリエーションの場として位置付けるとともに、適正な維持管理、利便性の向上を図ります。 ・芦山公園や花笹公園等、周辺の山林の緑と一体となった公園は、良好な自然景観や環境の保全を図ります。
自然体験型 レクリエーション拠点	・みどりと自然の村、八ツ杉森林学習センター、金華山グリーンランドは、良好な自然環境を活かした体験型レクリエーション拠点として、周辺の自然環境を保全しながら活用を図ります。

軸	基本方針
広域連携軸	<ul style="list-style-type: none"> ・道路（北陸自動車道、国道8号等）、鉄道（北陸新幹線、JR北陸本線、福井鉄道福武線）等、本市の交通網は南北方向を中心に発達しています。 ・周辺都市圏との広域的な交流と連携を促進するため、広域交通網の利便性向上を図ります。 ・JR北陸本線、福井鉄道福武線は、都市間を連絡する基幹的な公共交通軸であり、利便性の向上を目指します。
地域連携軸	<ul style="list-style-type: none"> ・東西に長い地形、口野川によって東西に分断される都市構造に対して、地域間の連携を維持し、さらに山間・里山地域との交流を深めるため、東西方向への移動性の向上を図ります。 ・路線バスは、主に拠点間を連絡する持続的な基幹交通手段として、公共交通ネットワークの維持、サービス水準の向上を図ります。 ・その他のバスは、日常生活を支える交通手段として、公共交通ネットワークの維持を図ります。
環境共生軸	<ul style="list-style-type: none"> ・市の中央を南北に縦貫する口野川は、まさに潤いを与える大きなオープンスペース、多様な動植物の生息・生育域として、自然環境の保全を図りながら、身近に自然に触れ合える場として活用します。

地 域	基本方針
市街地地域	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、用途地域に指定されている地域を市街地地域として位置付け、将来の宅地需要を的確に見極めるとともに、民間活力を導入しながら、適正に市街地の形成を図ります。 ・既存の住環境の維持・改善を図るとともに、生活圏等を考慮しながら、歩いて暮らせるコンパクトなまちの形成を図ります。 ・まちづくりの資産として有効な利用が行われていない一団の区域は、住宅の取得やリフォーム等に関する支援制度との連携により、市民の様々なニーズに対応し、より自然な形での居住地選択を誘導する場としての活用にも努めます。
田園・集落地域	<ul style="list-style-type: none"> ・「コウノトリが舞う里づくり戦略」に基づき、里地里山の自然環境と生物多様性の保全・再生を行い、持続可能な地域づくりを目指します。 ・既存の集落及び岡地における地域内居住者の生活を守り、地域の保全に努めるとともに、白山・坂口地区や今立地域の里地里山集落では、古民家の再生・活用も含めて、自然体験・農業体験ができるグリーンツーリズム¹⁰の場として活用を図ります。
森林地域	<ul style="list-style-type: none"> ・口野山、大谷山、三里山、若須岳、矢良巣岳、ホノケ山等、本市を取り囲み、まちの背景となる森林地域では、環境保全や防災等の多面的な機能を有する森林資源の保全・適切な維持管理に努めながら、レクリエーションや環境学習の場等として活用を図ります。

¹⁰グリーンツーリズム…農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

第4章 全体構想

1. 土地利用の方針

(1) 土地利用における主な課題

①中心市街地の活力が低下し、空家・空地が増加しています

- ・郊外部で宅地開発が行われる一方で、中心市街地から郊外へ人口が流出するとともに、商業・業務機能の郊外移転が進み、中心市街地の活力が低下しています。
- ・これに伴い、空家や空店舗、空地や駐車場等が増加しています。
- ・越前市空き家等実態調査（平成25年度）では、市内に約1,400軒の空家が確認されており、このうち東・西・南の3地区に約40%が集中しています。

②まちづくりの良好な資産である土地が有効に利用されていません

- ・市街地では、土地区画整理事業等により、住宅地等としての基盤整備を進めてきました。
- ・しかし、施行済となっている35地区（約443ha）における宅地化率は約63%に留まっており、事業の投資効果を高めるためにも、区画整理地区への宅地化促進が必要となっています。
- ・また、市街地内には、多様性のある「居住の場」等を創出するための土地が多くありますが、同高地区等をはじめ、有効に利用されていない「団」の区域が見られます。

③郊外部（用途地域指定のない地域）で宅地開発が拡散的に行われています

- ・住居系の開発は、用途地域外の大虫地区、神山地区等で多く、商業系の開発は国道8号、田園道8号等の幹線道路の沿道で多く行われています。1980年代までは、用途地域外の大虫地区、神山地区等での開発が多く、1990年代以降は国道8号沿道への集積がみられます。
- ・この結果、良好な田園環境や美しい景観が損なわれているとともに、道路や下水道等の整備費や維持管理費等の公共投資が後追いの必要となっています。

④本市の個性となる歴史的・伝統的なまちなみが失われるおそれがあります

- ・越前国府が置かれてから1300年以上の歴史を有し、江戸期以降の面影が残る中心市街地や、^{野原}花^の里や越前和紙の里として知られる今立及び万葉の里として知られる味真野等、本市には、地域固有の歴史と伝統が息づいた特徴的なまちなみが残っています。
- ・本市の特色あるまちづくりを進めるためにも、これらの保存及びまちづくりへの活用が必要ですが、人口の郊外部への流出に伴う空家・空地の増加や、建て替えによるまちなみの連続性の喪失による景観の悪化等が危惧されています。

第4章 全体構想(土地利用)

⑤防災性の向上とまちなみ保存との調和が必要です

- ・中心市街地や今立市街地^(※)等の一部は、道路幅員が狭く、木造家屋が密集する市街地が形成されており、防災性の向上が必要です。
- ・その一方で、建築物等の不燃化や耐火を促進することで、地域固有の伝統的なまちなみが失われることも予想されることから、まちなみ保存の観点に立った総合的な対策が必要となっています。

※：市街地

本市の市街地(都市計画法上の用途地域)は、大きく3つの地域に分かれて指定されており、本計画では、これらの地域を特定する場合、以下の名称で区別します。

- 武生市街地：旧武生市のうち、日野川を挟んで国道8号から旧国道8号にかけて形成された市街地
- 味真野市街地：旧武生市のうち、味真野地区に形成された市街地
- 今立市街地：旧今立町の栗山部・岡本(五箇)地区に形成された市街地

⑥定住を促進するための多様性のある居住環境の提供が必要です

- ・国勢調査による平成27年の本市の人口は81,524人であり、現在のまま推移した場合、今後30年間で約2万人の大幅な減少が見込まれています。
- ・本計画の目標人口78,400人を実現するためには、産業の振興を図るとともに、子育てに対する支援や多様な生活スタイルに対応できる居住の場の提供等、暮らしやすい環境を整えることが必要です。
- ・一方、中山間地域においては、市街地や市外等への人口の流出により、集落としての存続そのものが危惧される面もあります。

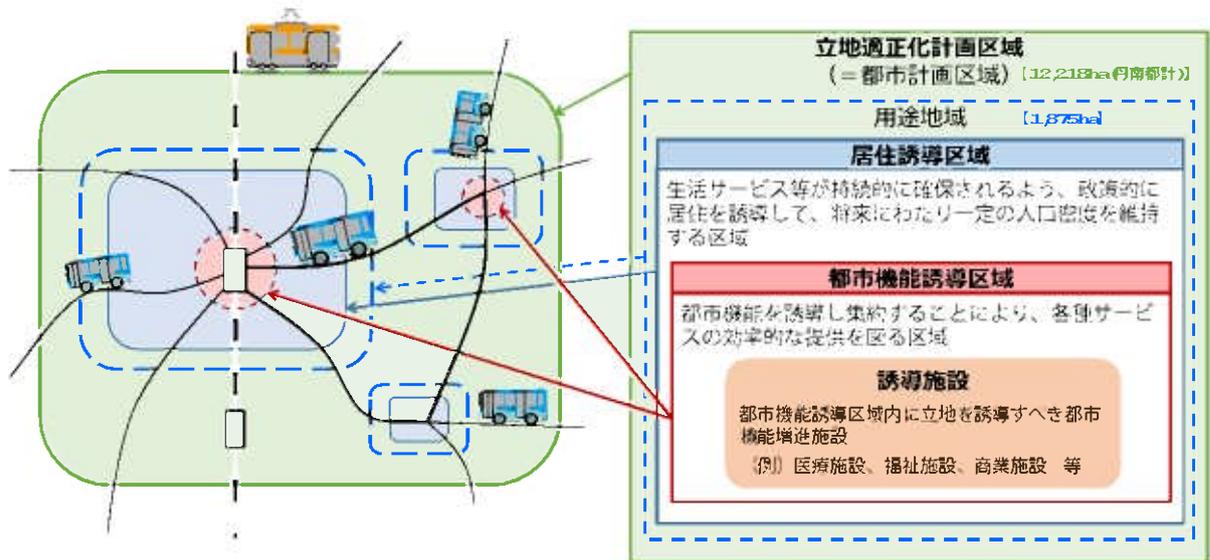
⑦用途地域指定と現況土地利用との間に乖離が生じています

- ・用途地域は、市街地における計画的な土地利用を進めるための最も基本となるものであり、本市においても、それぞれの地域特性に応じた用途地域を定め、土地利用の規制誘導を行ってきました。
- ・しかし、制度としての規制基準が緩やかであり、自動車社会の進展や人々の生活パターン等が変化する中で、幹線道路の沿道や姫川地係、間屋向地周辺等では、用途地域指定と現況土地利用との間に乖離が生じています。
- ・特に、国道8号や旧国道8号の沿道等の用途規制の弱い準工業地域においては、郊外型の大規模な店舗等が立地し、土地利用が混乱することが危惧されます。

(2) 土地利用に関する基本的な考え方

①人と環境にやさしいネットワーク型コンパクトシティを形成します

- ・人口減少・少子高齢時代のさらなる進展、深刻化する地球環境問題、増大する社会総コスト等、今後、ますます厳しくなると予想される社会・経済情勢にあっては、これまでのような拡散型の都市構造では都市の持続性そのものに大きな負荷を与えることがもはや確実となっています。
- ・こうした状況を背景として、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住機能や都市機能の誘導によりコンパクトシティ・プラス・ネットワークに向けた具体的な施策の取組みを推進するために立地適正化計画が制度化されました。
- ・今後は、都市計画マスタープランと立地適正化計画に基づいて、居住機能や医療・福祉・商業等の都市としての多様な機能を、生活圏を考慮しながら適正に配置し、人と環境にやさしく、歩いて暮らせるネットワーク型コンパクトシティを形成します。



立地適正化計画のイメージ

②総合的な土地利用の規制・誘導を行います

- ・郊外部における宅地開発の進展等、本市が抱える課題に適切に対応していくためには、都市計画分野に限らず、関係部局が連携しながら全市的に取り組んでいくことが必要となっています。
- ・このため、越前市総合計画をはじめとする「街の設計図¹⁾」との相互調整を図るとともに、庁内の関係部局が土地利用形成に関する方針を共有しながら、総合的に規制・誘導を行っていきます。
- ・また、市街地の土地利用に関しては、本計画に定める土地利用方針に基づき、適正な用途地域指定のあり方について検討を行います。

¹⁾街の設計図「越前市住みよい街づくり推進条例」に規定されるもので、議決のとれた適正な土地利用の形成やまちづくりの施策を実施するために定められた次に示す計画の総称。

○総合計画、都市計画マスタープラン、開発振興地産調整計画、森林整備計画、土地利用マスタープラン(越前市住みよい街づくり推進条例で規定) 等

第4章 全体構想(土地利用)

- ・立地適正化計画の居住誘導区域の設定のもと、緩やかな居住の誘導が図られた際には、居住誘導区域と用途地域の整合が図られるように用途地域の見直しを検討します。
- ・指定されている用途地域と、現況の土地利用または本計画に定める土地利用のゾーニングに乖離が生じている地域については用途地域の見直しを検討します。
- ・福井県が策定した丹南都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成26年2月）に基づき、10年後の概ねの市街地の規模は、現在の用途地域の規模の範囲内とし、その配置は現在の用途地域の配置を基本とします。また、現在の用途地域内で、将来的に市街化の見込みがなく自然的環境を維持することが望ましい地域については、自然的環境を保全するための土地利用規制を図った上で、用途地域の指定廃止を検討します。
- ・北陸新幹線南越駅（仮称）周辺については、新幹線開業によるインパクトを活かしたまちづくりを効率的に推進するための地域として、当面は宅地開発等を抑制し、駅周辺整備の具体化に併せて、丹南地域の新たな玄関口として、広域的な交流や地域間の連携を促進する機能の集積を図る用途地域の指定を検討します。
- ・幹線道路沿線等の無秩序な開発が進行するおそれのある地域については、特定用途制限地域を設定する等、適切な方法により、開発の抑制を図ります。特に新たな幹線道路を整備する場合は、特定用途制限地域等の開発制限を事業着手までに設定します。

③地域特性を活かした多様性のある居住の場を創出します

- ・今後、人口の減少が予測される中で、目標人口を達成し、都市としての活力を維持していくためには、定住を促進するための積極的な取組みを行っていくことが不可欠です。
- ・このため、交通利便性や恵まれた自然環境、全国に誇ることのできる歴史や文化等、本市が有している個性にさらに磨きをかけるとともに、身近な生活サービス機能の充実、公共交通を中心とするネットワークの構築により、多様化する居住形態に対応した、多様性のある居住の場を創出します。



高齢者向け優良賃貸共同住宅



郊外における住宅地開発

④行政と市民、事業者が協力しながら、良好な市街地環境を形成します

- ・市街地における様々な課題を解決し、誰もが安全で快適に暮らすことのできるまち、歩いて楽しむことができる魅力あるまちを創造することは重要です。
- ・しかし、今後大幅な宅地需要が見込まれない中で、これまでのような一辺の市街地開発を行うことは非効率的であり、一定の基準やルールに基づいた適正な民間開発の誘導や、新たな市街地居住のあり方を検討する等、行政と地域住民や事業者が協力しながら、良好な市街地環境の形成を図ります。

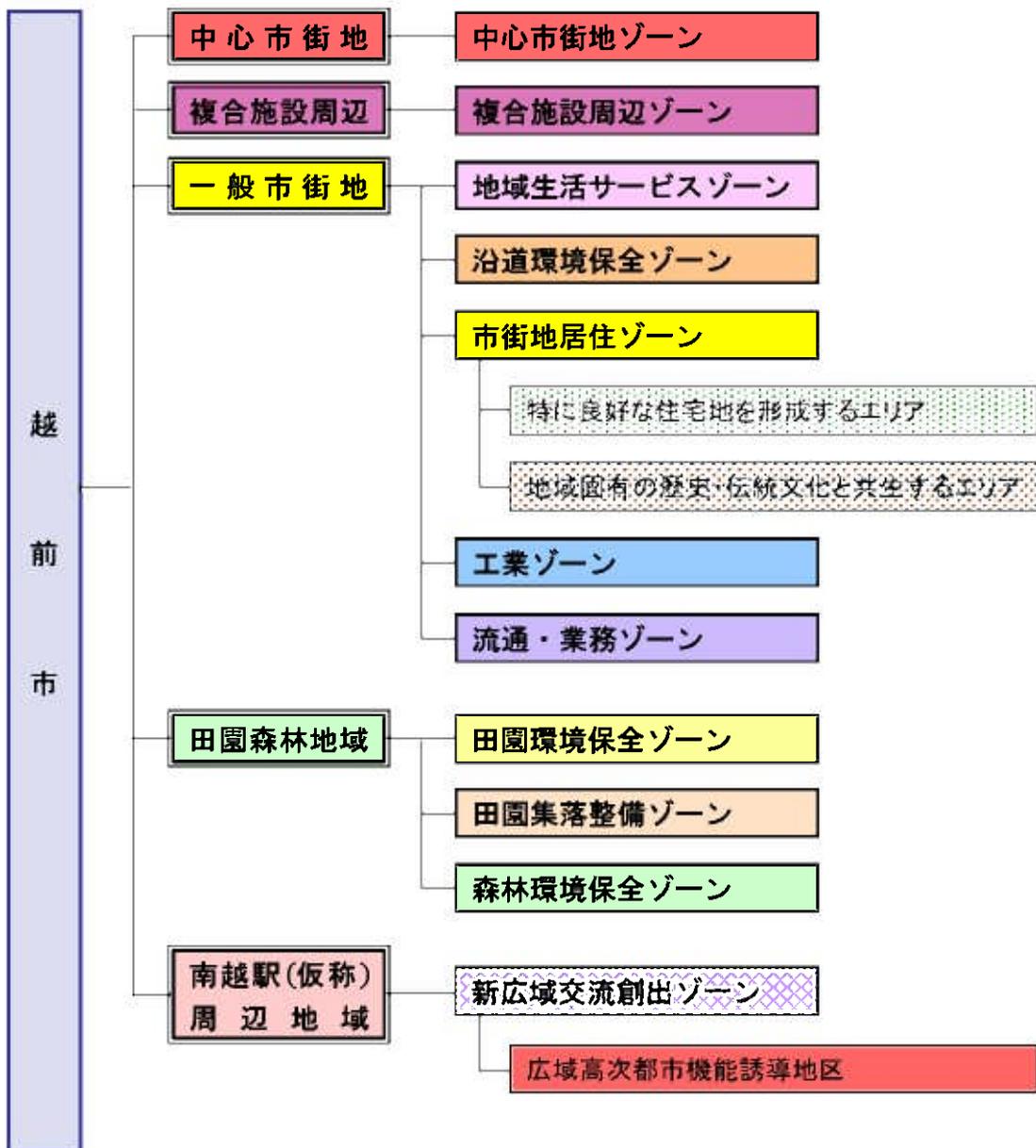


緑地協定を結んでいる住宅地

(3) 土地利用の方針

①土地利用の区分

- ・コンパクトで秩序ある土地利用を形成するため、本市の土地利用を「中心市街地」、「複合施設周辺」、「一般市街地」、「田園森林地域」、「南越駅（仮称）周辺地域」の5つの地域に大きく区分します。
- ・「南越駅（仮称）周辺地域」を除く4つの地域については、歩いて暮らせる利便性の高いまちの形成や、地域の個性を活かした魅力あるまちなみづくり等を進めるため、土地利用の条件や環境特性等に応じて11のゾーンに細区分し、各ゾーンの特性を活かしながら、きめ細かな土地利用の規制・誘導を図ります。
- ・「南越駅（仮称）周辺地域」については、北陸自動車道武生IC、国道8号が近接する広域交通の結節点、丹南地域の玄関口という地理的特性を踏まえて設定します。



②ゾーン別の土地利用方針

a) 中心市街地ゾーン

- ・東地区・西地区を中心とする中心市街地は、市内各方面からのアクセス性にも優れた公共交通の利便性が最も高い地区であり、日常生活の圏域を越えた、市全域、全市民を対象とする高次都市機能が集積する。市民の暮らしを守るための最も重要な拠点として位置付け、既存の都市機能を維持・活用しながら、その継承と創造的再生を図ります。
- ・本庁舎周辺は、新庁舎の建設および交流施設の整備、シンボルロードと一体的利用が可能な広場の整備等により、「まちの顔」となる空間を形成します。



庁舎前広場とシンボルロードのイメージ



本庁舎のイメージ

- ・交通結節機能や医療・福祉・商業等の多様な都市機能が集積するメリットを活かし、歩いて暮らせる居住環境の整備を行います。
- ・空地・空家等の既存ストックの活用も含めた住宅の供給を促進するとともに、雇用の場を創出することで、総合的なまちなか居住を推進します。
- ・地域との共生や協働による歴史的な景観やまちなみ等の地域資源の保全・活用、北陸新幹線南越駅（仮称）の開業による広域からの来訪者も見据えたまちなか観光の推進等によるにぎわいの再生を図ります。
- ・北府駅一帯は、「まちなか観光の北の玄関口」として位置付け、中心市街地と公共交通の活性化を図るため、鉄道ミュージアムとしての整備を検討します。



北府駅

第4章 全体構想(土地利用)

b) 複合施設周辺ゾーン

- ・市東部地域を対象とする行政サービス、医療・福祉・商業等に関するサービスを提供するとともに、地域固有の歴史・文化を活かしたまちづくりを推進します。



複合施設として建設する今立総合支所のイメージ

- ・まちなか今立の中心として、市民、NPOや企業等、地域の様々な主体と市が連携した活動を行う地域コミュニティの拠点となることから、市民が多目的に利用し活動できる憩い、学び、交流する場所として、『人が集まる公園のような憩いの場』をイメージコンセプトとして整備します。
- ・既存施設を活用しつつ、複合施設・広場・バスターミナルを再構築するとともに、それぞれをつなぐ回遊動線の創出を図り、新しい複合施設がまちの活性化とまち空間再生の契機となることを目指します。



いまだて美術館

c) 地域生活サービスゾーン

- ・自動車に過度に依存することなく、歩いて暮らせるコンパクトなまちを形成するためには、生活圏としての広がり等を考慮しながら、居住者に対する生活サービスを的確に提供することが必要となります。
- ・武生市街地の西部（新町地係周辺）及び日野川東部（横市地係周辺）、今立市街地の(都)武生野岡線沿道



は、最寄り品や買回り品等周辺地域の居住者に対して必要な新町地係野岡線沿道場として機能しており、これらの地区を地域生活サービスゾーンに位置付け、中心市街地との機能分担と連携を図りながら、各地域における生活利便性の向上に努めます。

d) 沿道環境保全ゾーン

- ・国道8号や旧国道8号等の幹線道路沿道には、ガソリンスタンド等の自動車利用に対する利便施設だけでなく、商業や娯楽等といった多数の人を集める施設も立地しており、走行性の低下や沿道景観を悪化させる要因となっています。
- ・周辺都市との広域的な交流や連携を促進するための幹線となる路線においては、大規模集客施設をはじめ、幹線としての機能を阻害するような施設の立地を極力抑制することを基本とします。
- ・また、市を南北に貫く景観軸として沿道のまちなみにも配慮するとともに、周辺の住宅地や山園の環境を保全するため、緑地帯の設置、樹木や生け垣等による敷地の緑化を誘導します。



広域的な幹線道路である国道8号

e) 市街地居住ゾーン

- ・持続可能なコンパクトなまちの形成を目指し、豊かなコミュニティが感じられる生活の場として、住み続けたいくなる居住空間を形成します。
- ・道路や公園等の身近な生活の基盤となる施設の整備・改善、民間活力を活用した住宅地整備等を図るとともに、地区計画や建築協定、地域街づくり協定等を活用しながら、住みよい居住環境の創出に努めます。
- ・住宅地としての土地利用形成を基本としますが、徒歩圏を中心とした歩いて暮らせるまちを形成するため、地域に密着した商業サービスや職住近接としての事務所や工場等、住環境に悪影響を与えることのない機能との共存を図ります。

[特に良好な住宅地を形成するエリア]

- ・戸建て住宅あるいは共同住宅等の専用住宅地としての環境が形成されている場所においては、日常生活に最低限必要な小規模な店舗や公益施設等を除く建築物の立地を抑制しながら、今後とも良好な居住環境の保全・創出を図ります。
- ・まちづくりの資産として有効な土地の利用が行われていない地区においては、地区計画制度等を活用しながら民間による宅地開発を適切に誘導していくとともに、菜園付き住宅やまちなか田園居住等、新しい居住形態の場としての整備のあり方を検討します。



緑地協定を結んでいる住宅地(八幡)

第4章 全体構想(土地利用)

[地域固有の歴史・伝統文化と共生するエリア]

- ・江戸期以降のまちづくりの区割りが残る中心市街地、参道としてのまちなみが保全・整備されている岡太神社周辺（今立市街地）、伝統産業の一つである和紙製造関連工場が集積する越前和紙の里一帯（今立市街地）、万葉集ゆかりの地でもある味真野市街地等は、本市の歴史や個性を物語る象徴的な場所となっています。
- ・歴史的な家並みや社寺、伝統産業等の環境を保全するとともに、これらと調和するまちなみの整備・誘導を図り、居住環境と歴史・伝統文化が共生する個性的な土地利用を形成します。
- ・特に、中心市街地や和紙の里一帯においては、楽しみながら歩ける回遊の道づくり、市民や来訪者が互いに交流できる場づくり、まちかどを利用した休憩スペースの整備等の景観整備を一体的に行いながらまちなか観光を推進するとともに、市内に点在する観光資源との相互連携を図ります。



今立市街地（岡太神社）



中心市街地（京町）



地域林に囲まれる味真野市街地

f) 工業ゾーン

- ・産業都市越前を支える基幹産業が立地・集積する北府地係や岡本地係、池ノ上地係等の工業団地では、樹木や生け垣等による敷地内の緑化、騒音・公害対策等、周辺環境への影響に配慮しながら、今後とも工業団地としての機能拡充、アクセス性向上等の利便性の向上を図ります。
- ・支援制度を活用しながら今立工業団地への企業立地を促進し、そのほかの工業団地や基幹産業についても、周辺の田園や集落環境との調和に十分に配慮しながら、機能拡充や工業地としての利便性の向上を図ります。



池の上工業団地

g) 流通・業務ゾーン

- ・広域物流、流通業務施設が集積する武生開墾団地周辺やトラックターミナルでは、北陸自動車道武生ICや国道8号等の広域交通網に近接する利便性を活かし、今後とも流通・業務機能の利便性向上を図ります。

h) 田園環境保全ゾーン

- ・人と環境に優しく、コンパクトで持続可能な越前市を創造するため、田園地域における宅地開発を極力抑制することを基本とします。
- ・農業経営の安定化・効率化等を図るとともに、単なる水稲生産の場としての農業から、景観資源としての景観作物の栽培、体験型農業の推進等、農業をテーマとしたまちづくりとの連携を推進します。
- ・また、良好な田園環境の形成に向けて「農地・水・環境保全向上対策」に積極的に取り組み、農地や農業用水等の資源保全に努めます。
- ・さらに、休耕田等を利用したビオトープ²の整備に努め、身近な自然体験・自然学習の場としての活用を図ります。



広大な田園風景



休耕田を利用したビオトープ

i) 田園集落整備ゾーン

- ・田園地域における拡散的な宅地開発を抑制しながら集落地域におけるまちづくりを推進するためには、基礎となるコミュニティや地域に根拠した独自の生活文化等を継承することが重要です。
- ・小学校区を基本とする地域生活圏において、地域内居住者の生活を守り、地域の保全を図るため、日常的な生活サービス機能の維持を図ります。
- ・また、生活道路や下水道等の生活基盤施設の整備・改善とともに、伝統的な家並みが残る集落景観や屋敷林の保全に努め、緑豊かな田園や山並みの景観と調和する美しい集落環境の創出を図ります。
- ・さらに、田園や里山等とふれあいながら自然を学び、自然体験や農業体験等ができる場所として、古民家を利用した山舎暮らしやグリーンツーリズム等を推進します。



田んぼのオーナー制度

²ビオトープ…動物や植物が恒久的に生活できるように造成または復元された小規模な生息空間。

l) 森林環境保全ゾーン

- ・市街地に近接する村国山や茶臼山、鬼ヶ嶽、三里山、まちの緑の骨格を形成する日野山をはじめとする森林は、環境保全や防災機能のほか、自然体験等のレクリエーション活動の場、まちの背景となる景観要素としても重要な資源となっています。
- ・このため、健全な森林資源を保全し、治山治水対策等の総合的な森林環境の整備を進めるとともに、市民と連携した環境学習活動やレクリエーション活動、エコツーリズム⁸⁾の場等としての活用を図ります。



三里山（坂真野方面から）



エコキャンプの様子

k) 新広域交流創出ゾーン

- ・平成35年春に開業予定の北陸新幹線南越駅（仮称）周辺は、北陸自動車道武生ICや国道8号が近接する広域交通の結節点という地理的特性を有しており、丹南地域における交通の拠点として、更に県域を越えた活発な交流の起点としての活用を図ります。
- ・平成27年12月に策定した「北陸新幹線南越駅周辺整備基本計画」では、開業までに備えるべき施設（アクセス道路、駅前広場、パーク＆ライド駐車場、道の駅としての施設、修景施設）一带を「先行的に整備する区域」、その他の区域を「社会情勢を見据えながら整備を検討する区域」として定めています。
- ・し型のアクセス道路により囲まれるエリアは、丹南地域のみならず、県域を越える多様な利用者を対象とする広域交流及び連携拠点としてふさわしい広域高次都市機能の誘導を先行的に図ります。
- ・福井県が策定した丹南都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（平成26年2月）に基づき、新幹線開業によるインパクトを活かしたまちづくりを効率的に推進するための地域として、当面は宅地開発等を抑制し、駅周辺整備の具体化に併せて、丹南地域の新たな玄関口として、広域的な交流や地域間の連携を促進する機能の集積を図る用途地域の指定を検討します。また、幹線道路沿線等の無秩序な開発が進行するおそれのある地域については、特定用途制限地域を設定する等、適切な方法により、開発の抑制を図ります。特に新たな幹線道路を整備する場合は、特定用途制限地域等の開発制限を事業着手までに設定します。



南越駅高層バス（出典：北陸新幹線南越駅周辺整備基本計画）

⁸⁾エコツーリズム＝生態系や自然環境に配慮し、旅を通じて環境に対する理解を深めようという考えや、また、そのような旅の仕方。

(4) 土地利用の整備・誘導方針

① 密集市街地等における整備に関する方針

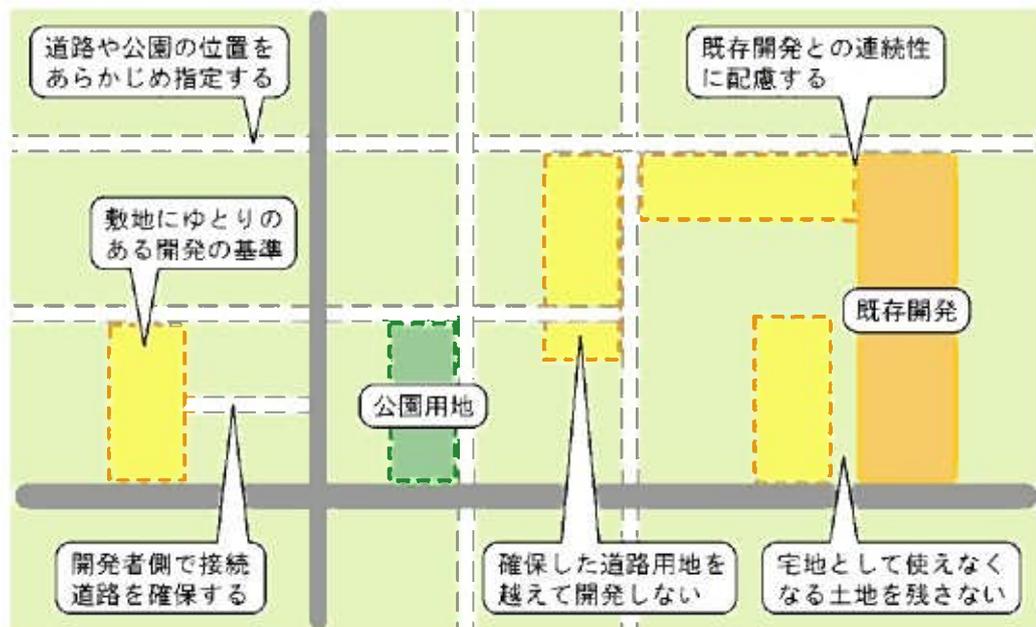
- ・ 中心市街地や今立市街地等では、昔の道路の骨格や形態が残り、歴史性を醸し出す街並みや路地、建物があります。これらの中には、道路幅員が狭く、緊急車両等の通行が困難な地域も見られますが、家屋が密集していることから、面的な基盤整備や道路拡幅等を行うことが困難な状況にあります。
- ・ このため、残すべき路地や建物を見極めながら、効果的な市街地環境の改善、効率的な土地利用の形成を誘導します。



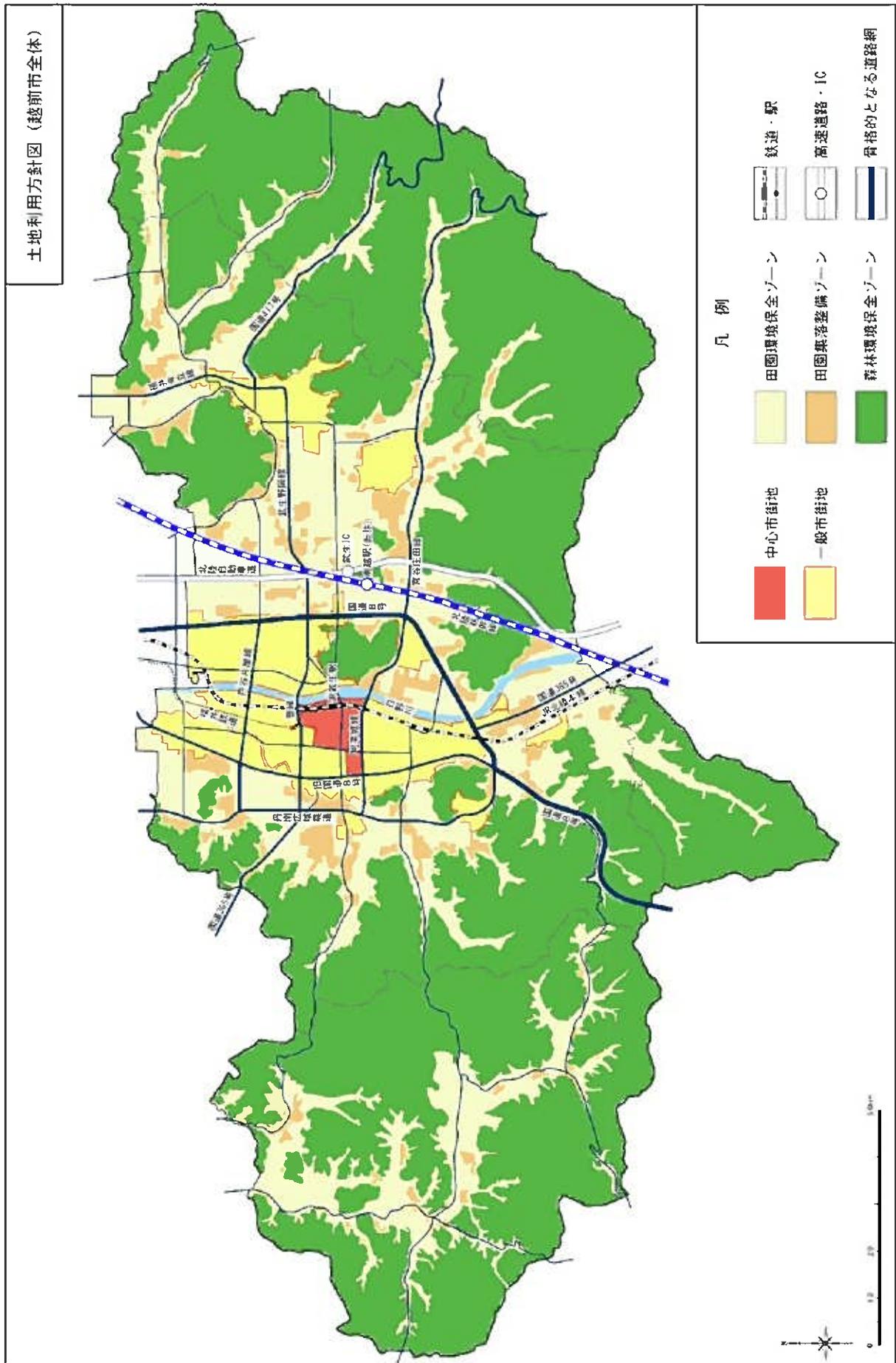
②有効に利用されていない一団の土地の区域における市街地整備に関する方針

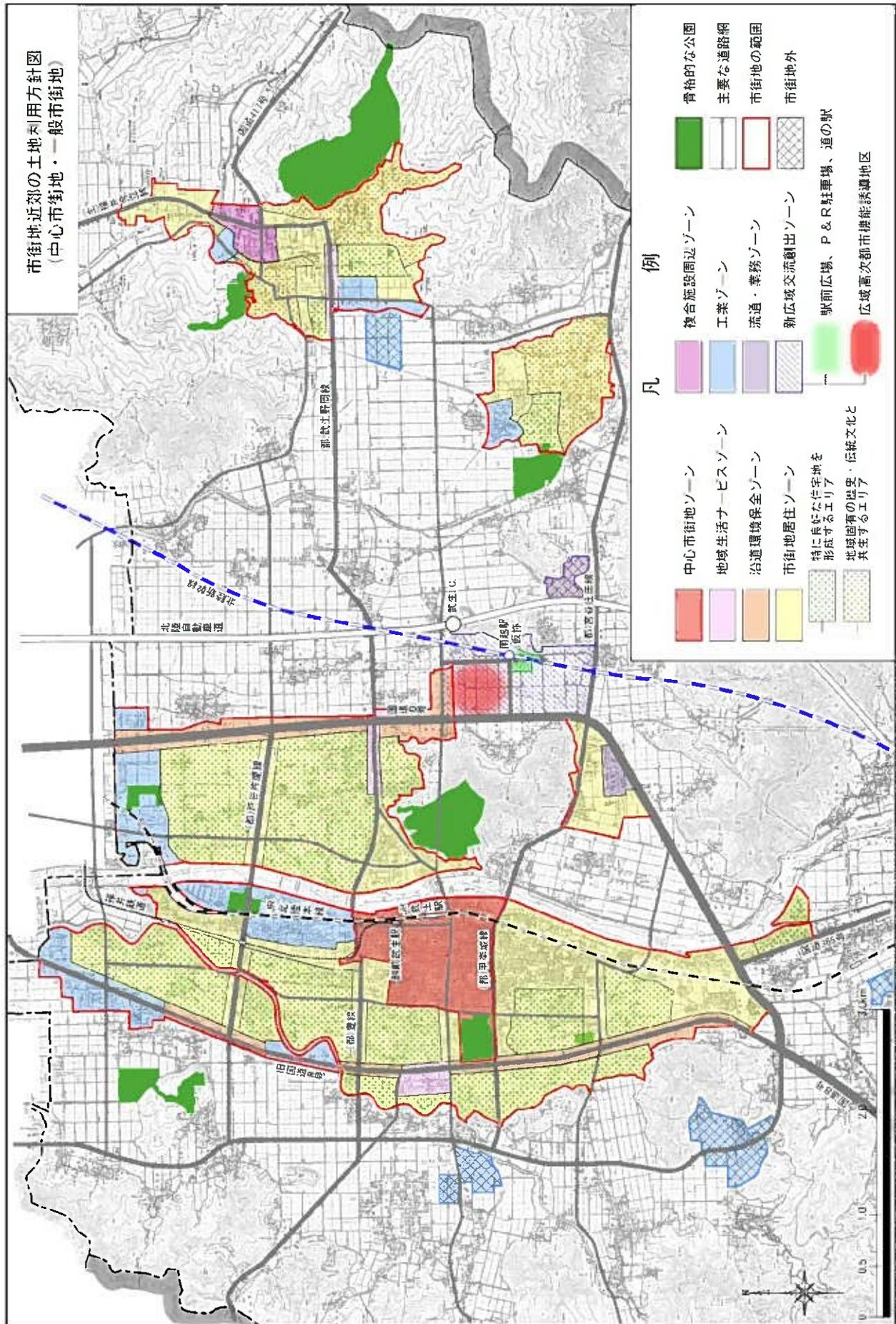
- ・本市には、市街地として指定されながら、長年におたり有効な土地利用が行われていない区域があります。
- ・このうち、国高地区一帯では土地区画整理事業に向けた調査・計画も行われましたが、これまでに住宅用地として整備されたストックと、将来人口に基づく今後の宅地需要を勘案すると、行政による面的な基盤整備の実施は、投資効果等の面から困難が予想されます。
- ・このような状況の中、一部では民間による一団の宅地開発が行われ、地区を横断し東西方向の幹線道路となる(都)戸谷片曇線の供用が開始される等、今後、開発用地としてのポテンシャルが高まることが予想されます。
- ・このため、効率的で良好な市街地環境が形成されるよう、以下のようなルール等を導入しながら民間開発等を適正に誘導していきます。

- ・道路や公園等の都市施設用地を確保するため、既往調査等に基づき道路や公園等の位置をあらかじめ指定し、この区域では宅地開発が行われないようにします(地区計画手法の活用：地区施設の指定)。
- ・宅地開発が行われる場合は、行き止りや食い違い道路が生じないように道路等の予定位置を考慮するとともに、間口の狭い土地や宅地として使えない土地等が発生しないよう、開発の位置や接続道路の配置等を誘導します。
- ・既存の集落や住宅団地との連続的なまちなみ形成を誘導するとともに、建築協定や緑地協定、地域街づくり協定等のルールの導入を図ることにより、より質の高い居住環境の創出を誘導します。
- ・さらに、敷地の規模にゆとりをもたせ、単なる緑化スペースではなく、菜園付き住宅等、新たな市街地居住のモデルとしても検討します。



地区計画の手法を活用した開発誘導のイメージ





2. 交通ネットワークの方針

(1) 交通ネットワークにおける主な課題

①自動車に頼らない都市構造や都市環境への転換が必要です

- ・本市において、市民が移動する際に自動車を利用する割合は約76%^(※1)を占めており、本市における道路網の整備が進んでいることの現れであります。

(※1：第3回福井都市圏パーソントリップ調査¹²⁾(2006年)より)

- ・その一方で、生活や就業の場等の広域化・郊外化が進み、自動車に頼った生活スタイル、自動車に頼らざるを得ない都市構造になっているといえます。
- ・自動車に代わる交通手段として、鉄道(JR北陸本線、福井鉄道)とバス(路線バス、市民バス)があり、路線バスを活用した福祉バス制度^(※2)にも取り組んでいます。
- ・市民バスは、路線バスが運行されていない地域における移動手段を確保する目的できめ細かく運行しており、利用者のニーズや生活スタイルに合わせてサービス水準の向上を図っています。
- ・環境対策が今後一層重視される中で、移動制約者(自動車が使えない人や移動手段の選択性が低い人等)に対する移動性を確保し、人と環境に優しい持続可能なまちを形成するためには、自動車に頼らない都市構造やライフスタイルへの転換が必要です。

※2：市民バス、路線バス、福祉バス

【路線バス】

民間バス会社(福井鉄道株式会社)により運行されています。

【市民バス(愛称：のろっさ)】

市が運行するバスで、効率性や利便性を高めるため、地域特性に合わせて3つの運行形態を定めており、いずれも1乗車につき1回100円で利用できます(小学生以下は無料)。

□市街地循環ルート：南北2ルートがあり、月曜日～土曜日を1日8回循環

□郊外・市街地連絡ルート：6ルートがあり、各ルートとも週2回運行

□全立ルート：スクールバス(3路線)と併用し、月曜日～金曜日を1日5本運行

【福祉バス制度】

市が行っている福祉サービスで、65歳以上の高齢者及び障がい者を対象に、火・水・土曜日(白山線は毎週火・水・金曜日)に限り、路線バスを1回100円(市内区間に限る)で利用することができます。

②安全で安心して歩ける道づくりが必要です

- ・高齢社会の進展等に伴う移動制約者の増大に対応するとともに、歩いて暮らせるコンパクトなまちを形成するためには、日常的な生活圏等を中心として、すべての人が安全で安心して快適に歩ける道づくりが重要です。
- ・また、道路環境をこれまでのような自動車利用優先から歩行者・自転車利用重視へと転換を図る等、道路空間の利用の仕方に関する工夫も必要となっています。
- ・特に、中心市街地や和紙の里周辺、越前の里周辺等、居住の場としてだけでなく、まちなか観光や交流の拠点となる場所においては、賑わいを創出するためにも、回遊性を高める歩行者空間の創出が不可欠となっています。

¹²⁾パーソントリップ調査：都市圏、あるいは都市において、一人ひとりの人がどこからどこへ移動しているかを、交通目的、利用交通手段等とともに把握する調査。

第4章 全体構想(交通)

③一部の路線では渋滞や混雑が見られ、円滑な交通の確保が必要です

- ・モータリゼーションの進展に伴う都市の郊外化、市民の生活や行動パターンの広域化・多様化が進む中、市民の生活基盤や移動性を確保するため、計画的な道路網の整備を進めてきました。
- ・都市計画道路については、整備率が約72%^(※3)に達しており、特に、通勤通学の面からもつながりの強い鯖江市や福井市を結ぶ南北方向には、幹線となる広域道路網が市の東西に配置されています。

(※3：歩行者専用道路を除くJS路線、総延長91.15kmの内、66.96mが改良済)

- ・しかし、一部の路線では、朝夕における渋滞、また、沿道の企業や店舗等への車両の出入に伴う交通の混雑も見られ、円滑な交通の確保が必要です。

④特に東西方向に対する移動性の確保が必要です

- ・本市の地勢は東西に長く、市街地も東西に離れて形成されていることから、市城内の交流と連携を促進するためには東西方向に対する移動性の強化が必要となっています。
- ・特に、武生市街地では、県内三大河川の一つである日野川やJR北陸本線がその中央を縦貫していることから、日野川東西を結ぶ道路網の形成は、生活面だけでなく広域交通の面からも重要な課題となっています。

⑤地域課題に対応するための効果的な道路空間の形成が必要です

- ・土地区画整理事業による面的な基盤整備が行われていない地区等では、既存の生活道路が地域の生活や移動の基盤となっていますが、道路幅員が狭く、円滑な交通の処理に支障をきたす路線も見られます。
- ・特に、中心市街地等の家屋が密集する地域では、緊急車両の通行が困難な路線もあり、生活や移動性の面だけでなく、延焼防止等の防災面でも重要な課題となっています。
- ・一方で、道路の新設又は既存路線の拡幅整備を行った場合、そこに形成されていた地域固有のまちなみが失われ、また、通過車両の増大・車両速度の上昇等により生活の安全性が損なわれることも危惧されるため、地域の課題に対応した道路整備の検討が求められています。

⑥長期未着手の都市計画道路が存在しています

- ・都市計画道路網については、計画的な土地利用の促進と円滑な交通処理等を行うため、路線ごとの重要性や緊急性等を勘案しながら、順次整備を進めてきました。
- ・しかし、家屋が密集する中心市街地等をはじめ、長期間にわたり整備未着手となっている路線が残されています。
- ・長期にわたって未着手の路線、今後も整備の見込みがない路線を都市計画道路として位置付けることは、地権者に負担を強いるだけでなく、よりよいまちづくりの面からも問題といえるため、福井県都市計画道路見直しガイドラインに基づいて見直しを行う必要があります。

(2) 交通ネットワーク形成の方針

①人とまちにやさしい多様性のある公共交通体系の形成

◎基本的な考え方

- ・移動制約者に対する移動性の確保、CO₂等の環境負荷の軽減、歩いて暮らせるコンパクトなまちの形成を図るためには、公共交通網を充実することが重要です。
- ・このため、鉄道（JR北陸本線、福井鉄道）を基幹的な公共交通軸として路線バスや市民バス等によって公共交通ネットワークを形成し、これらを利用しやすい環境を整備及び充実することで、車に過度に依存しない多様な移動手段の選択ができる交通体系の確立を図ります。
- ・JR北陸本線、福井鉄道福武線は、都市間を連絡する基幹的な公共交通軸であり、利便性の向上を目指します。
- ・路線バスは、上に拠点間を連絡する持続的な基幹交通手段として、公共交通ネットワークの維持、サービス水準の向上を図ります。
- ・その他のバスは、日常生活を支える交通手段として、公共交通ネットワークの維持を図ります。
- ・併せて、市民に対しては、自動車依存型の生活スタイルから公共交通や自転車・徒歩を利用した生活スタイルへの転換を促し、将来的にも公共交通ネットワークの維持、サービス水準の向上を図ります。
- ・南越駅（仮称）と、中心拠点や地域拠点を連絡する二次交通¹⁸の確保を図ります。

a) 鉄道を中心とした南北公共交通軸の形成

- ・南北方向の広域連絡軸となる公共交通軸としては、JR北陸本線及び福井鉄道、さらには平成35年春開業予定の北陸新幹線等、鉄道網が重要な役割を果たします。
- ・今後とも鉄道の利用を促進するため、駅へのアクセス性の向上、駅周辺における駐車場や駐輪場の確保を図るとともに、鉄道とバスとの接続性を高める等、交通事業者とも連携しながら、鉄道を利用しやすい都市環境の整備を図ります。
- ・特に、路線バスや市民バスによる市内各方面からのアクセス性に優れ、日常生活の圏域を越えた、市全域、全市民を対象とする高次都市機能、および日常的なサービスを提供する生活サービス機能が集積する本庁舎周辺は、公共交通の利便性の高い拠点地区として、交通結節機能の強化を図ります。
- ・さらに、福井県が実施するカー・セーブ運動への参画等、事業所等の協力を得ながら、鉄道を利用する運動を展開していきます。



玄関口となる JR 武生駅



福井鉄道 越前武生バス停

¹⁸二次交通—一般的には、複数の交通機関等を使用する場合の、2種新巨の交通機関。本計画では、南越駅（仮称）と、中心拠点や地域拠点を連絡する交通機関のこと。

第4章 全体構想(交通)

b) バスを中心とした東西公共交通軸の形成

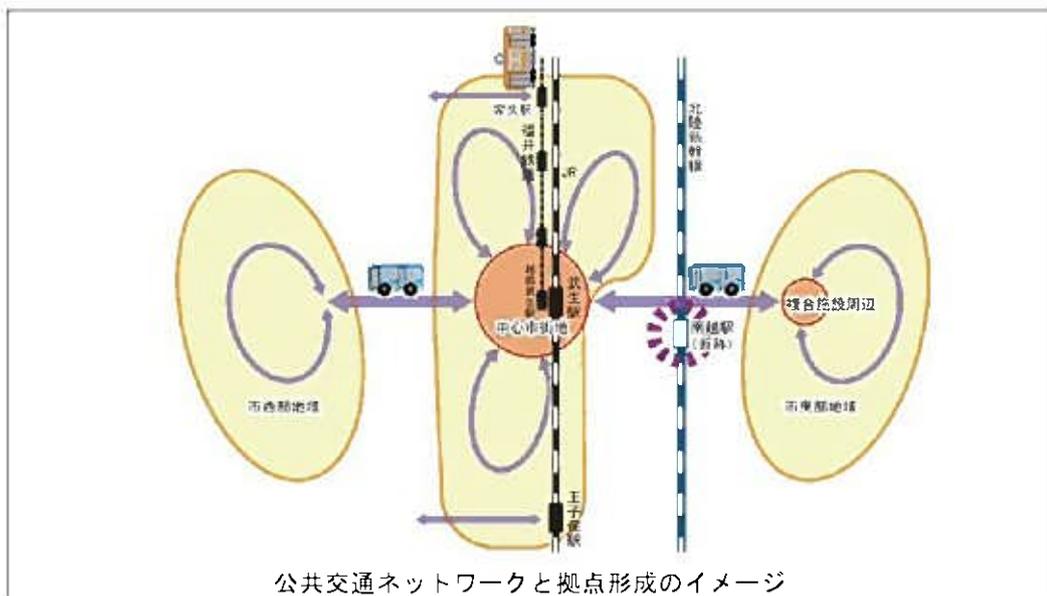
- ・東西に長い地形、日野川によって東西に分断される都市構造に対して、地域間の連携を維持し、さらに山間・里山地域との交流を深めるため、東西方向への移動性の向上を図ります。
- ・通勤や通学等、市民の日常的な移動に対しては、路線バスを中心としたネットワークを形成し、中心市街地と今立市街地や味真野市街地等の地域の生活拠点間の結びつきを強めるよう、強化・充実を図ります。
- ・本市では、民間事業者による路線バスの運行のない交通の不便な地域に住む人に対し、最小限の移動手段を提供し、通院・買い物等の日常生活を支援するとともに、市民を中心市街地に誘導し、まちなかの賑わいを創出するため、市民バス（のろっさ）の運行を行っており、市民が外出する動機付けとしても地域への定着が進んでいます。
- ・今後とも、利用者のニーズに応じた利便性の向上、市民の日常的な移動性、中心市街地への誘導性や市内に点在する拠点施設等へのアクセス性の向上に努め、市民の日常生活を支える交通手段として、公共交通ネットワークの維持を図ります。
- ・併せて、バス停の増設や待合所の充実にも努めるとともに、バスの走行性を高めて定時性を確保するため、冬期の除雪体制を含めた道路環境の改善を図ります。



市民バス「のろっさ」ちひろ号

c) 南越駅(仮称)からの二次交通の確保

- ・北陸新幹線南越駅(仮称)周辺は、丹南地域の広域交通の玄関口として、丹南地域のみならず、県域を越える多様な利用者を対象とする広域交流及び連携拠点としてふさわしい広域高次都市機能の誘導を図るため、中心拠点や地域拠点を連絡する二次交通により、北陸新幹線南越駅(仮称)周辺の活力を誘引し、交流人口の拡大、まちの活性化を図るとともに、都市機能の維持、まちなか居住の促進につなげます。
- ・具体的には、南越駅(仮称)へのバスやタクシーの停留所の設置、誰もがわかりやすい二次交通の情報発信、シャトルバスの運行等を検討します。



公共交通ネットワークと拠点形成のイメージ

②安心して快適に歩ける歩行者重視の道づくり

◎基本的な考え方

- ・環境負荷が小さく、自動車に過度に依存しないコンパクトなまちを形成するためには、公共交通網の充実とともに歩行者・自転車空間の環境整備が重要です。
- ・このため、歩道や自転車道の整備、歩行空間におけるユニバーサルデザイン、花や緑による潤いの創出等を図り、誰もが安全で安心して快適に利用することのできる歩行者・自転車空間のネットワークづくりを進めます。
- ・特に、中心市街地や和紙の里周辺、越前の里周辺においては、まちなみの整備や回遊性のある道づくりを進めるとともに、拡幅が困難な路線についても、自動車優先から歩行者を優先した道路空間利用へと転換を図ります。

a) 全市的な歩行者ネットワークの形成

- ・交通量の多い幹線道路や通学路等を中心に歩道の整備を進め、道路空間を利用した全市的な歩行者・自転車のネットワークを形成します。
- ・これらの路線では、交通安全施設の充実や段差の解消等のバリアフリー化、除雪体制の確立を含めた積雪時における歩行者空間の確保等を図り、歩行者や自転車の安全性や快適性を創出します。
- ・また、市の中央を縦貫する日野川や今立市街地を流れる桜谷川では、既存のサイクリングロード等の利用促進を図ります。



歩道のバリアフリー化



日野川河川緑地

第4章 全体構想(交通)

b) 歩いて暮らせるまちなかネットワークの形成

- ・歩いて暮らせるコンパクトなまちを実現するため、特に各生活圏の中心となる場所では、歩行者を重視した道路空間の整備・利用を進めます。
- ・JR武生駅から総社大神宮へ向かう武生中央線をシンボルロードとして位置付け、国府の歴史の文脈を感じる空間、にぎわい・交流の拠点となる木庁舎の交流施設と一体となった安全で歩いて楽しい空間、木庁舎の「まちの縁側」の雰囲気を感じ出す緑豊かな憩いの空間として整備します。
- ・和紙の里周辺一帯、越前の里周辺等では、コミュニティ道路[※]化や道路幅員構成の工夫、一方通行等の通行規制、沿道建築物の壁面後退による半公共空間の創出等、歩行者の快適性や安全性を優先した道路利用への転換を検討しながら、回遊性のある歩行者ネットワークを形成します。
- ・併せて、景観に配慮した舗装の整備、花や樹木による沿道の緑化、休憩スペースの整備、分かりやすい誘導サインの設置や街路灯による通りの演出等を図り、周辺のまちなみ整備と一体となって、まちなか観光を支援する道づくりを進めます。



和紙の里通り



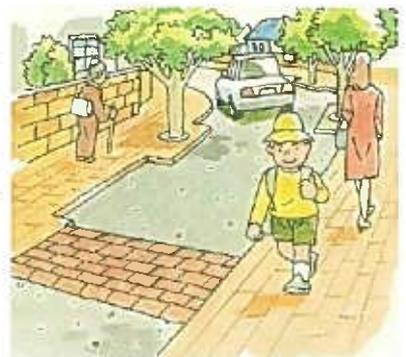
ふるさとを偲ぶ散歩道

※コミュニティ道路

歩行者や自転車の安全性や快適性を重視した構造を有する道路づくりに対する通称名を言います。

中道部分を蛇行させたり、4G路面を隆起させたりすることで、心理的・物理的に自動車のスピードを抑える効果があります。

蛇行等によってふくらみのできた空間は、木や花を植える、ベンチを置く等の利用が可能です。



コミュニティ道路のイメージ

③自動車交通を円滑に処理する道路ネットワークの形成

◎基本的な考え方

- ・木市は、丹南地域における中心都市、また、県内第一の製造品出荷額を誇る産業都市であり、広域的な人やモノの流れが活発になっている一方、日野川やJR北陸本線によって東西に大きく分断される都市構造となっています。
- ・交通渋滞等に伴う環境負荷の軽減を図る観点からも、自動車交通を円滑に処理するための道路網を東西・南北方向に適切に配置し、広域的・全市的に移動しやすい道路ネットワークを形成します。
- ・また、北陸自動車道武生IC方面および国道8号方面から南越駅（仮称）へのアクセス道路を新設します。
- ・これらの路線では、沿道環境の整備や交通安全対策の充実、迅速な除雪体制の確立等により、快適で円滑な自動車交通の処理を図ります。

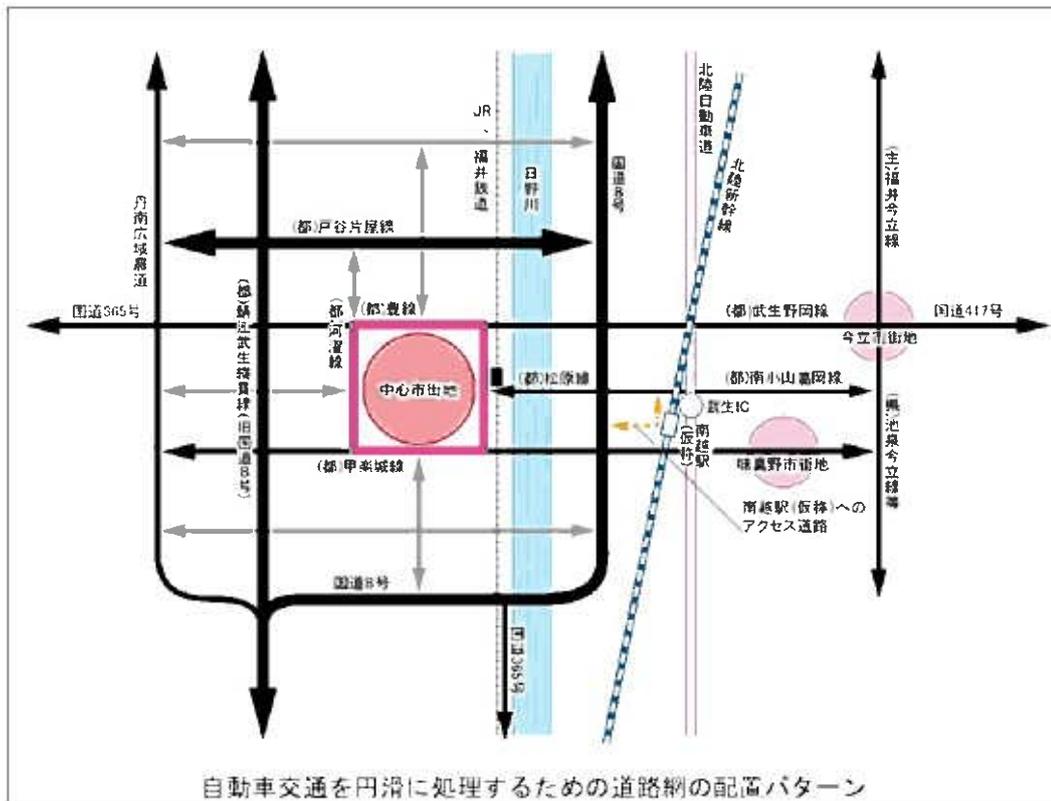
第4章 全体構想(交通)

a) 道路網の配置パターン

- 本市は、丹南地域の中心都市及び県内第一の製造品出荷額を誇る産業都市として、広域的な交通や物流の円滑化を図る道路網の形成が重要となっています。
- 本市の道路網は主に南北方向に発達している反面、特に日野川の横断等、東西方向のネットワークが比較的弱く、交通の混雑や生活道路への通過交通の流入等の要因となっていました。
- 平成25年には(都)戸谷片屋線が全線開通し、平成27年には(都)戸谷片屋線の先線である市道第3622号線が開通する等、東西方向のアクセスの改善が図られており、現在(都)白鬼女線の高架橋の整備も進められています。
- 本市の道路網形成にあたっては、南北方向の広域交通網を軸に、これらを結ぶ東西方向の骨格交通軸を配置するとともに、さらにこれらを補完する道路網を適切に配置し、ラダー(梯子)型の道路網を形成します。
- 北陸新幹線南越駅(仮称)へのアクセス道路は、南越駅(仮称)、北陸自動車道武生IC、国道8号、県道武生インター線を接続する「L型の一体的なアクセス道路」として配置します。



(都) 戸谷片屋線



b) 広域的な交流や連携を促進する道路網の配置

- ・主に市域を越えた周辺都市との広域的な連携と交流を促進する広域連携軸となる幹線道路網を形成します。
- ・また、本市の広域的な交通は上に南北方向を軸に形成されており、これらを結びつける広域的な東西軸を適正に配置し、骨格道路網を形成します。
- ・なお、これらの幹線道路網の沿道においては、大規模集客施設等の立地を抑制する等、沿道土地利用の適切な誘導を図り、円滑な交通を確保します。

	主な道路の名称	配置に関する考え方
南北方向	<ul style="list-style-type: none"> ◎北陸自動車道 ◎国道8号 ○(都)鯖江武生縦貫線 (旧国道8号) ○国道1365号 ○丹南広域農道 ○(市)福井今立線 ((都)武生野岡線の一部) 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、産業支援道路や通勤通学として利用されている丹南広域農道については、沿道における適正な土地利用形成を図りつつ、南北幹線道路を補完する路線として位置付けます。
東西方向	<ul style="list-style-type: none"> ○(都)戸谷片屋線 ○(都)豊線～(都)武生野岡線 ○(都)甲楽城線 ～(都)宮谷庄田線 ○国道1365号 ○国道417号 	<ul style="list-style-type: none"> ・(都)戸谷片屋線は、南北方向の広域交流軸を東西に結ぶ骨格的な幹線道路として位置付け、中心市街地周辺で発生していた渋滞等の緩和を図ります。 ・(都)豊線～(都)武生野岡線及び(都)甲楽城線～宮谷庄田線は、南北方向の交通軸を東西に結び、中心市街地へ誘導するとともに、中心市街地と今立市街地や味真野市街地を結ぶ上でも重要な路線と位置付けます。 ・国道1365号や国道417号は、隣接する市町を結ぶ広域的な路線として位置付けます。
南越駅(仮称)へのアクセス道路	<ul style="list-style-type: none"> ○南北方向のアクセス道路 ○東西方向のアクセス道路 	<ul style="list-style-type: none"> ・南越駅(仮称)、北陸自動車道武生IC、国道8号、県道武生インター線を接続する「L型の一体的なアクセス道路」として位置付け、駅利用者の利便性の確保を図ります。

第4章 全体構想(交通)

c) 地域間の連携や移動性を確保する道路網の配置

- ・広域的な交通網を構築するとともに、主に都市内の交梳と連携を深めるため、東西・南北方向に移動しやすい幹線道路網を形成します。
- ・特に東西方向については、武生・今立・味真野の各市街地の結びつきを強める上でも重要な路線であり、整備を促進します。

	主な道路の名称	配置に関する考え方
南北方向	<ul style="list-style-type: none"> ○(都)河津線 ○(都)武生駅前線 ○(都)舟津片山線 ○(都)栗田部定友線 ○(県)鯖江今立線 ○国道417号 	<ul style="list-style-type: none"> ・(都)河津線及び(都)武生駅前線は、中心市街地内へ流入する通過交通を排除する環状道路を構成する路線として位置付けます。 ・(都)河津線は、(都)戸谷片屋線に結節する道路であり、市街地部における環状道路を形成します。
東西方向	<ul style="list-style-type: none"> ○(都)白鳥女線 ○(都)豊線、(都)甲楽城線 (重複) ○(都)松原線 ○(都)村国線 ○(都)暖広瀬線 ～(都)元町小野谷線 ○(県)小曾原武生線 ○(市)武生米ノ線 ○三里山トンネル道路(構想) 	<ul style="list-style-type: none"> ・東西方向の幹線道路網は、日野川東西の地域を結ぶ上でも重要な路線が多く、優先的な整備に努めます。 ・(都)豊線及び(都)甲楽城線は、中心市街地内へ流入する通過交通を排除する環状道路を構成する路線として位置付けます。 ・(都)松原線、(都)村国線、(都)暖広瀬線～(都)元町小野谷線は、地域住民の生活を支える生活幹線として位置付けます。 ・武生市街地と今立市街地及び味真野市街地相互の結びつきを強める道路網を適正に配置します。 ・三里山トンネル道路は、市北部における新たな東西幹線道路として、協議・検討を行います。

d) 日常的な生活や移動を支える道路網の配置

- ・市街地や集落等における日常的な移動や市民生活の利便性等を高めるため、きめ細かな道路網を形成します。
- ・市民バスのルートとなっている路線の一部では、積雪時にバスの運行が困難な箇所も見られることから、除雪体制の確立を含めた道路環境の整備に努めます。

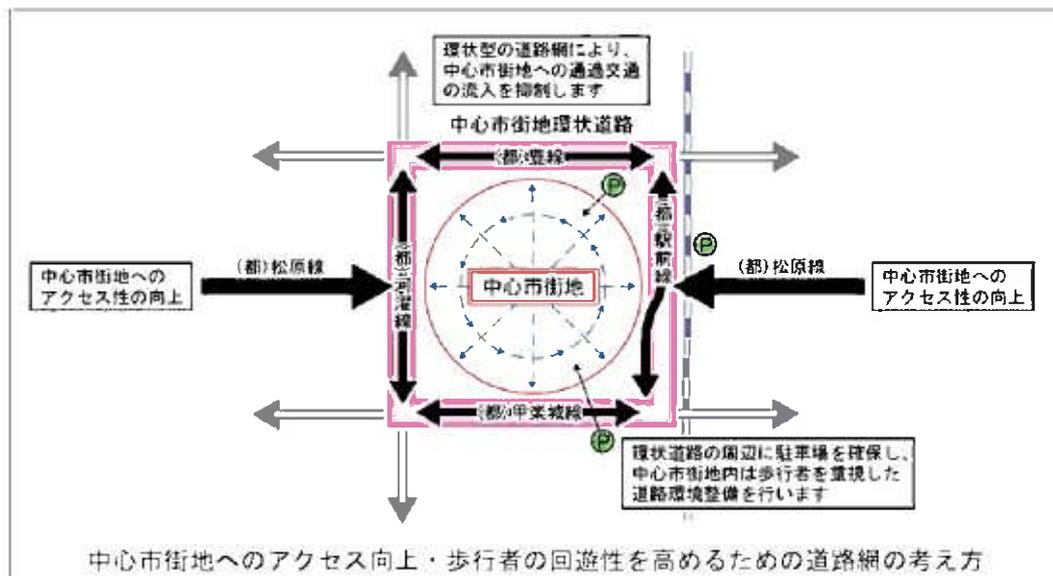
	主な道路の名称	配置に関する考え方
南北方向 東西方向	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画道路 ○主要な県道、市道 	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の都市計画道路、既存の県道や市道等を位置付け、市民の日常的な移動性を確保します。

(3) 道路ネットワーク整備の方針

- ・道路ネットワークの配置方針及び各路線の重要性や整備効果等を勘案しながら、今後とも計画的な道路整備や改良工事等を進め、特に以下の点に配慮し、ハード・ソフトの両面から質の高い道路空間の創出を図ります。

① 中心市街地へのアクセス・回遊性を高める環状道路の整備

- ・市民及び来訪者の中心市街地へのアクセス性の向上を図り、中心市街地に流入する通過交通を効率的に処理するため、中心市街地を取り囲む環状道路網を位置付け、特に(都)河堀線の未整備区間の早期整備を図ります。
- ・また、武生駅北駐車場の利用を促進するとともに、観光バスへの対応も含め、車で訪れた人が利用しやすい駐車場の確保、トイレ等の設備整備に努めます。
- ・中心市街地内においては、地域固有の歴史的な家並み等を楽しみながら、ゆっくりと歩いて回ることができるよう、歩行者の回遊性を重視した道路空間の利用を図るとともに、舗装のグレードアップや誘導の仕掛けづくり等を行います。



② JR武生駅と総社を結ぶシンボルロードの整備

- ・まちの玄関口であるJR武生駅から総社大神宮へ向かう武生中央線をシンボルロードとして位置付け、国府の歴史の文脈を感じる空間、にぎわい・交流の拠点となる本庁舎の交流施設と一体となった安全で歩いて楽しい空間、本庁舎の「まちの縁側」の雰囲気を醸し出す緑豊かな憩いの空間として整備します。

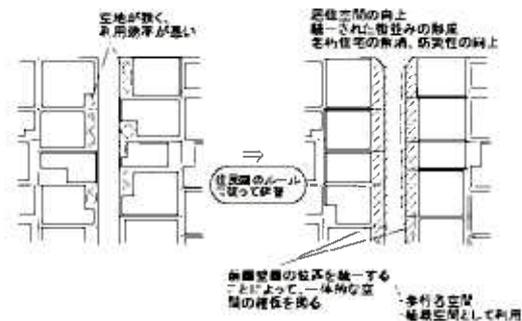


庁舎前広場とシンボルロードのイメージ
(出典：第3期越前市中心市街地活性化基本計画)

第4章 全体構想(交通)

③狭い道路等における道路環境の効果的な整備

- ・市街地における通過交通や生活交通を円滑に処理するため、地域の実情に応じた効果的な道路整備を進めます。
- ・特に、密集市街地等、面的な市街地開発が困難で、また、緊急車両の通行が困難な道路幅員の狭い地区においては、残すべき路地や建物を見極めた上で、地区計画制度等を活用しながら沿道建築物の壁面の後退を誘導し、道路前面に創出したオープンスペースを道路や歩行者空間等として活用します。



幅員が困難な路線等における道路整備のイメージ

④道路環境の維持・改善

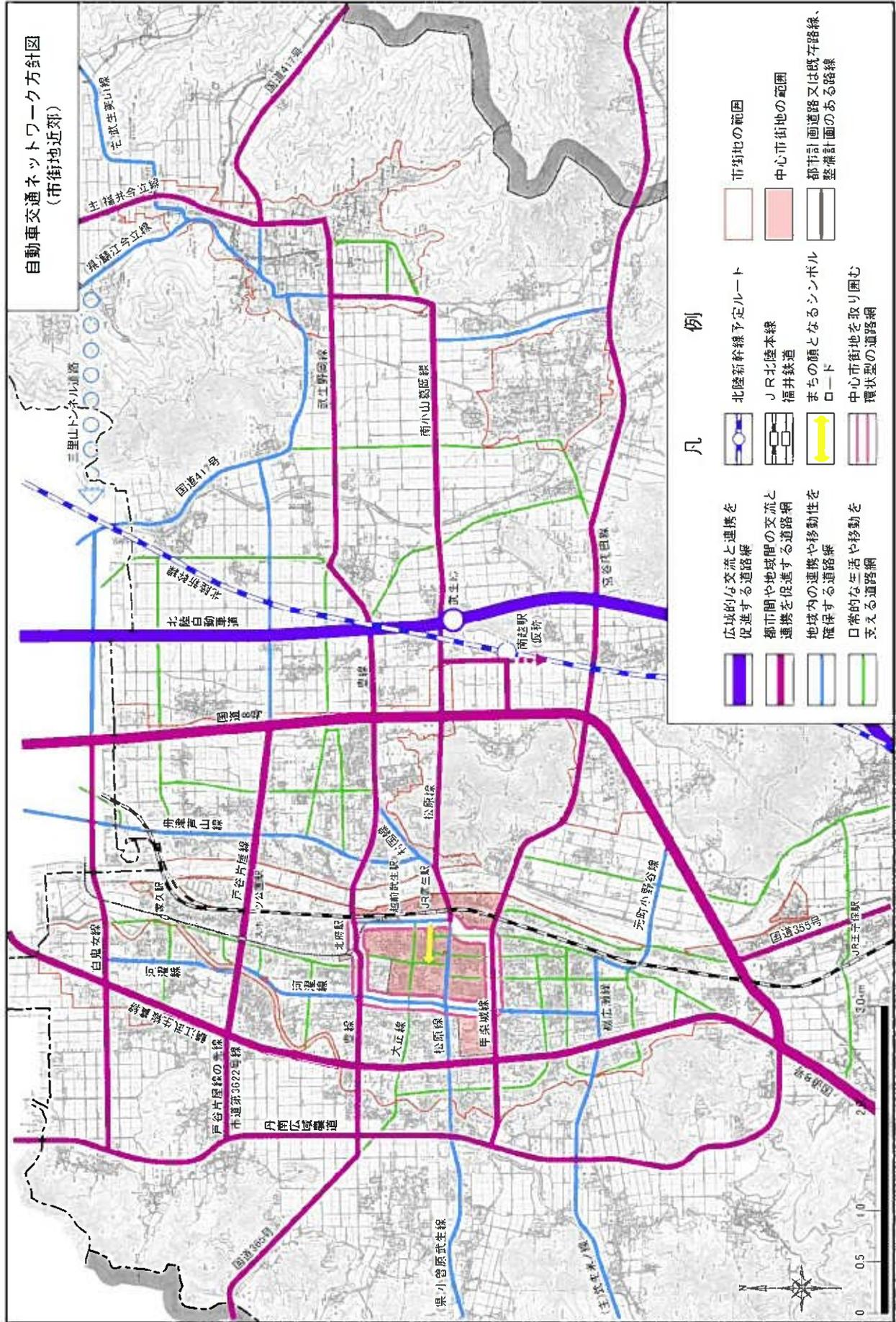
- ・物流の円滑化等、産業都市としての活動を支援し、また、交通渋滞等に伴う環境負荷の軽減を図るため、幹線となる道路網の整備を促進するとともに、交差点の改良等により、大型車両の走行性を高めます。
- ・道路の適切な維持管理や交通安全施設の充実を進めるとともに、関係機関と連携のとれた除雪の実施等、安全で快適に利用できる道路環境づくりを進めます。
- ・また、移動ルートが限られる中山間地域等においては、災害時にも対応できる代替路線の確保に努めます。

④福井県の見直しガイドラインに基づく長期未着手都市計画道路の適正な見直し

- ・市街地における計画的な土地利用の誘導や円滑な交通の処理等を図るため、本市では42路線（総延長約95km）を都市計画決定し、順次整備を進めています。
- ・しかし、家屋が密集する等の要因から長期間にわたり未着手となっている区間や、代替として機能する道路が整備された区間等が存在するほか、社会情勢や都市構造の変化等に伴い、都市計画決定当初に予定していた道路の機能や役割そのものが変化している路線もあります。
- ・このため、道路網としての交通処理や市街地環境の改善等、路線ごとの役割や段階構成を明確にするとともに、道路整備にかかる費用とその効果、地域の要望等を総合的に勘案しながら、現状に合った見直しを検討します。
- ・具体的には、都市計画決定から20年以上経過している「幹線街路¹⁴⁾」および「区画街路¹⁵⁾」について、福井県都市計画道路見直しガイドラインに基づき評価を行い、適正な見直しを検討します。

¹⁴⁾ 幹線街路…都市の主要な骨格を成す道路で、都市に出入りする交通及び都市内相互の交通を主として受け持つ道路。

¹⁵⁾ 区画街路…地区内における沿道宅地等へのサービスのための道路。



3. 公園・緑地整備の方針

(1) 公園・緑地整備における主な課題

①市民とともに緑の保全・創出・維持管理に取り組むことが重要です

- ・まち全体が花や緑に彩られた美しい越前市を創造するためには、都市公園や街路樹等の公共空間の緑地・緑化も重要ですが、市民が主体となって身近な緑化をきめ細かく推進していく必要があります。
- ・住宅の生け垣づくりやまちかどの花壇づくり、商業地や工業地の敷地の緑化、八幡地区や北府地区における緑地協定等、市民や事業者等が主体となった緑化活動が見られ、今後とも積極的に推進していくことが重要です。
- ・一層の厳しさが予想される社会情勢・財政事情にあっては、緑を適切に保全・維持管理し、質を高めていくためには、市民との協働が不可欠となっています。

②質の高い公園・緑地を身近に確保することが必要です

- ・芦山公園、紫式部公園、花岡公園等は、緑費かたテーマ性をもった個性的な公園であり、多くの市民に利用されています。
- ・武生中央公園や中心市街地の周辺に位置する日野川河川緑地は、市民が身近に感じられる公園・緑地づくりを口指しています。
- ・都市計画区域人口1人当たりの都市公園面積は22.01㎡で、国の目標水準20㎡/人を達成しています。
- ・公園・緑地は、災害発生時における避難路や避難場所、延焼防止等の機能も有することから、公園に限らず総合的な緑・オープンスペースの確保が重要です。

都市公園の整備状況

年次 公園等種別	平成27年度末					
	用途地域			都市計画区域		
	整備量		㎡/人	整備量		㎡/人
	箇所	面積(ha)		箇所	面積(ha)	
住区基幹公園	60	21.74	4.73	85	28.62	3.62
街区公園	54	8.73	1.90	76	11.31	1.43
近隣公園	4	5.50	1.20	7	9.80	1.21
地区公園	2	7.51	1.63	2	7.51	0.95
都市基幹公園	1	13.30	2.90	5	136.97	17.29
総合公園	-	-	-	3	110.10	13.31
運動公園	1	13.30	2.90	2	26.87	3.30
(基幹公園計)	61	35.04	7.63	90	165.59	20.91
特殊公園	-	-	-	1	4.20	0.53
瓶致公園	-	-	-	1	4.20	0.53
歴史公園	-	-	-	-	-	-
菟園	-	-	-	-	-	-
広域公園	-	-	-	-	-	-
(公園計)	61	35.04	7.63	91	169.79	21.44
緑	-	-	-	1	4.54	0.57
河川緑地	-	-	-	1	4.54	0.57
都市緑地	-	-	-	-	-	-
緑道	-	-	-	-	-	-
(都市公園計)	61	35.04	7.63	92	174.33	22.01

③まちの「顔」となる場所では特に良好な緑の創出が重要です

- ・中心市街地や複合施設周辺では、人口の流出に伴い空家や空地が増加し、庭木の緑も失われる等、潤いや安らぎの感じられないまちなみへと姿を変えつつあります。
- ・これらは、誇りをもって住み続けられる定住の場であるとともに、貴重な歴史・文化資源等を活かしたまちなみ散策の場でもあり、まちの「顔」となる場所として積極的・重点的な緑化施策の取組みが必要です。

④都市緑化の先導役として公共空間の緑化が重要です

- ・多くの人が行き交う道路等の公共空間や、多くの人が集まり、交流の場となる公共施設は、市民が主体となった緑化を推進していく上での先導役として重要な役割を果たすことから、積極的な緑化推進が必要です。
- ・道路空間における街路樹は、良好な道路景観、歩車道分離による交通安全機能など重要な機能を有し、その機能を十分に発揮させるために街路樹の維持管理に対する工夫が求められています。
- ・教育施設における緑化は、学習や自然を愛する教育の一環としてだけでなく、地域住民の交流やふれあいの場としても重要であり、心象として残る緑が必要です。

⑤多様な動植物が生息・生育する緑豊かな森林の保全・適正管理が必要です

- ・本市の森林面積は 14,186ha で、市域 (23,070ha) の約 62%を森林が覆っており、東部の権現山周辺等は、水源の森としても重要な役割を果たしています。
- ・また、メダカやゲンゴロウをはじめ多種多様な動植物の生息・生育域であり、特に本市の西部地区は、絶滅危惧種のアベサンショウウオの国内最大の生息地です。
- ・一方、森林の約5割は人工林が占めていますが、就労者の高齢化や後継者不足等により、適切に管理されていない森林も目立ってきています。

⑥身近なランドマークとなる里山や水辺の保全が必要です

- ・市街地には、村国山や妙法寺山、三里山等の丘陵地が隣接しており、身近な動植物の生息・生育地であるとともに、景観的なランドマークとしても重要です。
- ・しかし、都市の郊外化に伴い良好な里山の緑が減少し、また、後継者不足等により荒廃することも危惧されるため、適切な保全が必要となっています。
- ・また、日野川や吉野瀬川、鞍谷川等の河川は、まちなかに潤いを与える重要な水辺空間として重要な役割を果たしています。

⑦市街地を取り囲む田圃の保全が必要です

- ・市域の約 16% (3,712ha) が水田等の農地であり、良質米を生み出す緑であるとともに、ふるさとの原風景として安らぎを与える要素となっています。
- ・田圃には、雨水を貯水し、用水や河川への雨水の流入等を抑制する機能があり、自然災害防止の面からも保全が必要です。
- ・また、田圃及び用水や湧水地は、ホタル等の小動物の生息地としても重要な場であり、宅地開発を市街地内に誘導しながら適切に保全することが必要です。

(2) 公園・緑地整備の方針

①基本方針

◎基本的な考え方

- ・本計画のテーマ「市民が育む“風格のまち”越前」を実現するためには、公園や自然等の「緑」は市民が身近に取り組むことができる最も重要な要素の一つです。
- ・安全で快適に暮らせる住みよいまちを形成するためにも、市民とともに緑を守り・創り・育んでいきます。

a) まちの骨格を形成する緑を保全・活用する

- ・市街地を取り囲む広大な田圃、山あいにつながる里地里山の緑を保全します。
- ・緑豊かな越前市を印象付け、まちの骨格となる山並みの緑を保全します。
- ・良好な自然環境を活かし、個性豊かな緑の拠点づくりを進めます。



良好な里地里山



花笠公園

b) 歴史と水と緑が融和したまちなみを保全・創出する

- ・かつて越前国府として栄え重厚な歴史を有する中心市街地。万葉の里、越前和紙の里等、越前市固有の歴史・文化を活用して、まちや地域顔となるような趣きのあるまちなみの創出を図ります。



地域林に囲まれた味真野市街地



蔵の辻



和紙の里通り

c) 広がりのある緑のネットワークを形成する

- ・多くの人が集まる公共施設では、都市緑化の先導役として積極的に緑化を推進します。
- ・道路や歩行者空間、河川や用水路等の水辺空間を活用し、公園・緑地や公共的施設等を相互に結びつける全市的な水と緑のネットワークづくりを進めます。



公共施設の緑化



ふるさとを偲ぶ散歩道

d) 市民とともに身近な緑を創り・育てる

- ・利用圏域等を考慮しながら公園・緑地の適正な配置を行うとともに、市民に愛される公園となるよう、市民のニーズに合った公園づくりに取り組みます。
- ・公園の草刈や落ち葉の清掃等、市民との協働により緑を美しく維持管理します。
- ・市民や企業が主体となって、住宅地や商業地・工業地の緑化を推進します。
- ・鎮守の森や民家の屋敷林等、地域のランドマークとなる樹木を保全します。
- ・市民が主体となった緑豊かなまちづくりを進めるため、緑に対する知識の普及や意識啓発を図るとともに、様々な面から支援に努めます。



茶式部公園



身近な街区公園

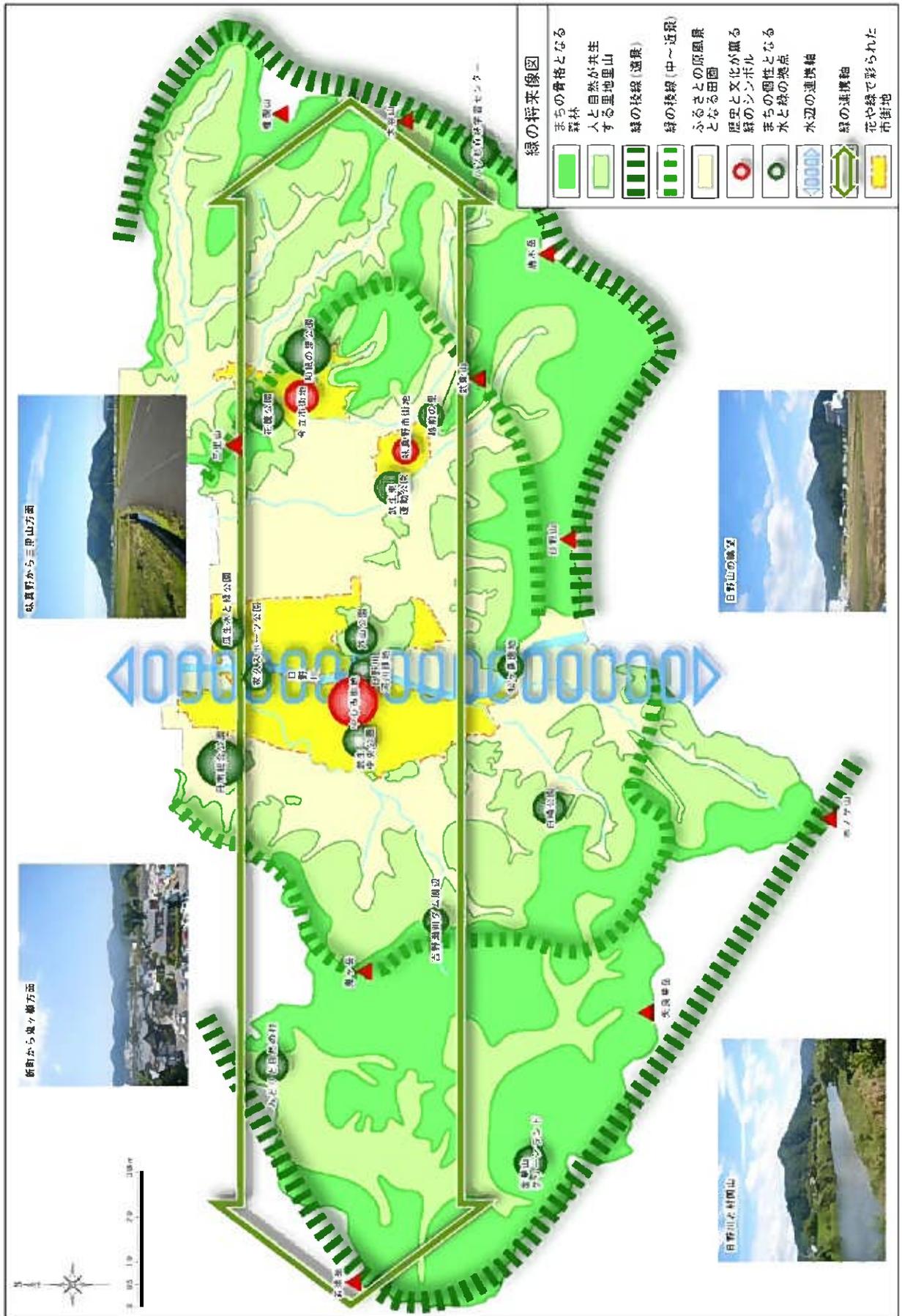


民有地緑化の例(駐車場)

第4章 全体構想(公園・緑地)

②緑の将来像

<p>まちの骨格となる 森林</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日野山や嵐ヶ嶽、若須岳、武衛山、三里山、大谷山等の山々は、本市の緑の骨格を形成し、大気の浄化や気候の緩和、貴重な動植物の生息域、四季折々の自然景観の演出等の機能を有する緑地として、適切な維持管理に努めながら保全します。
<p>人と自然が共生 する里地里山</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地に隣接する村国山、茶臼山、妙法寺山等の独立丘陵地、集落に近接し、人と自然との共存の場となる里地里山や里川等の緑を保全し、次世代へと良好に引き継いでいきます。
<p>緑の稜線</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・権現山～大谷山～唐木岳～日野山、若須岳～矢良東岳～ホノケ山にかけて連なる山々の稜線は、まちの骨格を構成し、背景となるシンボリックな緑として位置付け、適切に保全します。 ・市街地や里地里山を取り囲む三里山～武衛山、嵐ヶ嶽一帯にかけて連なる山々の稜線は、まちの原風景や都市景観の借景となる重要な緑として位置付け、周辺の田間や都市の緑と併せて保全・演出します。
<p>ふるさとの原風景 となる田園</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・郊外部における宅地開発を極力抑制し、田園を保全します。 ・既存集落に点在する神社・寺院の境内林や民家の屋敷内の樹木等、地蔵のランドマークとなる緑を保全するとともに、周辺環境との調和に配慮し、積極的な緑の創出を誘導します。
<p>歴史と文化が薫る 緑のシンボル ・中心市街地 ・味真野市街地 ・今立市街地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本市固有の歴史・文化と緑が一体となって、まちの「顔」となっている場所では、まちかどや空地等を利用した緑の小空間の創出、道路空間や公共・民間施設等の緑化を推進するとともに、数多く点在する神社・寺院と一体となった鎮守の森を保全し、歴史と文化の薫り高い緑の拠点を形成します。
<p>まちの個性となる 水と緑の拠点</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緑豊かなまちを印象付けるとともに、市民や訪れる人のレクリエーション活動、癒しや憩いの場として主要な公園・緑地を位置付け、整備・充実を図ります。
<p>水と緑の連携軸</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・まちの骨格となる景観軸、まちに清新さを与える環境軸として、市の中央を縦断する日野川の河川環境の保全・改善に努めるとともに、市民の憩いやレクリエーション活動の場として積極的な活用を図ります。
<p>緑の連携軸</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・まちの外部を構成する若須岳や権現山等の稜線を意識付けるとともに、東西に広がる地域を緑でネットワークするため、田間風景の保全を図るとともに、道路空間等を利用した緑や花づくりを進めながら、緑の連携軸を形成します。
<p>花や緑で彩られた 市街地</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・居住者の利便性に配慮しながら公園緑地を適正に配置するとともに、道路や河川、水路を活かした緑のネットワーク、神社・寺院の境内林の保全、住宅地や商業地・工業地の緑化等を総合的に推進し、花や緑で彩られた美しい市街地を形成します。



(3) 公園・緑地の配置方針

①都市公園

- ・住区基幹公園は、市民にとって最も身近な公園であり、主として市街地内において、歩いて安全に到達できることを目標に、宅地化の状況や将来の土地利用計画、市街地開発計画等を勘案しながら適正に配置を行い、整備を進めます。
- ・都市基幹公園は、総合的・拠点的なレクリエーション活動の場として市民全体の利用を対象としますが、丹南広域圏の中心都市として、周辺都市の住民の利用にも対応した広域的な公園として配置します。

緑地の種別		整備目標及び配置の方針
住区基幹公園	街区公園 ¹⁶	<ul style="list-style-type: none"> ・今後土地区画整理事業が行われる場合は、周辺の状況を鑑みて利用者のニーズに応じた街区公園を適正に配置します。 ・既設の公園のうち、遊具や施設の老朽化、利用者のニーズに合わない等、改善を要するものについては適正な改修に努めます。
	近隣公園 ¹⁷	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに近隣公園を配置する計画はありませんが、まちづくりの資産として有効な土地利用が一向に行われていない地区等において、今後の宅地開発の状況等を勘案しながら適正な配置を検討します。
	地区公園 ¹⁸	<ul style="list-style-type: none"> ・瓜生水と緑公園は、市民の身近なレクリエーションや憩い・遊びの場を創設するとともに、隣接する下水処理施設と一体的に整備することで、処理場のあり方や水の大切さに対する市民の理解と意識向上を目指します。
都市基幹公園	総合公園 ¹⁹	<ul style="list-style-type: none"> ・白崎公園は、周囲の山地の緑と一体となった個性的な公園として、適正な維持管理に努めます。 ・丹南総合公園は、丹南地域の広域的なレクリエーション施設として文化、スポーツ、自然探索・鑑賞等の利用を促進します。 ・芦山公園、和紙の里公園は、市民が集う魅力ある公園として、適正な維持管理に努めます。
	運動公園 ²⁰	<ul style="list-style-type: none"> ・武生中央公園は、施設の老朽化や利用者ニーズの変化、福井団体開催等に対応するための再整備により、市のセントラルパークとして、老若男女が憩う・遊ぶ・見る・学ぶ・楽しむことのできる空間の形成を図ります。 ・武生東運動公園は、適正な維持管理に努めるとともに、利便性の向上を図ります。
	風致公園 ²¹	<ul style="list-style-type: none"> ・今立市街地の北に隣接する下里山に整備された花筐公園は、今後とも適正な維持管理を行い、良好な風致を保全します。
	河川緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・日野川河川緑地は、松ヶ鼻岡地や丹南ふれあいスポーツレクリエーションロード（自転車道）と併せて、日野川の広大な流れと一体となった潤いのある緑地として活用します。

¹⁶街区公園…もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離250mの範囲内で1箇所当たりの面積0.25haを標準として配置する。

¹⁷近隣公園…主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣街区当たり1箇所を誘致距離500mの範囲内で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。

¹⁸地区公園…主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たりの面積4haを標準として配置する。

¹⁹総合公園…都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。

²⁰運動公園…都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。

²¹風致公園…特殊公園の一種で、主として風致（自然の風景などのおもむき、味わい）の享受の用に供することを目的とする公園。

②公共施設緑地

a) 都市公園に準じる機能をもつ施設

緑地の種別	整備目標及び配置の方針
広場 (帰属公園)	<ul style="list-style-type: none"> 市街地における低未利用地を活用して行われる民間の宅地開発に対しては、適正な緑地を確保するよう誘導します。 郊外部における宅地開発は極力抑制することを基本としますが、既存の集落や団地開発等に隣接して開発が行われる場合、地元住民のニーズや周辺の公園の配置状況に応じた適正な緑地を確保するよう誘導します。
広場 (その他)	<ul style="list-style-type: none"> 水芭蕉、牡丹、花菖蒲等の花々が四季を彩る越前の里公園、市の花をテーマとした万葉菊花園、三尾山の麓に位置する逢坂山公園、まちなか観光の拠点である蔵の辻等を位置付け、機能の充実に努めます。

b) 公共施設における植栽等

緑地の種別	整備目標及び配置の方針
公共公益 施設	<ul style="list-style-type: none"> 市役所をはじめとする公共施設は、多くの市民が集まる場所であり、市民に対する緑化意識の高揚を図るためにも、花や緑による積極的な緑化に努めます。 小中学校や高校等の教育施設のグラウンドを緑地として位置付けるとともに、敷地の周囲への積極的な植栽、心象に表れるシンボルツリーの植樹、自然・環境学習の場となるビオトープの整備等により、緑豊かな学校づくりに努めます。
公共空地 (歩行者専用道路)	<ul style="list-style-type: none"> 市街地内に整備されている歩行者専用道路4路線を公共空地として位置付け、安心して快適に歩ける空間として充実に努めます。 主要な幹線道路網をはじめ、公園緑地や公共施設間をつなぐ路線においては、街路樹の適切な維持管理に努めます。 身近な生活道路の沿道や植樹帯を利用した花植え等、地域が主体となった取組みを支援し、愛着のもてる道路空間の創出に努めます。 景観上の分断要素にもなる北陸自動車道等の長大な法面については、越前市本来の植生を活かした植栽を検討する等、緑の連続性の確保に努めます。

第4章 全体構想(公園・緑地)

③民間施設緑地

緑地の種別	整備目標及び配置の方針
寺社境内地	・市内に点在する数多くの神社・寺院と一体となっている鎮守の森は、所有者に対する保存意識の向上を図るとともに、文化財保護法や景観法等の各種法制度の活用も含めた保存・管理の方法を検討しながら、地域の憩いの場として活用していきます。
民家の屋敷林	・田園地域内の農村集落を中心として、地域のランドマークとなるような大木や屋敷林を伴った民家が見られ、所有者に対する保存意識の向上を図るとともに、文化財保護法や景観法等の各種法制度の活用も含めた保存・管理の方法を検討しながら、今後とも適切に保存していきます。
市民緑地	・丹南総合公園が位置する愛宕山において、残された樹林地の適切な保全を図るとともに、丹南総合公園と一体となって市民の利用に供する緑地として配置します。

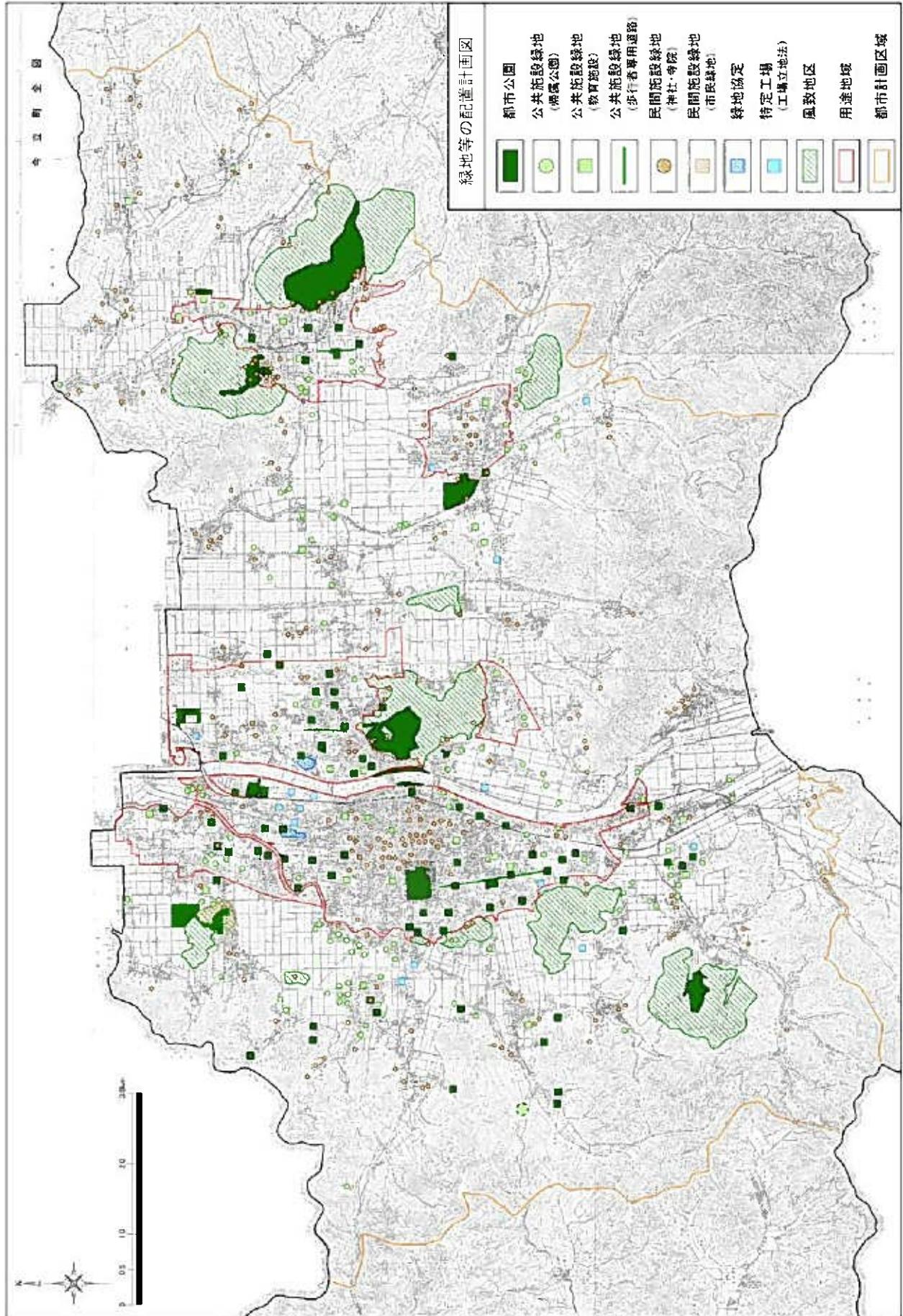
④地域性緑地

緑地の種別	整備目標及び配置の方針
緑地保全地域 ²²	・無秩序な市街化の防止、地域住民の健全な生活環境の確保等の観点から適切に保全する必要がある緑地について、今後配置を検討します。
特別緑地保全地区 ²³	・無秩序な市街化の防止、歴史的・文化的価値を有する緑地の保全、動植物の生息・生息地となる緑地の保全等、良好な自然環境を形成し、都市環境の保全を図るために必要な緑地について今後配置を検討します。
風致地区 ²⁴	・村国山や妙法寺山、茶臼山、三里山等、景観的なランドマークであり、市街地に隣接してまちの背景となっている独立丘陵地および都市公園を取り囲む里山等については、風致地区として環境保全を図ることを検討します。
緑地協定	・現在協定を結んでいる八幡地区、北府地区は、引き続き良好な居住環境の維持を図るとともに、今後、民間等による宅地開発に併せた新たな指定を検討します。
条例等による緑地	・工場立地法に基づく事業所のほか、その他の既存工場、今後新たに進出する工場においては、都市環境の維持・改善を図るため、敷地の周囲等への植栽を推進します。

²²緑地保全地域…緑地が不足している市街地において、建築物の敷地内で緑化を推進する必要がある地域。一定規模以上の建築物を新築・増築する場合、敷地面積の一定割合以上の緑化施設（植栽・花壇など）を設置することが義務付けられる。

²³特別緑地保全地区…樹林地、草地、水辺地などの地区が単独もしくは隣接して一体になって、良好な自然環境を形成しているもので、無秩序な市街化の防止や、公害又は災害の防止となるもの、伝統的・文化的意義を有するもの、産地集積が図れているもの、動植物の生息地等となるものいずれかに該当する緑地が指定の対象。

²⁴風致地区…自然的環境を主体とした都市景観を維持するため、とくに必要とされる地区が指定される。風致地区内では、自然的環境をできるだけ保全し、良好な居住環境を維持するため、一定の行為について制限がなされる。



4. 下水道整備の方針

(1) 下水道整備における主な課題

- ・下水道は、生活環境の改善、大雨時の浸水被害解消による都市環境の改善や公共用水域の水質保全、快適な水環境の創出等、健康で文化的な生活を実現する上で重要な役割を担っています。
- ・下水道整備基本構想に基づき、計画的な整備を進めていますが、平成 27 年度末現在の汚水処理人口普及率は 87.9%で、県下の市町の中でも遅れている状況にあります。
- ・本市では下水道の整備手法として、公共下水道・特定環境保全公共下水道・農林業集落排水事業・合併処理浄化槽設置事業を実施しています。
- ・このうち、平成 27 年度末現在の公共下水道人口普及率²⁵⁾は 71.1%、水洗化率²⁶⁾は 83.5%であり、今後とも、未普及地域の早期解消を図り、平成 35 年度汚水処理人口普及率 100%の目標を達成するため、整備を進めるとともに、老朽化する資産について計画的に更新が必要となります。



汚水管渠の敷設工事の様子

²⁵⁾公共下水道人口普及率…下水道の整備状況を表す指標で、行政区域内の全人口に対する供用開始区域内人口の割合。

²⁶⁾水洗化率…公共下水道の下水道処理区内にいる人口のうち、実際に公共下水道を使用している人口の割合。

(2) 下水道整備の方針

①公共下水道の整備促進

- ・家久処理区、東部処理区、今立処理区においては、未普及地域の早期解消を図るための効率的な整備を進めます。
- ・家久浄化センターは継続的に施設の改築更新を行います。
- ・水循環センターは流入水量予測と整合を図り、効率的な増設を進めます。

②その他の下水道等の整備促進

- ・公共下水道や農林業集落排水事業の計画区域外においては、合併処理浄化槽設置事業を推進し、生活雑排水の混入による水質汚濁等の防止を図ります。

表 公共下水道事業等の概要

処理区名	事業名	計画処理面積		計画人口	排除方式	処理方式
家久 処理区	公共下水道事業	事業認可	1,130ha	34,430人	分流式 一部合流式	標準活性汚泥法
		全体計画	1,159ha	33,840人	分流式 一部合流式	標準活性汚泥法
	特定環境保全	事業認可	212ha	6,400人	分流式	標準活性汚泥法
	公共下水道事業	全体計画	212ha	6,330人	分流式	標準活性汚泥法
東部 処理区	公共下水道事業	事業認可	497ha	12,800人	分流式	オキシゲーション ディッチ法
		全体計画	605ha	13,900人	分流式	オキシゲーション ディッチ法
今立 処理区	公共下水道事業	事業認可	250ha	6,600人	分流式	嫌気好気ろ床法
		全体計画	250ha	6,500人	分流式	嫌気好気ろ床法

表 下水道整備状況(平成27年度末)

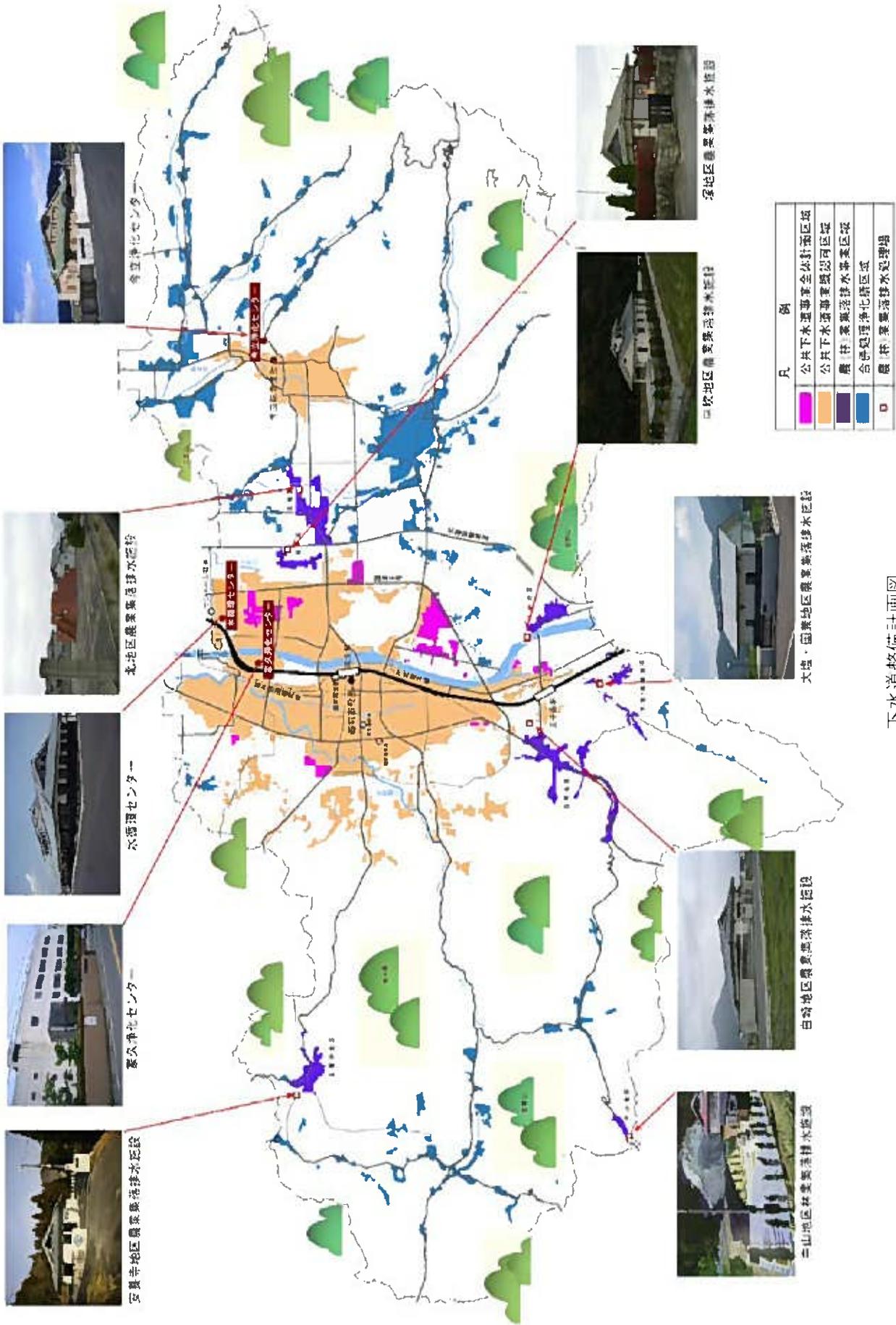
事業種別	公共下水道	特定環境保全 公共下水道	農林業集落 排水事業	合併処理浄化槽
人口普及率	64.0%	7.1%	4.1%	12.8%
処理区域内人口	59,524人	5,916人	2,411人	10,662人
整備面積	1,534.64ha	189.77ha		

③水洗化の促進、適正な維持管理

- ・未水洗化世帯に対する戸別訪問や地元説明会の開催、地域ぐるみでの取組み等を継続的に実施し、下水道接続が地球環境改善につながること等、市民の意識啓発を図りながら下水道接続促進を働きかけます。
- ・下水道施設(管路・処理場施設)については、ストックマネジメント²⁷計画を策定し、計画的に更新を実施します。

²⁷ストックマネジメント：持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を密着的に把握、評価し、長期的な施設の状況を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。

第4章 全体構想(下水道)



下水道整備計画図

5. 景観形成の方針

(1) 景観形成における主な課題

①越前市らしい風景を形づくる自然が損なわれています

- ・本市は、市域の中央を日野川が縦断して流れ、その東西に田園が広がり、さらにその周囲を、日野山や若須岳、三里山、権現山等の山並みを取り囲んでいます。
- ・また、村岡山や三里山等の丘陵地が浮島のように点在するほか、鎮守の森、学校や民家の樹木等、身近なランドマークとなる緑地資源が随所に存在しており、これらによって風格が感じられる越前市らしい風景が形成されています。
- ・しかし、敷地規模が小さくゆとりのない宅地開発の拡散、緑化や景観に配慮しているとは言い難い郊外開発、里山における土石の採取や樹木の伐採等により、美しい自然風景が損なわれています。

②本市の個性となる歴史・文化的な景観の保全が必要です

- ・かつて越前国府として栄え、江戸期以降の町家の面影が残る中心市街地をはじめ、万葉の里周辺や越前和紙の里周辺等には本市特有のまちなみが見られます。
- ・中心市街地に位置する京町地区や産業地区、栗田部地区の同太神社周辺等では、歴史的なまちなみを活かした環境整備が行われており、市民の生活や生業と密接に結びついています。
- ・このほか、里山に連なる伝統的な意匠の家並み、地域における景観的なランドマークとなる建造物や樹木等、地域固有の歴史や伝統・文化を物語る景観資源が数多く点在しています。
- ・しかし、建築物の老朽化に伴う建て替えや、人口流出に伴うコミュニティの衰退等により、それらのまちなみや景観資源が失われることが危惧されます。

③市民が誇りをもてる美しい都市景観の形成が必要です

- ・市街地や田園集落、里山集落には数多くの建築物等が立地していますが、景観形成上の重要な要素である建築物や屋外広告物のデザインに対する明確なルールがなく、周囲の景観との調和を損ねる要因となるものが見られました。
- ・このため、良好な景観の保全誘導を図り、地域の特성에応じて建築や開発等の行為をルール化することを目的として、平成21年に景観計画を策定し、景観条例を制定しています。
- ・広域的な玄関口となるJR武生駅は、訪れる人が最初に越前市をイメージする場所として、周辺のまちなみを含めて特に良好な都市景観の形成が必要となっています。
- ・本市自体は緑豊かな自然に包まれています。道路や公園等の公共空間、住宅や商・工業施設、公共施設等、身近な緑については十分とは言えない状況です。

④市民との協働により景観まちづくりに取り組むことが必要です

- ・市民が誇りを持ち、誰もが住み続けたい、訪れたいと思えるようなまちを創造するためには、市民や事業者一人ひとりがわがまちの景観に対する意識を高め、主体的に工夫を凝らし、景観まちづくりに取り組んでいくことが不可欠です。

(2) 景観形成に関する基本的な考え方

①心に響く越前らしい景観づくり

- ・山並み、里地里山、河川、田園等の自然風景や、先人たちが営々と築いてきた歴史的まちなみ、田園集落、伝統的建造物、鎧守の森等の伝統文化資源は、越前市らしい景観の大きな要素となります。
- ・自然風景と調和のとれた市街地の形成を図るとともに、地域の伝統文化資源を守り、育て、磨きをかけることにより、越前市らしい個性ある景観づくりを進めます。

②潤いのある生活景観づくり

- ・個々の建築物や工作物が全体の景観と調和したまちなみ、緑豊かな通り、用水と一体となったまちなみ、街路樹や生垣ができない所でも玄関先や駐車場等に緑を配置すること等は、暮らしに潤いを与えます。
- ・建築物や工作物、道路及び付帯施設、屋外広告物等は周辺環境との調和を図るとともに、身近な緑や水辺を生活空間の中に積極的に取り入れ、潤いのある、住みよい景観づくりを進めます。

③文化的に華やか都市景観づくり

- ・伝統的な建造物等を保存するとともに、古いものと新しい現代的なものが調和した、質の高い、新たな都市景観の創出を図る必要があります。
- ・住んでいる人だけでなく、本市を訪れた人も魅力を感じることができるよう、歩いて楽しめる、文化的で華やか都市景観づくりを進めます。

④市民が主体となって取り組む景観づくり

- ・総合計画に掲げる「市民や本市を訪れた人が、越前市に住みたい、住み続けたい、と感じるまちづくり」のためには、良好な景観形成の重要性を市民が共有化する必要があります。
- ・行政による規制（ルール）だけでなく、一人ひとりの自主的な行動（マナー、エチケット）や地域的な取組みが不可欠であるため、市民・事業者・行政の協働による景観づくりに取り組みます。

(3) 景観形成の方針

①美しい自然の風景との調和

- ・山並みや河川、田園等の美しい自然風景を保全し、無秩序な開発の抑制や緑地の保全に努めます。また、宅地開発や建造物を整備する際は、自然風景と調和を図ります。
- ・自然風景と調和した市街地の形成を図り、周辺の山々からの眺望が美しいまちづくりを目指します。

a) 山地景観

- ・越前富士と呼ばれる日野山をはじめ、鬼ヶ嶽、若須岳、矢良巢岳、武衛山、権現山、唐木岳等の山並みは、本市の景観の遺産となっています。また、村国山、三里山、愛宕山、茶臼山、妙法寺山、大徳山等の里山は、景観的ランドマークにもなっています。こうした美しい山並みや身近な緑となる里山等の保全に努めます。



村国山から望む中心市街地

b) 河川景観

- ・日野川をはじめ古野瀬川や鞍谷川等の河川は、まちのシンボルであるとともに、多様な生物が生息し、川遊び、堤防の桜や散策、サイクリングを楽しめる場にもなっています。河川美化等の環境保全活動や川に親しむ活動と連携し、美しい河川景観づくりに努めます。



広大な日野川河川緑地



自然環境に配慮した護岸整備の例

c) 田園集落景観

- ・白山地区、坂口地区、服間地区等の中山間地では、田園や里山と一体となって伝統的な民家や生け垣、屋敷林、鎮守の森、小川等がまどまりよく配置され、日本の原風景ともいえる美しい田園集落景観を形成しています。里地里山保全活動やグリーンツーリズム活動と連携し、広がりのある田園や里山、これらと調和した集落の景観、地域固有の伝統文化の保全に努めます。



日野山と麓に広がる田園の風景

第4章 全体構想(景観)

②アメニティあふれる都市景観の形成

- ・地域の財産ともいえる伝統的建造物や樹木、歴史的まちなみ、身近な緑、水辺等を保全するとともに、バリアフリー化や防災防犯等に配慮し安全安心に生活できる景観づくりに努めます。
- ・建築物・工作物の設置にあたっては周辺環境との調和を図り、緑を積極的に配置する等により、快適で豊かさやゆとりが実感できる住環境づくりに努めます。
- ・緑豊かで伝統・文化を感じながら楽しく歩ける通りや、統一感のあるまちなみ形成等、美しい都市景観づくりに努めます。
- ・地域の特性を踏まえた照明等に配慮することにより、安心して夜のまちなみを楽しむことが出来るような、魅力ある良好な夜間景観の創出に努めます。

a) 市街地景観

- ・伝統的建造物やシンボルとなる樹木、水辺等の地域固有の景観資源の保全を図るとともに、公園や寺社、通り、住宅、事業所、駐車場、空き地等における積極的な緑化や用水等の水辺を活かすことにより、潤いと安らぎが感じられる景観づくりに努めます。
- ・建築物、工作物、屋外広告物、道路標識等の付属施設、電柱、建物や道路の照明等が周辺環境と調和した、統一感のあるまちなみの形成に努めます。



歴史的雰囲気に対応した住宅の例



水辺を活かした散歩道

b) 道路景観

- ・国道8号や旧国道8号、(都)戸谷片戻線、(都)武生中央線等、都市の骨格となる幹線道路においては、統一感のある街路樹や街路灯の適正な維持管理、誘導標識の整理、沿道の建物や屋外広告物の適正な誘導等に努め、快適な道路景観づくりに努めます。



シンボルロードである(都)武生中央線

③越前市らしさを象徴する場の整備・演出

- ・山や河川、田園集落、歴史・伝統的まちなみや新たな市街地、幹線道路周辺、公共交通の結節点等、市全域において良好な景観の形成に努めます。なかでも、中心市街地及び味真野、栗田部、五箇等の歴史・伝統的まちなみが残る市街地は、市民や本市を訪れた人にとって越前市らしさを象徴する場であるとともに、本市の景観まちづくりを先導する区域となります。
- ・地域住民のコンセンサスを得ながら地域の景観特性に合わせたルールをつくり、市民・事業者・行政が連携した景観まちづくりを推進します。

a) 都市の顔となる中心市街地の景観〈旧武生町市街地周辺〉

- ・本市の玄関口であるJR武生駅周辺は、公共施設の適切な維持管理とともに、周辺の建物や屋外広告物の適正な誘導を図る等、玄関口にふさわしい景観づくりに努めます。
- ・旧武生町市街地周辺は、越前国府や旧北陸道によって栄え、総社をはじめとした寺社群、町家、蔵、古くからの通り、伝統工芸等の伝統的資源が豊富です。今後は、住民と行政の協働により適切に維持管理し美しい景観を守り育てていくとともに、こうした景観まちづくりの取組みを周辺に広げていきます。
- ・中心市街地では空家・空き店舗・空地等が増加し景観を阻害しています。中心市街地は魅力的な住宅や都市サービスを提供する区域であることから、低木利用地の有効活用を図り、古い伝統的なものと新しい現代的なものが調和した美しい景観づくりに努めます。



玄関口となる JR 武生駅の夜景



整備された京町地区のまちなみ

b) 地域の伝統・文化を伝える個性的なまちなみの保全

- ・地域固有の歴史・伝統・文化的資源が豊富で、個性的なまちなみが残る地区においては、歴史・伝統的建造物や統一感のある家並、まちなみの連続性を保全し、これに調和した建築物の誘導、歩いて楽しいまちづくり等により、個性ある美しいまちなみ景観づくりに努めます。



岡太神社へ向かう参道のまちなみ

④市民との協働による景観づくり

- ・建物外観は周辺との調和を図る、伝統的建造物や樹木を保全する、庭や駐車場に積極的に樹木や花を植える等、良好な景観の形成には、一人ひとりの市民や事業者が景観に対して意識し行動することが重要です。
- ・一人ひとりの景観に対する意識の向上を図るとともに、市民、事業者による景観まちづくりの取組みと連携した行政の支援、規制、誘導、公共施設整備等により、市民・事業者・行政の協働のもとで良好な景観づくりに努めます。

a) 市民主体による景観まちづくりの推進

- ・国や県の啓発事業等を積極的に活用するとともに、市独自の「景観百選」や表彰等を実施し、一人ひとりの景観に対する意識向上を図ります。
- ・同じ景観特性をもった通りや区画ごとの景観まちづくりを広げるため「住みよい街づくり推進条例」に基づく「街づくり推進団体」を普及し、地域の個性を活かした景観づくりを推進します。
- ・各地区の自治振興会活動や、河川清掃や美化活動、緑化推進活動、環境保全活動、里地里山保全活動、グリーンツーリズム活動等と連携し、自然風景と調和したアメニティあふれる景観づくりに努めます。



市民による緑化の取組み



市民による河川の美化活動

b) 推進体制の整備・充実

- ・都市計画法に基づく地区計画制度や建築基準法に基づく建築協定等と連携した景観まちづくりを推進します。

(4) 景観形成地区²⁸⁾の指定の方針

- ・重点的に良好な景観の形成を図る必要がある地区と認められる場合は、地域住民の意見を聴いて、その地区を「景観形成地区」に指定します。
- ・景観形成地区では、その地区の景観資源特性に合わせて「指定地区景観形成基準」を定めます。

(参考) 重点的に景観形成を図る区域

- 中心市街地周辺区域 四町(木町・元町・若松町・平和町)、京町ほか
- 五分市町・越前の里周辺区域
- 栗田部町(花蔵公園周辺)区域
- 五箇(和紙の里)区域
- 紫式部公園・ふるさとを偲ぶ散歩道周辺区域

²⁸⁾ 景観形成地区：都市景観の形成を図る必要があると認める地区を指定し、都市景観形成計画を策定する地区。

6. 安全安心まちづくりの方針

(1) 安全安心まちづくりにおける主な課題

①特に近年は大規模な自然災害が発生しています

- ・近年は、東日本大震災、熊本地震のような住民の貴重な生命と財産に大きな損害を与える大規模な自然災害が全国的に発生しています。
- ・本市においても、平成16年の福井豪雨、平成24年の越前市東部集中豪雨により、今立市街地、味真野地域等において多数の家屋損害や床上・床下浸水の被害が生じました。
- ・また、平成18年7月の豪雨においても、武生市街地を流れる吉野瀬川が警戒水位を超える等、自然災害に対する危険性が高まっています。

②災害に強い都市基盤・生活環境の整備が必要です

- ・災害発生時においては、市民が安全・迅速に避難することができるように、安全な避難路の確保や避難施設等の耐震化等が必要です。
- ・また、災害発生時における市民生活の環境を維持するためには、水道、ガス、電気・通信等のライフライン施設の確保が重要です。
- ・高齢化の進展、若い世代の流出に伴い、高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者が増える等、災害時において避難が困難な人に対する迅速かつ適切な対応が必要となっています。

③木造密集市街地等防災上危険性の高い地域があります

- ・中心市街地や今立市街地等には、木造家屋が密集する地域が存在しています。
- ・これらの地域では、火災発生時における延焼の危険性が高くなっているとともに、道路幅員が狭く、緊急車両の通行が困難な箇所もあります。

④防災性の向上とまちづくり資源としてのまちなみ保全との調和が必要です

- ・特に多くの木造家屋が密集する中心市街地では、火災の危険性を軽減するため、防火地域・準防火地域²⁴を指定しています。
- ・建築物の耐火性能を高めることで、火災等による災害の危険性は軽減される反面、地域固有の伝統的なまちなみが損なわれることが危惧されます。
- ・また、防災性を高めるために道路の拡幅整備等を進めることによって、車両全体の走行速度が上昇し、歩行者に対する安全性が損なわれることも危惧されます。

²⁴防火地域・準防火地域は、都市計画法に基づく地域地区の一つで、市街地における火災の危険を防止するために定める地域。これらの地域内にある建築物は、その地域及び建築物の規模（階数、延べ面積）によって、鉄筋コンクリート等の耐火建築物又は準耐火建築物、もしくは防火構造としなければならない。

⑤冬季間における移動性や安全性の確保が必要です

- ・福井県は、全市町が豪雪地帯に指定されており、冬期における積雪は、市民の生活や産業活動等に影響を与える要因ともなります。
- ・特に、自動車や歩行者の移動性を確保するため、迅速な除雪活動を行うことが求められていますが、都市の拡散・郊外化により、除雪費用が増大することも危惧されています。

⑥窃盗や不審者等の問題が増えています

- ・特に近年は、一人暮らしのお年寄りや昼間に人のいない住宅地等を狙った窃盗等の犯罪が全国的に増加しています。
- ・また、通学路や身近な公園等における不審者の目撃情報等も増えています。

⑦地域コミュニティの存続が危惧されています

- ・本市では、市民がまちづくりに積極的に参画し、個性豊かな魅力ある地域づくりを推進するため、自治基本条例を制定し、地域自治振興事業に取り組んでいますが、自治振興会に参画している人は中高年層が中心で、次代を担う若い世代が少ないのが実状です。
- ・特に中心市街地等では若い世代が市街地外縁部又は郊外部へと流出し、高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者が増えています。
- ・また、若年層を中心としたアパート生活者や登録外国人の増加等、地域コミュニティとの関わりをもたない世帯や階層の増加等により、地域コミュニティの存続が危惧されています。

⑧中心市街地等で増加しつつある空家等の適正な管理が必要です

- ・中心市街地等では、人口の流出により空家等が増加しつつあります。越前市空き家等実態調査（平成25年度）では、市内に約1,400軒の空家が確認されており、このうち東・西・南の3地区に約40%が集中しています。
- ・空家等が適切に管理されず放置されると、倒壊等による住民等への被害のほか、不審者等の侵入により犯罪や火災が発生するおそれがあるため、所有者等による適切な管理が必要です。

(2) 安全安心まちづくりの方針

①防災機能を有する緑豊かな自然環境の保全

◎基本的な考え方

- ・森林や田圃は、二酸化炭素の吸収及び酸素の供給、汚染物質の吸着といった大気浄化や気候緩和等の環境保全機能のほか、水源涵養²²⁾や土砂の流出防止、洪水調整²³⁾等、防災面でも重要な機能を有しています。
- ・降雨時における突然の河川水位の上昇や土砂流出等は、自然が本来有していた保水機能が低下していることが原因の一つとして考えられます。
- ・このため、良好な自然環境の保全及び適正な維持・管理に努めるとともに、関係部局との連携により、田圃や森林部における宅地開発の抑制に努めます。

a) 自然が有する保水機能の強化

- ・森林管理者とも連携・協力しながら、適正な森林施業の実施により健全な森林資源の維持増進を図るとともに、森林の有する多面的機能が特徴的に発揮することができるよう、森林整備を進めます。
- ・また、市民の生命や財産を上砂災害から守るため、自然環境や自然景観に与える影響に配慮しながら、治山・砂防対策や急傾斜地崩壊対策等を進めるとともに、災害の危険性の高い斜面地等への宅地開発を抑制します。
- ・さらに、田圃は、降雨時における河川への雨水流出を抑制する等、貯水機能も有していることから、田圃部における宅地開発の抑制に努めます。



良好な森林と田圃

b) 防災性と環境が調和した河川の整備・改修

- ・河川は、まちなかに潤いを与えるとともに、自然に身近に触れ合える場所としても重要ですが、特に住宅等が密集する市街地や集落においては、市民の生命・財産を保護するために洪水等に対する対策が不可欠となっています。
- ・このため、現在整備が進められている吉野瀬川グムの建設促進、吉野瀬川や鞍谷川、服部川の河川改修事業の促進を図ります。
- ・整備に当たっては、親水性を確保する、郷土の自然や景観に調和した護岸整備を行う、花や木を植える等、人と水とのつながりが途切れることのないよう多自然型の川づくりに努めます。
- ・また、洪水の危険性のある地域で、現在宅地化されていない農地においては、災害の回避及び社会総コストの削減の観点から、宅地化の抑制に努めます。



多自然型の川づくりの例

²²⁾ 水源涵養…森林の土壌による、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。

²³⁾ 洪水調整…ダムや堰において洪水（ダム管理用語としては一定量以上の流入を指す。）の下流への概流量を調節（抑制）する放流操作のことで、下流部における洪水被害を防ぐ手法。

②市民との協働による災害に強い都市づくり

◎基本的な考え方

- ・誰もが安心して暮らせる定住都市を実現するためには、災害が発生しにくい都市づくりを進めることはもちろん重要ですが、災害発生時においては、その被害を最小限に留めることが重要となります。
- ・このため、木造家屋が密集する市街地における防災性の向上、安全な避難路や避難地の整備、ライフラインの耐震化、空家等の適切な管理等、災害に強い都市基盤整備を進めます。
- ・また、地域コミュニティを活かした近隣での助け合い活動や自主防災組織²⁴の育成・活用を促進する等、地域ぐるみによる防災体制の確立を図ります。

- ・本市の市街地面積（1,875ha）は、市域全体（230.70km²）の1割足らずですが、そこに市人口の約6割にあたる人が居住しています。
- ・安全で安心して暮らせる定住都市を形成するため、特に市街地における防災性の向上に重点的に取り組みます。

a) 災害に強い市街地環境の整備

- ・公園等の広場空間の整備、学校や公民館等の公共施設の耐震化等により、災害時における安全な避難地を確保するとともに、出火時における避難路の確保や延焼を防止するため、道路や公園等における緑化を推進します。
- ・特に、木造家屋が密集する地区では建築物の耐火・防火構造への転換・耐震化を促進するとともに、地区計画や建築協定等を活用しながら建築物の壁面後退を誘導し、避難路や延焼防止として機能するオープンスペースの創出を図ります。
- ・雨水排水路の整備とともに、公共空間における透水性舗装²⁵化を進め、市街地全体の排水能力の向上に努めます。
- ・中心市街地等で増加しつつある空家等については、平成28年に改正した「越前市空家等の適切な管理に関する条例」に基づいて、空家所有者が中心となり、市民や行政との役割分担のもと、適正な管理に努めます。
- ・電気やガス、水道等のライフラインの確保や公共施設の耐震化、防災行政無線やインターネット等を利用した迅速な情報伝達体制の整備、定期的な避難訓練や洪水ハザードマップを活用した防災意識の普及啓発、自主防災組織等の地域組織の育成等を図り、災害発生時における被害を最小限に留めよう努めます。

²⁴自主防災組織：地域住民が自主的につくる防災のための組織であり、災害発生時において、「危険の拡大を抑えること」、「一人でも多くの人が無事から逃れること」、「混乱を避けること」等を目的とする。

²⁵透水性舗装：舗装面に隙間を多く設け、路面に降った雨水を地中へ還元する機能をもった舗装。地中への雨水浸透による雨水の流出抑制、地下水の涵養、街路樹の育成、雨天時の歩行性向上のほか、自動車走行音の低減などにも効果があるといわれている。

第4章 全体構想(安全安心)

b) 地域の実状に応じた防災性の向上

- ・越前国府の中心地でもあり、江戸期以降の町家の面影が残る中心市街地や、和紙の里周辺等、地域固有の伝統的な家並みが残る地域では、これらをまちづくりの資源として積極的に保存・活用していくことが重要となります。
- ・このため、消防水利の充実を図るとともに、延焼に強い加工木材を利用した建築物の建築等、地域の実状に応じた防火対策を進めます。
- ・また、都市計画道路等の幹線道路網の整備により、伝統的なまちなみの喪失および歩行者の安全性が損なわれることのないように、コミュニティ道路化等、現況の幅員を活かした安全で楽しみのある道路空間の形成を図ります。
- ・特に、防火地域を指定し、建築物の耐火が義務付けられている中心市街地では、建ぺい率・容積率の見直しも含めて防火地域指定に代わる防火対策を検討し、伝統的な家並みの継承に努めます。



地域の実状に応じた防災対策が必要

c) 雪と共存するまちづくりの推進

- ・大都市圏等からのリターンを視野に入れた定住都市を推進するためには、雪をマイナスのイメージとするのではなく、雪と共存できるまちづくりを推進することが重要となります。
- ・冬期における移動性や物流・産業活動等を確保するため、機械除雪を基本とし、狭隘道路における市民の除雪活動と併せて迅速な除雪活動の実施に努めるとともに、消融雪施設を活用した克雪対策を推進します。
- ・中でも、歩道については、道路除雪による堆雪や水溜りができる等、歩行条件の悪化が見られることから、地域住民との協働による除雪体制の充実を図ります。
- ・また、雪に強い住まいとして住宅の構造強化等を図り、克雪住宅づくりを推進します。



迅速な除雪活動の推進

③コミュニティを活かした犯罪の起こりにくい地域社会づくり

◎基本的な考え方

- ・窃盗や不審者等の犯罪発生を未然に防ぐためには、地域ぐるみによる防犯活動の実施は重要ですが、地域住民が主体となった活動の範囲やその継続性には限界も見られます。
- ・このため、空家等の適切な管理や、道路や公園等の公共空間において、視線を遮る要因の排除や施設配置の工夫等を行うとともに、地域のコミュニティの維持・向上を図りながら、市民とともに犯罪を寄せつけない地域社会づくりを進めます。

a) 犯罪を寄せつけない都市環境づくり

- ・低密度に拡散した住宅地等では、人の目が行き届きにくくなり、犯罪が起こりやすくなる傾向にあることから、地域コミュニティを活かしたコンパクトシティへの転換を図ります。
- ・道路や公園等の公共空間においては、資材や廃棄物等の物件の堆積や、ブロック塀等の視界を妨げる要因を除外し、隅々まで人の目の行き届く空間づくりを進めます。
- ・また、街路灯による適切なライティングを行い、夜間においても安心して歩くことのできる環境づくりを進めます。

b) 地域ぐるみによる安全安心まちづくり

- ・本市では、平成 17 年に人命の尊厳を基本理念とする「安全・安心都市」を宣言しており、安全安心まちづくり推進会議の開催、越前市防犯隊の設置、青少年健全育成事業等に取り組んでいます。
- ・また、災害発生時において自力での避難行動等が困難と思われる方々に対して、迅速かつ的確な避難の実施を図るため、避難行動要支援者避難支援計画を策定しています。
- ・今後とも、空家等の所有者等を中心とした空家等の適切な管理、警察や関係機関、防犯パトロール隊や子ども見守り隊等の地域との連携・協力を図るとともに、住宅地では各家庭が協力して玄関先に灯りを設ける等、地域ぐるみによる安全で安心なまちづくりを推進します。



避難訓練の様子

第5章 地域別構想

1. 地域別構想の位置付け・役割

(1) 地域別構想の位置付け・役割

- ・「まちづくり」は、道路や公園、公共施設の整備といったハード的な施策と、家並みの緑化や修景、イベントといったソフト的な施策に大きく分けられます。
- ・この中で、「土地」は様々なまちづくりを進めていく上で最も基礎となるものであり、「土地利用の方針」は、本計画がまちづくりの基本理念として掲げる「持続可能な定住都市の形成」を実現するために最も重要となるものです。
- ・また、本市では、「市民自治」「市民と行政の協働」によるまちづくりを推進しており、地域の個性を活かしつつ、地域に対する誇りと愛着をもちながら、市民が主体的にまちづくりに取り組んでいくことが期待されています。
- ・ただし、誰もが住みよいまち・魅力を感じるまちを創るためには、「自分の住む地域はどのような地域か」、「自分たちが考えたまちづくりの計画は市の方針に合っているか」といったことを常に意識することが重要です。
- ・このため、本計画における地域別構想は、市全体のまちづくりの方向性との整合を図るため、各地域がまちづくりを進める上で守るべき共通のルールとなる「土地利用の方針」を中心に示すものとし、これを「まちづくりのベース」と呼びます。
- ・今後、この地域別構想を出発点として、それぞれの資源や個性を活かした魅力ある地域づくりを推進していきます。

(2) 地域区分の考え方

- ・本市では、地域の独自性を活かした多様性に富んだ地域づくり、市民主体のまちづくりを推進するため、地域自治振興事業に取り組んでおり、市内 17 の地区ごとに自治振興会が組織されています。
- ・自治振興会は、地域のまちづくりを進める上で最も基礎となる単位となりますが、本計画では、土地利用条件や地域性等の観点から類似するいくつかの地区をまとめ、大きく 8 つの地域でまちづくりのベースを示します。



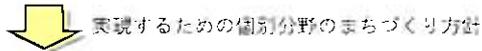
越前市総合計画

- 基本理念 「自立」と「協働」
- 重点目標 「定住化の促進」
- 将来像 国産の文化と匠の技、田野の山川に育まれ
ひとづくり、ものづくり、まちづくりの活力みなぎる
「元気な自立都市 越前」



越前市都市計画マスタープラン

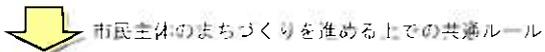
- まちづくりの基本理念 「持続可能な定住都市の形成」
- まちづくりのテーマ 「市民が育む“風格のまち”越前」



《 全体構想 》

まちづくりの基本理念・テーマの実現に向けた
市域全域を対象とする個別まちづくり分野の基本方針

- | | | | | | |
|------|----|-------|-----|----|------|
| 土地利用 | 交通 | 公園・緑地 | 下水道 | 景観 | 安全安心 |
|------|----|-------|-----|----|------|

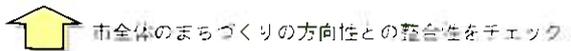


《 地域別構想 》

市民主体のまちづくりを進める上で守るべき最も基礎となる土地利用方針



(自治振興会を単位として8地域に区分)



市民主体のまちづくり

地域の個性を活かして、市民が主体的にまちづくりに取り組む

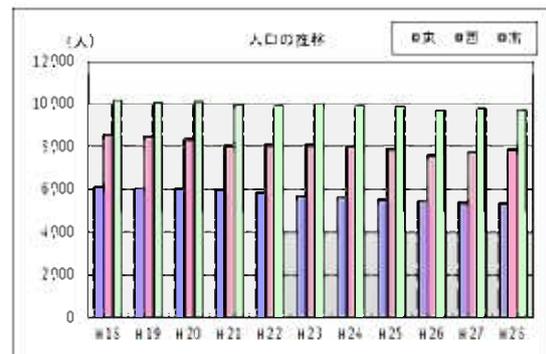
- | | |
|------------------------------|--|
| 市民主体のまちづくりを
推進するための制度・仕組み | <ul style="list-style-type: none"> ○越前市自治基本条例 ○越前市住みよい街づくり推進条例 ○各種助成・支援制度 |
|------------------------------|--|

■本計画における地域別構想の位置付け・役割

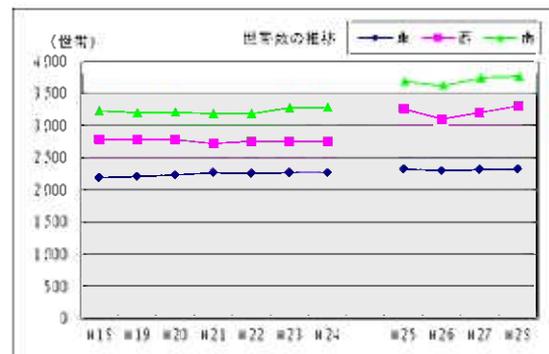
2. 東・西・南地域のまちづくりのベース

(1) 地域の概要

- ・本市のはほぼ中央部に位置し、武生市街地の大部分を占めます。
- ・地域の人口は越前市の約3割を占めますが、東地区では緩やかに減少しています。
- ・西地区は平成 27 年以降増加に転じており、南地区は 10,000 人前後で推移しています。
- ・世帯数は、東地区では横ばいで推移しており、西地区・南地区では平成 26 年に大きく減少しましたが、平成 27 年以降は増加に転じています。
- ・本市の玄関口である JR 武生駅周辺には、本庁舎をはじめとする行政機能や文化機能、医療・福祉・商業等の機能が集積し、丹南地域の核となる中心市街地が形成されています。
- ・かつては越前国府としても栄え、1,300 年以上に及ぶ歴史を有する場所でもあり、越前市らしさを象徴する数多くの歴史・文化資源や歴史的な街並みが残されています。
- ・本庁舎は平成 32 年度末に事業完了予定であり、シンボルロードの整備、武生中央公園の再整備等、第3期中心市街地活性化基本計画に基づいた周辺整備を予定しています。



東・西・南地域の人口の推移
(資料：住民基本台帳 各年4月現在)



東・西・南地域の世帯数の推移
(資料：住民基本台帳 各年4月現在)
(注) H24までは日本人のみで、H25以降は外国人を含む)

<参考> 地域自治振興計画におけるまちづくりのキャッチフレーズ (平成 28 年策定)

東地区	自ら考え、活気あふれる住みよい東をみんなの手で
西地区	活力と魅力にあふれる歴史文化のまちを目指して
南地区	ホッととして、グッとくるまちみなみ地区

(2) 東・西・南地域におけるまちづくりのベース

- ・当地域は、主に中心市街地と一般市街地によって構成され、中心市街地を取り囲むように、市街地居住ゾーン、工業ゾーン、地域生活サービスゾーン、沿道環境保全ゾーンを形成します。

○中心市街地ゾーン（第3期中心市街地活性化基本計画に基づく中心市街地のエリア）

- ・日常生活の圏域を越えた、市全域、全市民を対象とする高次都市機能が集積する、市民の暮らしを守るための最も重要な拠点として位置づけ、既存の都市機能を維持・活用しながら、その継承と創造的再生を図ります。
- ・本庁舎周辺は、新庁舎の建設および交流施設の整備、シンボルロードと一体的利用が可能な広場の整備等により、「まちの顔」となる空間を形成します。
- ・交通結節機能や医療・福祉・商業等の多様な都市機能が集積するメリットを活かし、歩いて暮らせる居住環境の整備を行います。
- ・空地・空き家等の既存ストックの活用も含めた住宅の供給を促進するとともに、雇用の場を創出することで、総合的なまちなか居住を推進します。
- ・地域との共生や協働による歴史的な景観やまちなみ等の地域資源の保全・活用、北陸新幹線南越駅（仮称）の開業による広域からの来訪者も見据えたまちなか観光の推進等によるにぎわいの再生を図ります。

○地域生活サービスゾーン

- ・中心市街地の西部の新興地帯周辺は、最寄り品や買回り品等の生活に必要なサービスを提供する場として、中心市街地との機能分担を図りながら、地域における生活利便性向上を図ります。

○沿道環境保全ゾーン

- ・旧国道8号（（都）鯖江武生縦貫線）の沿道においては、大規模集客施設をはじめ幹線としての機能を阻害するような施設の立地を極力抑制するとともに、花や樹木による潤いのある良好な沿道景観を形成します。

○市街地居住ゾーン

- ・住宅地としての土地利用形成を基本としつつ、住環境を阻害することのない商業サービスや事務所、工場等との共存を図ります。
- ・小学校区を基本とする地域生活圏において、地域内居住者の生活を守り、地域の保全を図るため、日常的な生活サービス機能の維持を図ります。

（特に良好な住宅地を形成するエリア）

- ・「武生市平出」や「神山南部」等、土地区画整理事業により良好な居住環境が形成されている場所においては、今後ともその環境を保全するとともに、地区計画や緑地協定等を活用しながら、さらに良好な環境の創出を図ります。

○工業ゾーン

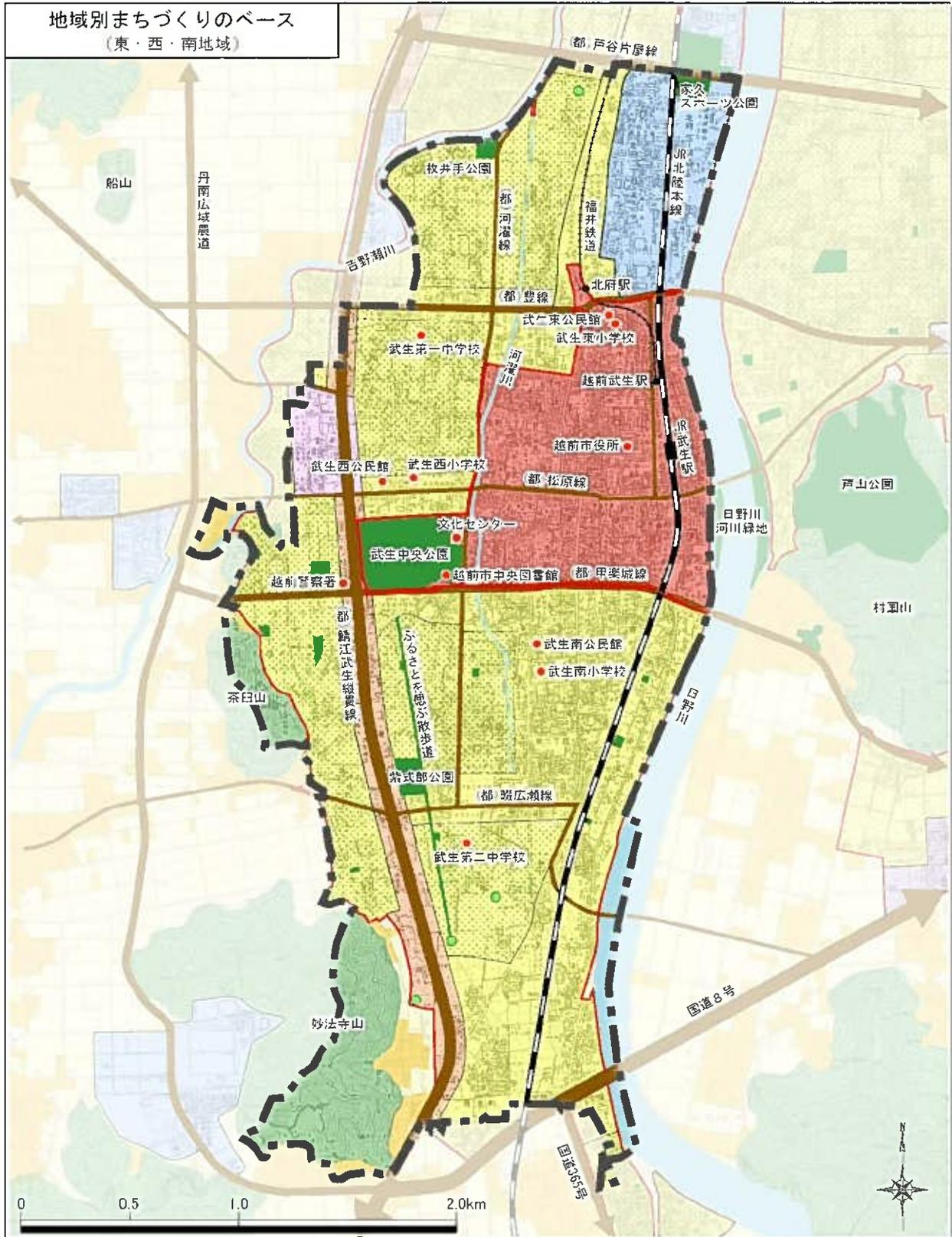
- ・産業都市越前を支える基幹産業が集積する「信越化学工業G1帯」では、敷地内の緑化や騒音・公害対策等により周辺環境への影響に配慮しながら、今後とも工業団地としての維持を図ります。

○田園集落整備ゾーン

- ・既存集落では、集落景観の保全に努めながら、隣接する茶臼山や妙法寺山の景観と調和する美しい集落環境の創出を図ります。

○森林環境保全ゾーン

- ・市街地に隣接し、まちの背景となる茶臼山や妙法寺山では、良好な自然環境や風景を保全するとともに、身近な自然体験の場としての活用を図ります。

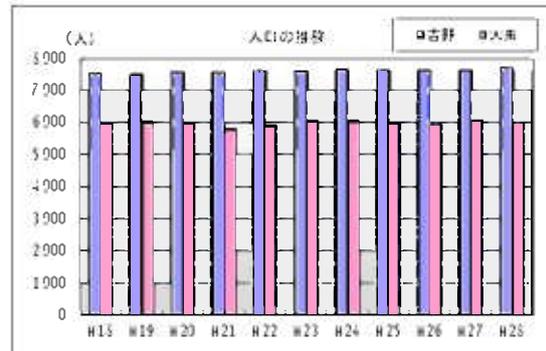


中心市街地ゾーン	市街地居住ゾーン	森林環境保全ゾーン	鉄道・駅
地域生活サービスゾーン	特に良好な住宅地を形成するエリア	主要な河川	用途地域界
沿道環境保全ゾーン	田畑環境保全ゾーン	骨格となる道路網	
工業ゾーン	田舎集落整備ゾーン	都市計画公園	

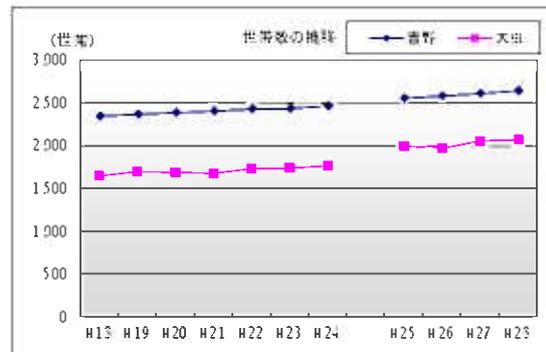
3. 吉野・大虫地域のまちづくりのベース

(1) 地域の概要

- ・本市の北部、鯖江市との境界に位置し、中心市街地に近接する地域です。
- ・地域の大半は田園集落と山林が占め、西部の鬼ヶ嶽等の處に連なる田園集落が地域の風景を形づくっています。
- ・用途地域に指定されている住宅地では土地地区画整理事業が行われていますが、一部ではまとまった農地も見られます。
- ・一方、幹線道路に近接する田園部では郊外型の宅地開発が進行しており、吉野地区、大虫地区のいずれも世帯数が増加する傾向にあります。
- ・南北方向の幹線道路である旧国道8号（都）鯖江武生縦貫線）の沿道では、自動車による利便性に対応した事業所や工場等が立地しています。
- ・平成 25 年には東西方向の幹線道路である（都）戸谷片屋線が全線開通されたほか、平成 27 年には丹南総合公園の里山エリアが完成し丹南総合公園全体が完成しています。
- ・吉野瀬川は、県河川整備計画において、放水路区間及び河溜川合流点までの河川改修事業が工事区間に位置付けられています。
- ・平成 22 年には福井鉄道福武線スポーツ公園駅が新設され、家久駅とともに通勤・通学等に利用されています。



吉野・大虫地域の人口の推移
(資料：住民基本台帳 各年4月現在)



吉野・大虫地域の世帯数の推移
(資料：住民基本台帳 各年4月現在)
注) H25までは日本人のみで、H26以降は外国人を含む

<参考> 地域自治振興計画におけるまちづくりのキャッチフレーズ (平成 28 年策定)

吉野地区	みんなで築こう、高めよう ふるさと吉野の地域自治
大虫地区	住みたくなる、人にやさしい“おおむし”

(2) 吉野・大虫地域におけるまちづくりのベース

- ・当地域は、一般市街地と田園森林地域によって構成され、旧国道8号以東に市街地居住ゾーン、工業ゾーン、沿道環境保全ゾーンを形成し、これより西側に田園環境保全ゾーン、田園集落整備ゾーン、森林環境保全ゾーンを形成します。

○沿道環境保全ゾーン

- ・旧国道8号（(都)鯖江武生縦貫線）の沿道においては、大規模集客施設をはじめ幹線としての機能を阻害するような施設の立地を極力抑制するとともに、花や樹木による潤いのある良好な沿道景観を形成します。

○市街地居住ゾーン

- ・住宅地としての土地利用形成を基本としつつ、住環境を阻害することのない商業サービスや事務所、工場等との共存を図ります。

（特に良好な住宅地を形成するエリア）

- ・「家久南部」や「武生市芝原」等、土地区画整理事業により良好な居住環境が形成されている場所においては、今後ともその環境を保全するとともに、地区計画や緑地協定等を活用しながら、さらに良好な環境の創出を図ります。

○工業ゾーン

- ・市街地における工業集積地及び田園地域の「大虫工業団地」では、今後とも工業地、工業団地としての環境を維持するとともに、敷地内の緑化や騒音・公害対策等により周辺環境への影響に配慮しながら、機能強化を図ります。

○田園環境保全ゾーン

- ・田園地域における宅地開発を極力抑制することを基本とし、農業経営の安定化・効率化等を図るとともに、良好な自然環境や田園風景を保全します。

○田園集落整備ゾーン

- ・小学校区を基本とする地域生活圏において、地域内居住者の生活を守り、地域の保全を図るため、日常的な生活サービス機能の維持を図ります。
- ・開発の適正な規制・誘導を図るとともに、里山に連なる集落や既存の住宅団地等の居住環境の保全、境内林や敷内内の樹木の保全に努め、緑豊かな田園や山並みの景観と調和する美しい集落環境の創出を図ります。

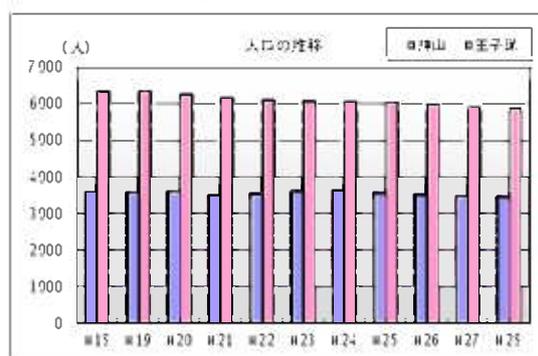
○森林環境保全ゾーン

- ・鬼ヶ嶽周辺等の良好な森林資源の保全、治山治水対策等の総合的な森林環境の整備を進めるとともに、火祭り等のイベントや自然体験型レクリエーション活動の場等として積極的に活用していきます。

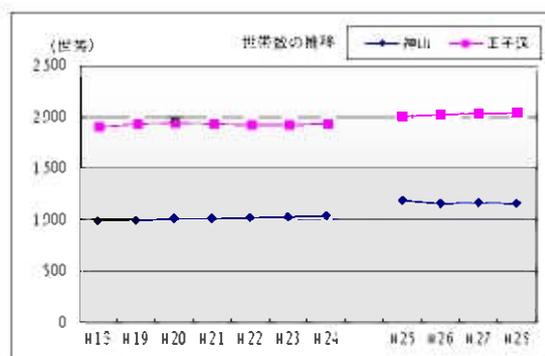
4. 神山・王子保地域のまちづくりのベース

(1) 地域の概要

- ・越前市の南部に位置し、田園集落と日野山やホノケ山等へと続く山並みが地域の原風景を構成しており、豊かな自然に恵まれた地域となっています。
- ・日野川沿いの一部の住宅地が用途地域に指定されているほか、田園部における上地区画整理事業や民間の宅地開発が進みましたが、近年の人口は緩やかに減少する傾向にあります。
- ・地域内には、幹線道路網を形成する国道8号や国道365号、丹南広域農道等が通るほか、JR北陸本線の王子保駅があり、中心市街地や南越前町方面へのアクセスルートとなっています。
- ・池の上工業団地や王子保工業団地が形成され、密着都市越前を支える基幹産業が立地しています。



神山・王子保地域の人口の推移
(資料：住民基本台帳 各年4.1現在)



神山・王子保地域の世帯数の推移
(資料：住民基本台帳 各年4.1現在)
注) H24までは日本人のみで、H25以降は外国人を含む。

<参考> 地域自治振興計画におけるまちづくりのキャッチフレーズ（平成28年策定）

神山地区	めざせ!! 神山らしく、魅力ある神の里山!!
王子保地区	花の咲くふれあいのまち王子保

(2) 神山地区・王子保地域におけるまちづくりのベース

- ・当地域は、主に田園森林地域によって構成され、森林環境保全ゾーンを骨格として、市街地居住ゾーン、工業ゾーン、田園環境保全ゾーン、田園集落整備ゾーンを形成します。

○市街地居住ゾーン

(特に良好な住宅地を形成するエリア)

- ・日野川沿いに良好な専用住宅地が形成されている富士見ヶ丘団地では、今後ともその良好な環境の保全を図ります。

○工業ゾーン

- ・基幹産業が集積する田園地域の池ノ上工業団地や王子保工業団地では、今後とも工業団地としての環境を維持するとともに、敷地内の緑化や騒音・公害対策等により周辺環境への影響に配慮しながら、機能強化を図ります。

○田園環境保全ゾーン

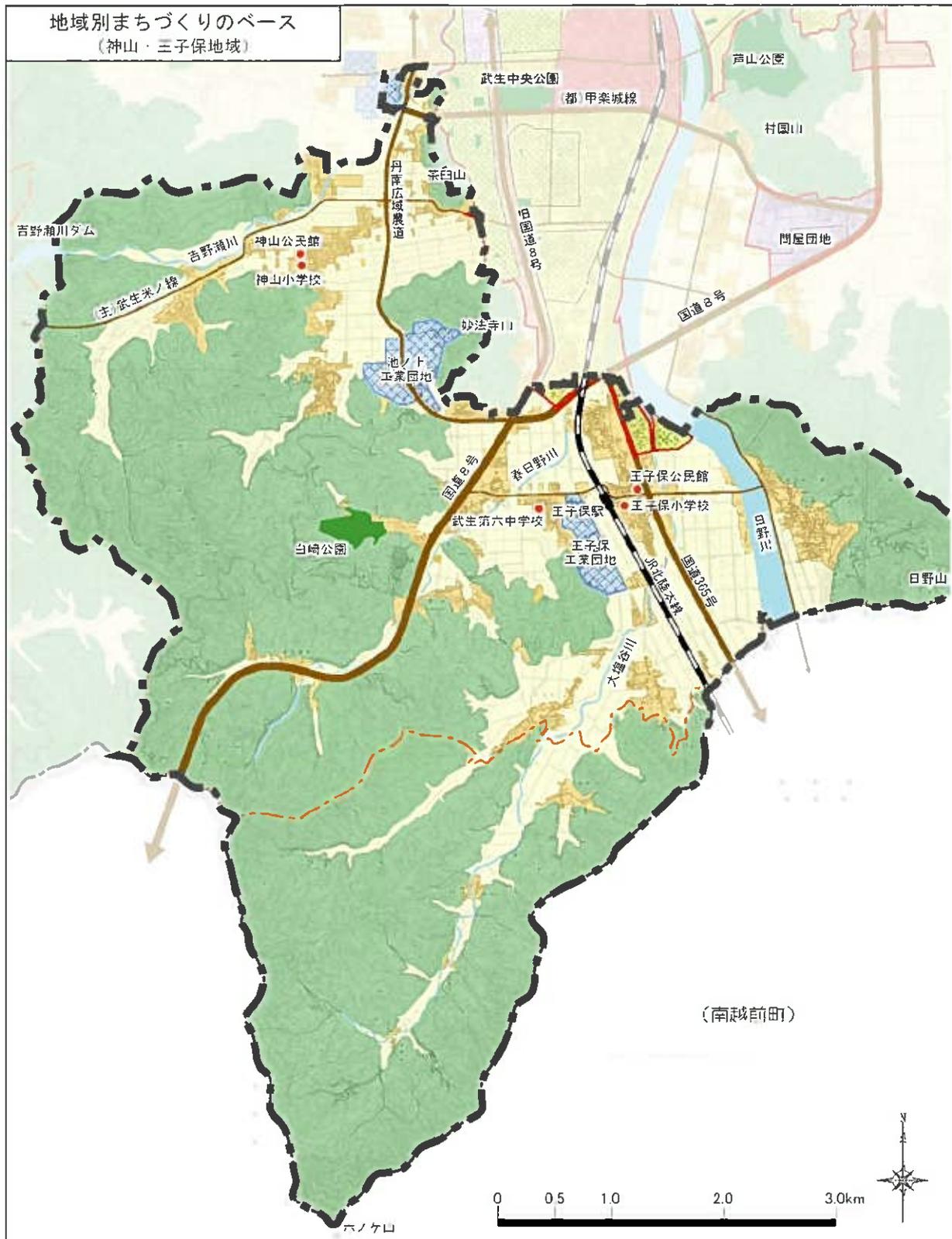
- ・田園地域における宅地開発を極力抑制することを基本とし、農業経営の安定化・効率化等を図るとともに、良好な自然環境や田園風景を保全します。

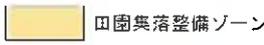
○田園集落整備ゾーン

- ・小学校区を基本とする地域生活圏において、地域内居住者の生活を守り、地域の保全を図るため、日常的な生活サービス機能の維持を図ります。
- ・開発の適正な規制・誘導を図るとともに、里山に連なる集落や既存の住宅団地等の居住環境の保全、境内林や屋敷内の樹木の保全に努め、緑豊かな田園や山並み、日野川の景観と調和する美しい集落環境の創出を図ります。

○森林環境保全ゾーン

- ・市街地に隣接する茶臼山や妙法寺山のほか、地域の大半を占める日野山やホノケ山等の森林資源の保全を図るとともに、治山治水対策等の総合的な森林環境の整備を進めます。

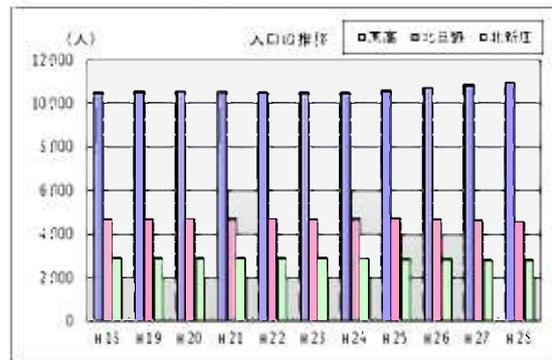


	市街地居住ゾーン		田園環境保全ゾーン		主要な河川		用途地域界
	特に良好な住宅地を形成するエリア		田園集落整備ゾーン		骨格道路網		都市計画区域界
	工業ゾーン		森林環境保全ゾーン		都市計画公園		鉄道・駅

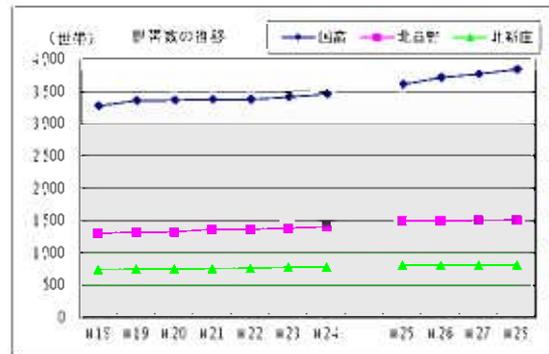
5. 国高・北日野・北新庄地域のまちづくりのベース

(1) 地域の概要

- ・越前市のほぼ中央、日野川の東部に位置する地域で、東部及び南部には田園地域が広がり、地域の原風景となっています。
- ・まちのシンボリックな縁となる村岡山を擁し、また、南部の日野山、北東部の三里山から続く山林、西部を流れる日野川等の自然が地域を取り囲んでいます。
- ・市街地や田園部において民間の宅地開発が進展しており、特に、国高地区において人口・世帯数とも増加傾向にあります。
- ・しかし、国高地区の市街地には、まちづくりの重要な資産である土地が一部の農地として残っています。
- ・中央には国道8号と北陸自動車道が縦貫するほか、(都)豊線や(都)宮谷庄田線等が東西を横断する等、自動車による移動性の高い地域であり、国道8号の沿道では店舗等の立地の進展が見られます。
- ・平成25年には東西方向の幹線軸である(都)戸谷片原線が全線開通しています。
- ・また、平成35年春には、北陸新幹線南越駅(仮称)の開業が予定されています。



国高・北日野・北新庄地域の人口の推移
(資料：住民基本台帳 各年4.1現在)



国高・北日野・北新庄地域の世帯数の推移
(資料：住民基本台帳 各年4.1現在)
注) H25までは日本人のみで、H26以降は外国人を含む

<参考> 地域自治振興計画におけるまちづくりのキャッチフレーズ (平成28年策定)

国高地区	みんなで作る笑顔いっぱい・元気いっぱい 夢あるまちを
北日野地区	豊かな自然とあふれる希望 未来にはばたく 故郷 きたひの
北新庄地区	これからもこの地区に住もう、 どうせ住むなら、豊かで楽しいこの地区がいい

(2) 国高・北日野・北新庄地域におけるまちづくりのベース

- ・当地域は、一般市街地と田園森林地域によって構成され、国道8号以西には地域生活サービスゾーン、沿道環境保全ゾーン、市街地居住ゾーン、工業ゾーン、流通・業務ゾーンを形成し、これより東では、新広域交流創出ゾーン、田園環境保全ゾーン、田園集落整備ゾーン、森林環境保全ゾーンを形成します。

○地域生活サービスゾーン

- ・(都)豊線の沿道に位置する横市地係周辺は、最寄り品や買回り品等の生活に必要なサービスを提供する場として、中心市街地との機能分担を図りながら、地域における生活利便性の向上を図ります。

○沿道環境保全ゾーン

- ・国道8号の沿道では、大規模集客施設をはじめ幹線としての機能を阻害するような施設の立地を極力抑制し、自動車の走行性を確保するとともに、それ以外の施設においては敷地の緑化を誘導しながら、潤いのある沿道環境を形成します。

○市街地居住ゾーン

- ・住宅地としての土地利用形成を基本としつつ、住環境を阻害することのない商業サービスや事務所、工場等との共存を図ります。
- ・小学区を基本とする地域生活圏において、地域内居住者の生活を守り、地域の保全を図るため、日常的な生活サービス機能の維持を図ります。
(特に良好な住宅地を形成するエリア)
- ・(都)戸谷片栗線の整備に伴い、今後住宅地としてのポテンシャルの高まりが予想される国高地区の市街地では、民間開発の適正な誘導を図りながら良好な住宅地の形成を図ります。

○工業ゾーン

- ・基幹産業が立地する市街地北部の工業地では、敷地内の緑化や騒音・公害対策等により周辺環境への影響に配慮しながら、今後とも工業地としての環境の維持を図ります。

○流通・業務ゾーン

- ・間鑿団地周辺やトラックターミナルでは、国道8号や北陸自動車道等の広域交通網に近接する利便性を活かし、自動車利用を前提とした広域物流・流通業務の拠点としての土地利用を形成します。

○新広域交流創出ゾーン

- ・平成 35 年春に開業予定の北陸新幹線南越駅(仮称)周辺は、北陸自動車道武生 I C や国道 8 号が近接する広域交通の結節点という地理的的特性を有しており、丹南地域における交通の拠点として、更に県域を越えた活発な交流の起点としての活用を図ります。
- ・1. 型のアクセス道路により囲まれるエリアは、丹南地域のみならず、県域を越える多様な利用者を対象とする広域交流及び連携拠点としてふさわしい広域高次都市機能の誘導を先行的に図ります。

○田園環境保全ゾーン

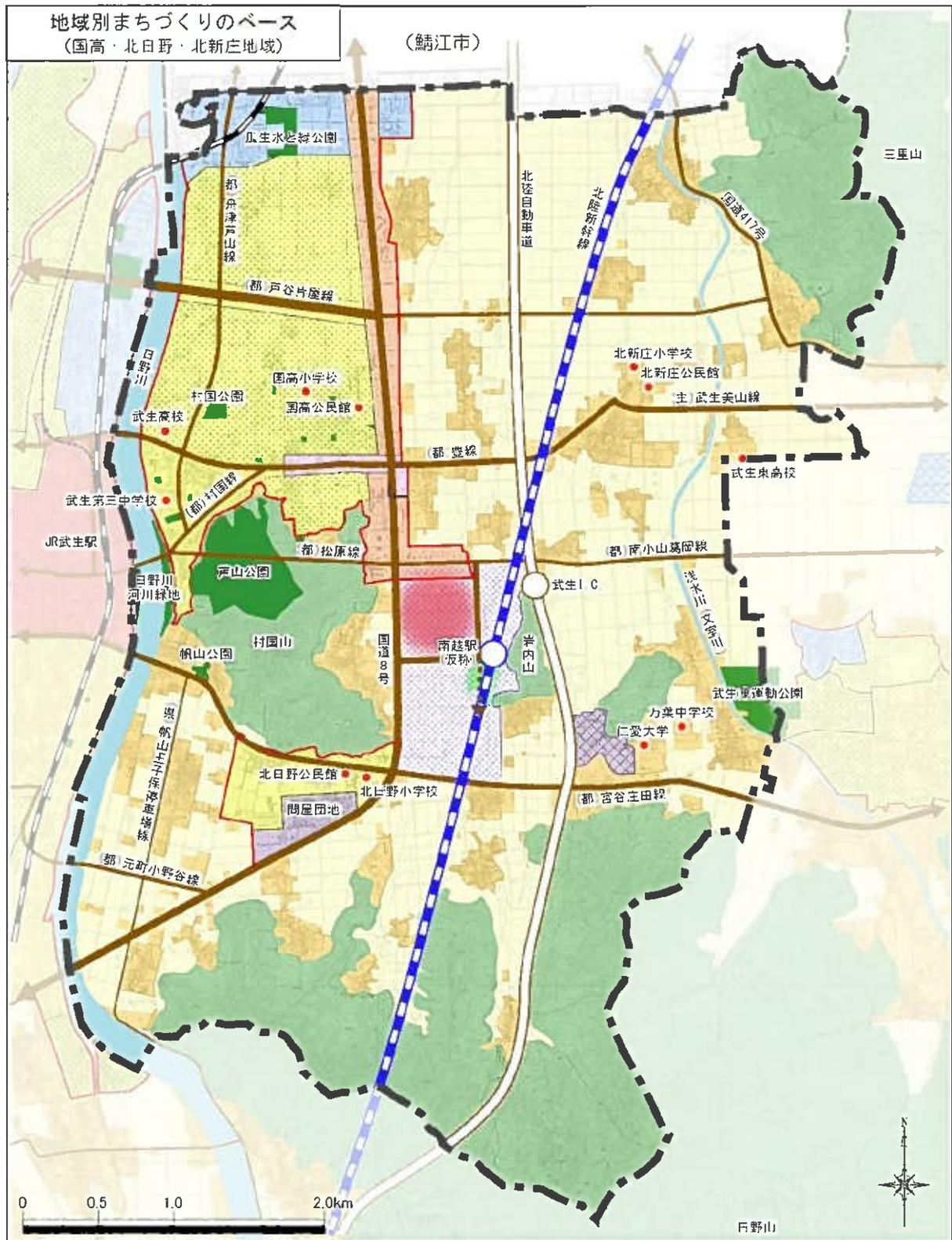
- ・田園地域における宅地開発を極力抑制することを基本とし、農業経営の安定化・効率化等を図るとともに、良好な自然環境や広大な田園風景を保全します。

○田園集落整備ゾーン

- ・小学区を基本とする地域生活圏において、地域内居住者の生活を守り、地域を保全を図るため、日常的な生活サービス機能の維持を図ります。
- ・開発の適正な規制・誘導を図るとともに、田園内に点在する集落や既存の住宅開発地等の居住環境の保全、境内林や屋敷内の樹木の保全に努め、広大な田園や村岡山・日野山等の山並みの風景と調和する美しい集落環境の創出を図ります。

○森林環境保全ゾーン

- ・市街地に隣接する村岡山、まちの骨格となる日野山や下里山等の良好な森林資源を保全し、治山治水対策等の総合的な森林環境の整備を進めるとともに、身近な休養の場やビューポイント、自然体験型レクリエーション活動の場等として積極的に活用していきます。

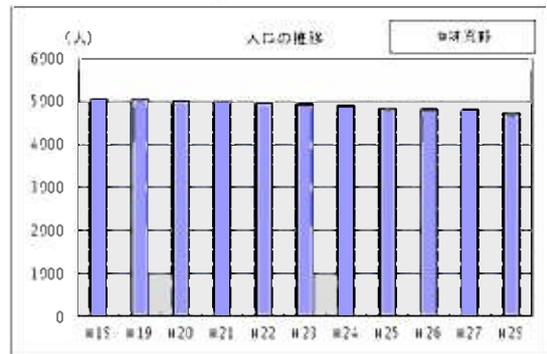


地域生活サービスゾーン	工業ゾーン	田園環境保全ゾーン	鉄道・駅
沿道環境保全ゾーン	流通・業務ゾーン	田園集落整備ゾーン	都市計画公園
市街地居住ゾーン	新広域交流創出ゾーン	森林環境保全ゾーン	骨格道路網
特に良好な住宅地を形成するエリア	駅前広場、P&R駐車場、道の駅	主要な河川	用途地域界
広域高次都市機能誘導地区			

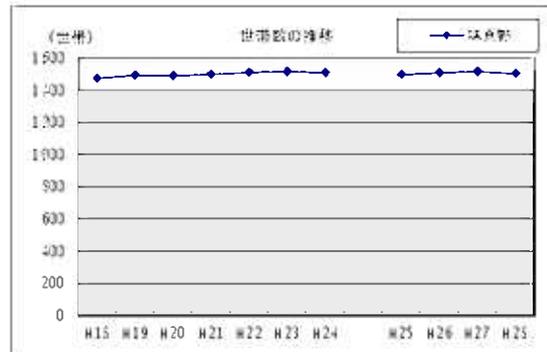
6. 味真野地域のまちづくりのベース

(1) 地域の概要

- ・越前市の東部に位置し、口野山や武衛山、唐木岳等から続く山林が広がり、山あいを流れる鞍谷川や浅水川（文楽川）沿いに里山集落が連なっていて、自然豊かな地域の原風景を形成しています。
- ・北西部には、住宅地を中心とした市街地が形成され、扇状地特有の風景である茶畑や桐畑、竹林等の緑に恵まれており、特徴的な景観となっています。
- ・人口は緩やかな減少傾向にあります。世帯数はほぼ横ばいとなっています。
- ・万葉の時代からの歴史を偲ばせる地域であり、遠摂寺や小丸城跡等に代表される歴史・文化資源が数多く見られます。



味真野地域の人口の推移
(資料：住民基本台帳 各年4.1現在)



味真野地域の世帯数の推移
(資料：住民基本台帳 各年4.1現在)
(注) H15までは日本人のみ、H16以降は外国人を含む

<参考> 地域自治振興計画におけるまちづくりのキャッチフレーズ（平成28年策定）

味真野地区 豊かな自然と歴史・文化たどよう 誇りと愛着がもてる味真野

(2) 味真野地域におけるまちづくりのベース

- ・当地域は、一般市街地と田園森林地域によって構成され、北西部に市街地居住ゾーン、工業ゾーンを形成し、これを取り囲むように田園環境保全ゾーン、田園集落整備ゾーン、森林環境保全ゾーンを形成します。

○市街地居住ゾーン

- ・住宅地としての土地利用形成を基本としつつ、住環境を阻害することのない商業サービスや事務所、工場等との共存を図ります。
- ・小学校区を基本とする地域生活圏において、地域内居住者の生活を守り、地域の保全を図るため、日常的な生活サービス機能の維持を図ります。
(特に良好な住宅地を形成するエリア)
- ・地域林や境内林等の樹木と一体となって、緑豊かで低層低密度の専用住宅地が形成されている場所では、今後ともその良好な環境の保全を図ります。
(地域固有の歴史・文化と共生するエリア)
- ・数多くの神社・寺院の境内林、竹林等が一体となり、万葉の里としての歴史的な秀麗気を感じられる場所では、これらと調和する街並みの整備・誘導を図り、居住環境と歴史・伝統文化が共生する土地利用を形成します。

○工業ゾーン

- ・市街地内の既存工業地では、敷地内の緑化や騒音・公害対策等により周辺環境への影響に配慮しながら、今後とも工業地としての環境の維持を図ります。

○田園環境保全ゾーン

- ・まちの背景となる日野山への良好な眺望の保全、万葉の里としての熱のある景観を演出するため、田園地域における宅地開発を極力抑制します。

○田園集落整備ゾーン

- ・開発の適正な規制・誘導を図るとともに、既存集落等の居住環境を保全し、緑豊かな田園や日野山等の山並みの景観と調和する美しい集落環境の創出を図ります。

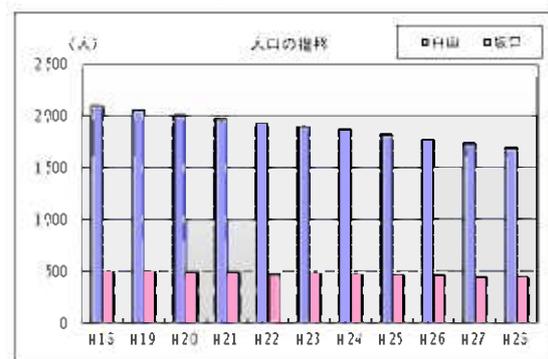
○森林環境保全ゾーン

- ・まちの骨格を形成する日野山や唐木岳等の良好な森林資源を保全し、治山治水対策等の総合的な森林環境の整備を進めるとともに、登山道等の自然体験型レクリエーション活動の場として活用していきます。

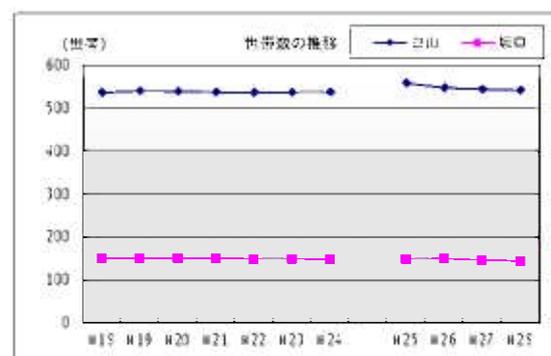
7. 白山・坂口地域のまちづくりのベース

(1) 地域の概要

- ・越前市の西部に位置し、鬼ヶ嶽や金華山、矢良巢岳、若須岳等の山々に囲まれる地域です。
- ・これらの自然環境を活かして、「みどりと自然の村」や「金華山グリーンランド」等といった自然体験型のレクリエーション拠点が整備されています。
- ・山あいに里山集落が広く分布していますが、人口は減少傾向にあり、特に坂口地区では過疎化の進展が深刻な状況となっています。世帯数は、白山地区、坂口地区ともほぼ横ばいとなっています。
- ・現在、吉野瀬川ダム建設及びこれらに作る（主）武生米ノ線等の付け替え道路整備が進められています。
- ・豊かな自然環境に恵まれており、平成22年度から毎年コウノトリが飛来しています。周辺の水田では、コウノトリ等の生きものに優しい環境調和型農業の取組みが行われ、ブランド米の生産が行われています。
- ・また、グリーンツーリズムや「コウノトリが舞う里づくり戦略」に基づいて、市と地域住民の協働によるビオトープの整備やモデル水田魚道の設置等が進められています。



白山・坂口地域の人口の推移
 (資料：住民基本台帳 各年4月現在)



白山・坂口地域の世帯数の推移
 (資料：住民基本台帳 各年4月現在)
 (注) H24までは日本人のみで、H25以降は外国人を含む

<参考> 地域自治振興計画におけるまちづくりのキャッチフレーズ (平成28年策定)

白山地区	水と緑に恵まれ、自然豊かな里地、里山に囲まれた いきいきしらやま
坂口地区	里山の自然と歴史に育まれたエコミュージアム・さかのくち

(2) 白山・坂口地域におけるまちづくりのベース

- ・当地域は、田園森林地域によって構成され、地域を取り囲む森林環境保全ゾーンの山あい
に、田園環境保全ゾーン、田園集落整備ゾーンを形成します。

○田園環境保全ゾーン

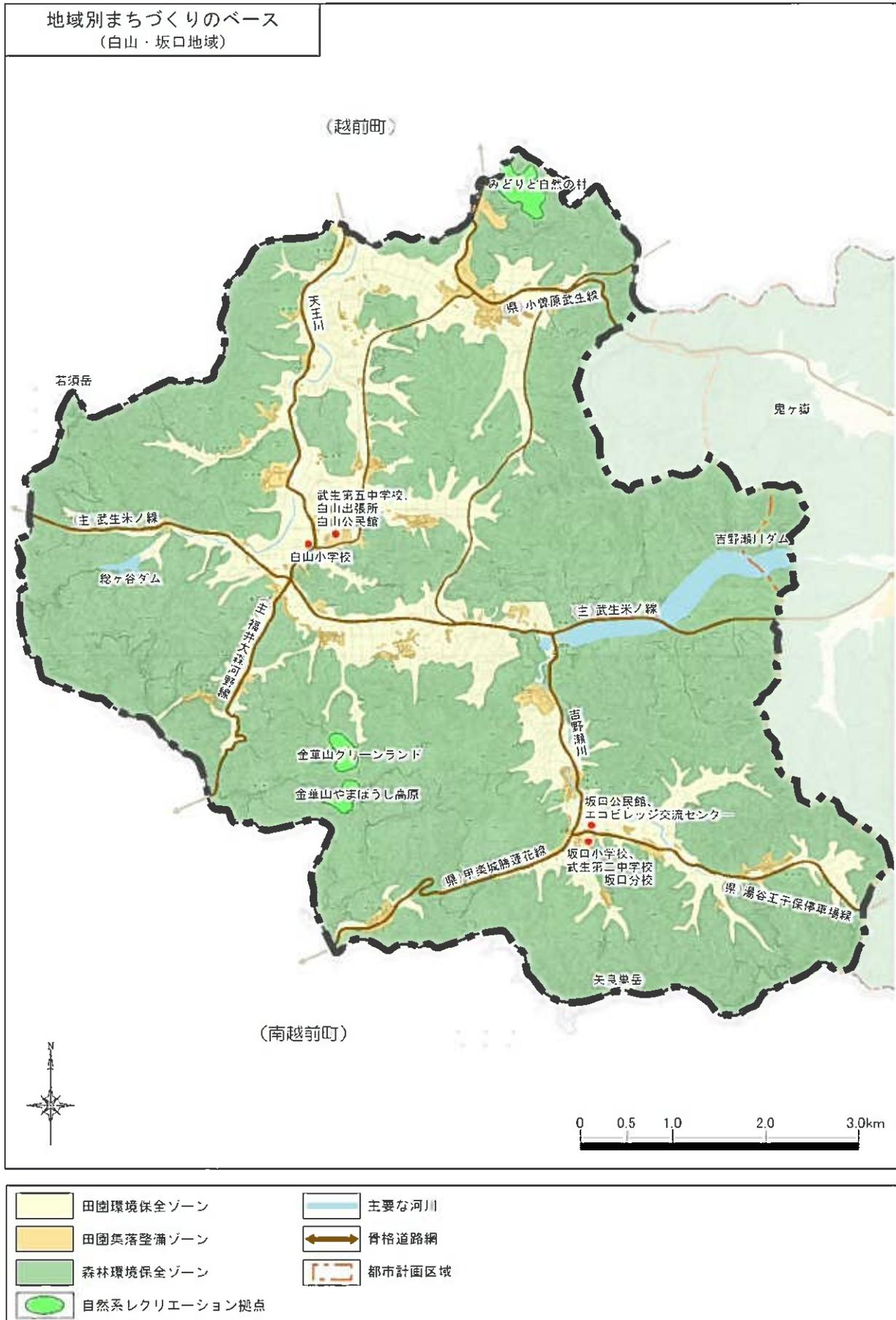
- ・アベサンショウウオ等の貴重な生物の生息域でもある田園（里地）の良好な環境を
保全することを基本とします。
- ・併せて、休耕田を利用したビオトープづくりや、エコビレッジ交流センターを核と
したグリーンツーリズム等、農業をテーマとしたまちづくりとの連携を推進しま
す。

○田園集落整備ゾーン

- ・小学校区を基本とする地域生活圏において、地域内居住者の生活を守り、地域の保
全を図るため、日常的な生活サービス機能の維持を図ります。
- ・既存の集落環境の改善に努め、緑豊かな里地里山の景観と調和する美しい集落環境
の創出を図るとともに、良好な自然環境を活かした地域間交流等を推進しながら、
地域コミュニティや活力の維持を図ります。

○森林環境保全ゾーン

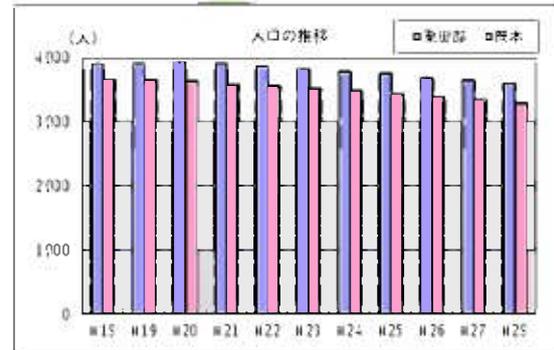
- ・鬼ヶ嶽や矢良集落、若須所等の良好な森林資源を保全し、総合的な治山治水対策を
推進します。
- ・みどりと自然の村や命華山グリーンランド等を拠点として、自然体験型レクリエー
ション活動の場として積極的に活用していきます。



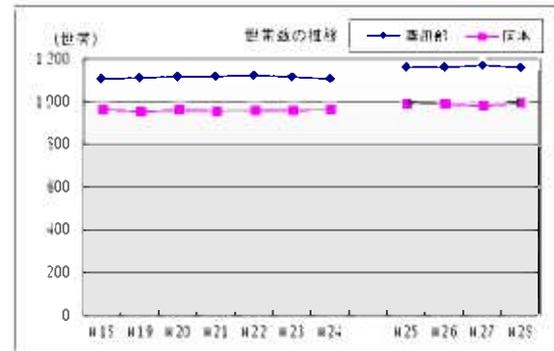
8. 粟田部・岡本地域のまちづくりのベース

(1) 地域の概要

- ・越前市の東部に位置し、北西部は三里山、東部は大谷山から続く山林に囲まれています。また、花籠公園や和紙の里公園等、山並みと一体となった公園が整備されており、緑豊かな地域を形成しています。
- ・粟田部地区は旧今立町の中心地として発展してきました。岡太神社周辺には歴史が感じられる街並みが残るとともに、参道では石畳舗装の整備が行われ、歴史的な雰囲気演出しています。
- ・1500年前から越前和紙の里として発展した五箇周辺は、今も手すき和紙を生業とする家並みが連なり、日本一の手すき和紙の産地となっています。
- ・今立市街地の大部分を占める地域で、粟田部地区、岡本地区とも人口は減少傾向にあり、世帯数はほぼ横ばいとなっています。
- ・南西部の今立工業団地では、隣接する既存の工業地と併せて、産業都市越前を支える拠点の一つとして期待されています。
- ・交通網では、(都)武生野岡線が武生市街地方面及び鯖江市方面、国道417号が池田町方面へのアクセスルートとなっています。



粟田部・岡本地域の人口の推移
(資料：住民基本台帳 各年4.1現在)



粟田部・岡本地域の世帯数の推移
(資料：住民基本台帳 各年4.1現在)
(注)：(H24までは日本人のみ、(H25以降は外国人を含む)

<参考> 地域自治振興計画におけるまちづくりのキャッチフレーズ (平成 28 年策定)

粟田部地区	花と緑と歴史の街 花籠
岡本地区	みんなの知恵と力で伝えよう!! ～豊かな自然と伝統～

(2) 粟田部・岡本地域におけるまちづくりのベース

- ・当地域は、複合施設周辺、一般市街地、田園森林地域によって構成され、西部に複合施設周辺ゾーン、地域生活サービスゾーン、市街地居住ゾーン、工業ゾーンを形成し、これを取り囲むように森林環境保全ゾーンを形成し、その谷あいには田園環境保全ゾーン、田園集落整備ゾーンを形成します。

○複合施設周辺ゾーン

- ・複合施設周辺は、市東部地域を対象とする行政サービス、医療・福祉・商業等に関するサービスを提供するとともに、地域固有の歴史・文化を活かしたまちづくりを推進します。

○地域生活サービスゾーン

- ・歩いて暮らせるコンパクトなまちを形成するため、(部)武生野岡線沿道では、最寄り品や買回り品等の生活に必要なサービスを提供する場として、今立地域における生活利便性の向上を図ります。

○市街地居住ゾーン

- ・住宅地としての土地利用形成を基本としつつ、住環境を損ねることのない商業サービスや事務所、工場等との共存を図ります。
- ・小学校区を基本とする地域生活圏において、地域内居住者の生活を守り、地域の保全を図るため、日常的な生活サービス機能の維持を図ります。

(特に良好な住宅地を形成するエリア)

- ・「粟田部東部」や「今立南部」等、土地区画整理事業により良好な居住環境が形成されている場所においては、今後ともその環境を保全するとともに、地区計画や緑地協定等を活用しながら、さらに良好な環境の創出に努めます。

(地域固有の歴史・文化と共生するエリア)

- ・岡太神社周辺や、和紙の里周辺に残る社寺や史跡、伝統産業や歴史的家並み等の環境を保全するとともに、これらと調和する街並みの整備・誘導を図り、居住環境と歴史・伝統文化が共生した土地利用を形成します。

○工業ゾーン

- ・産業都市越前を支える産業拠点の一つである今立工業団地及び隣接する既存工業地では、敷地内の緑化や騒音・公害対策等により周辺環境への影響に配慮しながら、今後とも工業団地としての環境を維持し、積極的な企業誘致を図ります。

○田園環境保全ゾーン

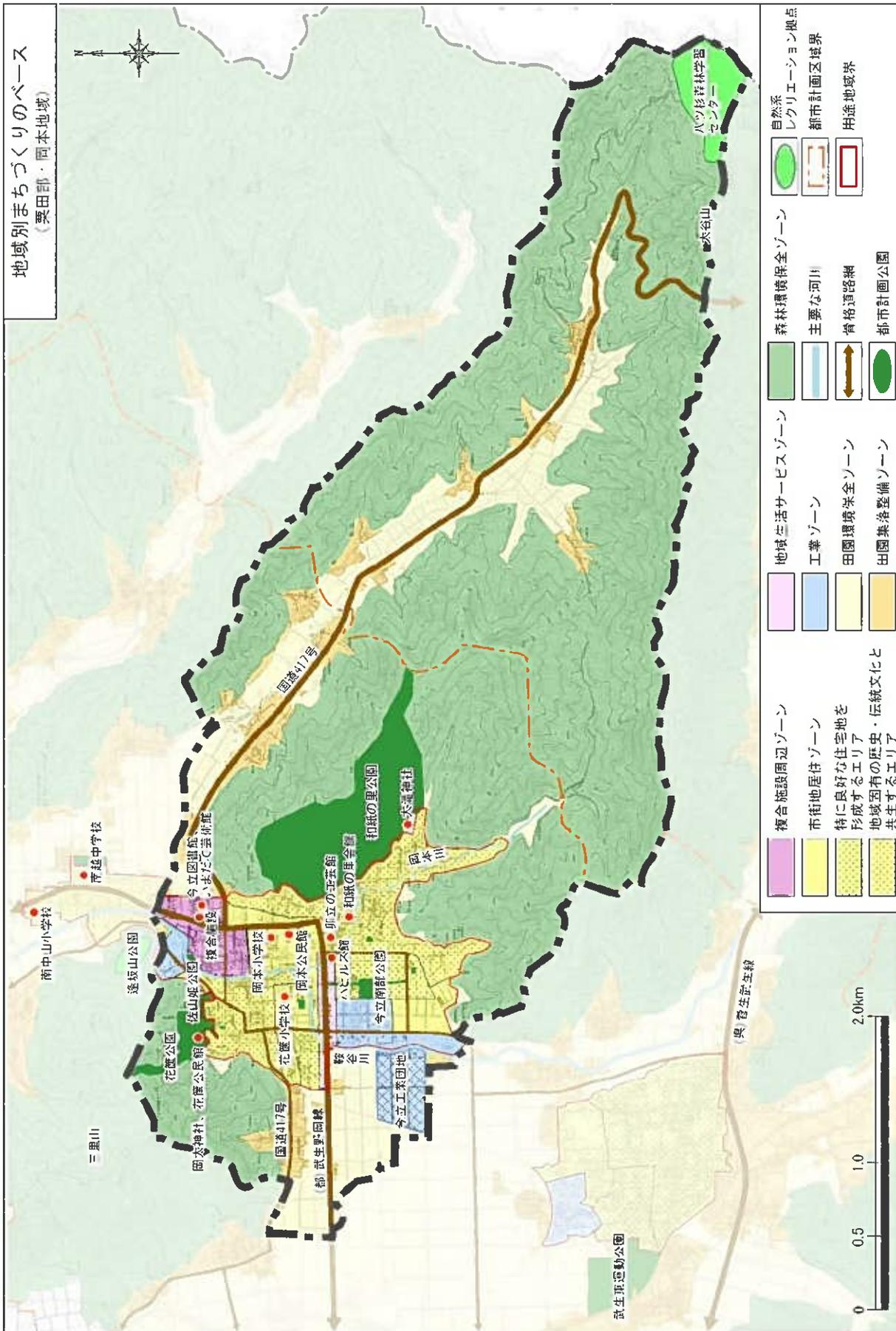
- ・田園地域における宅地開発を極力抑制することを基本とし、農業経営の安定化・効率化を図るとともに、良好な自然環境や田園風景を保全します。

○田園集落整備ゾーン

- ・開発の適正な規制・誘導を図るとともに、谷あいにつながる集落景観の保全に努め、緑豊かな田園や山並みの景観と調和する美しい集落環境の創出を図ります。
- ・農家長宿を活用しながら、農林業体験と伝統産業体験を通じて田舎暮らしを体験できるエコ・グリーンツーリズムを推進します。

○森林環境保全ゾーン

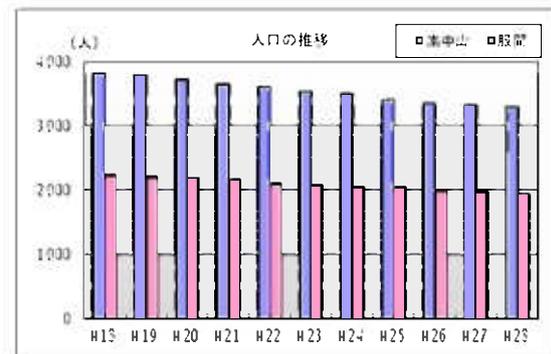
- ・三里山や大谷山等の良好な森林資源を保全し、治山治水対策等の総合的な森林環境の整備を進めるとともに、環境学習や自然体験活動の拠点として、八ツ杉森林学習センターの積極的な活用を図ります。



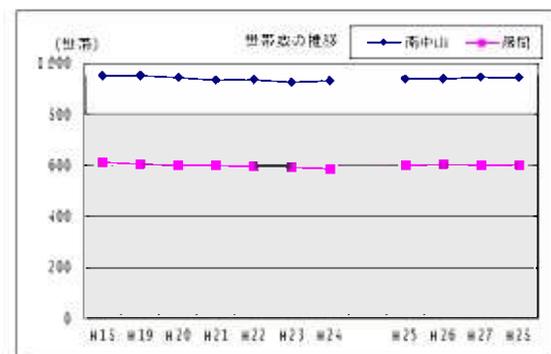
9. 南中山・服間地域のまちづくりのベース

(1) 地域の概要

- ・越前市の北東部に位置し、三里山や権現山、高離山から続く森林に囲まれた緑豊かな地域です。
- ・これらの谷あいを経谷川、水間川、服部川が流れ、市街地や集落はこの谷筋に沿って形成されています。
- ・南中山地区・服間地区とも人口は減少傾向にあり、世帯数はほぼ横ばいとなっています。
- ・交通網では、(主)福井今立線と(県)鯖江今立線が鯖江市方面、(主)武生美山線と(県)今立池田線が池田町方面へのアクセスルートとなっています。
- ・剣菱佐々木小次郎が生まれ育った地と伝えられる北坂下地係には小次郎公園が整備されており、地域住民の憩いの場とともに観光スポットにもなっています。



南中山・服間地域の人口の推移
(資料：住民基本台帳 各年4.1現在)



南中山・服間地域の世帯数の推移
(資料：住民基本台帳 各年4.1現在)
注) H24までは日本人のみで、H25以降は外国人を含む

<参考> 地域自治振興計画におけるまちづくりのキャッチフレーズ (平成 28 年策定)

南中山地区	笑顔でつながる 南中山
服間地区	みんなでききえ合う いきいき服間の里づくり

(2) 南中山・服間地域におけるまちづくりのベース

- ・当地域は、主に田園森林地域によって構成され、地域を取り囲む森林環境保全ゾーンの谷あいに、市街地居住ゾーン、田園環境保全ゾーン、田園集落整備ゾーンを形成します。

○市街地居住ゾーン

- ・住宅地としての土地利用形成を基本としつつ、住環境を阻害することのない商業サービスや事務所、工場等との共存を図ります。
- ・小学校区を基本とする地域生活圏において、地域内居住者の生活を守り、地域の保全を図るため、日常的な生活サービス機能の維持を図ります。

○田園環境保全ゾーン

- ・田園地域における宅地開発を極力抑制することを基本とし、農業経営の安定化・効率化を図るとともに、良好な自然環境や田園風景を保全します。

○田園集落整備ゾーン

- ・小学校区を基本とする地域生活圏において、地域内居住者の生活を守り、地域の保全を図るため、日常的な生活サービス機能の維持を図ります。
- ・開発の適正な規制・誘導を図るとともに、谷あいに連なる集落景観の保全に努めます。
- ・国中周辺に残る繊維産業の特徴的な家並みの活用を検討しながら、緑豊かな田園や三里山等の山並みの景観と調和する美しい集落環境の創出を図ります。
- ・農家民宿を活用しながら、農林業体験と伝統産業体験を通じて田舎暮らしを体験できるエコ・グリーンツーリズムを推進します。

○森林環境保全ゾーン

- ・三里山や権現山等の良好な森林資源を保全し、治山治水対策等の総合的な森林環境の整備を進めます。
- ・特に、権現山周辺では、水源の森としての天然の水源涵養林づくりを進めるとともに、自然体験型レクリエーションの場としての活用にも努めます。

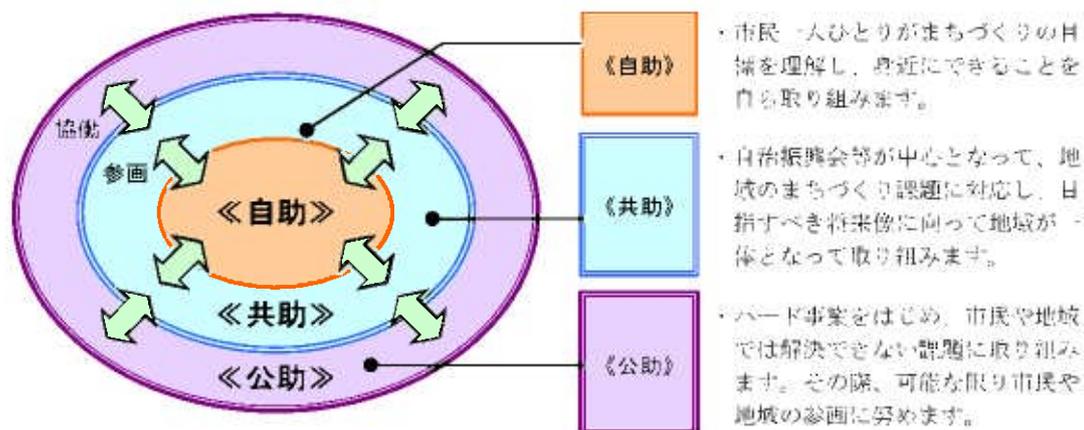
第6章 実現に向けて

1. 市民が主体となったまちづくりの推進

(1) 市民自治における市民参画まちづくりの考え方

①自助・共助・公助の考えに基づく市民主体のまちづくり

- ・市民自治の原点は、まず、個人や家族等の力でできることは各々が行い（自助）、できないことを地域の協力で行う（共助）、それでもできないことを行政が、あるいは地域と行政が協働で行う（公助）という補完性の原則にあります。
- ・すなわち、市民一人ひとりが本市及び本計画が目指すまちづくりの方向性をしっかりと理解し、身近にできることに積極的に取り組むとともに、地域が取り組むまちづくり事業に対して、責任をもって参画することが重要です。
- ・本市では、地域の創意工夫を褒らし、地域の個性を活かした魅力ある地域づくりを進めるための制度や事業が設けられており、今後この制度を中心として、市民や地域が主体となったまちづくりを推進します。



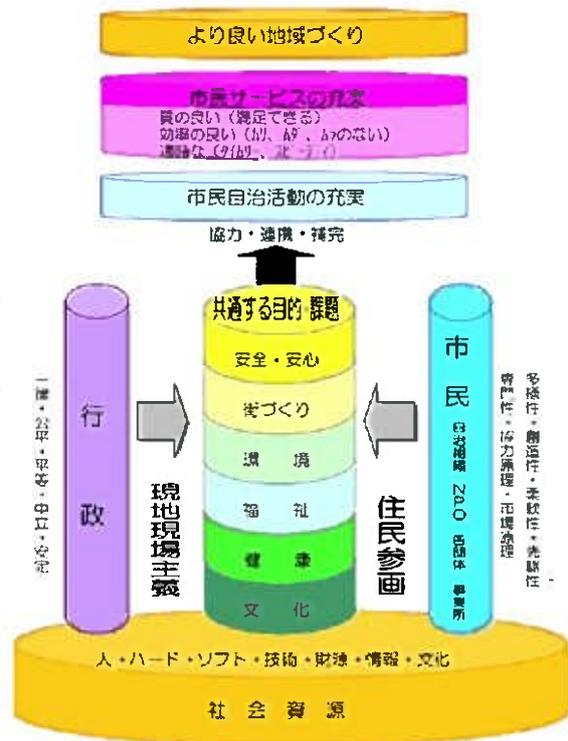
《越前市自治基本条例》

- ・「市民の自覚に基づく参画と協働による自治」の推進を目的として制定されました。
- ・市民がまちづくりに関する情報を共有して、市政に積極的に参画し、また、市と協働し、自らの判断と責任のもとにその知恵と力を活かしたまちづくりを行う等、市民主体の市政を推進し、真の市民自治を確立することを目指しています。

《越前市協働ガイドライン》

- ・協働とは誰が何をどのように行うのかを実践的に解説したものであり、市民と行政の協働に対する共通理解を深め、協働の意識を広め、協働を具体的に進めるために作成されました。

※協働とは、「市民と行政が対等な立場で、共通する課題の解決のために、それぞれの持つ資源を持ち寄り、協力、連携、補充しあって活動し、その結果、市民自治活動が充実し、満足度の高い市民サービスを生み出し、より良い地域づくりがなされること」と定義されています。



協働の目指すもの
(出典：越前市協働ガイドライン)

《地域自治振興事業》

- ・越前市自治基本条例に基づき、市民自らが行う公益的な活動（市民自治活動）を推進するために設けられた事業で、全市的に展開されています。
- ・市内 17 の地区ごとに組織された自治振興会は、地区住民が自ら地区の将来像を考え、それを実現するための取り組み方策等を地域自治振興計画として定めるとともに、地域自治振興計画に基づいて事業を実施する主体的な役割を担っています。
- ・地域自治振興事業の推進にあたっては、地域自治振興計画に基づいて交付金を交付し、活動を支援しています。

《市民協働推進事業》

- ・越前市自治基本条例に基づき、市民自治推進委員会を設置し、協働や参画のあり方について検討を進め、市民自治活動の円滑な推進を図るとともに、公平性・公益性の高い協働事業に対し補助金を交付し、市民活動の支援や団体の育成を推進しています。

《越前市自治連合会》

- ・越前市区長会連合会と越前市自治振興会連合会の統合により設立された組織であり、各地区自治振興会相互の連絡・調整及び協議等を行っています。

(2) 越前市住みよい街づくり推進条例等に基づく市民参画

①越前市住みよい街づくり推進条例に基づく制度の活用

- ・市と市民との協働によるまちづくりを、適正な制限のもとで総合的かつ計画的に推進し、快適で誇りのもてる住みよい越前市を実現するために、まちづくりに関する施策の基本となる事項を定めたものです。
- ・市民の主体的なまちづくりを推進するための独自制度として、次のような仕組みが整備されており、市民に対する意識啓発を図りながら、積極的に活用します。

《地域街づくり推進団体》

[推進団体の認定]

- ・地域の個性を活かしたまちづくりを推進することを目的として、市民や法人、団体、土地所有者等により組織することができ、市が認定します。

[地域街づくり計画の策定]

- ・地域における問題や課題、まちづくりの目標やその実現に向けた方策等を検討し、「地域街づくり計画」を策定します。
- ・この計画に配慮したまちづくり政策を進めるよう、計画を市に提案することができます。

[地域街づくり活動の実践]

- ・市民のみなさんは「地域街づくり計画」に基づき、主体的にまちづくりに取り組みます。



地域街づくり計画策定のイメージ

《地域街づくり協定》

- ・地域まちづくりを推進するために、土地所有者等が地域まちづくりに関して定めた協定で、市長の承認を受けます。
- ・地域街づくり協定の内容は、以下の条件に合致しなければなりません。

- ①協定に係る土地の区域内の土地所有者等の2/3以上の合意が得られたもの
- ②街の設計図に適合したもの

- ・「建築協定」と内容は似ていますが、区域内の全員の同意のもとで締結される「建築協定」に比べ、より紳士協定的な制度と言えます。



まちづくり協定の活用例
(京町：街並み環境整備事業と併せて活用)

②その他の主な制度の活用

《地区計画》

- ・地区計画とは、都市計画法に定められた都市計画の種類の一つで、住民の生活に身近な「地区」を単位として、道路・公園等の都市施設の配置や建築物の建て方等についてきめ細かなルールを定める等、地区の特性に応じた街づくりを進めるための手法です。
- ・建てられる建築物の用途、建築物の形態等を細かく規定・制限するものであるため、地区住民の理解を得るために、案作成の手続き方法や案に対する意見の提出方法等を定めています。
- ・平成27年度末現在、蓬莱地区、国高南部地区、瓜生東部・高木地区、家久96字等地区地区の4地区で地区計画が決定されており、今後、面的な基盤整備や再整備等と併せて、積極的な活用を図ります。



地区計画を指定している蓬莱地区
(用途法関連施設の規制、建築物意匠の制限)

《建築協定》

- ・住宅地としての環境や商店街としての利便性等を高めるために、建築物の利用を促進するとともに、土地の環境を改善することを目的としています。
- ・一定の区域を定め、その区域内における建築物について、敷地、位置、用途、形態、意匠等の基準を設けて、協定として締結します。
- ・平成27年度末現在、武生間屋河地、日野見台自治会の2地区で建築協定が締結されており、今後、民間を含めた新たな宅地開発に併せて活用を図ります。

《緑地協定》

- ・緑地協定は、市街地の良好な環境を確保するために、一団の土地の所有者等の全員の合意により、その区域における樹木等の種類、垣又は柵の構造等の緑化に関する事項について締結した協定で、市長の許可を受けたものをいいます。
- ・平成27年度末現在、八幡地区、北府地区の2地区で緑地協定が締結されており、今後、民間を含めた新たな宅地開発に併せて活用を図ります。

《市民提案制度》

- ・地域の特性や課題、そこに根付いている昔ながらの生活・文化等、地域の個性を最もよく知っているのは、実際に地域に住んでいる市民です。
- ・都市計画法や景観法では、地域のまちづくりや良好な景観の形成に関して、市民（団体）が市に対して提案することができる「提案制度」が設けられています。
- ・提案制度を活用し、市民が地域に誇りを持ち、楽しみながら継続的に地域まちづくりに取り組んでいけるよう、意識啓発や支援に取り組んでいきます。

(3) 市民主体のまちづくりを推進するための支援

- ・本市においては、地域自治振興事業を核として、市民が主体的に地域のまちづくりについて考え、自ら実践する体制が整備されており、成果も数多く見られます。
- ・今後、まちづくりに対する全市的な市民意識のレベルアップを図り、市民が主体となったまちづくり活動をさらに推進するため、まちづくりに関する情報や技術をきめ細かく提供していきます。

①越前市住みよい街づくり推進条例等に基づく支援制度の活用

《情報提供・技術的支援》

- ・地域街づくり推進団体をはじめ、地域のまちづくりに関して自主的な活動を行うものに対して、まちづくりに関する情報の提供や技術的支援等を行う制度を設けており、地域や団体等からの要望に応じて、適切に支援を行っています。
- ・また、地域街づくり推進団体が行う地域まちづくり計画の策定に対して支援していきます。



市民主体のまちづくり活動への支援例
(五箇地区まちづくり懇談会の様子)

《表彰制度》

- ・地域まちづくりの推進に著しい貢献があったものを表彰する制度を設けています。
- ・表彰は、地域のまちづくり活動に取り組む市民の励みとなるものであり、また、まちづくりに対する市民意識の高揚を図る上でも大きな契機となるものであり、積極的にPRしながら活用していきます。

②その他の支援制度

《市民協働推進事業による助成制度》

- ・市と協働で継続的に取り組む、公益的な社会貢献活動等を行う市民活動団体に対し、「協働たねまる活動補助金」を交付し、団体活動の自立及び活性化、市民活動の拡充、市民活動に対する市民理解の増進を図っています。

《市政出前講座》

- ・市民からの希望に応じて、市職員が出向いて、市の施策や制度等を説明するものであり、市政に関する理解と関心を深めるとともに、まちづくりに関する市民の学習機会の場としての活用を図っています。

《街並み景観整備助成事業》

- ・景観形成地区に指定された区域を対象として、街並み景観まちづくりを推進するため、市の先導的模範となる施設整備を行う人を対象に、整備費用の一部を補助しています。

《都市公園等利用促進イベント支援補助金》

- ・都市公園や広場等の利用促進と愛着心の向上および地域の発展につながるイベントに対して補助金を交付しています。

(4) まちに誇りをもった市民の育成

①積極的なPR・啓発活動の推進

- ・本市におけるまちづくりの基本は、「市民と行政の協働」、「市民主体」ですが、越前市全体として調和のとれたまちづくりを推進していくためには、市民と行政がまちづくりの目標や意識を共有することが重要です。
- ・このため、本計画が目指すまちづくりの基本理念やテーマを市民に対して分かりやすく示すとともに、パンフレットや広報、ホームページ等の様々な手段を用いて広くPRしていきます。
- ・また、セミナー等を通じて、まちづくりに関する様々な情報や取り組み例等を提供するとともに、まち歩き等のイベント開催を検討しながら、まちづくりに関する市民意識の高揚を図ります。
- ・具体的な協働事業化に向けては、提案した市民と行政が同じテーブルにつき、対等な立場で意見を交換する場（＝パートナーテーブル）を設け、信頼関係を構築しながら検討を進めます。

②まちづくりを担う人づくり

- ・学校教育の場において、本計画を含め、まちづくりに関するパンフレット等を教材として用いるとともに、地域の宝探しや資源マップの作成等に子どもたちが参加してもらう等、次代のまちづくりを担う子どもたちの育成を図ります。
- ・生涯学習の場において、地域固有の自然や歴史・文化等を学ぶ講座を開催する等、子どもから大人・高齢に至るまで生涯を通じてまちづくりについて学び、知識を高める場や機会を設けます。
- ・また、地域固有の歴史や文化、伝統、技等を次代に伝えるとともに、多様な世代がふれあうことができるコミュニティの維持・再生を図るためにも、多世代が交流できる場や機会の創出に努めます。
- ・さらに、姉妹都市交流等を通じて視察や人材交流、情報交換を行う等、他の都市におけるまちづくりの取り組みについて学び、興味を高める機会の創出に努めます。

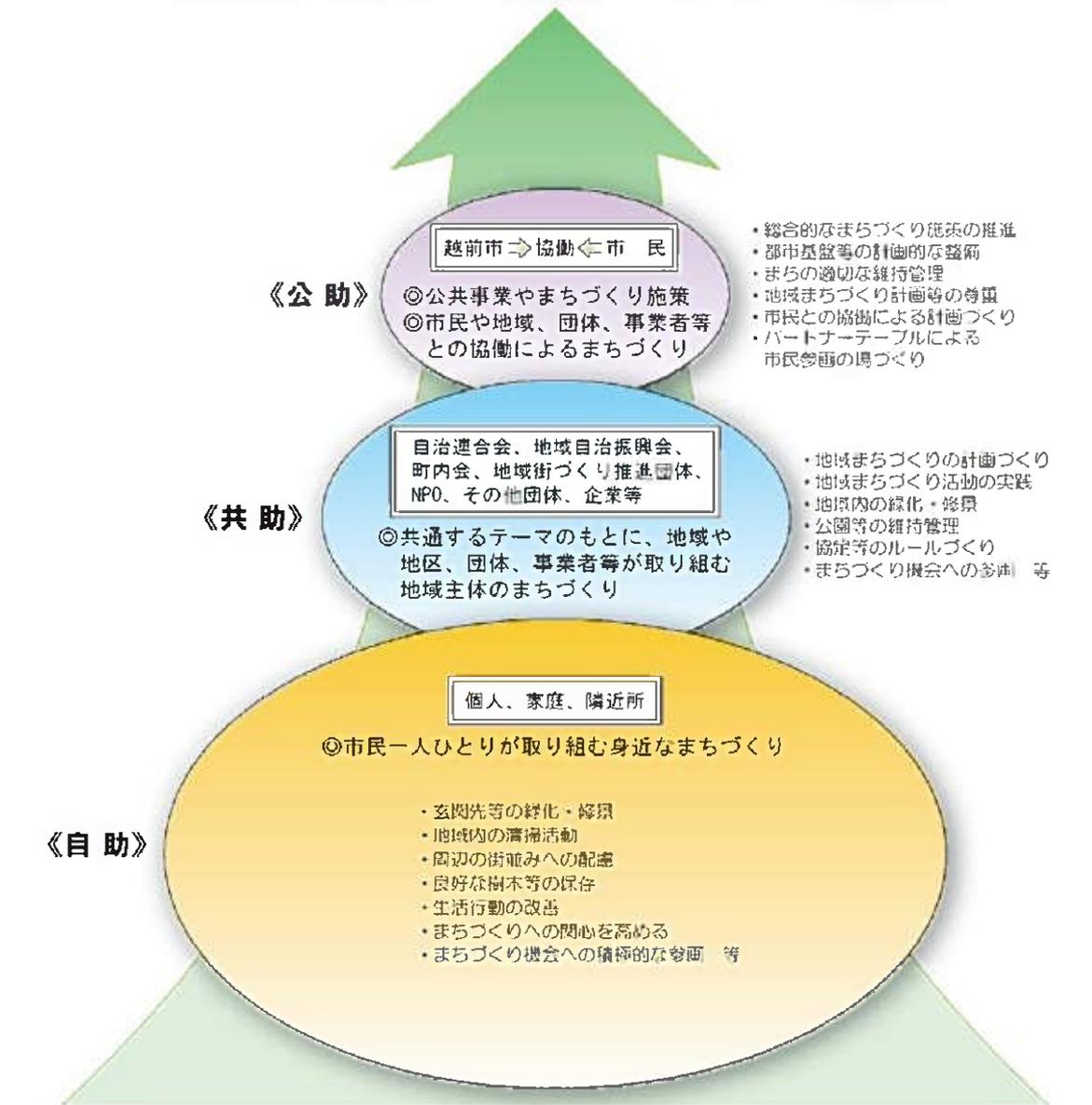
③多様な人的ネットワークの活用

- ・越前打刃物や越前箆、越前和紙等、越前ブランドとして全国に知られる伝統の技を伝える職人とのネットワークを形成し、学習や体験する場等を通じて地域の伝統・文化に対する理解と関心を深めながら次代に継承していきます。
- ・また、グリーンツーリズム活動や農業・林業の専門家等、様々な分野のプロフェッショナルとの総合的なネットワークを形成し、まちづくりとの連携を図りながら、人が生き生きと暮らせる元気なまちをつくり出します。
- ・さらに、大学や高専等とのネットワークを活用し、「越前市産業支援ネットワーク」を推進するとともに、地域住民と一体となった地域活性化策に継続的に取り組めます。



仁愛大学が主催した「越前ぶらりツアー」

持続可能な定住都市 市民が育む“風格のまち”越前



- | | | | |
|---|--|--|--|
| <p>○市民参画の制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治振興会 (自治基本条例) ・越前市自治連合会 ・市民協働推進会議 市民協働推進課会議 (自治基本条例) ・地域街づくり推進団体 (住みよい街づくり推進条例) ・市民提案制度 (都市計画法、景観法) | <p>○意識啓発、人づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハンフレット、広報、ホームページ ・まちづくりセミナー ・まち歩き等のイベント ・学校教育、生涯教育 ・人的ネットワーク活用 ・世代間交流 ・姉妹都市交流 | <p>○市民参画の支援制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供、技術的支援 (住みよい街づくり推進条例) ・表彰制度 (住みよい街づくり推進条例) ・市政出前講座 ・市民協働推進事業による各種助成、補助事業 | <p>○自主ルールの制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域街づくり協定 (住みよい街づくり推進条例) ・地区計画 ・建築協定、緑地協定 |
|---|--|--|--|

市民主体によるまちづくりの総合的な推進体系のイメージ

2. 先導プロジェクト

(1) 先導プロジェクトとは

- ・長引く景気の低迷、先行きの不透明さ等の社会・経済情勢にある中で、自治体の財政状況は厳しさを増し、従来のような右肩上がりの公共投資は困難な状況にあります。
- ・このような状況の中で、まちづくりの基本理念やテーマとして掲げる「持続可能な定住都市の形成」、「市民が育む“風格のまち”越前」を実現するためには、周辺への波及効果も勘案しながら、「選択と集中」の考えに基づいて計画的にまちづくりを進めていく必要があります。
- ・そこで、本市が進める重点的な施策のうち、まちの風格を高めるために一体的・総合的に進めるべき場所における施策を先導プロジェクトとして位置付けます。
- ・今後、先導プロジェクトを推進するとともに、市民に対して積極的にPRしながらまちづくりに関する意識高揚と取り組みの波及を図り、“風格のまち”として魅力を総合的に高めていきます。

《中心市街地》

- ・本市の中心市街地は、丹南地域全体における中心であるとともに、かつて越前国府が置かれてから約1300年にわたりまちの中心であり続けている、「まちの頭」と呼べる場所、本市の“風格”の中心となる場所です。また、日常生活の圏域を越えた市全域、全市民を対象とする質の高いサービス機能を提供する場所です。

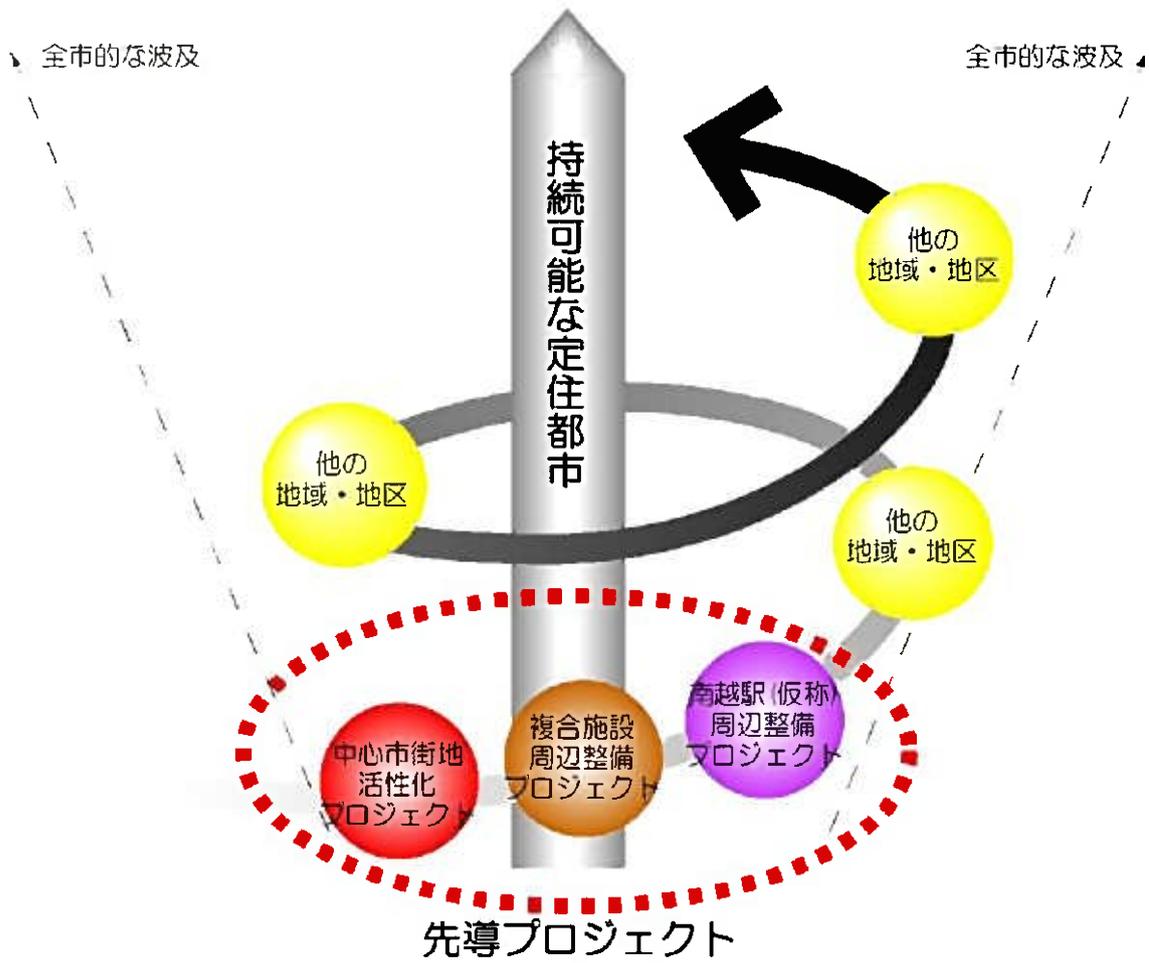
《複合施設周辺》

- ・越前和紙等の伝統工芸に育まれた今立の中心地に位置し、「まちなか・今立」のまちの活性化とまち空間再生の拠点であるとともに、主要バス路線や地域を結ぶ交通の拠点として機能し、市東部地域を対象とする都市機能が集積する、伝統と文化、防災で結びつけるコミュニティの核となる場所です。

《南越駅(仮称)周辺》

- ・南越駅(仮称)周辺は、北陸自動車道武生ICや国道8号が近接する広域交通の結節点という地理的特性を有しており、丹南地域における交通の拠点として、更に県域を越えた活発な交流の起点としての活用を図るべき場所です。

市民が育む“風格のまち”越前



先導プロジェクトによる波及効果のイメージ

(2) 中心市街地活性化プロジェクト

①中心市街地の概要

- ・本市の中心市街地は、北陸地方が越の国と呼ばれた頃から拓けた地域で、国府が置かれ、越の国の政治、経済、文化の中心として栄えたため社寺、伝統産業、建造物等の歴史的文化が数多く残されています。
- ・旧北陸街道沿いには中世から栄えた越前打物や呉服、指物、乾物等の商家、町屋が軒をつらね、現在もその面影を残す街並みが息づいています。
- ・また、土蔵を活かして整備した蔵の辻や町屋、空店舗を活用しての市民活動等の拠点もあります。
- ・中心市街地の「タンス町」には本市の伝統産業の一つである「越前箆笄」関連の企業が集積しており、住民等が主体となった景観まちづくりが進められています。
- ・また、行政・文化・教育・交通・医療・福祉等の公共公益施設や商店街をはじめとする商業サービス施設が立地し、交通の結節点であるJR武生駅があり、丹南地域の中で最も都市機能が集積している地区です。

②将来像・テーマ・基本方針

《将来像》越前国府 1300 年の歴史と文化が薫る安らぎのまち「武生」
～全ての世代が共に支え合い、住み・働き・交流するまち～

【テーマ1. まちの顔づくり】

- ・新庁舎建設等を契機とした、市民との協働による“まちの顔づくり”の推進
- ・歴史、水、緑を大切に“美しい景観”の形成

【テーマ2. 暮らしの再生】

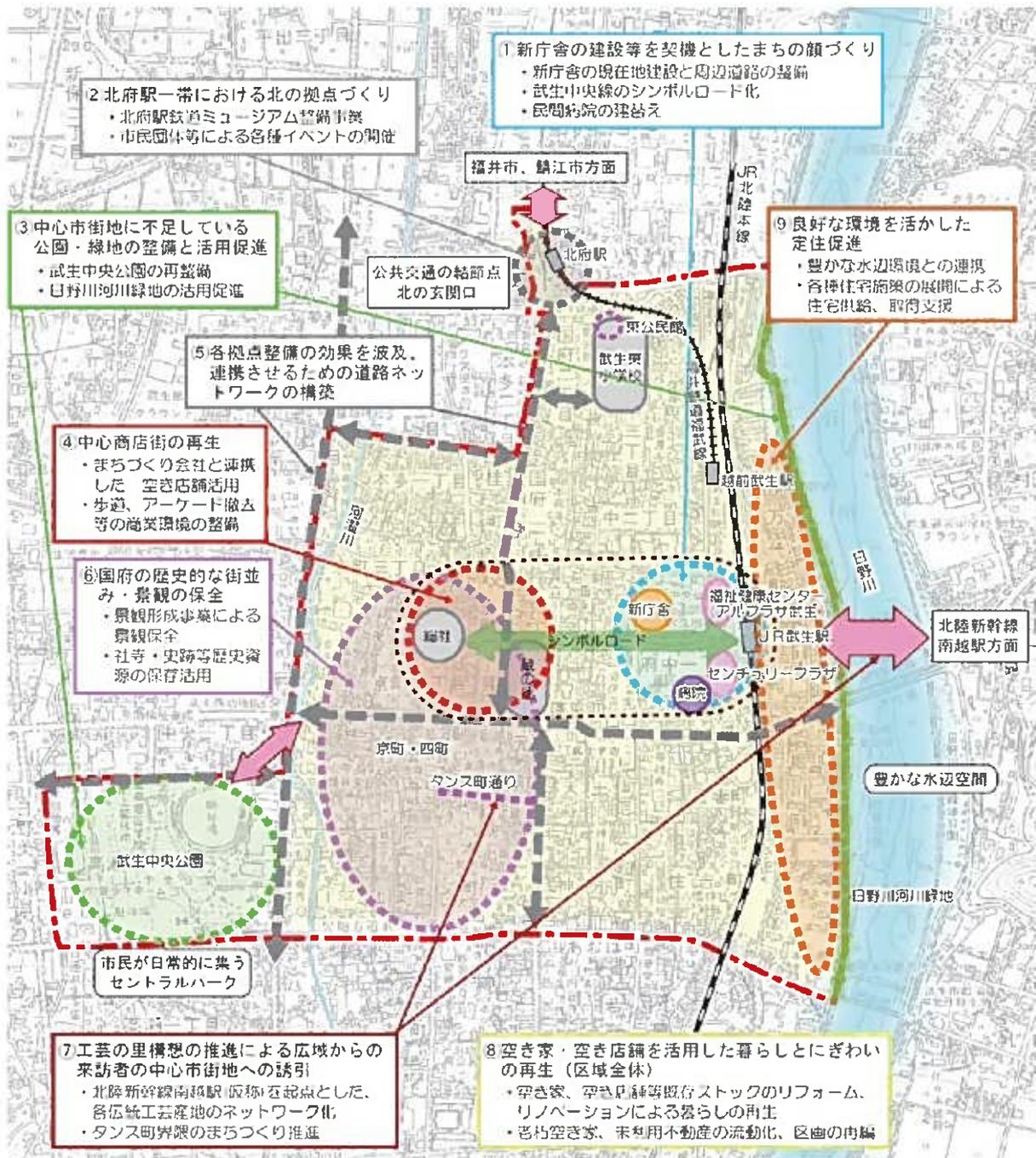
- ・若い世代等の定住を促進する総合的な“まちなか居住”の推進
- ・誰もが健康で安心して“いきいきと暮らせるまちづくり”の推進

【テーマ3. にぎわいの再生】

- ・多様な主体の活動と交流による“にぎわい”の創出と“魅力ある商業”の振興
- ・越前の歴史・文化やモノづくり、食を発信する“まちなか観光”の推進

③アクションプロジェクト

- ・第2期越前市中心市街地活性化基本計画以降、本庁舎の現在地での建設の決定、平成30年の福井県立総合体育館の完成、平成35年春の北陸新幹線金沢～敦賀間の開業等、中心市街地に多大な影響を与える事業が具体化しつつあるため、現在進行中の第2期計画を、より具体的な実効性を確保した計画とするため、第3期計画として策定を行いました。
- ・本計画が掲げるまちづくりの基本理念「持続可能な定住都市の形成」、まちづくりのテーマ「市民が育む“風格のまち”越前」を実現するための最も核となるプロジェクトとして、第3期越前市中心市街地活性化基本計画に基づく諸施策を積極的に推進していきます。



中心市街地活性化の戦略方針図

(資料：越前市第3期中心市街地活性化基本計画)

(3) 複合施設周辺整備プロジェクト

①複合施設周辺地区の概要

- ・本市は、平成 26 年3月に新市建設計画を変更し、「今立総合支所は改築し、市東部地域の防災・コミュニティ等の機能を有する複合施設として、拡充整備を図る」という建設方針を示しています。
- ・複合施設周辺地区は、越前和紙等の伝統工芸に育まれた今立の中心地に位置し、「まちなか・今立」のまちの活性化とまち空間再生の拠点であるとともに、点在する集落を、伝統と文化、防災で結びつけるコミュニティの核となる地区です。

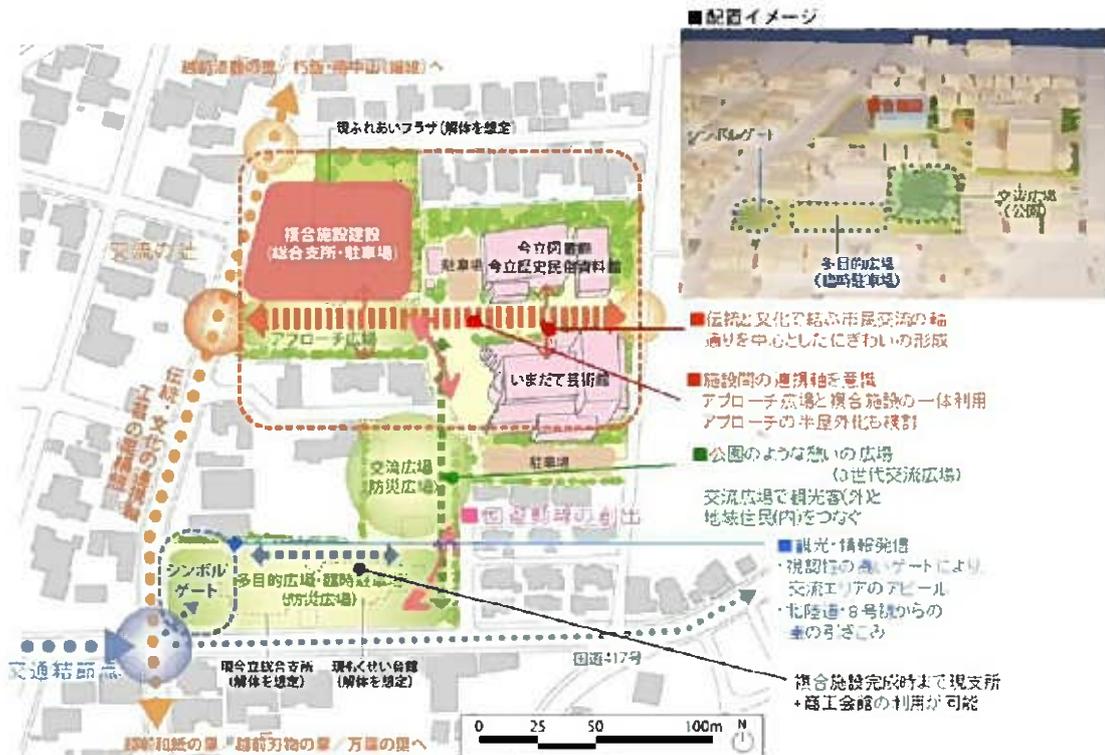
②基本方針

《イメージコンセプト》人が集まる公園のような憩いの場

- ・複合施設とその周辺エリアは、行政サービスの拠点だけでなく、まちなか今立の中心として、市民、NPOや企業等の地域のさまざまな主体と市が連携した活動を行う地域コミュニティの拠点となることから、市民が多目的に利用し活動できる憩い、学び、交流する場所として整備します。

③アクションプロジェクト

- ・「今立総合支所建設基本構想・基本計画」は、複合施設の基本理念・基本的な整備方針、複合施設周辺の機能・空間構成のイメージ等を定めています。
- ・本計画が掲げるまちづくりの基本理念「持続可能な定住都市の形成」、まちづくりのテーマ「市民が育む“風格のまち”越前」を実現するための核となるプロジェクトとして、この計画に基づく諸施策を積極的に推進していきます。



複合施設周辺整備に向けた主なアクションプロジェクト（複合施設周辺の配置計画）

（出典：今立総合支所建設基本構想・基本計画）

(4) 南越駅(仮称)周辺整備プロジェクト

①南越駅(仮称)周辺地区の概要

- ・平成35年春に開業予定の北陸新幹線南越駅(仮称)は、本市及び丹南地域のほぼ中央に位置し、現在その周辺には農地が広がっています。
- ・南越駅(仮称)周辺は、北陸自動車道武生ICや国道8号が接続する広域交通の結節点という地理的特性を有しており、丹南地域における交通の拠点として、更に県域を越えた活発な交流の起点としての活用を図るべき場所です。

②基本方針

《駅周辺整備コンセプト》伝統・文化を未来につなぐ癒しと交流の空間

- ・南越駅(仮称)は、集積する伝統産業や先端産業を活かす等、丹南地域の伝統・文化を結び付け、地域資源を再発見したり、新しい価値をもった情報を発信したりする起点として整備し、地域を活性化する空間を創出します。
- ・南越駅(仮称)周辺は、丹南地域のみならず、県域を越える多様な利用者を対象とする広域交流及び連携拠点としてふさわしい広域高次都市機能の誘導を図ります。

③アクションプロジェクト

- ・平成35年春の新幹線開業までに先行的に整備する施設として、東西・南北の地域連携軸と北陸自動車道武生ICを一体的に結ぶためのT型のアクセス道路や、駅前広場、道の駅としての施設、多目的広場、パーク&ライド駐車場の整備を行います。



南越駅(仮称)周辺整備のまとめ
(出典：北陸新幹線南越駅周辺整備基本計画)

- ・駅周辺整備の具体化に併せて、丹南地域の新たな玄関口として、広域的な交流や地域間の連携を促進する機能の集積を図る用途地域の指定を検討します。
- ・南越駅(仮称)と中心拠点や地域拠点を連絡する二次交通により、南越駅(仮称)周辺の活力を誘引し、まちの活性化を図るとともに、都市機能の維持、まちなか居住の促進につなげます。

3. アクションプログラム

- ・全体構想で定めた部門別まちづくり方針のうち、本計画を実現するために特に重要なプロジェクトと、その概ねの実施時期を以下とおり示します。

改定時

	短期 (概ね5年)	中期 (概ね10年)	長期 (概ね20年)	(継続的発展)
土地利用 まちづくり	中心市街地活性化プロジェクト			
	神と紙の街づくりプロジェクト			
	複合施設周辺整備プロジェクト			
	南越駅(仮称)周辺整備プロジェクト			
	用途地域指定の見直し			
	地区計画、建築協定、緑地協定等の活用			
交通ネットワーク	(都)戸谷片座線の整備 (都)家久1号線の整備 (都)北府2号線の整備 (都)中新庄瓜生線の整備			
	(都)白東女線の整備			
	(都)河瀬線の整備 (都)本田線の整備			
	南越駅(仮称)へのアクセス道路の整備			
	その他の未整備な道路網の整備			
	長期未着手都市計画道路の見直し			
	北陸新幹線及び関連道路網等の整備			
	歩行者空間の整備(歩道整備、バリアフリー化、景観整備等)			
	公共交通ネットワークの維持、サービス水準の向上			
	公園・緑地	丹南総合公園の整備		
瓜生水と緑公園の整備				
街区公園等の整備				
武生中央公園の再整備				
民有地・公共施設の緑化、街路樹の整備				
下水道	下水道事業の推進(公共下水道、農林業集落排水、合併処理浄化槽)			
景観形成	景観計画の策定 景観形成重点地区の景観整備、景観づくり活動に対する支援			
	景観条例の制定 景観的価値の高い建築物・樹木の保存			
	自然景観の保全(田園・集落景観、里地里山景観、森林景観、河川景観)			
安全安心	吉野瀬川ダムの建設、吉野瀬川・観谷川・阪部川の改修			
	ライフライン・公共施設の耐震化、消滅番施設の整備			
市民参画	地域自治振興事業、住みよい街づくり推進事業、市民協働推進事業の推進			
	まちづくり活動に対する支援・助成制度の拡充			
	まちづくりを担う人材の育成			

4. マスタープランの進行管理と見直し

(1) マスタープランの進行管理

- ・「まちづくりは百年の計」という表現がされるように、目指すべきまちの将来像を実現するためには、まちづくりの基本理念やテーマに基づいた息の長い取り組みが必要です。
- ・しかし、身近な緑化の推進やソフト事業等、その効果が短期間に現れるものもありますが、大規模な公共事業や長期間にわたる施策の場合は、それらを実施している間に社会情勢や市民のニーズ等が変化することも予想されます。
- ・このため、まちづくり施策の進捗状況を適切に評価・解析するとともに、P D C Aサイクル¹の考えに基づいて適正な見直し・改善を図り、本計画の着実な推進に努めます。



P D C Aサイクルによる進行管理のイメージ

¹PDCAサイクル。Plan（計画）→Do（実施・実行）→Check（点検・評価）→Action（見直し・改善）の順文字をとったものであり、この流れを繰り返すことで、事業や施策などの継続的な改善を図っていかうとする考え。